

さつま町地域防災計画

一般災害対策編

(令和 7 年 3 月 25 日修正)

さつま町地域防災会議

[目 次]

一般災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的等	1
第2節	防災機関の業務の大綱	2
第3節	さつま町の概要	6

第2章 災害予防計画

第1節	土砂災害等の防止対策	9
第2節	河川災害等の防止対策	13
第3節	防災構造化の推進	15
第4節	建築物災害の防止対策	17
第5節	公共施設の災害防止対策	18
第6節	危険物等災害対策	24
第7節	農業災害の防止対策	27
第8節	防災研究の推進	28
第9節	防災組織	29
第10節	通信・広報体制（機器等）	31
第11節	気象観測体制の整備	33
第12節	消防体制	34
第13節	避難体制	37
第14節	救助・救急体制	45
第15節	交通確保体制	47
第16節	輸送体制	49
第17節	医療救護体制	51
第18節	その他の災害応急対策事前措置体制	54
第19節	林野火災予防計画	59
第20節	防災知識の普及・啓発	61
第21節	防災訓練の効果的実施	64
第22節	自主防災組織の育成強化	67

第23節	防災ボランティアの育成強化	70
第24節	企業防災の促進	72
第25節	要配慮者の安全確保	73
第26節	孤立化集落対策	76

第3章 災害応急対策

第1節	応急活動体制の確立	78
第2節	情報伝達体制の確立	89
第3節	災害救助法の適用及び運用	92
第4節	広域応援体制	94
第5節	自衛隊の災害派遣体制	97
第6節	労働力の確保及びボランティアとの連携	102
第7節	気象警報等の収集・伝達	104
第8節	災害情報・被害情報の収集・伝達	109
第9節	広報計画	115
第10節	水防・土砂災害等の防止対策	118
第11節	消防活動	128
第12節	危険物等災害対策	130
第13節	避難の指示・誘導	133
第14節	救助・救急	142
第15節	交通の確保及び規制	144
第16節	緊急輸送	147
第17節	緊急医療救護	150
第18節	要配慮者への緊急支援	153
第19節	避難所の運営	156
第20節	食料の供給計画	159
第21節	給水計画	162
第22節	生活必需品等供給計画	165
第23節	医療救護計画	167
第24節	保健衛生・感染症対策	168
第25節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	171
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	174
第27節	住宅の供給確保	178
第28節	文教対策	181
第29節	義援物資等の取扱い	183
第30節	農林水産業災害の応急対策	184
第31節	電力施設の応急対策	190

第32節	ガス施設の応急対策	191
第33節	水道施設の応急対策	193
第34節	電気通信施設の応急対策	194
第35節	道路・河川等公共施設の応急対策	196
第36節	道路事故応急対策	197
第37節	林野火災応急対策	198
第38節	孤立化集落対策	199

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	201
第2節	激甚災害の指定	203
第3節	被災者の生活確保	204
第4節	被災者への融資措置	210

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的等

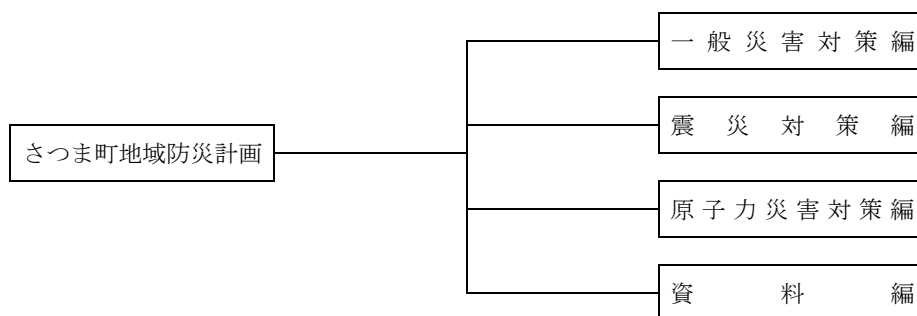
第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、さつま町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、一般災害対策編、震災対策編及び原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等を示した。

また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第 4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第 5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第２節 防災機関の業務の大綱

町並びに県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第１ 町

町は、第１段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)	町防災会議に係る業務に関すること。
(2)	防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
(3)	災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
(4)	災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
(5)	り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
(6)	被災した町管理施設の応急対策に関すること。
(7)	災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
(8)	災害時における交通輸送の確保に関すること。
(9)	被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
(10)	被災施設の復旧に関すること。
(11)	町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
(12)	災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第２ 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	(1) 県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あつせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あつせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第３ 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
さつま町消防本部	(1) 災害に対する予防、防ぎよと拡大防止対策に関すること。 (2) 消防資機材の整備充実と訓練の実施に関すること。

	(3) 災害時における人命救助対策に関すること。
	(4) 災害時における危険物の災害防止対策に関すること。

第4 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
さつま警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制に関すること。

第5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州森林管理局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること。 (4) その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。
鹿児島農政事務所	(1) 災害時における応急食料の配給に関すること。 (2) 政府保管主要食料及び輸入飼料の売渡しに関すること。 (3) その他防災に関し農政事務所の所掌すべきこと。
鹿児島地方気象台	(1) 気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。 (2) 地震情報の発表及び通報に関すること。 (3) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。 (4) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 (5) 気象災害防止のための統計調査に関すること。
九州地方整備局川内川河川事務所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 直轄国道の維持改修に関すること。 (4) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。

第6 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか、災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮之城郵便局等	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替貯金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政事業庁医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座

	(3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する こと。
西日本電信電話株式 会社（鹿児島支店）	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する こと。
日本赤十字社（鹿児 島県支部）	(1) 災害時における医療救護等に関する こと。 (2) 災害時におけるこころのケアに関する こと。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する こと。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する こと。 (5) 義援金の受付に関する こと。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に 関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する こと。
日本放送協会及び放 送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害 広報に関する こと。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する こと。
九州電力株式会社川 内配電事業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関する こと。 (2) 災害時における電力供給確保に関する こと。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する こと。
電源開発株式会社	(1) 電力施設の整備と防災管理に関する こと。 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する こと。
自動車運送機関	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に 関すること。
南国交通(株)空港自 動車営業所 鹿児島交通(株)川内 営業所	(1) 被災地の人員輸送の確保に関する こと。 (2) 災害時の応急輸送対策に関する こと。
社団法人鹿児島県エ ルピーガス協会	(1) ガス供給施設の耐災整備に関する こと。 (2) 被災地に対する燃料供給の確保に関する こと。 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する こと。
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に関する こと。
鹿児島県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関する こと。 (2) 身元確認に関する こと。
鹿児島県看護協会	災害看護に関する こと。

第8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北さつま農業協同組 合	(1) 被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、農家生活資材 の確保及びあっせんに関する こと。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関する こと。 (3) 農作物の需給調整に関する こと。
北薩森林組合	(1) 森林風水害による応急対策及び災害復旧に関する こと。 (2) 災害応急用材の需給対策に関する こと。
さつま町商工会	(1) 被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関する こと。 (2) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する こと。
さつま土地改良区	(1) 農業用ため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に 関すること。

	(2) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
さつま町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
薩摩郡医師会及び病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3節 さつま町の概要

第1 自然的条件

1 位置

さつま町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部にあり、鹿児島市から約40kmのところに位置する。周囲を山々に囲まれた盆地で、町は、東西27.3km、南北22.0kmの範囲に及び、面積は303.90km²、鹿児島県の3.3%を占めている。

2 地形

一般に小山系、小河川と点在する小平野からなり、紫尾山（1,067m）から分岐する丘陵地が広がっている。これらの山系から流れる河川は、川内川・夜星川・海老川・久富木川・五反田川・泊野川・穴川・南方川等があるが、町の中央を東西に貫流する川内川を除いて、いずれも短い河川で、平野は河川に沿って分散分布している。

川内川は、全長137km、流域面積1,595km²に及ぶ南九州第一の大河である。

川内川は東西に流れており、梅雨期には前線が重なり最も集中的に流れ込みやすい地形となっている。

3 気候

気候は、太平洋岸気候区に属しているが、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっている。降水量は、年間2,300～2,400mmを超え、鹿児島県平均の2,200mmと比較しても多く、特に6月には約600mmと年間を通じて最も多くの雨量がある。また、6月から7月にかけての梅雨、8月から9月にかけての台風シーズンの時期には、集中豪雨、暴風雨に見舞われることも多く、各地でがけ崩れや道路の決壊、耕地の冠水などの被害が発生している。

年間の最高気温は36℃、最低気温は－4.6℃であり、平均気温は17℃である。冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することもある。

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口（令和2年国勢調査）は20,243人、世帯数は9,231戸で、前回の国勢調査（平成27年）から2,157人余り、約10%の減少となっている。

また、高齢化の状況は、令和2年の国勢調査で8,447人、率にして41.7%と町民の2.4人に1人が65歳以上の高齢者となっている現状であり、本町の高齢化は、県全体より20年、全国より35年早く進行しているといえる。

高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加などが防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

したがって、これらの背景を踏まえて、災害時の防災対策のあり方が重要になってくる。

2 産業

(1) 農業

稲作を主体に、畜産や野菜、花き、いちご等の園芸、茶、果樹など生産性の高い作物栽培

を目標に各種補助事業の導入による施設の整備や担い手・地域リーダー育成のためのソフト事業の導入などに取り組み、生産性の向上による農家所得の増大や労力の軽減等を図っているが、農業従事者が年々高齢化しているため、高齢農業者が生きがいを感じて農業ができる条件整備が必要となっている。

(2) 林業

町の総面積の66%に当たる林野を活用した林業においては、林業一戸当たりの経営面積が小さく、農業との兼業あるいは副業として営まれており、零細な林業経営である。

(3) 商業

消費ニーズの多様化や大型店・専門店の増加、24時間営業形態のコンビニエンスストアの進出など、本町商業環境を取り巻く情勢は大きく変化してきている。また、小売店においても経営者の高齢化や後継者不足など、数多くの課題を抱えている。

(4) 工業

工業は、誘致企業の立地等の効果により、全体として製造出荷額は増加傾向にある。しかし、食料品加工業や竹製品や木材製造業など地域農林業と関係の深い地場産業については、海外からの安い製品におされ、販売額の低迷が続いており、ピーク時より3割ほど出荷額も減少している。

(5) 観光

本町は、古い歴史と豊かな自然に恵まれ、紫尾山、川内川、鶴田ダム、観音滝公園、宗功寺公園、宮之城温泉等多くの観光資源があり、年間約100万人の観光客を迎え入れている。

また、県立北薩広域公園の整備に伴い、新たに年間30万人程度の入込客が想定されるため、これらの受入れに対するソフト・ハード両面にわたる整備を進めるとともに、土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立も急務である。

3 交通

(1) 道路

本町の道路網は、一般国道267号・328号・504号の3路線が市街地で交差し、それを補完する主要地方道2路線、一般県道16路線と町道1,171路線768kmが、さらには、川薩広域農道、農免農道が町内全域を網羅しており、町民の生活環境の改善と産業経済振興の基礎として重要な役割を担っている。

また、一般国道504号は、地域高規格道路の指定を受け、将来的には高速交通体系を活かした産業活動への波及が期待されている。

道路改良率は、町道で59.8%と低く、早急な整備が望まれている。

(2) 交通機関

本町の交通機関は、バス交通（JR九州、鹿児島交通、南国交通）だけであり運行路線は鹿児島市、薩摩川内市を結ぶ路線が主であり、南国交通による空港シャトルバスも運行されているが、利用率は年々低下しており、廃止・減便の危機に直面している路線が多くある。

しかし、徐々に進行する高齢化社会に伴い増加する老人や子供等に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも公共交通機関の整備は、急を要する課題となっている。

第3 災害の記録

本町における過去の主な災害は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ◦過去の主な災害	P. 12

第2章 災害予防計画

第1節 土砂災害等の防止対策

関係機関	
建設課	農林課
総務課	

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県と連携し、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

町は、危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

1 山地災害危険箇所

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握している。

町は、この調査に基づいて、山地災害危険地区対策事業の推進を県に働きかけるとともに、危険度に応じた警戒体制を確立し、人的災害等の防止に努める。

資料編	○山地災害危険箇所一覧	P. 30

2 土石流危険渓流等

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、土石流による災害を未然に防止するような事業の推進が図られるよう県に要請する。

資料編	○土砂災害危険箇所一覧	P. 19

3 地すべり危険箇所

町内における地すべり防止区域及び地すべり危険箇所は、資料編のとおりであるが、地すべ

り災害を未然に防止し、又は最小限にとどめるため、地すべり地域の実態を把握しておくとともに、情報収集・伝達及び避難方法の整備を図る。

〈地 す べ り の 前 兆〉

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
 - 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する。
 - 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 - 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
 - 6 樹木、電柱、墓石などが傾く。
 - 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

資料編 ○土砂災害危険箇所一覧

P. 19

4 急傾斜地崩壊危険箇所等

急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編に掲げるとおりであるが、町は、危険区域ごとにその範囲、人口、世帯数、建物等を把握し、予想される災害についての被害状況を検討しておくものとする。

資料編 ○土砂災害危険箇所一覧

P. 19

5 建築基準法に基づく災害危険区域

町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。急傾斜地崩壊危険区域又は出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転の促進やがけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

6 主要交通確保のための途絶予想箇所の把握

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

資料編 ○交通途絶予想箇所一覧

P. 40

7 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害警戒区域を指定し、町は区域毎に警戒避難体制に関する事項について定める。また、警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知する。

(1) 土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）

町は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第7条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

(2) 土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）

町は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者関連施設を目的とした開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事は移転等の勧告が可能となる。

資料編	○土砂災害警戒区域等一覧

P. 14

第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

1 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、北薩地域振興局、消防機関、警察等防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行う。

2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

- (1) 町は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。
- (2) 町独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

3 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- (1) 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付
- (2) 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

第3 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

1 警戒体制の確立

- (1) 町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を自主防災組織等と実施するとともに地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。
- (2) 土砂災害警戒区域内に、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報・警報の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 土砂災害警戒区域内での円滑な避難を確保する上で、必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じておくものとする。

2 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。また、必要によ

り、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

3 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際、留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、公民会放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法の整備を図る。

(3) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所での住民の世話人の配備等の措置を定める。

(4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

(5) 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムの危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

4 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。このため、町及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

住民の自主的避難の指導方法は、本章第22節「自主防災組織の育成強化」で定める。

5 避難訓練

町は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

避難訓練の方法は、本章第21節「防災訓練の効果的実施」で定める。

第2節 河川災害等の防止対策

関係機関	
建設課	総務課

本町は、川内川が貫流し、しかも多雨地帯という気象的に厳しい自然条件のもとに置かれており、洪水の被害を受けやすい特質があるため、河川災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防等の整備事業を継続して推進する。

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

地形・気象等の自然的要因と、宅地化等による土地利用の変化等の社会的要因のため、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、本流川内川については、年々改修を行っているが、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進していく。

(2) 河川及び治水施設の整備方策

河川の通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策を必要区間について、後背地の資産状況等を勘案して整備を進める。併せて「水防災意識社会構築ビジョン」に基づき、堤防補強等のハード対策への協力や住民目線に立ったソフト対策を推進する。

2 河川等重要水防箇所等危険予想区域の把握、周知

町は、河川等重要水防区域及び重要水防箇所以外の危険予想箇所にに基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、住民に周知する。

また、町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨等により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

(1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険箇所の把握

(2) 避難路上の障害物等の把握

(3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

(4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

資料編 ◦重要水防箇所一覧 P. 51

◦重要水防箇所外の危険予想区域 P. 53

3 重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、危険箇所内の堤防等の巡視を行うものとする。

4 水防施設及び資機材の整備

水防施設及び資機材等は、資料編に掲げるとおりである。

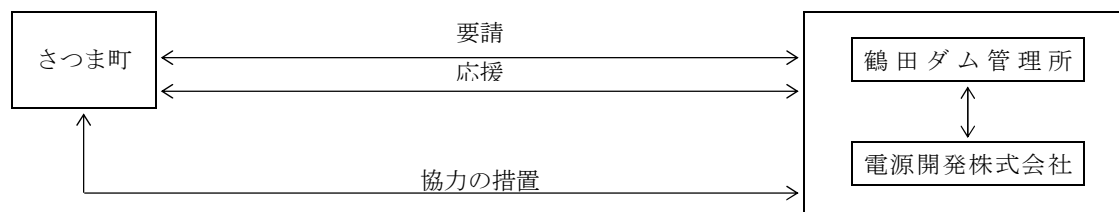
資料編 ○ 町内水防倉庫一覧

P. 53

第2 ダム施設災害予防対策

1 町の措置

町は、九州地方整備局鶴田ダム管理所及び電源開発株式会社と平常時から連携を強化し、相互の応援・協力体制を定め、緊急時における情報連絡体制、相互の協力体制等について確認しておく。



2 九州地方整備局鶴田ダム管理所の措置

(1) ダム施設の点検整備

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。ダム管理所では定期的に点検整備を行うものとする。

ア ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

(2) 洪水期間と制限水位及び予備放流水位

ア 洪水期間と制限水位

鶴田ダムの洪水期間は毎年6月11日から10月15日までの期間で、毎年10月16日から翌年6月10日までを非洪水期間とする。洪水期間における貯水位の最高水位（以下「制限水位」という。）は、「鶴田ダム操作規則」（以下「操作規則」という。）による。

イ 予備放流水位

所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が操作規則に規定する予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

第3節 防災構造化の推進

関係機関	
建設課	総合政策課
消防本部	総務課

町内の防災基盤整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、町における、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な環境整備を推進する。

第1 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

2 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 公営住宅の不燃化推進

町は、老朽公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

4 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防水利の基準等に照らし、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地

としての機能を強化する。

2 共同溝等の整備

町は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限にとどめるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合については、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配付等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所に指導する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

町は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を行うとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 建築物災害の防止対策

関 係 機 関
建 設 課 総 務 課

風水害時等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

第1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

1 公共施設等の堅牢化・安全化

町は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

2 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため町は、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

第2 一般建築物の堅牢化・安全化

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図り、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

資料編 ◦ さつま町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱 P. 88

2 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に実施する調査・検査に対する報告を求め、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

上記(1)に掲げる特殊建築物等不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施)において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策

関係機関	
水道課	建設課
九州電力(株)	ガス事業者
西日本電信電話(株)	

水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能マヒに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第1 水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は日常生活に不可欠なため、水供給機能がマヒしたときの社会的影響の大きさにかんがみ、水道施設の整備に当たって、次の対策を推進し、災害に強い水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の水道供給システムの整備・強化
- (2) 石綿セメント管等から铸铁管等への敷設替えの推進
- (3) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (4) 浄水場等の堅牢化・停電対策の推進
- (5) 広域的なバックアップ体制の推進
- (6) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町は、既存道路施設等の安全化を基本に、次の防災対策等の整備に努める。

(1) 道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を推進する。

(2) 道路の橋梁における耐震対策工事

道路における橋梁の機能を確保するため、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を推進する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工

事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を推進する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。このため、町は、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備による防災対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、消防関係及びその他の機関と連携のもとレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第3 電力施設の災害防止

1 電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社及び電源開発株式会社は、以下の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講ずる。

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の現状、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置、及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、被害が予想される箇所について、点検整備を実施する。

イ 送電設備

- ・ 架空電線路・・・土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルートの変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- ・ 地中電線路・・・ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入り口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋内機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術指針等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備等の弱体箇所は、補強等により対処する。

(3) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予測施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から、復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ等の報道機関のほか、パンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に連絡すること。

(3) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

(4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

(7) その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 ガス施設の災害防止

1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

(1) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い、災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて、定期的な保守点検整備等を行う。

(2) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

(1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、災害時措置要領等の整備に努める。

(2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

(3) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるよう努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を推進する。

(4) 支援体制

被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第5 通信施設の災害防止

1 電気通信設備等の耐災性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社川内支店は、通信施設の耐災性（不燃性、耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより、風水害等の災害等の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐災化

電気通信施設・設備の耐災化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規模の風水害による被害を参考として不燃、耐火、耐水構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐災化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、風水害による浸水、損傷、流失等を防止するため、支持金物等による措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池、発動発電機を常備する。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは、火災による延焼や河川出水、土砂災害等による寸断に比較的に弱いので、寸断等のおそれのある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

ウ 重要局所被災時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般通話の制限（広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

3 災害対策用機器・資機材の整備

(1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車、孤立防止対策用衛星電話を配備する。

(2) 大容量可搬型電話局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型電話等を主要地域に配備する。

(3) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、電話局、無線中継所等を対象に配備する。

4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施するとともに、県及び市町村が実施する防災演習には積極的に参加する。

5 情報の提供

災害発生に当たっては通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、西日本電信電話株式会社ホームページ等を活用し通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第6節 危険物等災害対策

関 係 機 関	
総 務 課	消 防 本 部

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策の推進に努める。

第1 危険物災害等の防止対策の実施状況

1 危険物施設等の保安監督・指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

資料編 ◦ 町内危険物施設一覧

P. 45

第2 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物の種類や危険物施設の形態及び当該施設での貯蔵又は取り扱われる状態によって、災害予防対策は異なるので、消防法の規定に基づき次により災害予防対策を図る。

1 危険物施設の整備改善

危険物施設の位置、構造又は設備が、消防法第10条第4項の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、次の措置を講ずる。

(1) 自主査察の実施指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者等は、危険物保安監督者並びに危険物施設保安員に命じて、施設の位置、設備等が消防法第10条第4項の基準に適合しているかを自主的に査察し、必要に応じ施設の設備改善を図るよう指導する。

(2) 立入検査の実施

危険物施設に対し、必要に応じ立入検査を行い、施設の整備改善について指導する。

2 危険物施設における危険物の安全確保

危険物施設での危険物の取扱貯蔵は、消防法第10条第3項の規定による技術上の基準に適合して実施するよう、次の措置を講ずる。

(1) 自主査察の実施

危険物施設の所有者、管理者又は占有者等は、危険物保安監督者並びに危険物施設保安員として、危険物の貯蔵、取扱いについて必ず保安監督を励行させるとともに、消防法第10条第3項の基準に適合させるよう指導する。

(2) 立入検査の実施

危険物施設に対し、必要に応じ立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

3 危険物運搬の安全確保

危険物運搬については、消防法第16条の規定による技術上の基準に適合させるよう、次の措置を講ずる。

(1) 自主査察の実施

危険物を運搬する者に対し、危険物取扱者の同乗を励行させるとともに、消防法第16条に定める容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準に適合させるように指導する。

(2) 立入検査の実施

警察の協力を求めて立入検査を実施し、危険物の運搬、容器、積載方法について指導する。

4 保安教育の実施

危険物取扱いについての保安教育を、次により実施する。

(1) 危険物施設所有者に対し、自主的な危険物取扱者並びに危険物施設保安員の再教育及び危険物施設に勤務し、危険物の取扱い、貯蔵に従事する者の保安教育の実施を指導する。

(2) 危険物取扱者並びに危険物施設保安員の再教育及び危険物施設に勤務し、危険物の取扱い、貯蔵に従事する者の保安教育を実施する。

5 危険物施設の事業者等の措置

(1) 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、警察署、消防機関に通報する。

通報を受けた機関は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の立入りを禁止する。

イ アの措置を講ずる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講ずること。

ウ 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

(2) 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、知事（危機管理防災局消防保安課）、警察署及び消防機関に通報する。

通報を受けた機関は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

ア 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させ、放水による冷却等適切な措置を行う。

イ 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民に対し避難させるための措置を行う。

ウ 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため町、警察署及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

(3) 石油類等の保安

危険物製造所、貯蔵所、取扱所の管理者等は、火災、水害時に際し、石油類による災害を防止するため、町及び関係機関と緊密な連携を図り、次の緊急措置を講ずる。

ア 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。

イ 通報を受けた消防機関は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

(4) 電気事業の保安

ア 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

イ 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

ウ 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

第7節 農業災害の防止対策

関 係 機 関
農 林 課

風水害等の災害による農作物等の被害を軽減し、農家経営の安定を図るため、農作物及び農業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、町はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の機能を最大限に活用しながら、かつ、一元的な組織体系を確立し、技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため、指導体制の確立を図るとともに、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

各地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

3 作目別被害予防対策

町の地理的条件による災害の発生状況を考慮した作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事前事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

4 防災営農施設の整備

災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

(1) 農地の現況

本町は、川内川及びその支流域に広大な耕地が開けており、水稻栽培を中心に、畜産・園芸等を合わせた農業が営まれている。しかし、川内川は大雨のたびに氾濫を引き起こし、農地、農作物等は甚大な被害を受けていることから、緊急に農地防災対策を講じ農業生産の安定的向上を図る必要がある。

(2) 農地災害事業の基本方針

台風による大雨、土砂崩壊等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、堤防等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、降雨等による農地の侵食対策等について、土地改良長期計画等に即し総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図る。特に豪雨等により決壊した場合に下流の人家・公共施設等に影響を及ぼすおそれのあるため池（防災拠点ため池）のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また、町は、ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第8節 防災研究の推進

関係機関
各課共通

町は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

第1 地域危険度の調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成等に努める。

第2 防災対策についての調査研究

防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第9節 防災組織

関係機関
総務課

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町は、防災計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進するとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

（動員配備体制は、本編第3章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、常時連絡、呼応できる体制で対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第3章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 町防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2 連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

町は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 積極的な情報交換の実施

町は、防災関係機関と連携して、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行い、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び通信訓練の実施

町は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び通信訓練を実施する。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行うものとする。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。(本編第3章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照)

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

第１０節 通信・広報体制（機器等）

関係機関
総務課

風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＩｏＴ、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第１ 町通信施設の整備

１ 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備の保守整備に努める。一方、戸別受信方式は、直接住民に連絡できる伝達手段のため、全世帯へ積極的に保守整備を進める。

資料編 ○町防災行政無線設置状況

P. 43

２ 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日ごろから通信施設の運用体制の充実に努める。

（１）通信機器の操作の習熟

日ごろから訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

（２）通信機器の保守体制の整備

定期的に通信機器の保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

第２ 県通信施設の整備

県は、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するために、県防災行政無線を整備し、県と合同（支）庁舎、市町村、消防本部、防災関係機関等で構成するネットワークを形成している。

町は、これらのネットワークにより災害時に必要な情報等を収集し、県等に対して迅速な被害報告ができるよう、県防災行政無線機器の操作、訓練及び災害時の運用方法等を平時から職員に対し習熟を図る。

第３ 関係機関の通信施設の整備

防災関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

1 西日本電信電話株式会社

(1) 災害時優先電話

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

2 警察

(1) 警察有線電話

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(2) 警察無線電話

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

3 九州電力株式会社

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、電力所、営業所等を経て通信連絡する。

第4 防災相互通信無線の整備

町は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

第5 広報体制の整備

大規模な災害発生時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて町民に提供するとともに、緊急情報提供システム、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（町ホームページ）や安心安全情報メールを効果的に活用する。

第 1 1 節 気象観測体制の整備

関係機関
総 務 課

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を推進する。

第 1 気象観測体制の整備

気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測、水位観測等の施設、設備を整備し、予報、警報等を速やかに住民及び関係機関へ連絡できるように、通信施設、設備等の整備とあわせて行うこととする。また、これらの施設、設備については、定期的に点検を行う。

資料編	○町内雨量観測所一覧	P. 41
	○町内水位観測所一覧	P. 41

第 2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、気象警報等や気象関連情報を自動的に県から受信するとともに総務課職員の参集を携帯電話メールにより呼びかけ、風水害等の警戒体制の確立を図る。

また、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

第 3 河川砂防情報システムの活用

河川砂防情報システムの活用により、町内の河川水位、雨量、ダム情報、河川カメラ画像、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を、インターネット等により、住民に対し情報提供するものとする。

第 1 2 節 消防体制

関係機関
消防本部

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第 1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備状況

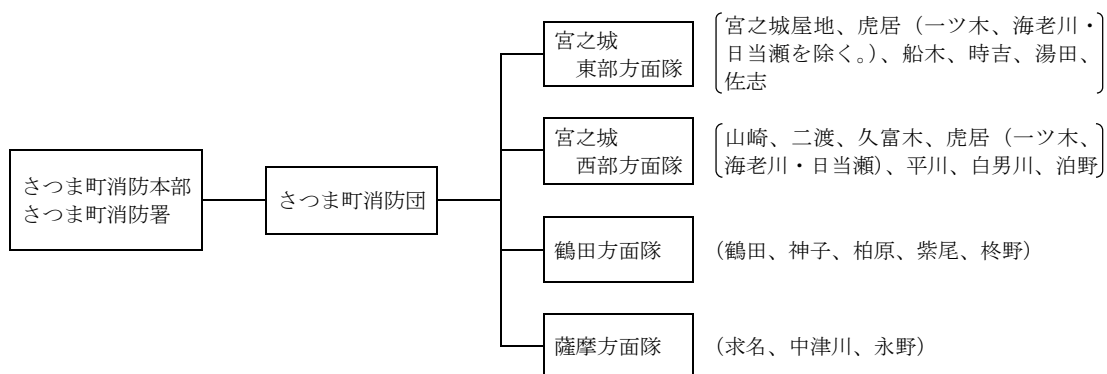
ア さつま町消防本部

本町には、常備消防として、さつま町消防本部及びさつま町消防署が設置され、各種消防業務を実施するとともに、消防団の教育、訓練等を行っている。

イ さつま町消防団

本町に非常備消防として、さつま町消防団を置き、宮之城東部方面隊、宮之城西部方面隊、鶴田方面隊、薩摩方面隊の 4 方面隊の組織体制下で、消防団に係る消防活動を実施している。

< 消防団組織及び管轄区域 >



(2) 消防組織の充実強化

町及び消防本部は、整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

町及び消防本部は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

・ 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

・ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町及び消防本部は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自衛消防隊等（注）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。（注：消防法で定める防火管理者を置く学校、病院、工場等）

第2 消防用水利、装備、資機材の整備

1 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

(1) 消防水利の整備状況

町内の消防水利の保有状況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○ 消防水利の現況	P. 50

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水

として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

(1) 消防ポンプ車両等保有状況

町消防本部及び町消防団における消防ポンプ車両等の保有状況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	消防装備の現況	P. 49

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、消防本部において消防無線設備、専用電話回線並びに消防緊急通信指令システムが整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されており、資料編に掲げるとおりである。

資料編	通信指令施設の現況	P. 44

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、デジタルにより整備された主運用波及び統制波を活用することで、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

- ・ 多重無線通信機
- ・ 衛星通信システム
- ・ 早期支援情報収集装置
- ・ 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

イ 通信・運用体制の整備

- ・ 共同運用する消防緊急通信指令システムの維持管理、また、指令センター職員及び連絡調整員の指令管制能力の向上に努め、緊急時における通報の受理及び出動指令の迅速化を図る。
- ・ 現場活動に必要な情報の収集・管理に努め、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- ・ 消防通信指令業務の共同運用に伴い、システムの高度化を推進し、各管轄地域の実情にあった最適なシステムを構築することにより、関係消防本部との連携強化を図る。

第 13 節 避難体制

関 係 機 関	
総 務 課	ほけん福祉課
こども支援課	教育委員会

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、災害時等における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第 1 避難所の指定・確保、安全性の点検

1 避難予定場所の指定

町は、災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの避難予定場所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。

また、避難予定場所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更の上、住民に対し周知徹底させておく。町内の避難予定地は資料編に掲げるとおりである。

資料編	○避難所等一覧	P. 65

2 避難所の確保と整備

(1) 避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。

また、町が定める避難所（以下、「指定避難所」という。）の他、町が推進する「届出避難所」制度を自治会及び自主防災組織等は活用することにより、地区住民の自主避難が安全かつ容易にできるよう、身近な避難所の確保と避難所の分散に努める。

さらに、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震での余震をおそれた車中避難、新型コロナウイルス感染症拡大により感染リスクが高まることへの不安による指定避難所に避難することができない車中避難者への対応についても避難所と同様に必要な措置を講ずる。

(2) 避難所の収容能力等の把握

ア 町は、災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの避難所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

イ 避難所の指定に当たっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から住民に、親戚や知人宅、地元集会施設等、より身近で安全な場所を選択肢に加えるなど、多様な自主避難についての推進を図るとともに、必要な場合には、関係課が連携して、ホテルや旅館等

の活用等を含めて検討する。

(3) 避難所の整備

ア 指定避難所には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。また、避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課と関係機関が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

イ 届出避難所

届出避難所の環境整備等については、管理する自治会及び自主防災組織等が行うものとし、必要な要望等について、町（総務課）と調整する。

ウ 車中避難

やむを得ない理由により避難所に滞在することのできない住民（災害対策基本法第86条の7）が車中避難する場合、開設中の指定避難所駐車場の利用に努める。

指定避難所の駐車場を利用する際は、避難所管理者へ届出を行う。

届出を受け又は車中避難者を確認した管理者は、駐車場の統制の他、トイレの使用、避難所付近の浸水等被害情報提供及び必要に応じて生活関連物資の配布に留意する。

(4) 避難所における備蓄等の推進

避難所に、食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し器具、毛布、簡易ベッド、マスク、消毒液、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

3 避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定し、整備・点検に努める。

資料編 ○避難経路一覧

P. 67

第2 避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象警報等が発表された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2 土砂災害警戒区域内の避難体制の確立

(1) 町は土砂災害防止法第7条に基づき、警戒区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

(2) 前号の警戒区域に所在する要配慮者利用施設は土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置に関する計画（以下「避難確保計画」という）を作成し町へ報告しなければならない。同計画を変更した時も同様とする。

- (3) 町は、避難確保計画に基づく避難訓練等の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

資料編 ○ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

P. 18

3 浸水想定区域内の得に防災上の配慮を要する者が利用する施設の避難体制の確立

町は、浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有するものが利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という）で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への連絡網を作成するとともに、電話、FAX、防災行政無線、エリアメール等を用いて、はん濫注意水位等の到達、避難準備情報または避難勧告・避難指示に関する情報を伝達するなど避難体制を確立する。

資料編 ○ 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

P. 40

4 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。

イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う

ウ 町長は関係機関の協力を得て、地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、隣接市町にも通知しなければならない。

イ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（県危機管理防災課）に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

5 自主避難体制の整備

- (1) 町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

- (2) 自治会及び自主防災組織等は安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (3) 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心がける。
- (4) 町が推進する「届出避難所」は、町が発令する避難情報の有無にかかわらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことから「届出避難所」の登録について必要な検討を行う。

6 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第10節の「通信・広報体制（機器等）」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

町長は、町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

7 要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの老人、寝たきり老人、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、次の点に留意して行う。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町は、日ごろから要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、要配慮者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。また、自主防災組織等は安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 要配慮者に配慮した避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた要配慮者専用避難所（福祉避難所）の整備を図るものとする。

第3 広域避難体制の整備

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者などには、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難勧告等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 設備の整備・物資の確保

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

(4) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施する。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を

高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日ごろから町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

3 学校における児童生徒等の避難体制の整備

町教育委員会教育長は、町内の学校における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒等の発達段階を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導体制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長等は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒等が家庭にいる場合における臨時休業の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日ごろから実施しておく。

ク 校長等は、学校行事等による郊外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長等は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を定めておく。

第5 避難所の収容、運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事が行い、知事からの委任を受けた場合は、町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(2) 福祉避難所の確保

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

町及び県は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、さつま町安心安全メール等アプリケーションや県防災Webなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制構築に努める。

2 避難所の運営体制の整備

町は、各避難所に、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、避難所における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所管理運営マニュアル（令和3年1月策定）を基本とし運用する。

また、避難所管理運営マニュアルを活用し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナ感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第 1 4 節 救助・救急体制

関 係 機 関	
総 務 課	ほけん福祉課
消 防 本 部	消 防 団

風水害時は、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第 1 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

1 町（消防機関を含む。）の救助・救急体制の整備

- (1) 消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、平常時から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、孤立者の救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 消防団の救出・救助体制の整備

日ごろから、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

3 住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日ごろから町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第 2 救助・救急用装備・資機材の整備

1 救助用装備・資機材等の整備方針

- (1) 土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため、町は、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して必要な救助用装備・資機材の整備を次のとおり図っていくとともに、自主防災組織等が実施する整備事業に対して、支援を行う。

関係機関	整備内容
さつま町消防本部	ア 高度救助用資機材 ファイバースコープ、画像探索装置、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機 イ 救助用ユニット（画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）） ウ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）
さつま町消防団	ア 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m） イ 担架（毛布・枕を含む） ウ 救急カバン
自主防災組織	ア 担架（毛布・枕を含む） イ 救急カバン ウ 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） エ 防災資機材倉庫等

- (2) 災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助工作車の整備を図る。

2 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

資料編 ○救急救助用資器材等保有状況

P. 71

第 15 節 交通確保体制

関 係 機 関		
総 務 課	建 設 課	財 政 課

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第 1 交通規制の実施責任者

交通規制は、次の区分により行う。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 町長 (町道)	1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
公 安 委 員 会	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条～第6条

第 2 交通規制の実施体制の整備

1 各機関の整備方針は、次のとおりである。

区 分	整 備 方 針
道 路 管 理 者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。

	ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 エ 警備業協会との協定 災害時の混乱期には警備業協会と締結した協定により協力を得る。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

2 災害における交通マネジメント

- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）を組織する。

- (2) 町は、交通に関し検討・調整等を必要と認めた場合は、県へ検討会の開催要請を行う。

※１ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

1 緊急通行車両の事前届出

町が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用を使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

資料編	○緊急通行車両事前届出書及び届出済証	P. 60

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

資料編	○緊急通行車両確認証明書	P. 61
	○緊急通行車両等の標章	P. 62

第 16 節 輸送体制

関 係 機 関	
財 政 課	建 設 課
総 務 課	

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第 1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力

1 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等の輸送手段を次のとおり確保する。

(1) 自動車による輸送

輸送車両は、おおむね次の順序により確保し、効果的かつ円滑な運用を図る。

ア 町有車両等

イ 公共的団体の車両等

ウ 運送事業者等所有の営業用車両等

エ その他の民間車両等

資料編	○町内輸送業者一覧	P. 10
	○町有車両一覧	P. 57

(2) 空中輸送

緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(3) 人力による輸送

車両等による輸送が不可能な場合は、人夫等による輸送を行う。

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図る。

第 2 輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定し、関係機関と連携を図りながら整備を図る。

資料編	○緊急輸送道路一覧	P. 64
	○町内ヘリコプター発着予定地一覧	P. 64

2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○救援物資等の集積所	P. 74

第3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

1 災害に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去、(路面変状の補修や迂回道路の整備を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

2 道路啓開路線の情報収集

町及び道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第 17 節 医療救護体制

関 係 機 関
ほけん福祉課 消 防 本 部

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第 1 緊急医療体制の整備

1 医療体制の整備

町は、県、医療機関、日本赤十字社、医師会等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

(1) 救護班体制の整備

ア 町の対応

町は、自然災害（風水害・地震）の発生で災害対策本部を設置し、避難所（自主避難は除く。）又は救護所を開設した場合、災害対策本部長は医療救護の確保、疾病予防対策等に万全を期すため、救護班体制の整備の必要性を認めたときは、速やかに薩摩郡医師会に対し関連情報（避難所・救護所の場所、避難者・救護者数等）の伝達とともに、救護班の編成と出動を要請するものとする。なお、災害後の復旧時に社会福祉協議会が開設するボランティアセンター内における医療救護の確保等についても準拠するものとする。

イ 薩摩郡医師会の対応

薩摩郡医師会は、災害対策本部長から関連する災害情報とともに、救護班の編成と出動の要請があった場合は、速やかに町内医療機関と連携をとりながら救護班を編成し、避難所、救護所及びボランティアセンターに出動するものとする。なお、救護班の編成内容は、薩摩郡医師会が自主的に編成するものとする。

(2) 救護所の設置、運営計画

町は、避難所内に救護所を確保する。ただし、災害の種別・状況によっては、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して、他の場所に救護所を開設するものとする。

資料編	○町内医療機関一覧	P. 72

(3) 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害医療センターを県下に 1 箇所、地域災害医療センターを二次医療圏ごとに 1 箇所整備し、災害時の医療を確保している。町は、災害時に救護所や町内医療機関では処置が困難な重症者を災害拠点病院へ迅速に搬送できるよう、平素から搬送体制及び消防本部との連携体制等について整備を図るものとする。

資料編	○災害拠点病院一覧	P. 73

(4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応で

きる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

2 後方搬送体制の整備

(1) 負傷者の後方搬送について、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) トリアージの訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、町は、医療機関と協力して傷病程度を選別を行うトリアージタグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

<トリアージ>

「傷病者を重症度に応じて選別する」行為のこと。

災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重症度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

<トリアージタグ>

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、町は各関係機関と協力して、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるとともに避難施設における医薬品の備蓄にも努める。

<トリアージタグ>

(縦 穴 の 直 径 は 3 mm)

一 枚 目

(災害現場用)

二 枚 目

(搬送機関用)

三 枚 目

(搬送医療機関用)

○			
(災害現場用) (搬送機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施年月日・時刻 AM 月 日 PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			

11.0

1.8

6.2

16.0

8.0

第 18 節 その他の災害応急対策事前措置体制

関 係 機 関			
総 務 課	農 林 課	水 道 課	
さつまPR課	ほけん福祉課		
町民環境課	建 設 課	教育委員会	

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

第 1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平常時から次の措置を行う。

(1) 町の措置

ア 被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、町は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。

イ 住民及び自主防災組織等が実施する備蓄、緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

(2) 住民等の措置

住民は「自らの身は自らが守る」という防災の基本により、平素から3日分の食料の備蓄に努める。

自主防災組織等を通じて、緊急食料の共同備蓄を進める。

2 食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

資料編 ○食料・生活必需品等調達業者一覧

P. 4

第 2 飲料水の供給体制の整備

1 給水施設の応急復旧体制の整備

(1) 給水能力の把握

町及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

(2) 復旧に要する業者との協力

町及び水道事業者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るた

めに、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

資料編	。町水道事業指定給水装置工事事業者一覧

P. 6

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(4) 広域応援体制の整備

町及び水道事業者は、日ごろから取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2 水道施設の整備促進

町及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

3 給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

4 民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

町及び水道事業者は、応急給水の方法として、民間ミネラルウォーター製造業者等から飲料水の提供を受けられるよう、管内の業者を把握するとともに協力依頼に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

資料編	。生活必需物資備蓄状況

P. 74

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

資料編	。食料・生活必需品等調達業者一覧

P. 4

第4 感染症予防、食品衛生、環境衛生、し尿処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

資料編	。防疫用資機材等保有状況

P. 76

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、町における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ

次のとおり体制の整備を図る。

ア 町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

イ 感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、町は、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

3 環境衛生対策

(1) 営業施設での環境衛生対策

町及び県は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、町及び県は状況により環境衛生営業指導センター、環境衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、平成7～8年度における県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画を行う。

(2) 広域応援体制の整備

町は、日ごろからし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、住宅の供給体制の整備に努める。

(1) 町は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。

(2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

(3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 消火設備の整備

町は、文化財の所有者又は管理者と協力して次のとおり消火設備の整備に努める。

ア すべての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数 of 消火器又は簡易消火用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数 is、その面積を 50 m² で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

イ 屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に点検を行う。

ウ 消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

資料編	○町内指定文化財一覧

P. 221

2 文教施設に関する事前措置

町は、文教施設の所有者又は管理者と連携して、定期的に防災訓練等を実施する。

第7 総合防災力の強化

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、町全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

(1) 県消防・防災ヘリコプターの活動内容

ア 被害状況の調査及び情報収集活動

イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送

ウ 被災者等の救出

エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送

オ 住民に対する情報伝達活動など

(2) 運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運用を円滑に行うため、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターの活用と連携を図る。

3 災害応急対策体制の構築

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えとして、災害応急対策への協力が期待される建設業

等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

町及び県は、土木・建設職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

4 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

町は、県、電気事業者及び電気通信事業者が、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるため、事前伐採等の実施に当たっては、協力に努めるものとする。

第 19 節 林野火災予防計画

関 係 機 関	
農 林 課	消 防 本 部

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、町及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

第 1 広報活動

町、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図るものとする。

また、広報紙等による啓発宣伝や、屋内外、交通機関、林野内の道路、樹木等へのポスター、標識板、立て看板、懸垂幕等の掲示等により注意を喚起する。

第 2 火災予防体制の整備

1 森林環境の整備

町、県、国、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な環境整備に努めるものとする。

(1) 防火線・防火林の整備

森林区画等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努めるものとする。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努めるものとする。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努めるものとする。

(2) 防火用水利の確保

河川、池等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

2 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

(1) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより町長の許可がなければできない。町長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議するものとする。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知するものとする。

(2) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行うものとする。

3 大火危険気象等に対する警戒

(1) 一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある

場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努めるものとする。

(2) 火災警報の発令と警戒

町長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。町及び消防機関は、広報車による巡回、町防災行政無線等により広報するとともに県（消防保安課）に通報する。

4 消防資機材の整備

町及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実を図るものとする。

5 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、河川・池等の自然水利として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成するものとする。

6 広域応援体制等の整備

町及び消防機関は、他の消防機関との広域的な応援体制及び県、森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう、平時から情報交換等に努めるものとする。

第 2 0 節 防災知識の普及・啓発

関 係 機 関	
総 務 課	教 育 委 員 会

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を推進する。

第 1 住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関で災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

1 防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用して行う。

- (1) 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- (2) 有線放送等放送施設
- (3) 広報車の巡回
- (4) 講習会、パネル展示会等の開催
- (5) 映画、ビデオ、スライドの製作
- (6) 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動
- (7) 川内川水防災河川学習プログラム
- (8) その他

2 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

(1) 住民等の責務

- ア 自ら災害に備えるための手段を講ずること。
- イ 自発的に防災活動に参加すること。

(2) 町地域防災計画の概要

(3) 災害予防措置

- ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識正常性バイアス（注）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。（注：危険性を過小評価）

イ 家庭での予防・安全対策

- ・災害に備えた 2～3 日分の食料、飲料水等の備蓄
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の供え等

ウ 出火防止、初期消火等の心得

- エ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
- オ 避難場所での行動
- カ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- キ 災害危険箇所の周知
- ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ケ 避難路、避難場所及び避難方法の確認
- コ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- サ 農作物の災害予防事前措置
- シ その他

(4) 災害応急措置

- ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
- イ 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- ウ 感染症予防の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
- エ 災害時の心得

- ・災害情報の聴取並びに聴取方法
- ・停電時の照明
- ・非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
- ・屋根・雨戸等の補強
- ・排水溝の整備
- ・初期消火、出火防止の徹底
- ・避難の方法、避難路、避難場所の確認
- ・高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

- オ その他

(5) 災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動

(6) その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

3 防災知識の普及・啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。なお、町は、防災関係機関と連携して、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

第2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

学校教育、社会教育での防災教育の普及・啓発は、次のとおりであるが、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の要因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

1 学校教育

幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ・川内川水防災河川学習プログラム

等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

2 社会教育

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用し、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

第3 職員への防災研修等の実施

町は、日ごろから職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、次の事項について講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

また、(4)及び(5)については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知するとともに、各課は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

第 2 1 節 防災訓練の効果的实施

関 係 機 関
各 課 共 通 消 防 本 部

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、町は、訓練目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第 1 防災訓練の目標・内容の設定

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、防災関係機関及び住民等の参加により、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指す。

2 訓練の内容

防災訓練の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊出し）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (10) その他必要な訓練

第 2 訓練の企画・準備

1 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥、強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。

家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、十分検討して行う。

第 3 訓練の方法

町は、単独に又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施に当たっては、風水害等による被害を想定し、町は消防等防災関係機関と協力し、ま

た、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

1 町等が行う訓練

(1) 総合防災訓練

町は、県、警察署、消防機関、自主防災組織等防災関係機関と十分連携をとりながら、次のような総合的な防災訓練を実施する。

ア 消防訓練

イ 通信訓練

ウ 水防訓練

エ 避難訓練

オ 救出訓練

カ 救助訓練

(2) 消防訓練

町及び消防機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町等と合同で実施する。

(3) 情報連絡通信訓練

町は、県と合同で災害の発生を想定した情報の伝達、収集及び各種対策の指示等を防災行政無線を利用して実施する。

(4) 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、出水期前（梅雨期・台風期前）に実施する。

(5) 水防訓練

水防作業は暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について、平素から十分訓練を実施する。

ア 観測

イ 通信

ウ 動員

エ 輸送

オ 工法

カ 水門等の操作

キ 避難、誘導、救護

2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

3 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

4 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

第4 訓練結果の評価・総括

1 訓練結果の評価・記録

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

2 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から20日以内に町防災会議会長に報告する。

第２２節 自主防災組織の育成強化

関係機関
総務課

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えられるように指導する。

第１ 地域の自主防災組織の育成強化

１ 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

町は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

２ 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

ア 土砂災害警戒区域

イ 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区

ウ 土石流発生危険渓流のある地区

エ 山地崩壊危険区域のある地区

オ 家屋密集等消防活動困難地区

カ 地盤振動・液状化危険のある地区

キ 工場等の隣接地区

ク 高齢化の進んでいる過疎地区

ケ その他危険地区

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

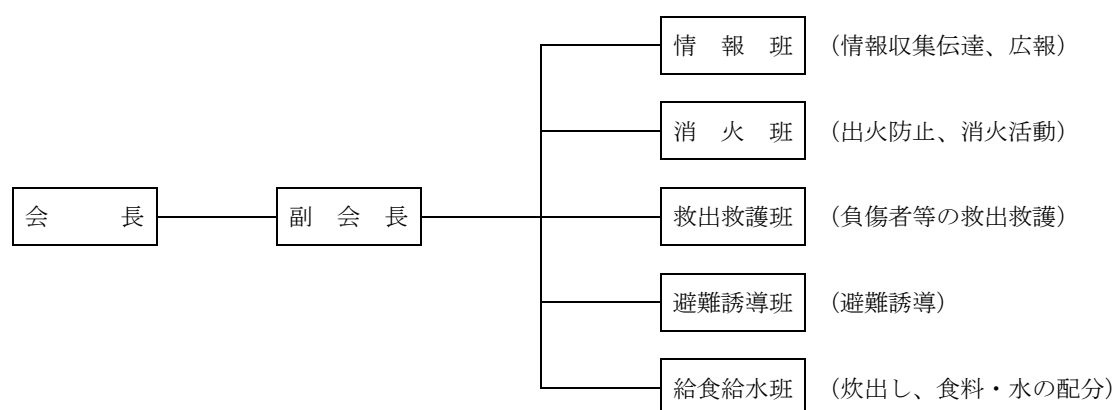
ア 町内会、自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 町内会や自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

< 自主防災組織の編成例 >



3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

資料編	○ 自主防災組織規約例	P. 77
	○ 自主防災組織防災計画例	P. 79

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- ・ 防災に関する知識の普及
- ・ 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- ・ 情報の収集伝達体制の確立
- ・ 火気使用設備器具等の点検
- ・ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- ・ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- ・ 地域内の被害状況等の情報収集
- ・ 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- ・ 責任者による避難誘導
- ・ 救出・救護の実施及び協力
- ・ 出火防止及び初期消火
- ・ 炊出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにし、若年層のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。

第3 事業所の自主防災体制の強化の推進

町は、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等の事業所に対して、自衛消防隊等の設置を指導し、次の事項について、それぞれの施設及び事業所の実情に応じて自主防災体制の強化を図るよう推進する。

<主な活動内容>

- (1) 平常時
 - ア 防災訓練
 - イ 施設及び設備等の点検整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- (2) 災害時
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難誘導・救出救護

第２３節 防災ボランティアの育成強化

関 係 機 関
総 務 課 ほけん福祉課 消防本部

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１ 防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

第２ 防災ボランティア活動支援のための環境整備

１ 町による環境整備

(1) ボランティアの登録、把握

町は、町社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

(2) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。

２ 消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日ごろからボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

第３ ボランティアの種類と活動内容

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

＜ボランティアの主な活動内容＞

区分	一般ボランティア	専門ボランティア
活動内容	・ 救援物資の整理、仕分け、配分 ・ 避難所の運営補助 ・ 炊出し、配送 ・ 要配慮者等への生活支援 ・ 清掃、防疫等の手伝い ・ その他危険のない軽作業	・ 医療看護（医師、薬剤師、看護師等） ・ 福祉（手話通訳、要約筆記、介護等） ・ 技能（大工、木工、水道、ガス配管資格、応急危険度判定士等） ・ 情報（アマチュア無線、インターネット等） ・ 特殊車両操作（大型重機等） ・ 災害救援（救助活動、初期消火活動等） ・ その他通訳、ボランティアコーディネーター等特殊な技術を要する者

第24節 企業防災の促進

関 係 機 関
総 務 課 さつまPR課

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することとなる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町及び県は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第25節 要配慮者の安全確保

関 係 機 関
総 務 課 町民環境課 ほけん福祉課 こども支援課

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町は、避難行動要支援者避難支援プランに定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者避難支援体制の整備に取り組むとともに防災関係機関と協力して、平素から避難行動要支援者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 要配慮者の実態把握

町は、避難行動要支援者名簿作成について、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握し、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

第2 避難行動要支援者対策

1 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、防災行政無線や広報車等を活用して防災情報を提供するとともに、発令された避難準備情報等が要援護者や地域避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、自主防災組織等による安否確認を兼ねた地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

また、関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

2 避難誘導・安否確認体制の整備

(1) 避難支援体制の整備

ア 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めがある場合には、あ

らかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

イ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ウ 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 町は、防災情報等に基づいて、要配慮者避難支援班を設置し、要援護者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。

避難準備情報が発令されるなど避難が必要な段階において、要援護者が避難支援を受けられない場合や地域避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援窓口（以下「避難支援窓口」という。）（電話５３－１２３４）を設置し、要避難支援者や地域避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。

(2) 安否確認情報の収集体制

町は、避難支援窓口（電話５３－１２３４）において、要避難支援者の安否情報を収集する。地域避難支援者は、要避難支援者を避難先へ移送した場合や要避難支援者の親せき宅等への避難情報を得た場合、自主防災組織（未組織の場合は公民会長）と収集窓口に報告する。

3 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

4 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、介護職員や民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

5 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者使用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6 非常時災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

町は、要配慮者利用の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第26節 孤立化集落対策

関係機関
総務課

第1 目的

大規模な災害等により道路、通信、電気等のライフラインが寸断し、孤立化のおそれのある集落について、情報連絡の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地域及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・ 豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・ 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など

※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

第2 孤立化集落対策

1 孤立予想集落の事前把握

- (1) 町は、豪雨や地震等の各災害事象を想定したうえで、道路交通の状況から孤立が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記のケースを参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部・農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

(2) 道路の途絶等による集落のケース

ア 集落につながる道路において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において、落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路等において、トンネルや橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

※ 道路については、四輪自動車が通行不可能な道路とする。

(3) 通信手段が確保されない集落のケース

ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 災害情報員の設置

町は、孤立化のおそれのある集落において、区長、消防団員等を「災害情報連絡員」として指名するなど、災害発生時における防災情報の提供体制の整備を図る。

(2) 備蓄の推進

町は、孤立化のおそれのある地区住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

この際、孤立化のおそれがある地区と調整し食料、飲料水の備蓄品を孤立化集落内の安全な箇所に分散配置するなど孤立化対策を推進する。

(3) 通信設備等の整備

町は、孤立予想集落と外部との連絡通信手段を確保するため、次のような対策を促進する。

ア 集落内に学校や警察、消防等の公的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合には、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

イ 町内アマチュア無線局に対して、情報収集及び伝達活動の協力要請を確立する。

(4) ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場の選定・確保

集落が孤立した場合に、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場の選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(5) 道路管理者

ア 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。

そのため、町・県等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

イ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制の確立

関 係 機 関
各 課 共 通 消 防 本 部

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町は、防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

災害の規模等により、災害対策本部の設置に至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

(1) 情報連絡体制の確立

気象警報等の発表により災害の発生が予想されるときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の確立

ア 町内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

イ 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は危機管理監を、副本部長には総務課長、建設課長及び農林課長をもって充てる。

ウ 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置

災害対策本部（以下「本部」という。）は、さつま町災害対策本部条例に基づき、次の基準により設置する。

ア 町域内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。

イ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(2) 廃止

本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは、廃止する。

資料編	○さつま町防災会議条例	P. 84
	○さつま町災害対策本部条例	P. 86

(3) 設置及び廃止の通知

町は、本部を設置又は廃止したときは、県（危機管理防災課）、関係機関、住民等に対し、次により通知公表する。

通 知 又 は 公 表 先	通 知 又 は 公 表 の 方 法
庁内各課	庁内放送、電話、口頭
防災会議委員	電話、FAX
県（災害対策課）	県防災行政無線、電話、FAX
北薩地域振興局総務企画部	電話、FAX
北薩地域振興局建設部	電話、FAX
さつま警察署	電話、FAX
報道機関	電話、FAX
一般住民	町防災行政無線、広報車、有線放送、口頭

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、別表に掲げるとおりである。

(1) 本部長

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

ア 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副町長

第二順位 教育長

(3) 本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

(4) 本部会議は本部長、副本部長、各対策部の部長、副部長で構成する。

本 部 長	町長
副本部長	副町長、教育長
部 長	危機管理監、総務課長 総合政策課長 行革推進室長 財政課長 税務課長 町民環境課長ほけん福祉課長 ほけん総括監 こども課長 農林課長 森づくり推進監、畜産振興監、担い手支援室長 さつまPR課長 産業・定住支援室長 建設課長 会計課長水道課長 議会事務局 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 教育総務課長 学校教育課長 学校給食センター所長 社会教育課長 スポーツ振興特命参事 消防長

(5) 各対策本部に対策要員を置き、町（教育委員会、農業委員会、議会事務局を含む。）の職員をもって充てる。

4 現地災害対策本部の設置

町は、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県、関係機関等と連携をとって活動を推進する。

5 災害対策本部配備要員

- (1) 気象情報及び災害規模により第1配備から第3配備までに区分し、配備の指定はその都度町長（本部長）が行う。また、配備区分はおおむね次の区分による。ただし特別の必要があるときは、配備要員の数を適宜変更する。

配 備 基 準 表

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
情報連絡体制 (第1配備)	1 強風、大雨、大雪及び洪水の各注意報が発令されたときで、町長が必要と認めたとき。 2 強風、大雨、大雪及び洪水の各警報が発令されたとき。	・庁内各課、各支所で情報連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行できる体制
災害警戒本部体制 (第2配備)	1 強風、大雨、大雪及び洪水の各警報が発令され、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部の各班の必要人員をもって当たる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行できる体制
災害対策本部体制 (第3配備)	1 町の全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。 2 町の全域ではなくても、被害が特に甚大と予想される場合で、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部全員で応急救助活動を行う体制 ・災害対策本部の設置

- (2) 各対策部の配備要員は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ○災害対策本部配備要員一覧

P. 80

6 動員方法

- (1) 災害対策本部設置前の場合の動員

ア 職員（勤務時間外にあつては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに町長（不在のときは副町長）及び危機管理監に連絡する。

イ 町長の指示により危機管理監は、総務課長に対し必要に応じ所属職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

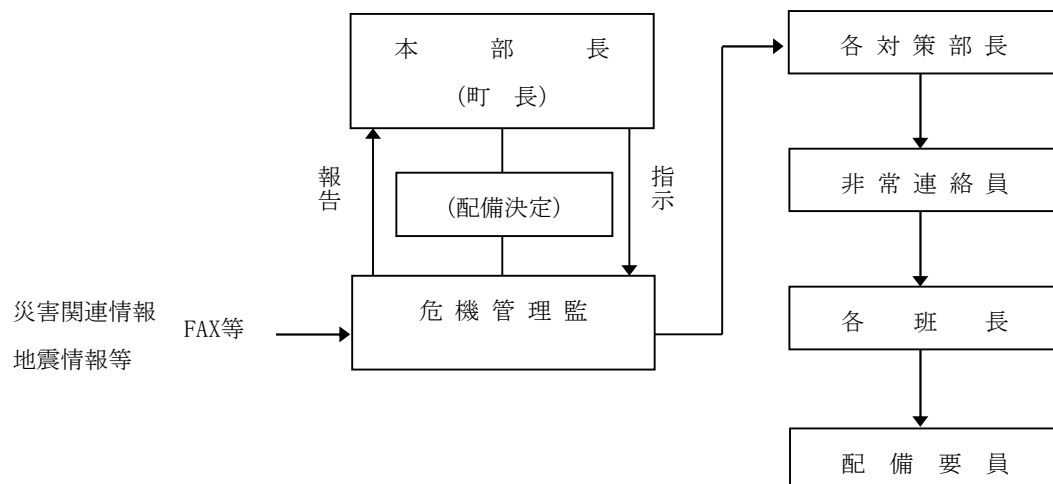
ウ 関係課長は上司の指示を得られないときは、臨機応変の処置をとることができる。

エ 配備要員への連絡は町防災行政無線及び携帯メール等を活用し、迅速に行うものとする。

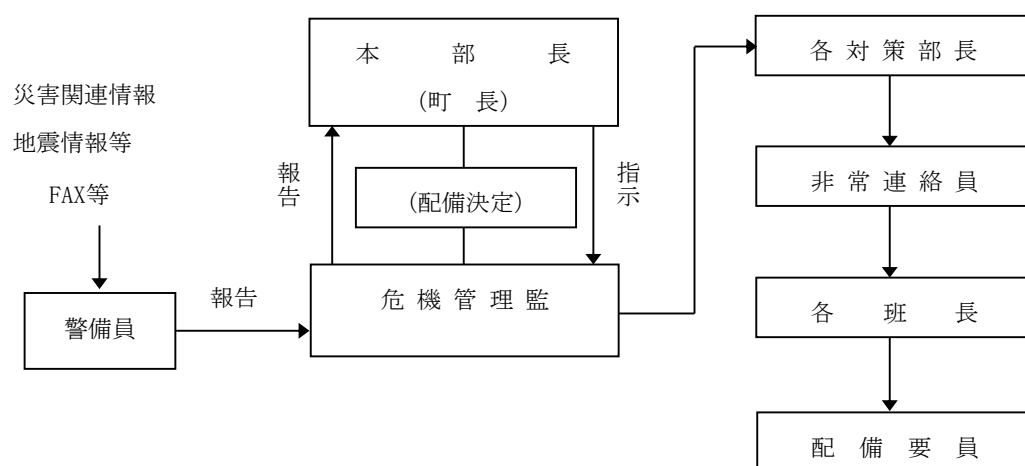
- (2) 災害対策本部が設置された場合の動員

ア 配備要員の動員は、次の系統により行う。

・ 勤務時間内



・ 勤務時間外



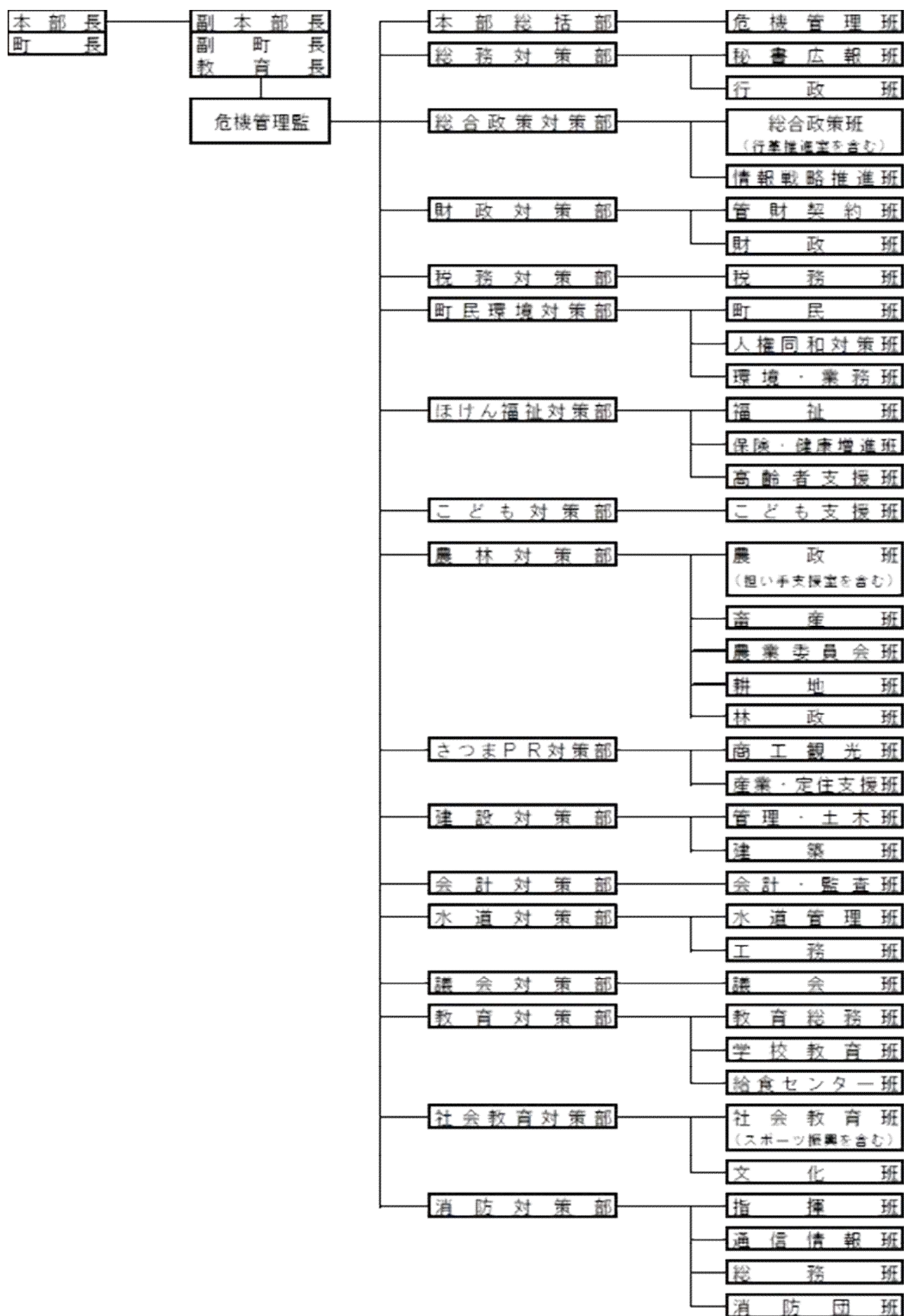
イ 各対策部長への連絡は、町防災行政無線及び携帯メール等を活用し迅速に行うものとする。

ウ 各対策部長は勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

エ 各対策部長は所属職員の動員を円滑に行うため各部ごとに2名の正副非常連絡員をあらかじめ定めておく。

オ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは進んで所属課と連絡をとり、また、自らの判断により登庁する。

別表 1 さつま町災害対策本部組織図



2 さつま町災害対策本部事務分掌

部 名 ◎部長 ○副部長	班 名 (班長)	事 務 分 掌
本部総括部 ◎総務課長 ○危機管理監	危機管理班 (危機管理係長)	1 防災会議及び災害対策本部会議に関すること 2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関すること。 3 避難指示等の発令及び解除に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。 6 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関すること。 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 気象情報、河川及びダムの諸情報の収集に関すること。 9 災害調査の実施に関すること。 10 被害報告の取りまとめ及び県への災害報告に関すること。 11 県、他市町村への応援要請に関すること。 12 自衛隊の派遣要請等に関すること。 13 防災行政無線等通信施設の管理運用に関すること。 14 り災証明に関すること。 15 消防本部及び消防団（水防団）との連絡調整に関すること。 16 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。 17 各支所との連絡調整に関すること。 18 その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関すること。
総務対策部 ◎総務課長	秘書広報班 (秘書広報係長)	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の接待に関すること。 3 災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること。 4 災害、被害状況の撮影及び保管に関すること。 5 災害、被害状況の広報に関すること。
	行政班 (行政係長)	1 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する災害補償に関すること。 2 総務対策部内の応援に関すること。

財政対策部 ◎財政課長	管財契約班 (管財契約係長)		1 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関する こと。 2 町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関する こと。 3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。
	財政班 (財政係長)		1 災害対策の予算及び財政計画に関すること。 2 災害復旧に要する資金の調達に関すること。
総合政策対策部 ◎総合政策課長 ○行革推進室長	総合 政策 班	(企画政策係長)	1 災害復旧対策の総合計画に関すること。 (本部総括部との連絡調整、災害・被害状況の把握、計画立案等)
		(行革推進係長)	2 報道関係機関との連絡調整に関すること。 (本部総括部との連絡調整、メディア対応、災害・被害状況の共有、記者会見準備等)
		(地域振興係長)	3 各支所との連絡調整に関すること。
	情報戦略推進班 (情報戦略推進係長)		1 災害時におけるデータ保存に関すること。 2 災害時における情報システムの管理及び応急対策に関すること。
税務対策部 ◎税務課長	税務班 (収納係長) (町民税係長) (資産税係長)		1 住家等一般被害の調査に関すること。 2 災害による町税の減免、猶予等に関すること。 3 被災納税者に対する税の相談に関すること。 4 家屋倒壊等に係るり災証明に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。
町民環境対策部 ◎町民環境課長	町民班 (町民係長)		1 被災者の安否情報及び異動に関すること。 2 被災者名簿(外国人登録者)の作成に関すること。 3 各支所との連絡調整に関すること。
	人権同和対策班 (人権同和対策係長)		1 同和地区の被害調査及び応急対策に関すること。 2 太陽福祉センターの被害調査及び応急対策に関する こと。 3 同和対策関係者との連絡調整に関すること。 4 町民班の応援に関すること。
	環境・業務班 (環境係長) (環境センター係長)		1 災害による遺体の処理及び埋葬に関すること。 2 災害時の環境衛生に関すること。 3 災害時の食品衛生に関すること。 4 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関すること。 5 災害時のねずみ族、昆虫の駆除に関すること。 6 仮設トイレの設置等に関すること。 7 清掃業者等との連絡調整に関すること。

ほけん福祉対策部 ◎ほけん福祉課長 ○ほけん総括監	福祉班 (福祉係長)	1 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災住民からの相談に関すること。 3 義援金の受付及び配分に関すること。 4 ボランティアの受入れに関すること。 5 災害救助法の適用申請に関すること。 6 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。 8 各支所との連絡調整に関すること。 9 障害者等の被害調査に関すること。 11 要配慮者の避難支援に関すること。 12 応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。 13 民生、児童委員との連絡調整に関すること。
	保険・健康増進班 (保険係長) (健康増進係長)	1 被災者の医療看護に関すること。 2 医療・助産活動に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 被災者への健康相談に関すること。 5 避難所への巡回相談に関すること。 6 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 7 医薬品、医療用資機材の調達に関すること。 8 保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること。 9 各支所との連絡調整に関すること。
	高齢者支援班 (高齢者支援係長) (介護保険係長)	1 介護認定者の被害調査に関すること。 2 介護保険料の減免に関すること。 3 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 福祉班の応援に関すること。
こども対策部 ◎こども課長	こども支援班 (課長補佐) (こども支援係長) (こども健康係長)	1 保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 保育園児の安全措置に関すること。 3 保護者との連絡調整に関すること。 4 臨時保育所の開設に関すること。 5 救援物資の受入れ、配分に関すること。 6 炊出しの必要数の把握及び配分に関すること。
農林対策部 ◎農林課長 ○農業委員会事務局長 ○担い手支援室長 ○森づくり推進監 ○畜産振興監	農政班 (農政係長) (担い手支援係長)	1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 食料の調達及び斡旋等に関すること。 3 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。 4 農産物、特産物の被害調査及び応急対策に関すること。 5 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。 6 各支所との連絡調整に関すること。

	畜産班 (課長補佐) (畜産係長)	1 家畜及び畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の衛生防疫に関すること。 3 農業政策班の応援に関すること。
	農業委員会班 (農地係長)	1 農地及び農道の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業政策班の応援に関すること。
	耕地班 (耕地係長)	1 農用地、耕地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農地の冠水排除及び農業用水利に関すること。 3 土地改良区との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。
	林政班 (林政係長)	1 山林、林道等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 治山関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 林業関係団体との連絡調整に関すること。
さつまPR対策部 ◎さつまPR課長 ○産業・定住支援室長	商工観光班 (商工観光係長) (ふるさと物産係長)	1 商工関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 生活必需品等の調達、斡旋等に関すること。 3 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4 商工業者に対する融資に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 観光客の安全確保、避難誘導等に関すること。 8 工芸センターとの連絡調整に関すること。
	産業支援班 (産業支援係長) (移住定住係長)	1 製造業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 外国人労働者の避難状況調査に関すること。 3 ものづくり企業団体との連絡調整に関すること。 4 商工観光班の応援に関すること。
建設対策部 ◎建設課長	管理・土木班 (管理係長) (土木係長)	1 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 河川等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 道路情報の収集、伝達に関すること。 5 危険箇所等の警戒及び監視に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 災害用資機材の調達、確保に関すること。 8 建設・土木業者との連絡調整に関すること。 9 各支所との連絡調整に関すること。 10 都市施設、公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 北薩地域振興局建設部との連絡調整に関すること。

	建設班 (建築係長)	1 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 町有建物の被害調査及び応急対策に関すること。 3 被災者に対する建築相談に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 6 管理・土木班の応援に関すること。
会計対策部 ◎会計課長 ○監査委員事務局長	会計・監査班 (会計係長) (監査係長)	1 物品の出納及び会計処理に関すること。
水道対策部 ◎水道課長	水道管理班 (水道管理係長)	1 水道復旧計画に関すること。 2 節水、給水等の広報に関すること。 3 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。
	工務班 (工務係長)	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水源の確保に関すること。
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 (議事係長)	1 議会との連絡調整に関すること。
教育対策部 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 ○給食センター 所長	総務班 (総務係長)	1 教育対策部各班の被害調査のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 2 学校施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 3 小・中学校の応急教育に関すること。 4 災害時における教職員の確保に関すること。 5 文教施設における避難場所の開設等に関すること。 6 県教育委員会との連絡調整に関すること。 7 学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。
	学校教育班 (課長補佐) (学校教育係長) (学事係長)	1 児童及び生徒の被害調査に関すること。 2 児童及び生徒の安全確保、避難誘導に関すること。 3 保護者との連絡調整に関すること。 4 被災児童、生徒の保健管理に関すること。 5 被災児童生徒の給食に関すること。
	給食センター班 (給食センター係長)	1 炊出し施設の調整及び調理に関すること。 2 学校給食に関すること。
社会教育対策部 ◎社会教育課長 ○スポーツ振興 特命参事	社会教育班 (社会教育係長) (スポーツ振興係長) (鶴田教育係長) (薩摩教育係長)	1 社会教育及び社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育及び社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 社会教育及び社会体育団体との連絡調整に関すること。
	文化班 (文化係長)	1 文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 2 文化施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。

鶴田支所 薩摩支所	町民生活班 (町民生活係長)	1 本庁各対策部の事務分掌に準じた支所管内の被害調査、報告、応急対策に関すること。
	農林班 (農林係長)	〃
消防対策部 ◎消防長 ○警防課長兼消防署長 ○消防総務課長 ○警防課長補佐 ○消防団長	総務班 指揮班 通信情報班 消防団班 (総務係長) (消防団係長) (警防係長) (救急係長) (危険物係長) (予防係長) (通信指令係長)	1 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2 水防法に基づく水防活動その他災害応急対策に関すること。 3 被災者の避難、誘導、救出、捜索に関すること。 4 警備、警戒、防御活動に対する警察との連絡方法に関すること。 5 非常無線通信に関すること。 6 気象情報の本部への伝達に関すること。 7 消防団（水防団）との連絡に関すること。

第2節 情報伝達体制の確立

関係機関
総務課

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 町防災行政無線

町は、災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、町防災行政無線、公民会無線放送、有線放送等を利用し、通信体制を強化する。

また、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線の利用を図るとともに、状況によっては、個人の携帯電話を活用し、通信の確保を図る。

資料編 ◦ 町防災行政無線設置状況

P. 43

第2 県防災行政無線

県は、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するために、県防災行政無線を整備し、県と市町村、消防本部、防災関係機関等で構成するネットワークを結んでいる。

町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関、防災関係機関等との連絡に活用する。

第3 有線通信途絶の場合の措置

1 報道機関に対する放送の要請

町長は、緊急を要する場合で、特別の必要がある場合には、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を放送局に依頼することができる。この場合、町長は、知事への放送要請と併せて関係放送機関に対しても直接放送要請を依頼する。また、災害情報の提供についても同様に県及び関係放送機関に対して行うものとする。なお、連絡系統は、次頁のとおりである。

(1) 依頼の内容

(2) 依頼者及び放送範囲

2 他機関の通信手段の利用

災害により町の通信施設の使用が不可能な場合には、次のような施設の通信を利用する。

(1) 警察無線

(2) 消防無線

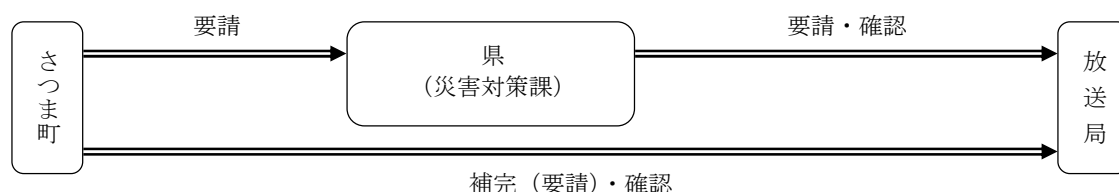
(3) 九州電力株式会社無線通信系統

3 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合又は町の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、町内アマチュア無線局に対して、情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

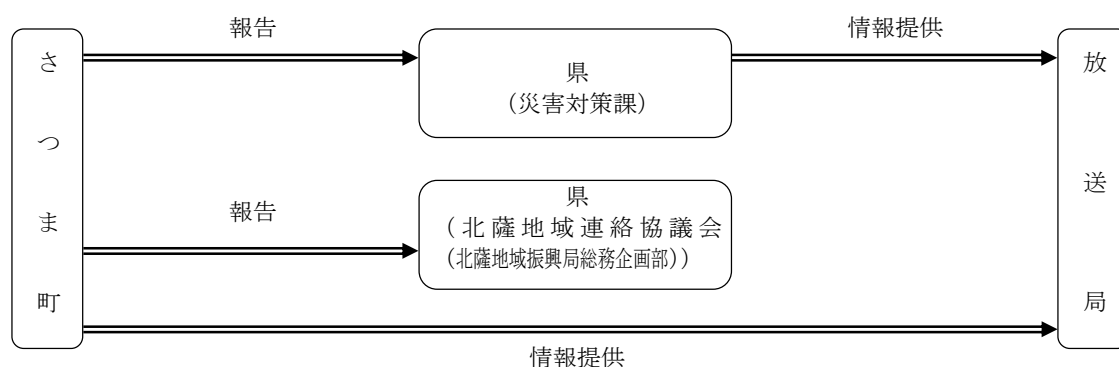
〈放送要請の連絡系統〉

1 災害時における放送要請に関する協定に基づく要請の運用



2 災害情報の提供

(1) 避難指示等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報



(2) その他の災害情報



第4 災害時優先電話の利用

災害対策に用いる電話は、平常時に災害時優先電話として、あらかじめ西日本電信電話(株)鹿児島支店により指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話にあたっては、「非常」をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。災害時における市外通話の優先的利用を行う。

非常通話として取り扱われる通話の内容は、次のとおりである。

1 非常通話

風水害時において、公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取扱い、他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめN T Tの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

2 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報を取り扱う支店・営業所に頼信するものとする。

第5 非常通信の利用

県は、平常時からの通信訓練や通信活動を踏まえ、鹿児島地区非常通信協議会等を中心とする災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制の確立を図っている。

したがって、町は、電話又は町の通信施設等が使用できない場合には、鹿児島地区非常通信協議会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常通信により通信連絡する。

1 非常通報の主な内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及びその他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、水象、地象等の観測資料
- (4) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (5) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (6) 非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (7) 遭難者の救護に関するもの
- (8) 道路、電力設備、電気通信回線等の損壊又は障害の状況及びその修理、復旧要資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (9) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

2 非常通信依頼上の注意事項

- (1) 頼信紙は、できるだけ無線局備付けの用紙を使用すること。
- (2) 無線局の受付所に依頼するときは、必ず頼信紙に「非常」と朱書すること。
- (3) 通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、3分以内に伝送できる程度の内容とする。
- (4) あて先の電話番号がはっきりしているものは、通報用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に発信者名を忘れず記入すること。
- (5) その他、非常通信の利用並びに取扱いに関しては、鹿児島地区非常通信協議会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないよう努めること。

第3節 災害救助法の適用及び運用

関係機関
ほけん福祉課

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の機関としての知事が行い、町長がこれを補佐する。

知事は、救助を迅速に行うために、救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している。

(災害救助法第30条、鹿児島県災害救助法施行細則)

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

(1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

(2) 次に掲げる程度の災害が発生した区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

ア 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

イ 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。

ウ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

さつま町の災害救助法適用基準

人 口	基 準	
	1 号	2 号
20,243	50	25

*人口は令和2年国勢調査による。

資料編 ○災害救助法施行細則（別表第1及び第2）

P. 225

第3 被災世帯の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準等

(1) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。

- (2) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの

ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの

ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

- ・ 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ・ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続

災害に対し、町における災害が、上記第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

〈連絡先〉 県社会福祉課福祉企画係 TEL099—286—2824

第4節 広域応援体制

関係機関	
総務課	消防本部

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町及び各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第1 応援の受入れ体制の確立

町は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、町は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

応援職員の受入れに当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第2 町及び消防機関における相互応援協力

町及び消防本部は、災害発生時における消防相互応援体制の確立については、あらかじめ全県的な消防広域相互応援協定を締結している。協定の具体的な運用については、「鹿児島県消防相互応援協定」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

1 対象となる災害

- (1) 大規模な風水害、地震等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災
- (3) 航空機災害等の集団救急救助事故
- (4) その他特殊な災害事故等

2 応援の内容

消火、救急、救助

3 応援要請手順

(1) 応援要請

町長が、他の市町村等の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。

(2) 要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）などを連絡する。

4 応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）などを要請側へ連絡する。

資料編 ○鹿児島県消防相互応援協定

P. 90

第3 県への応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明 示 事 項
(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

第4 近隣市町との相互応援体制

町は、近隣市町及び友好交流町との協定により、大規模災害時の相互協力と緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

資料編 ○県、市町村との相互応援協定

P. 102

第5 公共的団体等への要請

1 要請の事項

災害時に医師会、農協、商工会、自治会等に協力を要請する業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等の救助・救護活動
- (3) 被害状況の調査補助事務
- (4) 被災地に対する炊出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- (5) 被災地内の秩序維持活動
- (6) 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (7) その他災害応急対策業務への応援協力

2 協力要請の方法

災害時に公共的団体等に協力を要請するに当たっては、次の事項を明らかにして行う。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 活動の内容 (2) 協力を希望する人数 (3) 調達を要する資機材等 (4) 協力を希望する地域、期間 |
|--|

第6 民間団体との相互応援体制

町長は、相互応急対策協定を締結している鹿児島県建設業協会宮之城支部並びに災害時相互

協力協定を締結している郵便事業株式会社加治木支店と連携し、円滑・迅速な応急復旧対策及び被災者救済に必要な対応を行う。

資料編 ○ 民間との協定 P. 111

第7 地域住民の協力

被災地の地域住民は災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、次のような防災活動を行う。なお、町は、地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及に努めるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 防災機関への協力(2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）(3) 出火防止及び初期消火(4) 初期救急救助(5) 災害時要援護者の保護(6) 家庭における水、食料の備蓄 |
|--|

第5節 自衛隊の災害派遣体制

関係機関
総務課

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合
- (8) 震度5以上の地震を覚知したとき、被害状況把握のため、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 災害派遣の要請者

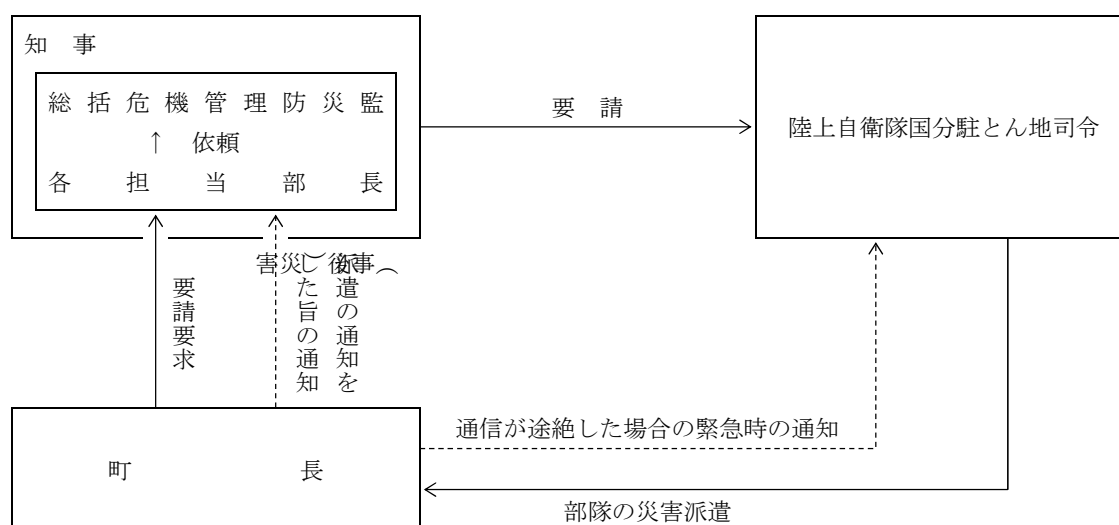
自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

〈自衛隊派遣要請系統〉



(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
部隊名	主管課		
陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目 4-14	0995-46-0350 内線235又は237

(4) 自衛隊の自主派遣

大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。

(2) 要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

資料編	○ 自衛隊災害派遣要請依頼書	P. 82
	○ 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書	P. 83

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若し

くは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

災 害 派 遣 要 請 要 求 先		所 在 地	電 話 番 号
担 当 部 名	主 管 課		
鹿児島県危機管理防災局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番1号	(直通) 099-286-2256

第2 自衛隊の災害派遣活動

自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付及び譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。
(地積、出入りの便を考慮)
- (2) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 災害地における作業等に関しては、町と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除きでき得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用する。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて町はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、でき得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

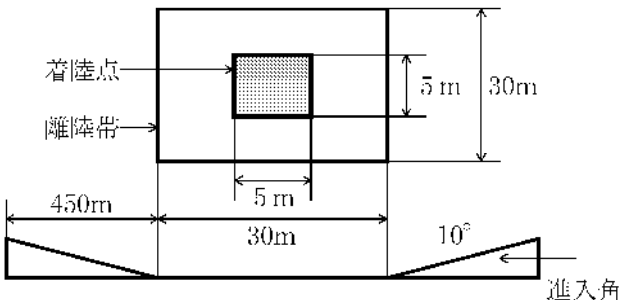
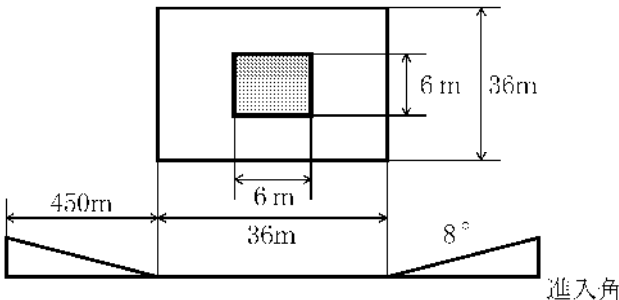
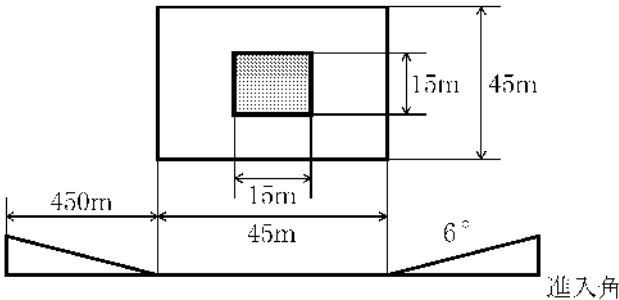
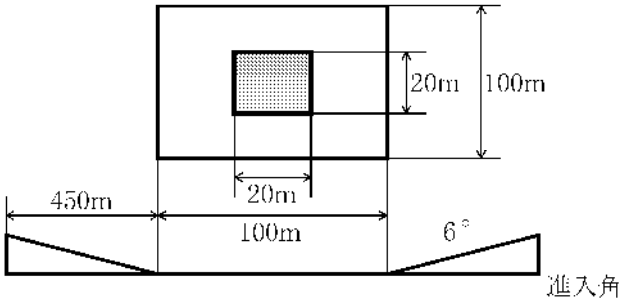
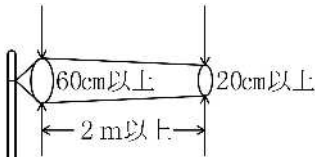
3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、町において決定したヘリコプター発着予定地は、資料編に掲げるとおりである。

区分	条件	標	準
OH-6 J (小型機)			
HU-1 B (中型機)			
UH-60 J V-107 (大型機)			
CH-47 (大型機)			
表示要領	1 着 陸 点  30cm以上 2 風向指示機  60cm以上 20cm以上 2 m以上	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4 m以上の円を描き、中央にHと記す。 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる (1) 布製 (2) 風速25m／秒に耐えられる強度	

第6節 労働力の確保及びボランティアとの連携

関 係 機 関
総 務 課 ほけん福祉課

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

また、大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 従事命令等による労働力の確保

町長は、災害応急対策活動の実施に当たり、緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

1 命令の種類と執行者

命令の執行者等は、次のとおりである。

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事（委任を受けた場合は町長）
災害応急対策事業 （災害救助法救助を除く）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
		災害対策基本法第71条第2項	知事（委任を受けた場合は町長）
災害応急対策作業 （全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策作業 （全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は、次のとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 自動車運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長、警察官の従事命令）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

第2 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

町は社会福祉協議会等と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

第3 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、町社会福祉協議会がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、現地本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

第7節 気象警報等の収集・伝達

関係機関

総務課

風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

特別警報・注意報・警報、火災気象通報は、本町においては鹿児島地方気象台が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 特別警報の種類及び発表

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、災害風速等について過去の災害に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

2 注意報・警報及び気象情報の発表

鹿児島地方気象台は、一次細分区域（「薩摩地方」、「大隈地方」、「種子島・屋久島」地方の3区域）及び二次細分区域を指定して発表する。

さつま町は、一次細分区域では「薩摩地方」に該当し、二次細分区域では「薩摩地方」を細分化（「出水・伊佐」、「川薩・始良」、「鹿児島・日置」、「指宿・川辺」）した区域のうち、「川薩・始良」区域に該当する。

(1) 注意報・警報

種類		発表基準	
注 意 報	強風 (平均風速)	12m/s 以上	
	風雪 (平均風速)	12m/s 以上で雪を伴う	
	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 16
		土砂災害	土壌雨量指数基準 111
	洪水	流域雨量指数基準	久富木川流域=16.4 穴川流域=15.2 夜星川流域=6
		複合基準*1	川内川流域=10, 55.1

		指定河川洪水予報による基準	川内川下流部[宮之城]
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地(標高200m以下) 3 cm以上 山地(標高200m以上) 5 cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧(視程)	100m以下	
	乾燥	最小湿度40%以下で、 実効湿度65%以下	
	霜 (最低気温)	11月30日までの早霜と3月10日以降の晩霜 4℃以下	
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で次のいずれか ①気温3℃以上の好天 ②低気圧等による降雨 ③降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏季 (平均気温)	平年より4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合
		冬季 (最低気温)	内陸部－7℃以下
	着氷・着雪	大雪注意報・大雪警報の条件下で、気温－2℃～2℃、湿度90%以上	
警 報	暴風 (平均風速)	20m/s以上	
	暴風雪 (平均風速)	20m/s以上で雪を伴う	
	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 27
		土砂災害	土壌雨量指数基準 150
	洪水	流域雨量指数基準	久富木川流域＝20.6 穴川流域＝19.1 夜星川流域＝7.5
		複合基準*1	川内川流域＝12, 64.2
		指定河川洪水予報による基準	川内川下流部[宮之城]
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地(標高200m以下)10cm以上 山地(標高200m以上)15cm以上	

(注) *1：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

(2) 気象情報

気象等の予報に係る台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、数年に一度の短時間の大雨（1時間120mm以上）の雨量を観測又は解析をし、かつ大雨警報発令中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に、直ちに「〇〇〇地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」という用語で解説する「顕著な大雨

に関する鹿児島県（奄美地方を除く。）気象情報」が発表される。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

3 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

発表機関及び伝達系統

ア 火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは、直ちにそれを町長に通知しなければならない。

イ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおり。

担 当 気 象 官 署	火 災 気 象 通 報 の 基 準
鹿児島地方気象台	【乾燥注意報】 最小湿度が 40%で、実効湿度 65% 【強風注意報】 平均風速 12m／s 【乾燥注意報及び強風注意報】

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、発表基準は下記のとおりとする。

- ・ 実効湿度65%以下及び最小湿度が40%以下に下がる見込みのとき
- ・ 平均風速が12m以上の風が吹く見込みのとき

第2 鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民への避難指示等の災害応急復旧対応を適時適切に行えるよう支援することや、住民の自主避難の判断等にも利用する目的で鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表される。

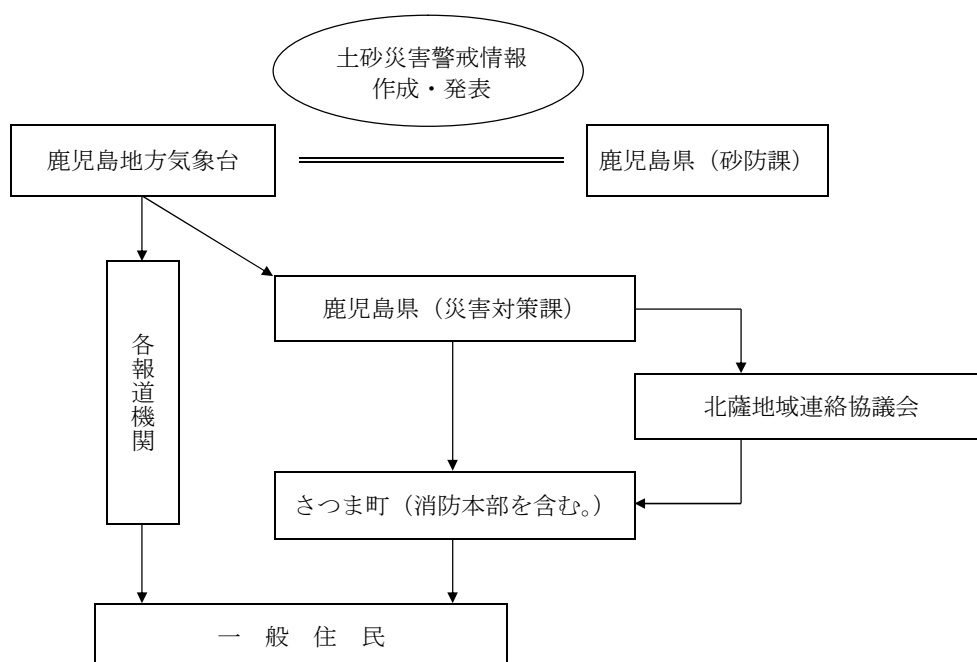
1 発表基準

大雨警報の発表中において、県が監視する土砂災害発表予測システムの危険指標と気象台が監視する土壌雨量指数の履歴順位について、共に条件を満たしたとき。

2 解除基準

県が監視する基準と、気象台が監視する基準のどちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるとき、又は大雨警報が解除されたとき。

<土砂災害警戒情報の伝達系統>



第3 気象警報等の受信・伝達

1 受信・伝達

町長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに、警報等の連絡を受けたときは、速やかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。

この場合、災害時要援護者施設への伝達に配慮する。

2 受領及び伝達方法

(1) 関係機関からの通報等は、勤務時間外は警備員が受領する。

勤務時間内の総務課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、次のとおりである。

（正）危機管理監 （副） 危機管理係長

(2) 勤務時間外に警備員が警報等を受領した場合は、直ちに危機管理監に伝達する。警報等を受領した危機管理監は次の伝達担当員に伝達するとともに、町長及び副町長に報告し、その指示に従う。

（正）危機管理係長 （副） 危機管理係員

(3) (1)(2)の警報等で災害を起こすおそれが予想される場合は、直ちに庁内放送（勤務時間外は、危機管理監→危機管理係長→関係課長）により周知させるとともに、関係機関、住民等に伝達周知する。

ア 関係団体に対する伝達

農協等の関係団体に対しては、加入電話及びFAXにより受領内容を送信する。

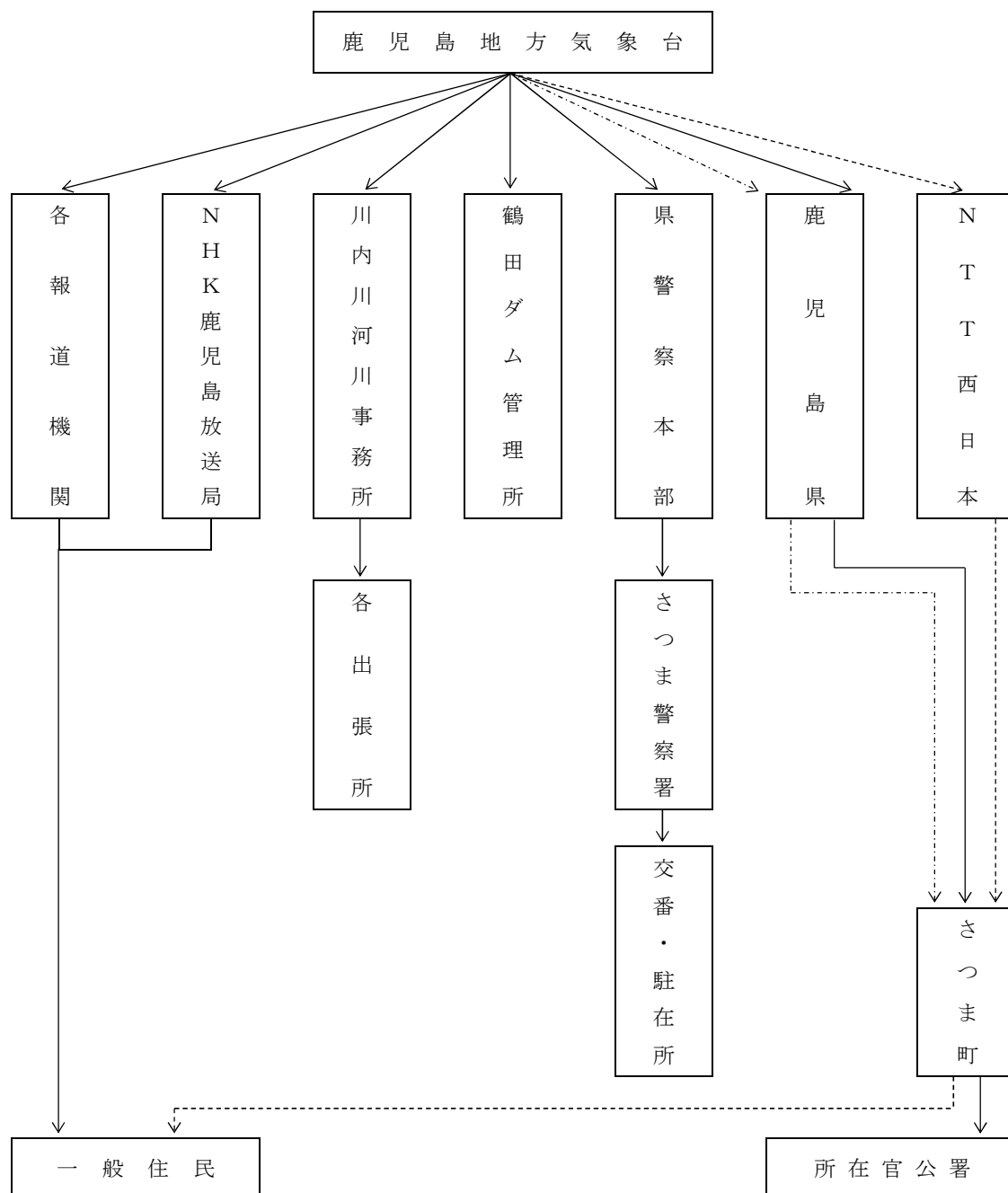
イ 教育委員会の学校に対する伝達

(3)により警報等を受領した町教育委員会は、加入電話等により町内各小中学校等に伝達する。

ウ 住民に対する周知方法

- ・ 警報等の伝達を受けた無線担当員は、警報等の内容を町防災行政無線により放送し、地域住民に周知徹底を図る。
- ・ 危機管理班は、町防災行政無線、広報車、有線放送等をもって町内一円に放送広報を行い地域住民に周知徹底を図る。

気象予・警報、情報等の伝達系統



(注) ——> 予報警報情報とも通知、-----> 警報だけ通知、- - - - -> 火災気象通報

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 気象官署からNTT西日本への通知は気象業務報第15条に基づくものである。

第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

関係機関	
各課共通	消防本部

町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は共有、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。

情報の収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報を優先し、速報性を重視する。

第1 災害情報の収集

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。

一方、消防機関、警察等の防災関係機関においては、必要に応じ、町の災害対策本部に職員を派遣し災害情報の収集に努める。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (4) 出火件数又は出火状況
- (5) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (6) 輸送関連施設被害（道路等）
- (7) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- (8) 避難状況、救護所開設状況
- (9) 町災害対策本部設置等の状況

(10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 町（消防機関を含む。）による情報収集

町は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

〈調 査 分 担〉

被害等の区分	担 当 課 等	協 力 団 体 等
被害の総括	総務課	消防団、施設管理者等
人的・住家等の被害	総務課、ほけん福祉課、税務課、建設課	区公民館長、公民会長、民生委員、施設管理者等
町有財産被害	財政課	施設管理者
し尿、ごみ処理施設被害	町民環境課	施設管理者、地区衛生協力員
社会福祉施設被害	ほけん福祉課	施設管理者、民生委員、社会福祉協議会
医療施設被害		町内医療機関
農業、林業関係被害	農林課	北さつま農業協同組合、土地改良区、北薩森林組合
商工業関係被害	さつまPR課	商工会
建設・土木関係被害	建設課	町内建設業者
水道関係被害	水道課	施設管理者
教育関係被害	教育委員会	学校長、施設管理者
支所管内被害	鶴田、薩摩各支所	区公民館長、公民会長、関係団体等

(2) 調査班の編成

ア 被害状況の調査に当たっては、被害の程度により各課と連携して調査班の数を決定する。

イ 被害が甚大なため、町において調査が不可能なとき、又は調査に必要な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

(1) 町における報告情報の集約

町災害対策本部において、各支所及び各課等から災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。特に本庁及び各支所間においては、災害情報を共有し、一括整理するものとする。

(2) 町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。特に、災害の規模の把握のため

の町から県等への報告は、次のとおり実施する。

ア 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- ・ 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- ・ 勤務時間内（災害発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

エ 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(3) 情報の優先度及び共有化

町は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

また、町は消防機関、警察等関係防災機関が適切な災害応急対策が実施できるよう、災害情報の共有化を図る。

(4) 県による人的被害情報の集約・調整

町等が報告した人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約し、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行う。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和5年3月31日）に基づき町等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

この際、町は県の公表に際し、以下3項に関する役割を担任する。

- ・ 市町村域における、死者・行方不明者等に関する情報の収集・精査
 - ・ 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び死者に係る遺族等の同意確認
- ・ 死者・行方不明者等のリストの作成及び県への提供

※同意を確認する遺族等の範囲は、原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者など、状況に応じて判断する。

第2 災害情報等の報告

1 災害情報等の報告系統

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行い、県と連絡がとれた場合には、県にも報告を行う。

なお、被害状況等の報告に係る総務省消防庁への連絡先は、次のとおりである。

(NTT回線)

03—5253—7777

03—5253—7553 (FAX)

(消防防災無線)

7780

7789 (FAX)

(地域衛星通信ネットワーク)

2—048—500—7780

2—048—500—7789 (FAX)

2 災害情報等の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間にける被害に関する次のようなものをいう。

ア 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な防災関係機関に通報するもの。

イ 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。

ウ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。

エ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

ア 災害即報

報告（通報）すべき災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報告するもの。

資料編 ○災害概況即報

P. 214

イ 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの。

ウ 災害中間年報 12月20日までに報告（通報）するもの。

エ 災害年報 4月30日までに報告（通報）するもの。

3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震の場合は町長又は警察署長（警察官）に通報するものとする。

イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長（総務課）に通報するものとする。

ウ 町長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

- ・ 気象、地震に関するものは、関係気象官署
- ・ その異常現象により災害発生が予想される隣接市町
- ・ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

エ 町長の気象官署に対する通報要領

気象官署に関係する異常現象を承知した町長が関係気象官署に通報する要領は、次のとおりとする。

- ・ 通報すべき事項
気象関係
- ・ 通報の方法
通報の方法は、公衆電話、電報によることを原則とする。
- ・ 通報のあて先
通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。
- ・ 通報に要する電話電報の費用は、原則として町の負担とする。

(2) 上記(1)以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

ア 総務課

- ・ 町は、町内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、災害対策本部を設置した場合には、県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告する。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報、報告する。
- ・ 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報する。

イ 防災関係機関からの収集通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち町その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、町その他防災関係機関に通報するものとする。

ウ 各区公民館長等からの収集通報

区公民館長等は、地区内における次の災害情報を収集し、総務課に通報する。

- ・ 河川の増水等災害が発生しそうな状況
- ・ 住民の避難状況
- ・ 災害が発生しているときの状況
- ・ その他災害状況

エ 町の災害情報の収集通報

- ・ 各公民館長等より災害情報の通報を受けた総務課は、直ちに関係課に通報する。
- ・ 総務課長及び各課長は、各公民館長等からの災害情報と町自体で把握しうる災害対策の実施状況等災害を併せ関係の各機関に通報する。
 - ・ 水防に関するもの（北薩地域振興局建設部）
 - ・ 災害の総体的情報及び避難、人的災害情報等（北薩地域振興局総務企画部）

4 災害報告の留意事項

- (1) 総務課は、被害状況を集計するに当たり、さつま警察署と緊密な連絡をとり情報の交換調整を図り、被害状況集計の正確を期するものとする。
- (2) 各担当課又は総務課がその他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告するに際して、各課ごとに責任者を定め、災害連絡員として報告に関する一切の責任を負わせるものとし、さらに災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定める。

5 被害報告の様式

- (1) 総務課において、町全体の被害を収集する被害報告の内容は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○被害状況即報	P. 215

- (2) 各課において、関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を考慮して定める。

6 災害報告の判定基準

人的被害及び家屋等の一般被害の判定基準は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○災害報告の判定基準	P. 216

第9節 広報計画

関 係 機 関
総 務 課 総合政策課

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 町における広報担当及び他課との連絡

- (1) 町における災害情報、被害状況等災害に関する広報は総務課又は企画政策課が行う。
- (2) 各課における被害情報、災害情報のとりまとめは、総務課において行う。

2 情報等広報事項の収集

- (1) 各課が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集する。
- (2) 必要に応じて災害現地に出向き、写真、ビデオ、その他の取材活動を実施する。

3 住民に対する広報手段

町において収集した災害情報及び応急対策等住民に周知すべき広報事項は、広報内容に応じて次の方法により行う。

- (1) 町防災行政無線
- (2) 有線放送、公民会無線放送
- (3) 広報車
- (4) 写真、ビデオ、ちらし等の展示等
- (5) 消防署による非常無線サイレンシステム
- (6) 報道機関
- (7) 町のホームページ
- (8) 携帯メール

4 広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示等

広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

ア 気象情報及び気象警報の発令

イ 災害軽減の事前対策

(2) 災害発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害応急対策状況
- ウ 災害状況
- エ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
- オ 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起・指示
- カ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

- ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- イ 地区別の避難所
- ウ 混乱防止の呼びかけ
「不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報入手する」などの呼びかけ。
- エ 安否情報
安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」、「iモード災害用伝言板サービス」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。
- オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
- カ 気象警報などの解除
- キ 災害対策本部の解除

(4) 広報案文

住民等への広報案文は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○ 広報案文 P. 217

第2 報道機関等に対する公表

1 報道機関に対する発表

総務課又は総合政策課は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は、次の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

- ア 発表の場所は、原則として記者会見室（仮設）とする。
- イ 発表担当者は、総務課長又は企画政策課長とする。
- ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 災害時要援護者への広報手段、内容について配慮するように要請する。
- オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- ア 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

- エ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- オ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- カ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- キ 避難状況等〔発表〕
- ク 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)

- ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・安否情報については、N T T災害用伝言ダイヤル「171」、「i モード災害用伝言板サービス」を活用してほしい。
- ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
- ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。

- ケ ボランティア活動の呼びかけ
- コ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- サ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- シ 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- ス 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に町に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、町は、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

町は広報を実施したときは、直ちに関係機関に報告する。

第 10 節 水防・土砂災害等の防止対策

関 係 機 関
各 課 共 通 消防機関

風水害時は、河川出水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防機関等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第 1 河川災害の防止対策（水防活動）

1 水防の責任

(1) 水防管理団体の責任

町は、この計画に基づきその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

資料編 ◦さつま町水防協議会条例 P. 88

(2) 町の責任

町内における水防体制の確立強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

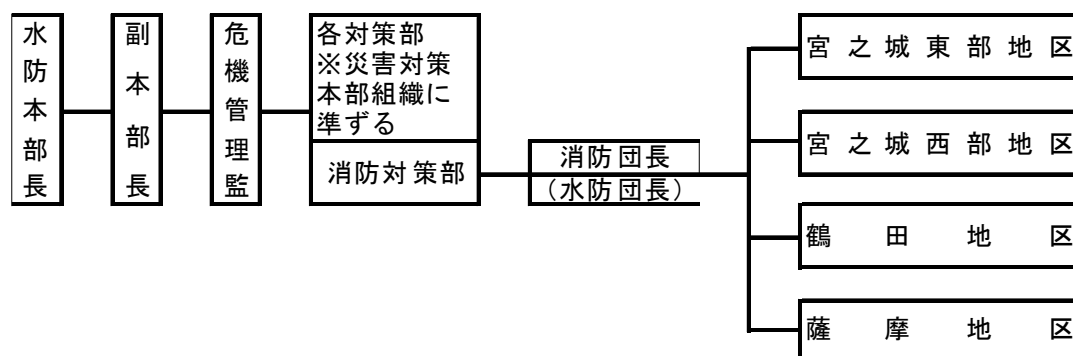
(3) 住民の責任

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者、消防団長（水防団長）、又は消防機関の長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事しなければならない。

2 町の水防組織

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報などにより、洪水等のおそれがあり、水防の必要を認めたときから、その危険が解消するまでの間、町は次の組織をもって水防事務を処理する。なお、水防本部は総務課内に置く。

(1) 水防本部編成表



(2) 水防業務分担

水防本部長……町長

副本部長……副町長、教育長

各対策部……各対策部組織は第1編第3章第1節「災害対策本部組織」に準ずる。

3 水防区域と水防警報を行う河川の現況

(1) 水防区域

ア 重要水防区域

資料編に掲げるとおりである。

資料編	。重要水防箇所一覧	P. 51

イ 重要水防区域外で危険と予想される区域

資料編に掲げるとおりである。

資料編	。重要水防区域外の危険予想区域	P. 53

4 気象注意報発令と雨量水位の通報

(1) 洪水・大雨のおそれのある注意報が発令されたときは、次のとおり行動する。

ア 本部は、気象通報に注意し、北薩地域振興局建設部・警察・その他の関係機関に必要な連絡を取り、本部が必要と認めたときは、勤務時間外において3名以上の職員を待機させる。

イ 各地区は、本部から通報を受けたとき又はその他の状況により自ら必要と認めたときは、直ちに水防態勢に入るとともに各機関に連絡をとる。

(2) 雨量観測通報

本部は、毎時間ごとの雨量を把握し各地区に通報しなければならない。

(3) 水位観測通報

水防本部長は、出水のおそれがあることを知ったとき、又は水防警報により出水の通知があった場合は、北薩地域振興局建設部及び警察へ通報するとともに適切な措置をとらなければならない。

5 水防警報発令と出動・水防作業

(1) 水防警報の段階と範囲

ア 段階

第1段階…待機＝消防団員を水防に出動できるように待機させるもの

第2段階…準備＝消防団幹部の出動を行う

第3段階…出動＝消防団員の出動を通知するもの

第4段階…警戒＝水防活動上必要な対応策を指示するもの

第5段階…解除＝水防活動の終了を通知するもの

イ 水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除
川内川	宮之城	水防団待機水位(4.0m)に達したとき	水防団待機水位(4.0m)を超え、はん濫注意水位(5.2m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(5.2m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	避難判断水位(6.4m)又は、はん危険水位(7.6m)に達したとき	はん濫注意水位(5.2m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われたとき

(2) 警報発令

ア 本部の措置

本部員は、気象の変化に注意し、警報が発令されたとき、その他非常事態の発生が予測されたときは、勤務時間内は待機し、勤務時間外は直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受け円滑な水防活動の実施に努めること。

(3) 出 動

水防本部長は、非常警報が発令されたときは、消防機関を出動させて警戒配置につかせ、その旨を北薩地域振興局建設部長に報告する。

(4) 監視及び警戒

ア 常時監視

水防本部長は、常時監視員を設け随時区域内の河川等を監視させ、水防上危険があると認める箇所があるときは、当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

イ 非常警戒

水防本部長は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合直ちに水防作業を開始するとともに、北薩地域振興局建設部長に報告しなければならない。

- ・ 裏法の漏水によるひび及び欠け、崩れ
- ・ 堤防の溢水状況
- ・ 天端のひび又は沈下
- ・ 表法のひび又は欠け・崩れ
- ・ 樋門両袖又は底部からの漏水
- ・ 橋梁その他の工作物と堤防との取付部分の異常

(5) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合は、消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し又その区域から立退きを命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させる。

(6) 非常事態の発生と水防作業

ア 非常事態の発生

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防本部長は直ちにその旨を北薩地域振興局建設部長並びに氾濫のおそれのある方向の隣接区域の水防管理者及び水防関係機関に通報しなければならない。

イ 応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長は、他の水防管理者又は市、町長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

ウ 自衛隊の派遣要請

自衛隊法第83条により災害に際し、知事、町の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。

エ 警察官の出動

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、さつま警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

オ 水防作業

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料・流速・法面護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。

6 通信連絡及び輸送

- (1) 水防通信受発地点（町役場）、水防倉庫設置箇所（町役場・各分団・消防車庫）、水防作業現場等には、必ず連絡用單車又は自動車を配置しなければならない。
- (2) 本部と水防作業現場の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づく状況に従って通行路線を決定し、輸送の正常な確保を図らなければならない。
- (3) 水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをする。

7 避難のための立退き

- (1) 洪水氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき水防本部長は、必要と認められる区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示する。
- (2) 水防本部長は、警察署長とあらかじめ立退先、経路等について協議し、必要な措置を講じなければならない。

8 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団体又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- ・ 必要な土地の一時使用

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使するものは、水防管理者、消防団長（水防団長）又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

ウ 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべきものに渡さなければならない。

(3) 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により損失を補償しなければならない。

9 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が警戒水位より減じ警戒の必要がなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し一般住民に周知させるとともに、北薩地域振興局建設部長にその旨報告する。

10 水防報告と記録

(1) 水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、北薩地域振興局建設部長に報告しなければならない。

- ア 天候の状況
- イ 出水の状況
- ウ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- エ 水防その他施設等の異状の有無
- オ 水防作業の状況
- カ 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- キ 水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量
- ク 応援の状況
- ケ 一般住民の出動状況
- コ 警察の援助状況
- サ 現地指導員の職氏名
- シ 避難のための立退きの状況
- ス 水防関係者の死傷
- セ 殊勲者及びその功績
- ソ 今後の水防上考慮すべき点、その他水防管理者の所見

資料編 ○ 水防活動実施状況報告書

P. 54

(2) 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の水防記録を作成し保管しなければならない。

- ア 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- イ 出動水防作業員の数
- ウ 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- エ 使用資材及び数量
- オ 破損した器具、資材名及び数量
- カ 警戒中の水位
- キ 水防法第24条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由
- ク 収用又は購入の器具資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- ケ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- コ 水防作業中負傷し、疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- サ 避難のための立退きを指示した理由
- シ 支出費帳簿
- ス その他記録を必要とする理由

11 水防施設設置及び水防器具資材

(1) 水防施設

ア 水防倉庫には、平常時から必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ 水防倉庫又は水防器具資材の備付場所にはその施設に応じて備蓄数量を明記した標札をかけること。

(2) 水防器具資材

ア 水防器具資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげ得るよう常に留意し、使用方法の的確を期するとともに、水防の必要なときに支障のないように水防以外の目的には使用してはならない。

イ 水防資材の受払いについては、次の受払簿を備え常に正確に受払を記入し、使用したとき又はその後の水防に支障のあるときは直ちに、その他の場合は月末までに記入整理しなければならない。

水防資材受払簿

品 名 ()

取扱者氏名

責任者印	年 月 日	単 位	受	払	残	摘 要

(3) その他本部備品

本部は、特に停電時の情報聴取のため携帯用ラジオ、懐中電灯を準備すること。

12 水防信号

水防信号は、次のとおりである。

- (1) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて取り扱う。

区域及び信号

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止○休止○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休止 ○— 休止

(注) 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

13 水防訓練

(1) 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から十分訓練を実施しておくことが必要である。

ア 観 測

イ 通 信

ウ 動 員

エ 輸 送

オ 工 法

カ 水門等の操作

キ 避難、誘導、救護

(2) 実施時期

毎年1回以上なるべく出水期前に行うものとする。

(3) 報告等

水防訓練については、あらかじめ北薩地域振興局建設部長等に通知するものとし、実施後において結果を本部長に報告するものとする。

14 応急工法の選定

応急工法の迅速かつ有効な実施は、応急工事工法の採用適否が最も重要であるので、次の工法の選定に当たっては、被災場所、被災状況に応じて作業が簡易で、かつ、効果的な、しかも使用資機材の入手が容易な工法を検討し採用する。

資料編 ○水防工法一覧

P. 55

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 町は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域等における斜面崩壊、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

(2) 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

ア 町は、土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県の協力を得て、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

イ 土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第3 ダム施設応急対策

町は、九州地方整備局鶴田ダム管理所及び電源開発株式会社と連絡を密にとり、被害の拡大防止に努める。

1 鶴田ダム管理所の措置

(1) 臨時点検の実施

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、操作規則等の規定による。

(2) 放流の通報

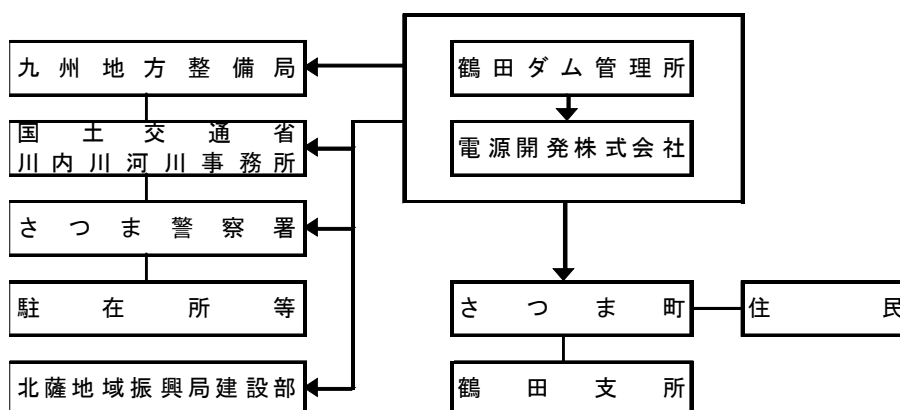
特定多目的ダム法第32条の規定により通知すべき連絡関係機関及び連絡方法等は、次のとおりである。ただし、放流量が少ない場合は、下流の状況に応じてこれを省略することができる。

ア 放流連絡関係機関

㊦ 方法と時期

放流開始の少なくとも約1時間前に文書又は電話により、放流日時、放流量その他必要事項につき行う。

㊧ 系統図



イ 一般住民への直接通報

・ 警報車によるもの

警報車による警報は、サイレンを吹鳴し、スピーカーにより河川水位の増加時刻及び

増加見込等について広報する。警報は、各地点における水位変動の生ずる約30分前に行うものとする。

- ・ 警報所によるもの

ダム管理所は放流開始約50分前及び放流直前、神子警報所は放流開始約50分前、その他の警報所では各地点において増水する約1時間前に河川水位の増加時刻及び増加見込等については行うものとする。

本町の警報所は、次のとおりである。

(注) ○印は、サイレン無し。

2 町の措置

町は、鶴田ダム管理所と連携し、被害の防止に努めるとともに、地域住民等に町防災行政無線、広報車等により通知する。

地区名	警 報 所
さつま町 鶴田地区	鶴田ダムサイト、神子警報所、前田警報所、柏原警報所
さつま町 宮之城地区	餅坂警報所、屋地警報所、○城之口警報所、園田警報所、川口警報所、○船木警報所、山ノ口警報所、須杭警報所、石橋警報所

第 1 1 節 消防活動

関 係 機 関	
総 務 課	消 防 本 部

火災が発生した場合、町及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第 1 町・住民による消防活動

1 町及び消防機関の活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(1) 消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団（以下「消防隊」という。）を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

- ・ 延焼火災の状況
- ・ 自主防災組織の活動状況
- ・ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ・ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- ・ 要救助者の状況
- ・ 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- ・ 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動
- ・ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ・ 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動
- ・ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動

(2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防署と協力

して次の消防活動を行う。ただし、消防署出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 住民、自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ・ 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- ・ 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- ・ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第2 応援要請

大規模な火災等が発生し、町の消防力では災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

第 1 2 節 危険物等災害対策

関 係 機 関	
総 務 課	消 防 本 部

危険物施設、ガス施設、毒物劇物施設等の事故等により災害が発生した場合には、被害の拡大を防止するため直ちに応急措置を講ずるものとする。

第 1 石油の保安対策

1 施設管理者の措置

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び貯蔵し又は取扱う危険物の種類並びに災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ア 情報及び警報等を確実に把握する。
- イ 消防施設（消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
- ウ 施設内への立ち入りを制限し、警戒を厳重にする。
- エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ア 消防本部及びその他の関係機関への通報
- イ 消防施設を活用し、被害を最小限に留めるため、適切な初動対応に努める。
- ウ 危険物施設等における詰替え及び運搬や取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の軽減に努める。
- オ 災害の拡大危険がある場合は、付近の状況等を考慮し、住民に対し速やかに避難誘導等を行い、人的被害の防止に努める。

2 町の措置

町及び消防機関は、施設管理者と連携して、次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに県その他関係機関に被害状況の報告を行う。

イ 災害広報

災害による不安、混乱を防止するために広報車等により広報活動を行う。

ウ 救急医療

被災地における傷病者等の救出は、当該事業所、消防署等、警察署、医療機関その他関係機関の協力のもとに救急医療業務を実施し、必要に応じて県に応援を求める。

エ 消防応急対策

消防署等は、危険物火災の特性に応じた消防活動を実施し、必要に応じて他の消防機関

及び県に応援を求めるものとする。

オ 避難

町長は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

カ 交通応急対策

交通の安全、緊急輸送の確保のため、道路管理者、警察署その他関係機関により、被災地域の交通対策に万全を期するものとする。

第2 高圧ガス保安対策

1 施設管理者の措置

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の通報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に通報する。通報を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に通報する。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

- ・初期消火、漏洩閉止等の作業
- ・付近住民への通報
- ・二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
- ・その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ 防災事業所（高圧ガス応援事業所）

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

2 町の措置

(1) 火気規制、立入規制

警察署等と協力して事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底する。

(2) 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合には、区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

第3 火薬類の保安対策

1 施設管理者の措置

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には、注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

2 町の措置

災害が発生した場合は、消防機関、警察署と協力して、次の措置をとる。

- (1) 被災者の救出救護を行う。
- (2) 警戒区域を設定する。
- (3) 飛散火薬類の発見回収を行う。
- (4) 二次爆発の防止措置を行う。

第4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので施設管理者は、次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- 1 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- 2 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- 3 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

第5 毒物劇物の災害応急対策

1 施設管理者の措置

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危害防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。
- (2) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

2 町の措置

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関と協力して、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第 13 節 避難の指示・誘導

関係機関		
総務課	ほけん福祉課	こども支援課
教育委員会	消防本部	

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる。

このため、特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第 1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（本章第 8 節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防本部は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

第 2 地域における避難

1 実施責任

避難指示等の実施責任者、実施基準等は、次のとおりである。

	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準	根 拠 法
避 難 指 示 等	知事及びその命を受けた職員	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条、地すべり等防止法第25条
	水防管理者	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	町 長 (不在の際は副町長)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるとき	災害対策基本法第60条
	警 察 官	立退きの指示警告避難等の措置	町長が避難のための立退きを指示することができないとき、町長から要求があったとき、重大な被害が切迫したと認めるときは警告を発し、特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	自 衛 官	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合に警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた自衛官は避難について必要な措置をとる	自衛隊法第94条
知事による避難の指示等の代行		知事は、町長が全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。		災害対策基本法第60条

2 避難指示等の発令

- (1) 町は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。
- (2) 町は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らが取るべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。
なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害について発表する。(避難指示等の区分並びに避難指示等の区分に対応した警戒レベル及び居住者等に求められる行動は次表のとおり)
- (3) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し適切に判断を行うものとする。
- (4) 国土交通省又は県は、町から求めがあった場合には、避難指示(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)の解除対象地域、判断時期等について助言する。
- (5) 町は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

表 避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル 5	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にすることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル 4	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル 3	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水 注意報	警戒レベル 2	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
早期注意情報	警戒レベル 1	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

3 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、現場にいる警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

4 避難指示の基本方針

- (1) 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立ち退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。
- (2) 町長以外の避難指示権者は、上記第2の1に基づきそれぞれの状況に応じ避難指示を行う。
- (3) 避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

5 避難指示等の実施要領

- (1) 避難指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 避難指示等の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。
- (3) 避難指示等は、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を行えるよう発令する。
- (4) 町長以外の避難指示権者が避難指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。
- (5) 町長は、自ら避難指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（県危機管理防災課）及び県出先機関の長に報告又は通知する。

6 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

- (1) 町防災行政無線及び公民会無線・有線放送施設、電話、携帯メールその他特使等の利用により伝達する。
- (2) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- (3) 鶴田ダム管理所との協定に基づく鶴田ダム所有の警報設備等を通じた伝達
- (4) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- (5) サイレン、鐘による伝達

(6) 洪水による避難の勧告指示は、次の信号による。

警鐘信号	サ イ レ ン 信 号			
乱 打	約 1 分 ●——	約 5 秒 休止	約 1 分 ●——	約 5 秒 休止

資料編 ○ 鶴田ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書 P. 201

7 避難者誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により誘導するよう努める。

- (1) 避難誘導は、各地区の消防分団、部が行い、責任者は分団長、部長とする。
- (2) 災害の種類、危険地域ごとにあらかじめ定めた避難経路により避難所へ誘導する。
- (3) あらかじめ定めた避難経路に異常のある場合は、周辺の状況を検討し、暴風の場合は、できるだけ山かけや、堅牢な建物に沿った経路を選ぶようにする。豪雨の場合は、崖下や低地等災害の発生のおそれがある場所は、できるだけ避けるようにする。
- (4) 避難場所が比較的遠距離で避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (5) 避難経路中の危険箇所には、標識、縄張等をしたり、誘導員を配置するようにする。
- (6) 誘導に際しては、できるだけ舟艇、ロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。
- (7) 避難又は救助等のため救助用ボートを使用する場合は、安全性を十分考慮するものとし、その使用については消防団長又はその権限を委任された者の命令によらなければならない。
- (8) 避難者は、携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして誘導に努める。
- (9) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

8 災害時要援護者の避難対策

高齢者、傷病者、身体障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の避難については、次の点に留意して優先して行う。

- (1) 町長は、避難を要する災害時要援護者の掌握に努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により避難所へ誘導する。
- (2) 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

9 避難順位及び携帯品等の制限

(1) 避難順位

ア 高齢者、傷病者等いわゆる災害時要援護者の避難を優先して行う。

イ 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(2) 携帯品の制限

- ア 携帯品は、必要最小限度の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- イ 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

10 住民の自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声をかけ合って自主的に避難するよう心がける。

<避難の心得>

- (1) 火の始末や戸締まりを確実にする。電気はスイッチを切り、ガスの元栓を閉める。
- (2) 消防、警察などの指示に従って、家族そろって地域ぐるみで避難する。
- (3) 避難の際は、がけ下、崩れそうな壁際、川べりなどはできるだけ避けること。やむを得ずその場所を通らなければならないときは、十分注意して通行する。
- (4) 高齢者、幼児、病人など災害時要援護者がいる家庭では、隣近所の協力を得て早めに避難する。
- (5) 服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくる物から身を守るため、頭にはヘルメットや頭巾などをかぶる。また、服装は長袖のシャツやズボンなど露出部分の少ないものを着る。
- (6) 携帯品は必要品のみとし、両手が使えるように背負うようにする。
- (7) 切れて垂れ下がった電線等には、絶対に触れない。

11 避難所の設置

- (1) 地域別避難場所は、資料編に掲げるとおりとする。なお、災害の状況により避難場所を変更したときは、その都度町長が指定し、周知を図る。

資料編 ○避難所等一覧

P. 65

- (2) 避難所の開設及び管理は総務課が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護に当たる。
- (3) 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜総務課長に報告する。
- (4) 災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。
- (5) 町長が避難所を設置したときは、直ちに県に次の事項を報告する。
 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び各避難所の収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (6) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 危険防止措置

避難所の開設に当たって、町長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (8) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

第3 学校・教育施設等における避難

児童・生徒等の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

1 避難の指示等の徹底

- (1) 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。
- (2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (3) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (4) 校長等は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒等を安全な場所に避難させる。
- (5) 児童生徒等の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (6) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒等をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (7) 学校が避難場所に指定されている場合等で、児童生徒等の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒等をその保護者に引き渡す。
- (8) 児童生徒等が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休業の措置を講ずる。

2 避難場所の確保

教育長は、災害の種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

3 避難の指示の伝達

学校・教育施設の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の小中学校の児童生徒等の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、おおむね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

- ・ 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
- ・ 避難場所の指定
- ・ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
- ・ 児童生徒の携行品
- ・ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒等を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

- ・ 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
- ・ 集落ごとに児童生徒等を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒等が家庭にある場合における臨時休業の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難

1 避難体制の確立

(1) 施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難誘導を実施する。

(2) 施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時の対応を実施する。

2 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制をとる。

3 避難の指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第5 車両等の乗客の避難措置

1 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に行う。

2 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第6 広域避難

各機関の対応について次のとおりである。

	内 容
町	(1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 (2) 広域避難を要請した場合は、所属職員の中から受入れ先の避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入れ先の市町村に派遣する。 (3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受入れた市町村は運営に協力する。 (4) その他、必要事項については地域防災計画に定めておくとともに、避難所及び緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	(1) 市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。 (2) 市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
国	都道府県から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

1 4 節 救助・救急

関 係 機 関	
総 務 課	ほけん福祉課
消 防 本 部	消 防 団

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危ぐされ、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

第 1 町及び消防機関の活動

1 救助・救急活動

(1) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

第 2 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第 3 救助・救急用装備、資機材の調達

1 初期における救助・救急用装備、資機材の運用については、原則として町が整備・保有して

いるものを活用するが、救助・救急用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

資料編 ◦救急救助用資器材等保有状況	P. 71

- 2 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- 3 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第 15 節 交通の確保及び規制

関 係 機 関	
総 務 課	
財 政 課	建 設 課

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第 1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

交通規制は、次の区分により行う。

実 施 者	実 施 の 方 法
道 路 管 理 者 (知事、町長等)	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。

	イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)ア、イの措置をとることができる。

2 関係機関との相互連絡

町は警察機関等と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県へ通知する。

3 う回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

資料編	。規制の標識等	P. 63

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

第2 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

町は、緊急通行車両として町有車両を使用するときは、県（危機管理防災課）、警察本部又はさつま警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

緊急通行車両であることが確認されたときは、標章及び証明書が交付される。

資料編	○緊急通行車両確認証明書	P. 61
	○緊急通行車両等の標章	P. 62

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

資料編	○緊急通行車両事前届出書及び届出済証	P. 60

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとるものとする。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。

- ・ できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
- ・ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ・ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとるものとする。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

第 16 節 緊急輸送

関 係 機 関
総 務 課
財 政 課 建 設 課

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第 1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸 送 に 当 た っ て の 配 慮 事 項
被 災 者 の 輸 送	町 長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第 1 段 階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階 (事態安定期)	(1) 第 1 段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階 (復 旧 期)	(1) 第 2 段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第 2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

- (1) 緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものを選定する。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自 動 車	(1) 確保順位 ア 町所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 町所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 (電話099—261—1167)
航 空 機	町長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに県消防防災ヘリコプターを出動させ、又は自衛隊に航空機の出動、派遣を要請する。	県危機管理防災局災害対策課 (電話099—286—2256) 本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。
作業員等	車両等による輸送が不可能なときは、作業員等により輸送する。労力の確保は住民の協力、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣要請等による。	県危機管理防災局災害対策課 (電話099—286—2256) 本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

(2) 町は、車両等の状況を十分に把握し効果的な運用を図る。

資料編 町有車両一覧 P. 57

2 輸送条件

町は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して関係機関に要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

3 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

また、支出できる範囲は次に掲げる場合とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 飲料水の供給

- (5) 死体の搜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

第3 輸送施設、集積拠点等の確保

町は、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊等の人員、資機材・物資の集積に必要な輸送施設、活動拠点等を整備し、効果的な運用を図る。

資料編	◦緊急輸送道路一覧	P. 64
	◦町内ヘリコプター発着予定地一覧	P. 64
	◦救援物資等の集積所	P. 74

第4 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線について、町は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

資料編	◦緊急輸送道路一覧	P. 64

2 優先順位の決定

啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、町は、道路管理者と協力して、道路の重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第 17 節 緊急医療救護

関 係 機 関	
ほけん福祉課	消防本部

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第 1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、近隣市町、県又はその他の医療機関の応援を要請し実施する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から権限を委任されたときは、町長が行う。

第 2 救護班の編成

1 町救護班

町は、災害発生により救護活動を実施する必要がある場合、町内医療機関及び薩摩郡医師会と連携し、保険・健康増進班を中心に救護班を編成する。

ただし、町で対処できない場合は、県に応援要請を行う。

救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

救 護 班 の 編 成

医 師	1 名
看護師	1 名
職 員	1 名

2 県救護班

県は、各保健所ごとに救護班を編成しており、川薩保健所管内の救護班の所在地は、次のとおりである。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
済生会川内病院	薩摩川内市原田町327-1	0996-23-5221
薩摩川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612
薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市宮内町2015-1	0996-25-4456
薩摩郡医師会	さつま町轟町510 (薩摩郡医師会病院内)	0996-53-0326
薩摩郡歯科医師会	さつま町宮之城屋地1596-13	0996-52-2855

第 3 救護所の設置

町は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、避難所、小中学校等公共機関、災害現場等に救護所を設置する。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図る。

第4 医薬品、医療資器材の調達

町長は、医療及び助産救護活動に必要な医薬品等を町内薬局等より調達するものとする。不足する場合は、県に応援を要請する。

資料編	○町内薬局等一覧	P. 73

第5 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力により、資料編に掲げる災害拠点病院を中心におおむね国公立・公的医療機関等に収容し、状況により航空機等による移送を行う。

資料編	○災害拠点病院一覧	P. 73

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町は、関係機関と連携をとり次の情報を収集し迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージタグを活用した救護活動を実施する。

〈トリアージ〉

「傷病者を重症度に応じて選別する」行為のこと。

災害時発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重症度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

〈トリアージタグ〉

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

第 18 節 災害時要援護者への緊急支援

関 係 機 関	
町民環境課	ほけん福祉課
こども支援課	さつまPR課

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者等の災害時要援護者は迅速・的確な避難等の行動をとることが困難で、かつ被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、災害時要援護者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第 1 町が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

- 1 要援護者を発見した場合には、要援護者の同意を得て、必要に応じ次のような措置をとる。
 - (1) 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 要援護者に対する介護職員等、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災 1 週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 2 ～ 3 日目からすべての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

第 2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 町の措置
 - (1) 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。
 - (2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。
- 2 施設管理者の措置

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

第 3 高齢者及び障がい者に係る対策

町は、避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- 1 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- 2 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障

がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

- 3 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- 4 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2 児童のメンタルヘルスの実施

町は、県と協力して、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスクアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

町（消防機関を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみ等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

町は、外国人を対象とした相談窓口を町民環境課に設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第6 帰宅困難者に係る対策

1 県は、県民・民間事業者に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

2 一時滞在施設等の確保等

県・町は、互いに協力して一時滞在施設（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受け入れを行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

(1) 一時滞在施設

ア 施設の確保

- ・ 県は広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。
- ・ 町は地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

- ・ 町は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。
- ・ 町は、帰宅困難者の状況を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ 情報提供

- ・ 町は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- ・ 町及び県は、自ら開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。
- ・ 町及び県は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は相互に情報提供する。

(2) 帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

- ・ 県は広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。
- ・ 町は地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

- ・ 町は、自ら協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。県は依頼を受け、協定締結先へ帰宅支援ステーション設置を要請する。

ウ 情報提供

- ・ 町及び県は、自ら設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

第 19 節 避難所の運営

関 係 機 関	
総務課	ほけん福祉課

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第 1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が開設されるまでの間とする。

2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

3 届出避難所の開設

- (1) 自治会及び自主防災組織が届出避難所を開設する場合は、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、開設（閉設）の日時、場所、避難者の数及び連絡手段（管理責任者の電話番号等）を速やかに、町（危機管理係）へ通知するものとする。
- (3) 通報を受けた町（危機管理係）は、県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

4 車中避難者の駐車場確保

指定避難所災害対応職員等は、車中避難者から車中避難の連絡を受けた場合又は車中避難者を確認した場合、トイレの使用等を考慮した駐車場所を確保するよう留意する。

5 留意事項

車中避難については、移動時及び車中泊中のエコノミークラス症候群リスクを伴うため以下のことに留意する。

ア 避難時の移動中の被害を防止するため、早めの避難と安全な避難経路を選定し避難所駐車場へ移動する。

イ エコノミークラス症候群の予防策を確実に行う。

- ・ ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ・ 十分にこまめに水分を取る
- ・ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ・ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ・ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ・ 眠るときは足をあげるなどを行いましょう。

(出典 厚生労働省：エコノミークラス症候群の予防について H30年7月8日)

○ 予防のための足の運動



資料編 ○ 福祉避難所一覧

P. 66

第2 避難所の運営管理

1 避難者情報の把握

町の避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所（届出避難所及び車中避難者を含む。）ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。

2 避難者等との協力

指定避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主

防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

3 被災者への情報提供

指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、パソコン通信、ファクシミリ等の整備に努める。また、届出避難所は総務課職員から、開設中の指定避難所への車中避難者に対しては、指定避難所災害対応職員等を通じて適時に行う。

4 良好な生活環境の保持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレを設置し快適なトイレの使用に配慮するよう努める。

5 避難の長期化対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

6 プライバシーの確保

避難所（届出避難所及び車中避難者を含む。）を管理する職員等及び避難者は、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮に努める。

第3 広域的避難収容・移送

1 県への応援要請

避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理防災課）に要請する。

2 避難所管理者の設置

広域避難を要請したときは、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

3 受入れ体制の整備

県から被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。

4 避難所の運営

移送された被災者の避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

第20節 食料の供給計画

関係機関	
農 林 課	ほけん福祉課
こども支援課	教育委員会

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食料の調達

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は、町長が行う。また、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合は町長が行う。

2 主食（米）の調達

町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（農政部農産課）に対し主食（米）の応急配給申請を行い配給を受ける。

(1) 販売業者の手持米を調達する場合

町長は、県に必要数量を報告し、県の指定する販売業者から現金で、米穀を買い取り調達する。

必要数量の算定に当たっては、次の1人当たり供給数量を基礎とする。

〈米穀及び乾パン等の基準〉

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米200グラム以内
	応急供給受給者 1人1日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり精米300グラム以内
乾 パ ン	1食当たり 1包（100グラム入り）
食 パ ン	1食当たり 185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内

(2) 政府保管米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、上記(1)の方法で調達不可能の場合、知事は農政事務所長と協議のうえ知事又は農政事務所長は、町長に政府保管米を直接売却するよう措置する。

第2 食料の供給

1 食料供給の手段・方法

(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊出し等給食又は食料の供給は、必要に応じて女性団体、日赤奉仕団等の協力を得て行う。

(2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。

- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

- (4) 炊出し及び食料の配分について、その実施場所は、資料編に掲げるとおりだが、必要に応じて避難所のほか学校の給食施設等を利用し、迅速に炊き出し等を行う。

資料編 〇炊出し施設一覧

P. 75

- (5) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊出し等について協力を要請する。

なお、交通・通信途絶のため知事に申請できないときは、鹿児島農政事務所に申請する。

- (6) 炊出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される食料の給与の実施基準は、次のとおりである。

(1) 炊出し対象者

炊出しその他による食料の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。

(2) 炊出しの期間

炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得てこの期間を延長することができる。

また、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(3) 炊出しの費用

炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

資料編 〇災害救助法施行細則（別表第1及び第2）

P. 225

第3 食料の輸送

1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した食料の町への輸送は、原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町長は、供給食料について、自ら引き取るものとする。

- (2) 町が調達した食料の救援物資集積所までの輸送及び町内における食料の移動は、町長が行う。

2 救援物資集積所の指定及び管理

町は、救援物資集積所を集配拠点として、各集積所ごとに管理責任者及び警備員を配置して、食料管理の万全を期する。

資料編 〇救援物資等の集積所

P. 74

第4 避難所における物資等の供給

災害による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心がける。

	食 料
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第二段階 (心理面・身体面 への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し

第5 物資調達マニュアルの整備

食料の供給・調達については、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定（担当：県社会福祉課）」の活用を図るとともに次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- 1 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- 3 炊出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- 4 炊出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6 救援物資集積所を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- 7 供給ルート、運送体制の確立
- 8 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ体制の確立
- 9 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- 10 ボランティアによる炊出しの調整

第 2 1 節 給水計画

関係機関

水 道 課

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第 1 給水の実施

1 情報収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (3) 通水状況
- (4) 飲料水の汚染状況

2 給水活動等

- (1) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、県（川薩保健所）に協力を求める。
- (2) 給水場所、給水方法、給水時間等について町防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (3) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (4) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (5) 被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持の1人1日3リットル等）。

3 応援要請

激甚災害等のため、本町だけで給水の実施が困難な場合には、県、隣接市町及び関係機関へ応援要請をする。

第 2 給水の方法

1 給水の方法

給水の方法は、おおむね次のとおりである。

給 水 方 法	内 容
浄・給水場等での拠点給水	水質検査、ろ水器による浄水の上、住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

耐震性貯水槽等での 拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での 運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として町が消防機関の協力を得て実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

2 補給用水源の調査

飲料水の補給水源としての町内の水源（井戸、湧水、水道施設）等は、次のとおりである。

〈簡易水道施設及び利用可能水源地等〉

水 源 名	配 水 池 名	配 水 区 域	貯水量 (配水池)
久 富 木 水 源 地	久 富 木 配 水 池	久富木区公民館のうち久富木町、大畝町、角郷及び船木区公民館のうち船木下の一部	m ³ 136
佐 志 水 源 地	佐志第一配水池 佐志第二配水池 青芝野第一配水池 青芝野第二配水池	佐志区公民館のうち仮屋原、前目、仮屋瀬、内小川田、篠田、上寺下、下寺下、豆漬、布田、あながわ、滝下、広瀬の一部	170 53 4 40
時 吉 水 源 地	時 吉 配 水 池	時吉新町、時吉中城	110
荒 瀬 水 源 地	荒 瀬 配 水 池	荒瀬	89
母ヶ野水源地 登尾水源地	母ヶ野配水池 登尾配水池 甫立配水池	平川区公民館のうち大薄上、大薄下、下平川及び上平川の一部 虎居区公民館のうち甫立	180 130 72
柊野水源地	柊野配水池	柊野区公民館の字子地区を除く全地区	103
白男川第一水源地 白男川第二水源地	白 男 川 配 水 池	白男川区公民館の全地区及び虎居区公民館のうち日当瀬及び一ッ木	237
薩摩第一水源地 薩摩第二水源地 薩摩第三水源地	永 野 配 水 池 山 峯 配 水 池 搦 配 水 池 別 府 原 配 水 池 松 八 重 配 水 池	薩摩地区内全域 (白猿、上狩宿、下狩宿、橋掛、境田、搦の一部、下中福良の一部、求名町を除く地域) 佐志区公民館のうち池之野	874
求 名 第 一 水 地 求 名 第 二 水 源 地	求名簡易水道配水池	薩摩地区のうち求名町、下中福良の一部	100
白 猿 水 源 地	白 猿 配 水 池	薩摩地区のうち白猿、薩摩川内市祁答院町黒木地区浦の一部	30
鶴田中央第一水源	中央配水池（低区）	鶴田区公民館のうち麓、東善寺、鶴田町、上	604

鶴田中央第二水源 鶴田中央第三水源	中央配水池（高区） 上川口配水池	手、鶴田大角、樋脇、広南、迫川内、東湯田原 神子区公民館のうち湯田原、櫃ヶ迫、高嶺、中 間、新田、柳野の一部 柏原区公民館のうち上川口の一部を除く全域 湯田区公民館のうち湯之元、湯田上、湯田中、 湯田下、西湯田原 虎居区公民館のうち上向の一部	750 540
上場水源地	上場配水池 大平配水池	鶴田区公民館のうち上場、大平	88 43
浦川内水源地	山神配水池 東配水池	鶴田区公民館のうち東、浦川内、山神	70 60
神子水源地	神子配水池	神子区公民館のうち上下大迫、大野	80
大俣水源地	大俣配水池	神子区公民館のうち大俣、栗野、柳野及び上川 口の一部、杵野区公民館のうち字子	90
紫尾水源地	紫尾配水池	紫尾区公民館のうち紫尾下の一部を除く全域	230

第3 資機材の確保

供給の早期実施体制確立のための供給に必要な資機材の確保に努める。

資料編 ○給水用資機材保有状況

P. 74

第4 災害救助法による飲料水の供給

1 対象者

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

2 供給量

1人1日3リットルとする。

3 費用の限度

ろ水器、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

4 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

資料編 ○災害救助法施行細則（別表第1及び第2）

P. 225

第 2 2 節 生活必需品等供給計画

関 係 機 関
こども支援課 さつまPR課 農 林 課

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与又は貸与する。

第 1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から権限を委任された場合は町長が行う。

ただし、町で対処できない場合は、隣接市町又は県に生活必需品の応援を要請する。

第 2 生活必需品の供給範囲

災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち、必要と認めたものとする。

- 1 寝具（毛布、布団、枕等）
- 2 衣服（普通着、作業服、婦人服、子供服等）
- 3 下着（肌着、靴下等）
- 4 身の回り品（タオル、ゴム長靴等）
- 5 炊事道具（鍋、包丁、コンロ、バケツ等）
- 6 食器（茶わん、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、ほ乳ビン等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料等）
- 9 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

第 3 物資の調達

物資の調達は、町内の小売業者、農協、商工会等に協力を要請し、生活必需品等の供給を行うものとする。ただし、災害の規模等により町のみでは調達困難な場合には、次の事項を示し、県に物資の調達を要請する。（「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」の活用）

- 1 品目別数量
- 2 必要日時
- 3 引取り又は送付場所
- 4 その他必要事項

第 4 救援物資の集積場所

- 1 集積場所

調達物資又は県等からの救援物資の集積場所は、資料編に掲げるとおりである。

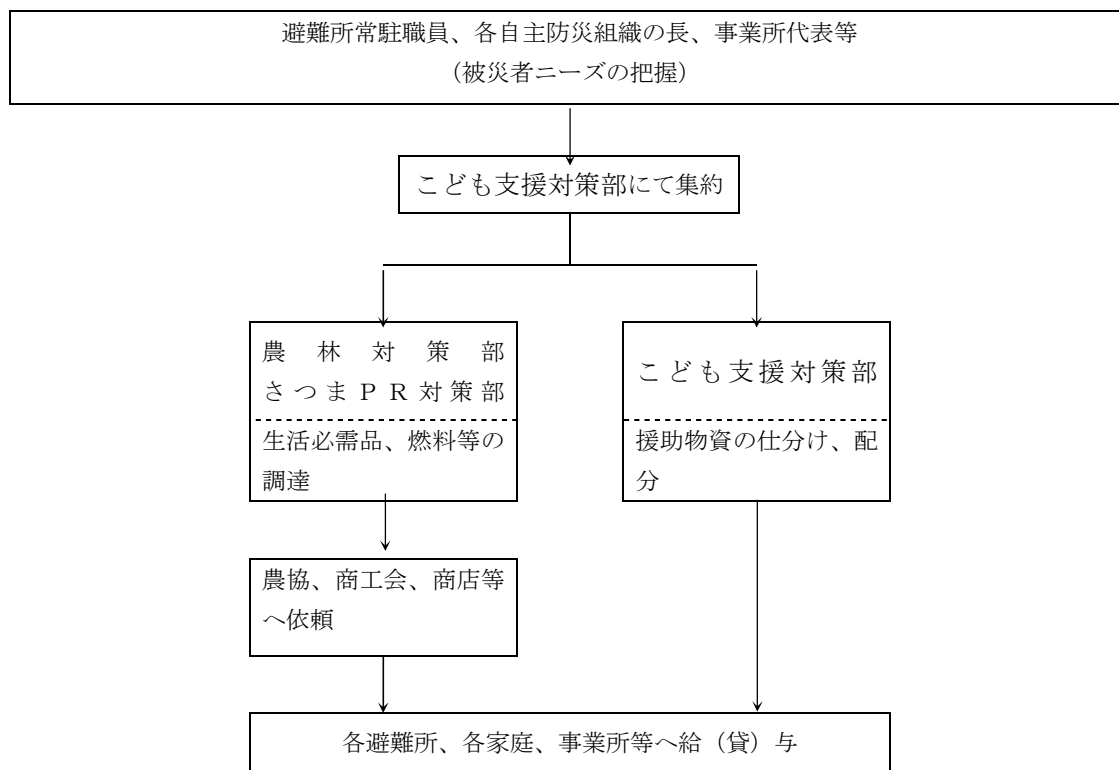
資料編 ○救援物資等の集積所

P. 74

- 2 救援物資の配分等

救援物資の仕分け、配分は、子ども支援対策部職員が中心になって行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、集積場所に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。



第5 生活必需品の輸送

県が実施する町への生活必需品の輸送は、原則として、知事が行う。ただし、輸送機関及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町長は自ら供給食料を引き取るものとする。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の実施基準は、資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第1及び第2）」の定めるところによる。

1 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上に浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

2 支給物資

支給される物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

3 供給期間

災害の発生の日から10日以内とする。

第 2 3 節 医療救護計画

関 係 機 関
ほけん福祉課

災害時の初期の医療活動については、本章第17節「緊急医療救護」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能マヒが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第 1 医療救護活動状況の把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- 1 避難所での医療ニーズ
- 2 医療機関、薬局の状況
- 3 電気、水道の被害状況、復旧状況
- 4 交通確保の状況

第 2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

1 被災者の健康状態の把握

町は、避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 高齢者、障害者等災害時要援護者に対しては、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。このため、町は、県及び医療機関と協力して、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する。

第24節 保健衛生・感染症対策

関係機関	
ほけん福祉課	町民環境課

災害時には、建物の浸水や焼失及び水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ的確に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定するところにより実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに感染症予防活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害発生時における被災地の感染症予防業務は、町長が、川薩保健所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

2 感染症予防班の編成

感染症予防のための感染症予防班の編成は、環境・業務班及び町の衛生協力員をもって編成する。

3 感染症予防活動の実施

(1) 検病調査

町は、川薩保健所と連携し、町の衛生協力員の協力を得て検病調査を実施する。

(2) 健康診断の勧告

検病調査の結果、必要があるときは、法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告する。

(3) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(4) 感染症予防の実施

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行う。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行う。

ウ 物件の消毒に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行う。

エ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、感染症予防活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の徹底を図るものとする。

感染症予防活動の重点項目は、次のとおりである。

- (1) 検病調査
- (2) 消毒の実施
- (3) 集団給食の衛生管理
- (4) 飲料水の管理
- (5) その他施設の衛生管理

5 広報等の実施

町は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、町防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 防疫用資機材の確保

防疫用資機材は、町保有の資機材を使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

資料編 ◦ 防疫用資機材等保有状況

P. 76

第2 食品衛生対策

被災地における給食施設（炊出し施設を含む。）の被災状況等を把握するとともに、応急食料（救援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給を行う。

1 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

また、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

2 応急食料

応急食料については、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保する。

3 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の洗浄、消毒

- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第 2 5 節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

関 係 機 関
町民環境課 建 設 課

災害時には、建物の浸水や焼失及び水害等により多量のごみ・がれき、し尿処理の問題が予想される。特に多くの被災者のいる避難所等では、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第 1 し尿の処理

1 処理等の方法

し尿の処理は、原則として、さつま町環境センターで行うものとするが、必要に応じて環境上支障のない方法により処分する。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
さつま町環境センター	さつま町広瀬5410	0996-53-0013

2 仮設トイレの設置

- (1) 被災地域の状況や避難所等の人員に応じて仮設トイレを設置する。
- (2) 仮設トイレの設置に当たっては、機種を選定など高齢者、障害者等に配慮する。

3 応援要請

町で処理が不可能な場合は、県に応援の斡旋を要請して、し尿処理を実施する。

第 2 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物の排出

- (1) 使用に支障のないもの及び被災していないものは排出できない。
- (2) 解体業者が介入した家屋解体ごみについては、産業廃棄物となるため町では受け入れない。なお、自己解体による家屋解体ごみは事前に協議するものとする。
- (3) 町が定めた一般廃棄物の分別区分に準じて排出するものとする。

2 災害廃棄物の収集運搬

災害廃棄物の収集にあたっては迅速、計画的に処理するため、ダンプトラック、タイヤショベル等の重機車両を積極的に借り上げるなど車両を確保する。

3 廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理は、原則として、さつま町クリーンセンターで行うものとするが、やむを得ない場合は、仮置場で保管し、その後、分別、破碎など行い、適正な処理をする。町長は、あらかじめ仮置場の予定場所を定めておくとともに、緊急時の施設の利用について近隣市町と協議しておく。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
さつま町クリーンセンター	さつま町湯田2734-8	0996-53-3111

- (2) 災害廃棄物の仮置場への仮置期間中は悪臭の発生やごみの飛散防止を図る。また、仮置場への不法侵入や不法投棄などに十分留意し、その対策を行う。

- (3) 災害廃棄物処理の細部は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（H30年度改定）に基づき、さつま町災害廃棄物処理計画による。

4 応援要請

激甚な災害を受け、町でごみ処理が不可能な場合は、県に応援の斡旋を要請して、ごみの収集及び運搬を実施する。

第3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、川薩保健所の指示を受けて、埋没及び焼却により処理する。

(1) 埋没

深さ2.5メートル以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイアジノン乳剤及び石灰を散布した後1メートル以上土砂で覆うこと。

(2) 焼却

0.5メートル以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

第4 障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、自力で除去するものとし、自己の資力で除去できない場合は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとするが、知事から委任された場合は町長が行う。
- (2) 障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 実施方法

災害時における障害物の除去は、建設・土木班を中心に消防団と協力して実施する。町のみで対応が困難な場合は、他市町及び県に応援を要請する。

3 障害物の保管等の場所

- (1) 障害物の大小によるが、原則として、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。
- (5) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続は、町の物品等の処分の例による。

4 所要人員の確保

災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが、不足する場合は町内建設業者等から人員の供給を受けるものとする。このほか、必要に応じ地区住民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

5 災害救助法による実施基準

(1) 障害物除去の対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 応急措置の支障となるもので緊急を要するもの

(2) 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、資料編に掲げる額以内とする。

第 2 6 節 行方不明者の搜索及び遺体の処理等

関 係 機 関	
総 務 課	町民環境課
消防機関	

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第 1 行方不明者の搜索

1 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋葬は、町長が警察、消防機関の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が実施するが、知事から委任を受けた場合は町長が実施する。

2 搜索隊の編成

町は、消防機関、住民等の協力を得て搜索隊を編成し、行方不明者の搜索を行う。

3 関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、次の事項を直ちにさつま警察署に通報する。

- (1) 行方不明者の人員数
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日、時刻等
- (4) 行方不明になっていると思われる地域
- (5) その他の行方不明者の状況

4 搜索の方法

搜索の範囲を区分して次のように行う。

(1) 搜索の範囲が広い場合

- ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。

(2) 搜索範囲が比較的狭い場合

- ア 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
- イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
- ウ 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。

(3) 搜索場所が河川、湖沼の場合

- ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。

イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。

ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を推進する。

(4) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

(5) 装備資材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(6) 必要帳票等の整備

町は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 搜索用機械器具燃料受払簿

ウ 遺体の搜索状況記録簿

エ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

5 行方不明者発見後の処理

(1) 搜索隊の搜索に際し、負傷者、病人その他応急救護を必要とする者を発見したときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 遺体の取扱要領

ア 県警察搜索隊が遺体を発見したときは、刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより処置し、処置後は遺族等の引取人又は町長に引き渡す。

イ 町搜索隊が遺体を発見したときは、その遺体が犯罪に関係すると思われる場合は、さつま警察署に通報し、明らかに災害による死亡と認められるものは、遺体収容所に収容する。

(3) 搜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持する。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容

町長は、警察官から遺体の引渡しを受けたとき、又は町搜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により、直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

資料編 ○遺体収容予定場所一覧

P. 76

2 遺体の処理

(1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

(2) 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等を実施する。

(3) 死亡の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として本

章第17節「緊急医療救護」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行う。

- (4) 遺体の識別、身元の究明等に長時日を要するとき、又は遺体多数で埋葬に長時日を要する場合等は、遺体を一時保存する必要があるので、遺体収容場所に、一時保存する。

3 遺体の埋葬等

- (1) 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

- (2) 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

- (3) 身元不明者の措置

身元不明の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報、照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

- (4) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

資料編 ○ 斎場等施設状況

P. 76

第3 災害救助法による実施基準

1 遺体の搜索

- (1) 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

- (2) 搜索の期間

災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

- (3) 費用の範囲

舟艇その他搜索のため使用する機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 遺体の処理

- (1) 処理を行う場合

災害の際死亡したものについて遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

- (2) 処理の方法

現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存、検案を行う。

- (3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

- (4) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内

(5) 遺体処理に要する費用の限度

資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第1及び第2）」に定める額の範囲内とする。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬を行う場合

ア 災害時に混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用の限度額

資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第1及び第2）」に定める額の範囲内とする。

資料編 ○災害救助法施行細則（別表第1及び第2）

P. 225

第 27 節 住宅の供給確保

関 係 機 関
建 設 課 ほけん福祉課

災害時には、住宅の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設、公営住宅、民間賃貸住宅の斡旋等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合は町長が行う。

第 2 応急仮設住宅

1 建設用地の選定

- (1) 用地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- (2) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

資料編 ○ 応急仮設住宅建設予定地一覧

P. 75

2 入居対象者

(1) 入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の要件を満たす者とする。

ア 居住していた住家が焼失、流出、倒壊して居住不能の状態にある。

イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ 住宅を賃貸し、又は購入するための資力がない。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者

3 入居者の選定

町は、十分な調査を行い、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

4 管理

町は、応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を提供するための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

5 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

町は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、介護職員、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

6 建設規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅の建設・供与の際の建設規模、費用の限度、着工期間等については、資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第1及び第2）」に定めるところによるものとする。

資料編	○災害救助法施行細則（別表第1及び第2）	P. 225

第3 被災家屋の応急修理

1 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、みずからの資力では被災家屋の応急修理ができない者

2 応急修理

町は、被災家屋の居室、炊事場及び便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

3 応急修理費用の限度、期間等

応急修理費用の限度、期間等については資料編に掲げる、災害救助法施行細則の定めによるものとする。

資料編	○災害救助法施行細則（別表第1及び第2）	P. 225

第4 公的住宅等の斡旋

大規模な災害のために応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理では対応ができない場合、未入居の町営住宅及び民間賃貸住宅の斡旋を図る他、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県等が管理する公的住宅への入居斡旋を行う。

第5 建設業者等の確保

仮設住宅の建設及び応急修理については、町内建設業者等に依頼するとともに、建設資機材の確保についても協力を図るものとする。

資料編	○町内建設業者一覧	P. 11

第6 被災建築物及び被災建物の応急危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

災害等による建築物等の倒壊による二次災害を防止するため、災害により被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を県の協力を得て実施するものとする。

また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣についての支援を要請するものとする。

2 被災宅地の危険度判定

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかの判断は専

門的知識を持たない被災者には困難である。このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

第28節 文教対策

関係機関
教育委員会

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

上記(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

教職員の欠員が少数の場合には、学校内において操作するが、学校内で操作できないときは、町教育委員会は、県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について協力を要請する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

(1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。

(2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

(3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。また、被災地においては、伝染病発生のおそれ

が高いので、保健衛生について、特に留意する。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような装置をとる。

(1) 児童等の安全確保

ア 在校中に発災した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

イ 留守家族等で帰宅できない児童・生徒等の保護対策を定めておく。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう県教育委員会等と必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品等の調達及び支給方法

- 1 町教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。
- 2 学用品の給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。
- 3 災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針に基づいて町長が支給の措置をする。

資料編	○災害救助法施行細則（別表第1及び第2）

P. 225

第3 文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ報告する。

3 関係機関との協力

町は、関係機関と協力して、被災文化財の被害拡大を防ぐため、応急措置を講ずる。

資料編	○町内指定文化財一覧

P. 221

第 2 9 節 義援物資等の取扱い

関 係 機 関
ほけん福祉課 こども支援課

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第 1 義援金

1 義援金の募集、受入れ

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて住民に周知する。

2 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

3 配分

各実施機関で受領した義援金については、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項が決定される。

第 2 義援物資

1 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

2 義援物資の配分

配分委員会は、被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、町を通じ、迅速かつ適正に配分する。

町は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

3 義援物資の管理

町は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第30節 農林水産業災害の応急対策

関 係 機 関
農 林 課

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たる。

2 気象災害対策

気象災害対策については、県農政部各課と農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

(1) 水稻対策

ア 応急措置

・ 風害

- ・ 完熟期に近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り、架干するか脱穀して通風乾燥機で乾燥する。
- ・ 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、一時落水して丁寧に引き起こして4～5株を緩く結束する。結束が終わったらたん水し、できるだけ水をためる。
- ・ 登熟期の早期落水は稈を弱めて倒伏しやすくなるので、機械利用に差し支えない限り落水期を遅らせる。
- ・ 深水にして風による倒伏を軽減する。

・ 水害

- ・ 冠浸水した水田は早急に排水し、用水路を整備し、清水を入れる。
- ・ 植付初期から分けつ期の稲はできるだけ浅水する。
- ・ 完熟期に近い稲で雨が続き穂発芽のおそれのある場合、刈り取って脱穀し、通風乾燥機で乾燥する。

・ 干害

- ・ 干害のおそれの出た時点で計画配水法を徹底する。
- ・ 用水源の実状を確認し、ボーリング工事を急ぎ用水の確保に努める。
- ・ 漏水を防止し、また、降水を十分活用できるように注意する。
- ・ 計画的にかん水する場合でもほ場全体に水が行き渡るように工夫する。

イ 事後措置

・ 風害

- ・ 病害虫（白葉枯病、ウンカ類）の発生に注意し防除に努める。
- ・ 風水害で水路が決壊、埋没した場合は直ちに補修する。

- ・ 水害

植付直後のもので枯死が予想される場合、稲の流失、埋没した水田では早めに整地し、予備苗を（早期4月30日、普通期7月20日まで）植え付ける。

- ・ 干害

- ・ 生育期の用水は、必要程度に応じて配水を徹底する。
- ・ 干ばつが解消した後は病虫害の発生に注意し、防除に努めるとともに、追肥等必要な管理作業を急ぐ。
- ・ 水稻が回復不可能な場合は代替作を考える。

(2) 野菜対策

ア 応急措置

- ・ 風害

- ・ 施設ハウスは、杭の補強とハウスのバンドの締め直しを行い、ビニールの破れた箇所を補修し、ハウス全体をしっかりと固定する。
30m/s以上の強風の場合は、ビニールをはぎとり、防風ネット等でベタ掛けを行い保護に努める。
- ・ さといもは葉の一部を切る。
- ・ 草丈の低い作物は土寄せする。
- ・ 可能な限り防風ネットで被覆する。

- ・ 水害

- ・ 早急に排水する。
- ・ 滞水、冠水した場合は泥を洗い落とす。
- ・ 薬剤散布、土壌かん注を行う。
- ・ 収穫見込みのあるものは収穫する。
- ・ 回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

イ 事後措置

- ・ 風害

- ・ 薬剤散布を行う。
- ・ 泥のついたものは水洗いする。
- ・ 倒れた作物は原形に復帰する。
- ・ 収穫直前のものは若どりする。
- ・ 欠株は補植する。
- ・ 速効性肥料を追肥する。
- ・ 被害が大きいときは代替作物をは種する。
- ・ 再生可能な作物は被害葉の摘除を行う。果実は摘果する。
- ・ 摘心状態になれば整枝、誘引して主枝更新を行う。

- ・ 水害

- ・ 速効性肥料を追肥する。（葉面散布）
- ・ 土寄せ、中耕を行う。
- ・ 薬剤散布、土壌かん注を行う。
- ・ 回復の見込みがなければ、まき直しする。
- ・ まき直し、後作では土壌消毒を行う。

(3) 果樹対策

ア 応急措置

- ・ 風害

- ・ 倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて誘引、結束する。
- ・ 枝が折れたり、裂けた場合は切り返して、切り口に「保護剤」を塗る。
- ・ 主要病害の予防散布を行う。

- ・ 水害

- ・ 極力排水を図る。
- ・ 倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。
- ・ 主要病害の予防散布を行う。

- ・ 干害

- ・ かん水を行うが、全面散水は効果が劣るので、樹冠下を重点に数か所スポットかん水を行う。
- ・ 結果過多の樹は摘果を早めにする。
- ・ 草生園は草刈、敷草を徹底し、水消費を防止する。

イ 事後措置

- ・ 風害

- ・ 落葉した成樹では、日焼け防止対策を行う。
- ・ 落葉後に発生した夏秋梢は、アブラムシ、ハムグリガやかいよう病の防除を徹底する。
- ・ 冬期は寒害を受けやすいので、コモなどで防寒を行う。

- ・ 水害

- ・ 土壌流失で根が露出した樹は、乾燥しないように客土か覆土を行う。また、流入土砂の除去を行う。
- ・ 土砂で埋まった集排水溝は整備を急ぎ、次の災害に備える。
- ・ 枝幹病害のり病が予想されるので、防除を急ぐ。

(4) 花き、花木対策

ア 応急措置

- ・ 風害

- ・ 花木類は枝条の結束をとく。
- ・ 倒伏したものは土寄せや起こして直す。
- ・ 種子のまき直し、又は代作種子の手配をする。
- ・ 花木類で折損部位の多い株は切直し、施肥する。
- ・ 薬剤散布の徹底

- ・ 水害

- ・ 早急に排水を行う。
- ・ 泥水冠水したものは茎葉の水洗いをを行う。
- ・ 土が洗い流され、根が露出したものは土寄せを行う。
- ・ 病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- ・ 種子の早期まき直し、又は代作種子の手配を行う。
- ・ 球根類の腐敗したものは、直ちに除去する。

- ・ 干害

- ・ かん水施設のあるところではかん水をする。
- ・ 土壌表面を軽く中耕する。
- ・ わら、ビニール等でマルチを行う。
- ・ 病虫害防除を徹底する。

イ 事後措置

- ・ 風害

- ・ 欠株が生じた場合、補植苗を植える。
- ・ 代作苗の植付けや種子のまき直しをする。

- ・ 水害

- ・ 排水溝を整備し、特に畦間の排水に努める。
- ・ 中耕、土寄せ、追肥をする。
- ・ 根腐れや球根の腐敗したものは、直ちに除去して代作種子をは種する。

- ・ 干害

かん水施設を整備する。

(5) 茶対策

ア 応急措置

- ・ 風害

- ・ 茶樹の株元（地）に穴ができた場合、周囲を踏み固める。
- ・ 病虫害発生予防のため、薬剤散布を行う。
- ・ 樹勢回復のため速効性のN質肥料を追肥する。
- ・ 苗床の日覆が破損したものは、早急に復旧する。

- ・ 水害

- ・ 表土が流出し、根部が露出したものは、速やかに土寄せする。
- ・ 病虫害防除に努める。

- ・ 干害

- ・ かん水に努める。
- ・ 浅耕を行う。
- ・ 樹勢回復のため施肥は液肥で行う。
- ・ 病虫害防除、特にカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマ等の発生に注意する。

イ 事後措置

- ・ 風害

- ・ 枯死株は速やかに補植を行う。
- ・ 努めて整剪枝しないことが望ましいが、被害の程度によっては、整剪枝作業を行う。

- ・ 水害

- ・ 排水不良園は排水路の新設、増設を行う。
- ・ 決壊した畦畔等は、速やかに復旧する。

- ・ 干害

枯死株は速やかに補植を行う。

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県との緊密な連携のもとに行う。

(2) 農薬の確保

町は、病虫害の異常発生に備えて、県の備蓄農薬の活用を図る。

(3) 防除機具の利用

町、団体及び集落防除班は、保有する既設防除機具について県の指導を受け、それらを有効かつ適切に使用する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林・水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林・水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林家、漁家等に対して実施の指導に当たる。

2 対象作物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

ア 苗畑……………干害

イ 造林木……………干害、風害

ウ たけのこ専用林…風害、水害、干害

エ しいたけ……………干害

(2) 水産物

ア いけすの被害防止対策

特に台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

イ 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 家畜管理対策

町は、北薩家畜保健衛生所と協力して、家畜の被害状況を調査するとともに、次のような措置を講じる。

1 家畜伝染病の発生及びまん延の防止のための予防接種、畜舎消毒等

- 2 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の処分
- 3 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

第 3 1 節 電力施設の応急対策

関 係 機 関	
総 務 課	九州電力(株)

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

第 1 町の設置

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- 1 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- 2 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- 3 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第 2 九州電力株式会社の措置

- 1 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- 2 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- 3 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

- 4 電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
- 5 供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

第3 2 節 ガス施設の応急対策

関 係 機 関	
総 務 課	ガス事業者

風水害時には、橋梁を添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は鹿児島県エルピーガス協会の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

第1 町の措置

1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

第2 鹿児島県エルピーガス協会の措置

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に連絡系統に迅速な情報収集に当たるとともに、県、消防機関、警察に連絡し、販売店に対し事故処理に必要な指示を与える。
- (2) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急処処に当たるものとする。
- (2) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請する。

3 出動条件

- (1) 出動に当たっては通報受理後可及的速やかに到着すること。
- (2) 出動の際には必要な資器材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県、消防機関、警察と連携をとり事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

供給販売店は事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県に提出する。

7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

供給販売店は自己の安全管理に万全を講じなければならない。

第 3 3 節 水道施設の応急対策

関 係 機 関
水 道 課

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第 1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

第 2 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

第 3 応急措置

- 1 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- 2 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- 3 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- 4 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- 5 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- 6 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- 7 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

第 4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- 1 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- 2 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- 3 水質についての注意事項

第34節 電気通信施設の応急対策

関 係 機 関
西日本電信電話(株)

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ重要度、優先度を、考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

西日本電信電話株式会社は、次のような措置をとる。

第1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- 1 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- 2 必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

第2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- 1 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- 2 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- 3 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- 4 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- 5 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- 6 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- 7 その他、安全上必要な措置を講ずる。

第3 災害対策本部等の設置

- 1 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- 2 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

第4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の

確保を図る。

- 1 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- 2 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- 3 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。
- 4 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

第5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- 1 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- 2 復旧工事に要する要員の出勤、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。

第6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、N T T支店・営業所前に掲示するとともに、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第35節 道路・河川等公共施設の応急対策

関係機関
建設課

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 道路・橋梁等の応急対策

1 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じてう回路の選定を行う。

2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第2 河川・砂防施設等の応急対策

1 河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第36節 道路事故応急対策

関 係 機 関
総 務 課
建 設 課 消防本部

大規模な道路災害（トンネル火災等）が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や事故拡大の防御対策等応急措置を講ずる必要がある。町は、関係機関と協力して乗客等の安全確保等の応急措置を行う。

第1 活動体制

1 事故復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、道路管理者は必要に応じて事故復旧対策本部等を設置する。

2 通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整え、町及び道路管理者は消防、警察等関係機関との連絡を密にする。

第2 発生時の初動措置

(1) 救助・救急

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行う。

(2) 交通規制

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

（交通規制については、本章第15節「交通の確保及び規制」参照）

第3 避難誘導

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第4 復旧活動

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第 3 7 節 林野火災応急対策

関 係 機 関	
総 務 課	
農 林 課	消 防 本 部

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。

町は、関係機関と連携を密にして、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

第 1 通信連絡体制

町又は消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、近隣市町、関係機関等に通報する。また、町又は消防本部は森林管理署及び県等と相互に情報交換等を行う。

第 2 活動体制

1 現場指揮本部の設置による応急活動

消防本部は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、近隣市町等への応援出動要請の準備を行う。

2 災害対策本部の設置による応急活動

町は、大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

3 空中消火体制

町又は消防本部は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

第 3 町及び消防本部の活動

町及び消防本部は、連携して、次のような活動を伴う。

- (1) 火災対策の総括的な業務
- (2) 救難及び搜索、消火・延焼防止作業
- (3) 関係機関への情報伝達
- (4) 関係機関への協力要請
- (5) 立入り制限、火の使用制限等
- (6) 火災関係情報の広報
- (7) 避難所の設置及び運営
- (8) 広域応援

第 4 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

1 施設等の点検

町、県及び関係機関は連携して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

2 二次災害の防止

町、県及び関係機関は連携して、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第 38 節 孤立化集落対策

関係機関
総務課

町は、孤立化した集落が発生した場合には、防災関係機関の連携により、集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急輸送に備えるとともに、被災状況を早期に把握し、避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保するなど災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

第 1 孤立集落の把握

町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、一般加入電話、町防災行政無線、広報車等を活用するとともに、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

第 2 孤立集落と外部との連絡通信手段を確保

防災行政無線、消防無線、アマチュア無線等を活用し、孤立集落と外部との連絡通信の確保を図る。

第 3 県への情報提供

孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県（北薩地域振興局 総務企画課）に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

第 4 緊急救出手段の確保

集落が孤立し、緊急に救出をする必要があると認めた場合には、県に県消防・防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

第 5 緊急救援物資の確保・搬送

町は、直ちに備蓄している物資を孤立集落に搬送するものとするが、町のみでは物資等が不足し、又は搬送の実施が困難な場合には、県及び近隣市町に救援物資の調達・搬送等の応援を要請する。

また、道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。

第 6 集落外の避難

孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等を踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災機関と連携の上、地域住民を避難させる。

第 7 道路管理者

- 1 国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報

を適宜、提供する。

- 2 道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

第8 その他

その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

関係機関
各課共通

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 砂防設備災害復旧事業計画
- ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- オ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- カ 道路、橋梁公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

- (3) 水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

災害発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続及び指定を受けた場合の手続等については、次のとおりである。

- 1 知事は町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 町は、関係各課等と協力して、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

第3節 被災者の生活確保

関係機関
町民環境課 ほけん福祉課 建設課 税務課 さつまPR課 消防本部

第1 生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
町	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 2 町をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設け、警察関係の相談に当たる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災により災証明等各種手続の迅速な実施

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について県に要請する

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、町災害廃棄物処理計画を踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、町は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、町の災害廃棄物処理計画も踏まえ定めるものとする。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

町は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 建築物からの石綿飛散・ばく露防止

町は、災害廃棄物処理計画も踏まえ、建物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止方に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する町は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

2 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

ア 町の面積

イ り災土地の面積

ウ 町の建物戸数

エ 滅失戸数

オ 災害の状況

カ その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

3 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される町の場合である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館を指定）に支給事務を委託）

対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係わる自然災害 (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係わる自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の行く気に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満)																							
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)																							
支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td></td><td>対象世帯の(1)</td><td>対象世帯の(2)</td><td>対象世帯の(3)</td><td>対象世帯の(4)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																				
	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)																				
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
支給額	200万円	100万円	50万円																					
申 請 先	県(町経由)																							

第5 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象災害	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊、若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者。ただし、(1)の支給対象者は除く。 (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が運用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支援限度額	上記(1)、(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記(4)については1世帯(1事業者)当たり50万円

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 町の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2つ以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……………500万円 その他の場合……………250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合……………250万円 その他の場合……………125万円

3 町災害見舞金の支給

町は、「さつま町災害見舞金支給条例」（平成17年条例第91号）により、居住者が負傷若しくは死亡し、又は財産を滅失したとき世帯主等に対して見舞金を支給する。

主な支給金額は、次のとおり。

(1) 死亡者のあった場合	1 人につき 5 万円
(2) 負傷者のあった場合、1 人につき次の区分による。	
入院 1 月以上 3 月未満	5,000 円
入院 3 月以上	1 万円
(3) 現に居住する住家が災害等により全焼、全壊又は完全埋没若しくは完全流失した場合	1 世帯につき 5 万円
(4) 現に居住する住家が災害等により半焼又は半壊した場合	1 世帯につき 2 万円
(5) 現に居住する住家が風水害等により、床上浸水した場合	1 世帯につき 1 万円
(6) 見舞金は、併用して支給することができる。	

4 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が 5 以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者 1 人当たり 100 万円とする。

5 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が 5 以上である災害（(1)の災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1 世帯当たり 10 万円とする。

第 6 税の減免措置

1 税の徴収猶予

- (1) 町長は、地方税法第 15 条に基づき、町税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により 1 年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

第7 職業のあっせん等

町は、公共職業安定所と連携し、被災者の生活再建のための職業のあっせんを行う。

第8 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第9 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会に参加するなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第10 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第 4 節 被災者への融資措置

第 1 民生関係の融資

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

関 係 機 関	
ほけん福祉課	さつま PR 課
建設課	農林課

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより、自立できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の方法及び方法	世帯主は、その居住地区を担当する民生委員を通じ借入申込書に連帯保証人 1 名以上の承認を受け、町社会福祉協議会へ提出する。町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定の上、町社会福祉協議会長あて通知及び送金される。
貸 付 額	150 万円以内
償 還 期 間	据置期間（6 月以内は無利子）経過後 7 年以内に償還を完了するものとする。
利 率	保証人有無利子，保証人無年 1.5%

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区 分	貸 付 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例に定めるところにより実施する。
対 象 災 害	県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国 2 / 3、県 1 / 3
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日まで
貸 付 対 象 世 帯	(1) 同一の世帯に属する者が 1 人の場合は、その所得の合計額が、220 万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属する者が 2 人の場合は、その所得の合計額が、430 万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属する者が 3 人の場合は、その所得の合計額が、

	620 万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属する者が 4 人の場合は、その所得の合計額が、730 万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属する者が 5 人の場合は、その所得の合計額が、730 万円に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が、1,270 万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸 付 区 分		貸付限度額	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
(1) 世帯主 が負傷し た場合 (療養に 約 1 か月 以上かか ること)	ア 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 % 据置期間中は無利子	10 年 以内 据置期間を含む	3 年 特一	半年 賦又は年 賦 元利均等償還が原則	連 帯 保 証 人
	イ 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ 住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	2,700,000 (3,500,000)					
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000					
(2) 世帯主 が負傷し なかった 場合 (療養期 間が約 1 か月かか らない場 合も含む)	ア 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	イ 住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）（特別の事情がある場合）	2,500,000 (3,500,000)					
	エ 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

(注) 「家財の損害」家財の損害金額が、家財の価格の 1/3 以上に達した場合をいう。

「特別な事情」被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第 2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から 2 年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
適用される災害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付けを受け ることのできる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅部分の床面積は1戸当たり13㎡以上、175㎡以下であること。 【床面積上限の例外】 1 り災家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は、その面積まで建設可能 2 親族の家屋も併せてり災し、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設可能 イ 併用住宅は、住宅部分がおおむね半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 木造である場合1戸建又は連続建であること。 カ り災家屋が共同住宅であった場合、木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 (2) 補修の基準 ア 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 イ 併用住宅は、住宅部分がおおむね半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法の規定に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付けを受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によりり災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって、災害発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃借人又は居住者にあつては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 (3) 償還能力を有する者であること。 (4) 主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連体保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 (5) 個人（日本国籍を有する者等に限る）又は法人であること。

貸付けの条件	(1) 建設等 ア 貸付限度額 住宅建設資金 基本融資 1,650 万円（工事費の 100%融資） 特別加算 460 万円（工事費の 100%融資） 土地取得資金 970 万円 整地資金 440 万円 イ 貸付利率 機構の貸付利率による ウ 償還期間 木造（一般）25 年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性） 35 年以内 （3 年以内の据置期間を設けることができる。） エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6 か月払併用可） (2) 補修の場合 ア 貸付限度額 住宅補修資金 730 万円（工事費の 100%） 引方移転資金 440 万円 整地資金 440 万円 （ただし、引方移転資金と整地資金を合わせて融資を受ける場合には、440 万円まで） イ 貸付利率 機構の貸付利率による ウ 償還期間 20 年以内（据置期間 1 年を含む。） ※完済時年齢の上限は 80 歳 エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6 ケ月払い併用可）
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸し付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付けを受けることのできる住宅	(1) 原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。 (2) おおむね 13m² 以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が 1 / 2 以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50 平方メートル以上（共同建ての場合 40 平方メートル以上）であること (3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであ 1 戸建てであること。新築家屋購入の場合にあつては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユースを家屋購入の場合にあつては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 (4) 木造の住宅を建設する場合 1 戸建て又は連続建てであること。 (5) 敷地の権利が転貸借によらないものであること。
貸付けの条件、その他	利率 機構の貸付利率による その他は災害復興住宅に同じ

第 3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めたものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めたものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めたものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
	ア 被害農業者 農業を主な業務とする者であつて、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が、平年の収穫量の 100 分の 30 以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積 5 アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 30 以上である旨の町長の認定を受けた者

貸付けの 相手方	イ 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被災時における価額の 100 分の 50 以上である旨の町長の認定を受けた者 ウ 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海藻類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の町長の認定を受けた者 エ 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50（開拓者にあつては 100 分の 30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50（開拓者にあつては 100 分の 40）以上である旨の町長の認定を受けた者 オ 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失等が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の町長の認定を受けた者 カ 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の町長の認定を受けた者
貸付利率	ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者……………年 3%以内 イ 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である旨の町長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者……………年 5.5%以内 ウ その他……………年 6.5%以内

償 還 期 限	6 年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合 7 年）					
貸 付 限 度	貸 付 対 象 者		天 災 融 資 法		激 甚 法 適 用 の 場 合	
			貸付限度額（損失額の A%に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額の A%に相当する額又は B 万円のどちらか低い額）	
			A%	B 万円 個人 （（ ）は法人）	A%	B 万円 個人 （（ ）は法人）
	農業者	果樹栽培者家畜等飼養者	55	500 (2,500)	80	600 (2,500)
		一 般 農 業 者	45	200 (2,000)	60	250 (2,000)
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 (2,500)	80	600 (2,500)
		一 般 開 拓 者	45	200 (2,000)	60	250 (2,000)
	林 業 者		45	200 (2,000)	60	250 (2,000)
	漁業者	漁 具 購 入 資 金	80	5,000	80	5,000
		漁 船 建 造 ・ 取 得 資 金	80	500 (2,500)	80	600 (2,500)
		水 産 動 植 物 養 殖 資 金	50	500 (2,500)	60	600 (2,500)
		一 般 漁 業 者	50	200 (2,000)	60	250 (2,000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金等）
貸付けの相手方	被害組合
貸 付 利 率	年 6.5%以内
償 還 期 限	3 年以内
貸 付 限 度	2,500 万円以内、ただし、連合会については 5,000 万円以内（激甚法適用の場合は 5,000 万円以内、ただし、連合会については 7,500 万円以内）

2 日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産業）が被害農林漁業者等に対し貸付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和 3 年 9 月 21 日現在）

資 金 名	資金使途・内容	貸付利率 (%)	償還期限（年）		貸 付 限 度 額 (万円)	融 資 率 (%)
			償 還 期 間	う ち 据 置 期 間		

農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16 ～ 0.20	10	3	一般 600 法人 1,000 (特認：年間経営費等の12分の3)	—
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.10	25	10	(下限 50)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.16 ～0.20	15 (果樹の改植又は補植 25)	3 (果樹の改植又は補植 10)	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000	80
	共同利用施設	0.16 ～0.20	20	3		80
漁業基盤整備資金	漁港施設	0.10	20	3	(下限 10)	80
	漁場整備	0.10	20	3	(下限 10)	80
林業基盤整備資金	林道	0.16 ～0.20	20 (特認25)	3 (特認7)		80
	樹苗養成施設	0.16 ～0.20	15	5		80

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認をすること。

3 農業振興資金（経営安定資金）

(平成 18 年 2 月現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
資 金 使 途	経営再建費・収入減補てん費・農業施設災害復旧費で他の制度資金の対象とならない経費
貸付けの相手方	天災などにより不慮の災害を受けた農業者
貸付限度額	個人 750 万円、法人 1,500 万円。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、その認めた額
償 還 期 限	10 年（うち 2 年据置）以内
貸 付 利 率	(1) 年 3.0%以内…桜島降灰又は知事指定災害で被害額が平均収入の 50%以上の農業者 (2) 年 3.5%以内…桜島降灰で被害額が平均収入の 50%未満の農業者 (3) 年 4.0%以内…桜島降灰以外の災害で被害額が平均収入の 50%未満の農業者

4 災害復旧つなぎ資金

(平成 18 年 2 月現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
資 金 使 途	天災資金、自作農維持資金が貸し付けられるまでのつなぎに要する資金
貸付けの相手方	天災資金、自作農維持資金を借り入れる計画の被害農業者
貸付限度額	(1) 天災資金借入予定者損失額 60%に相当する額又は 160 万円（ただし、家畜主業者及び果樹主業者は 400 万円）のいずれか低い額 (2) 自作農維持資金借入予定者 150 万円以内の額
償 還 期 限	6 か月以内
貸 付 利 率	年 3.0%
そ の 他	県の歳計現金を天災の都度知事が別に定める利率で県信連に預託する。

第 4 商工業関係の融資及び利子補助

1 政府関係金融機関の融資

(平成 30 年 4 月現在)

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制 度 名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融 資 対 象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融 資 制 度	別枠 1 億 5 千万円	それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき、3 千万円を加えた額（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）	当金庫所定の限度内
融 資 期 間	運転 10 年以内 設備 15 年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10 年以内 設備 20 年以内
据 置 期 間	2 年以内	2 年以内 （ただし、異例の災害の場合はその都度定める）	3 年以内
担 保	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する
貸 付 利 率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利になる。（異例の災害の場合は、その都度定める）	当金庫所定の利率

保 証 人	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

2 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保 証 対 象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。ただし、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合はそれによる。
相談・申込先	各金融機関
保 証 限 度	個人・法人 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円(激甚災害保証の場合は別枠)
保 証 期 間	運転資金 15 年以内、設備資金 20 年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者） 担保は必要に応じて徴求する。
返済方法	一括払又は分割返済
保 証 料	0.45%～1.90% (激甚災害保証の場合 年 0.87%)

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ 0.1%割引

- (1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2) 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

3 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

区 分	融 資 の 内 容 等
目 的	災害により被害を受けた県内中小企業の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。
融資対象者	県内で現に営む事業を 1 年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。 (1) 激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律第 12 条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。） (2) 災害救助法第 2 条の災害により被害を受けた者（県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。） (3) 被災者生活再建支援法第 2 条の自然災害により被害を受けた者（県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。） (4) 知事が特に認める災害により被害を受けた者 ※ いずれも当該災害と原因を同じくして災害により被害を受けた者を含む。
融資限度額	運転設備資金 2,000 万円 設備資金 3,000 万円
融 資 期 間	運転設備資金 7 年以内（据置 2 年以内） 設備資金 10 年以内（据置 3 年以内）
融 資 利 率	1 年以内 年 1.6% 1 年超 3 年以内 年 1.8% 3 年超 5 年以内 年 1.9% 5 年超 7 年以内 年 2.1% 7 年超 10 年以内 年 2.2%

信用保証率	融資対象者(1)～(3) 年0%									
	融資対象者(4) 信用保証期間が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。 (単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00
上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年0.83%）となります。										
※割引料率 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合—0.1%割引										
融資機関	運転設備資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）									
償還方法	毎月均等分割									
申込み先	商工会議所・商工会（組合は鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関									
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行 商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）									
借入申請に必要な書類	・中小企業制度資金融資申込書（要綱1号様式） ・信用保証委託申込書 ・県民税及び市町村民税の納税証明書 ・融資対象欄の(1)から(4)の災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書 ・その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類									

・その他融資条件の詳しい内容については、あらかじめお問い合わせください。

・連体保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

区 分	融 資 の 内 容 等
目 的	中小企業者が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。
利子補助対象	県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息 ※災害復旧資金：(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金
補助の概要	利子補助率 融資額200万円以下 年1.80% 融資額200万円超600万円以下 年1.35% 融資額600万円超1,500万円以下 年0.90% ※補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補 助 期 間	5 年間
補助対象額	借入額 1, 5 0 0 万円を限度とする。
申 込 み 先	被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）
添 付 書 類	・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明願 ・ 災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・ 事業報告書 ・ 市町村長が必要と認める書類

さつま町地域防災計画

震災対策編

(令和 7 年 3 月 25 日修正)

さつま町地域防災会議

[目 次]

震災対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的等	1
第2節	防災機関の業務の大綱	2
第3節	さつま町の地質等	2
第4節	被害想定	3

第2章 災害予防計画

第1節	土砂災害・液状化等の防止対策	6
第2節	防災構造化の推進	8
第3節	建築物災害の防止対策	10
第4節	公共施設の災害防止対策	12
第5節	危険物等災害防止対策	12
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	12
第7節	地震防災研究の推進	13
第8節	防災組織	13
第9節	通信・広報体制（機器等）	13
第10節	地震観測体制	14
第11節	消防体制	15
第12節	避難体制	17
第13節	救助・救急体制	24
第14節	交通確保体制	26
第15節	輸送体制	26
第16節	医療救護体制	27
第17節	その他の震災応急対策事前措置体制	27
第18節	防災知識の普及・啓発	28
第19節	防災訓練の効果的実施	31
第20節	自主防災組織の育成強化	32
第21節	防災ボランティアの育成強化	32

第22節	企業防災の促進	32
第23節	災害時要支援者の安全確保	32
第24節	孤立化集落対策	32

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立	33
第2節	情報伝達体制の確立	35
第3節	災害救助法の適用及び運用	35
第4節	広域応援体制	36
第5節	自衛隊の災害派遣体制	37
第6節	労働力の確保及びボランティアとの連携	37
第7節	地震情報等の収集・伝達	38
第8節	災害情報・被害情報の収集・伝達	39
第9節	広報計画	41
第10節	水防・土砂災害等の防止対策	43
第11節	消防活動	43
第12節	危険物等災害対策	44
第13節	避難の指示・誘導	45
第14節	救助・救急	45
第15節	交通の確保及び規制	47
第16節	緊急輸送	48
第17節	緊急医療救護	49
第18節	避難行動要支援者への緊急支援	49
第19節	避難所の運営	50
第20節	食料の供給計画	52
第21節	給水計画	52
第22節	生活必需品等供給計画	52
第23節	医療救護計画	52
第24節	保健衛生・感染症対策	53
第25節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	53
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	53
第27節	住宅の供給確保	54
第28節	文教対策	55
第29節	義援物資等の取扱い	57
第30節	電力施設の応急対策	57
第31節	ガス施設の応急対策	57
第32節	水道施設の応急対策	57

第33節	電気通信施設の応急対策	57
第34節	道路・河川等公共施設の応急対策	57
第35節	孤立化集落対策	58

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	59
第2節	激甚災害の指定	59
第3節	被災者の生活確保	59
第4節	被災者への融資措置	59

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

＜総 則＞

第1節	推進計画の目的	60
第2節	防災機関の業務の大綱	60
第3節	南海トラフ地震の想定	60

＜南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等＞

第1節	活動体制の確立	62
第2節	情報伝達体制の確立	62

＜関係者との連携協力の確保＞

第1節	人員、資機材及び物資等の配備手配	63
第2節	他機関に対する応援要請	63
第3節	帰宅困難者への対応	63

＜時間差発生等に備えた対応＞

第1節	基本的方針	65
第2節	平時における対策	67
第3節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されている場合の対応	68
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている場合の対応	68
第5節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されている場合の対応	73

＜地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画＞

＜防災訓練計画＞

＜地震防災上必要な教育及び広報に関する計画＞

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的等

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、さつま町防災会議が作成したもので、町域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

さつま町地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、震災に係る「震災対策編」と「資料編」から構成されるが、本計画は、このうち、震災に係る「震災対策編」である。

なお、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害対策編の計画を準用することとした。

第 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

第 4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、関係防災機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知徹底させるものとする。

第 5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2節 防災機関の業務の大綱

一般災害対策編第1章第2節「防災機関の業務の大綱」を準用する。

第3節 さつま町の地質等

第1 地質

紫尾山地の南側は丘陵性山地が発達し川内川により開析されており、本町を含む流域盆地周辺では、シラス台地が広範囲に分布し、火砕流堆積面を切る河成段丘や火砕流の二次堆積物からなる沖積低地が見られる。自然堆積したシラス斜面は非常に安定しているが、一度外力が加わると粒子が乱れて分離しやすいという特徴がある。

また、透水性が大きく粘着力がほとんど存在しないため、表面浸食に対する抵抗が極めて弱く、台風、集中豪雨時に表流水、地下水による崩壊が多く発生している。

第2 地震

鹿児島県は、九州では比較的有感地震の発生の少ない地域であるが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山を擁している。また、始良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動が続いている桜島が控えている。そして過去には、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。

本町においては、平成9年3月、5月に発生した北西部地震では、大きな被害を受けている。したがって、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こすことも十分考えられるので、町は、平常から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第4節 被害想定

第1 想定地震の位置づけ

本計画の策定に当たっては、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の地震災害の発生状況を考慮するとともに、鹿児島県が平成7～8年度に実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえる。

具体的には、以下に示す本県において発生することが予想される地震災害時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、地震火災、ライフライン、人的被害並びに住民生活支障及び防災活動障害として予想される様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

なお、地震被害予測調査では可能な限り定量的な被害数値を算出しているが、これらの作業は、有史以来近年に至る地震の発生履歴や本県の地震環境の特性を踏まえ、発生の可能性の高い複数の地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを設定して行った。

しかしながら、本想定は、一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定的にとらえないよう留意する必要がある。

第2 想定地震の概要

本計画が前提とする想定地震（津波地震も含む。）の概要は、次のとおりである。これらの地震ごとの断層の位置は表に示すとおりである。

・地震の規模等	次表に示すとおり。
・地震の発生季節・時刻等	冬の夕刻（午後5時～6時）
・気象条件	晴れ。西北西の風、風速2.7m/秒
*本想定では、地震火災を考慮し、地震の発生季節・時刻を出火・延焼の危険性が最も高い「冬の夕刻」とした。	

〈想定地震の概要〉

震 源		鹿児島湾直下	日 向 灘	奄美大島近海	県北部直下	県西部直下
大 震 源 断 層 等 の	長さ	22.9km	60.3km	79.4km	10.0km	10.0km
	幅	11.5km	30.2km	39.7km	5.0km	5.0km
	上端深さ	5.0km	10.0km	10.0km	2.5km	2.5km
マグニチュード		7.1	7.8	8.0	6.5	6.5
過去の地震		1914年 (M7.1) 桜島地震	1662年 (M7.6) 日向・大隅地震	1911年 (M8.0) 喜界島地震	1968年 (M6.1) えびの地震	1913年 (M5.7、M5.9) 串木野地震

第3 想定地震動

各想定地震の地震動の予測結果は、次のとおりである。

〈地震動の分布状況（想定ケース別）〉

想定地震	地震動の分布状況の予測結果
鹿児島湾直下想定地震	震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度6弱が予測される。また、震源から比較的離れた地域でも、沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた台地上などで、震度5強から震度6弱が分布することが予測される。 県本土の広い地域で震度5弱以上の揺れが予測される。トカラ列島以南は震度2以下となる。
日向灘想定地震	震源が陸部から若干離れているため、震度6弱は、大隅半島、及び種子島の特に軟弱地盤で見られる程度である。 震度5強の範囲は、大隅半島と種子島の大部分を占める。 震度5弱より強い揺れは、薩摩半島・大隅半島の沖積層・シラス被覆地で現れると予測される。
奄美大島近海想定地震	喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が予測される。 震度5弱よりも強い揺れが現れるのは、震源に近い喜界島、奄美大島と、徳之島の一部であると予測される。なお、九州本土部でもシラス被覆地などで震度3がみられる。
県北部直下想定地震	震源直上の、長さ20km×幅10km程度の範囲で震度6弱が予測される。震度5弱以上の揺れが現れる範囲は、鹿児島湾直下想定地震よりも狭く、断層から15km程度までの範囲に限られている。
県西部直下想定地震	震源近傍の薩摩半島西海岸で震度6弱が予測される。 主に薩摩半島で、断層から20km程度までの範囲で震度5弱以上になると予測される。

第4 想定被害の結果

本町で想定される被害予測結果は、次のとおりであり、「鹿児島湾直下想定地震」「県北部直下想定地震」による影響が大きい。

町は、この想定結果を踏まえて、建物の耐震化対策、避難対策等を推進していく必要がある。

想定地震 想定項目		鹿児島湾直下	日向灘	奄美大島近海	県北部直下	県西部直下
斜面崩落（箇所）		142	8	0	118	15
建物被害（棟）	大 破	39	0	0	28	1
	中 破	271	24	0	221	45
ライフライン等被害（箇所）	上 水 道	21	0	0	5	0
	配 電 柱	0	0	0	0	0
	電 話 柱	0	0	0	0	0
火災（棟）	出 火	3	0	0	3	0
	焼 失	1	0	0	2	0

～人へ被害的人	死 者	11	5	0	10	6
	負 傷 者	54	5	0	43	9
	要 救 出 者	0	0	0	0	0
	避 難 者	47	0	0	28	2
	断水世帯数	1,565	0	0	256	0

(注) 1 大破・中破の定義

(1) 大破……倒壊及び現状のままでは住めない状況の建物で、具体的には次のような状態のものをいう。

- ・建築物が大きく傾き、修復不能な状態あるいは倒壊したもの。
- ・取り壊し、又は大規模な全面的補強工事を必要とするもの。
- ・接合部が抜け出し、建築物の一部が鉛直荷重に対する耐力を失っているもの。
- ・柱、梁、筋交い等の骨組みに重大な損傷をきたしたもの。

(2) 中破……そのままでも住める状態ではあるが、かなり修復を必要とする建築物で、具体的には次のようなものをいう。

- ・部分的には柱・梁・筋交い等に損傷をきたしているが、建築物全体として、著しい耐力の低下はないもので補強又は補修工事で復旧が可能なもの。
- ・仕上げ材などにひび割れが発生し、その一部が剥離しているが、柱、梁、筋交い等の構造材には重大な損傷のないもの。

第2章 災害予防計画

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

関	係	機	関
建	設	課	農 林 課

地震時において、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、一般災害対策編第2章第1節「土砂災害等の防止対策」に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成26年度）によると、鹿児島湾直下の地震を想定した場合液状化が予測されている。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

町は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、

将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

第3 農地災害の防止対策

町は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第4 宅地被害の防止対策

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成に努める。また、町は、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第2節 防災構造化の推進

関 係 機 関	
総 務 課	建 設 課
総合政策課	消防本部

町は、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第2章第3節に準じる。

第1 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

2 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 公営住宅の不燃化推進

町は、老朽の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

4 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防水利の基準等に照らし、予想される地震火災に対応できるよう、市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

第2 ブロック塀等の工作物対策

1 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配付等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等や既存のブロック塀等の安全化指導、修繕、補強等の改修指導を実施する。

2 窓ガラス等落下物の安全化

既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を行うとともに、窓ガラス等落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

3 自動販売機の転倒防止

地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となる自動販売機について、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図るため、設置者への指導に努める。

4 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第3節 建築物災害の防止対策

関係機関	
建設課	財政課
総務課	

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震改修・安全化

1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修の実施

庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についてもその安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害時には防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失または低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震改修・安全化

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、その結果を求め、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防災検査の実施

特殊建築物等不特定多数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において、消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

第3 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

1 被災建築物の応急危険度判定体制

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定士を活用して迅速かつ的確に応急危険判定が実施できるよう体制の確立に努める。

2 被災宅地危険度判定体制

大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、体制の確立に努める。

第4節 公共施設の災害防止対策

一般災害対策編第2章第5節「公共施設の災害防止対策」を準用する。

第5節 危険物等災害防止対策

一般災害対策編第2章第6節「危険物等災害対策」を準用する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

関係機関
総務課

町は、県が推進している第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）を踏まえて、地震防災上必要な整備があると認められる施設について、次のような事業の推進に努める。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 6 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 7 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 第6号及び第7号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 河川管理施設
- 10 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 11 地域防災拠点施設
- 12 町防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 13 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 14 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 15 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

第7節 地震防災研究の推進

関 係 機 関	
総 務 課	財 政 課

町は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物等の耐震性や液状化、機能障害の予測等について県の協力を得て調査研究に努める。

第2 地域危険度の調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第8節 防災組織

一般災害対策編第2章第9節「防災組織」を準用する。

第9節 通信・広報体制（機器等）

一般災害対策編第2章第10節「通信・広報体制（機器等）」を準用する。

第 10 節 地震観測体制

関係機関
総務課

地震による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

第 1 地震観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震災害に関する気象業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計などの適切に整備配置し、地震観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 地震に関する情報の伝達体制等の整備

地震に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、地震情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

資料編	○町内震度観測局	P. 41

2 地震観測体制の整備

町観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

資料編	○町内雨量観測所一覧	P. 41

	○町内水位観測所一覧	P. 41

第 2 震度情報ネットワークシステムの活用

県内には、消防庁、県、各市町村がネットワークで結ばれ、各地に計測震度計が配置されている。町は、この震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震時の初動体制や広域応援等の災害体制の確立を図る。

第 1 1 節 消防体制

関 係 機 関
総 務 課 消防本部

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第 2 章第 12 節「消防体制」の定めによる。

第 1 消防活動体制の整備・強化

町及び消防本部は、国の「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日、消防庁告示第 1 号）に基づき、火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務を行うために、次の事項に留意して、必要な施設や人員の整備に努める。

- 1 消防団員の増強及び消防団の設備、機材の強化
- 2 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備
- 3 消防職員や消防団員が初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、要配慮者への対応、復旧活動等において、各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実
- 4 事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

第 2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

- 1 一般家庭に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、地震時における火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

- 2 地域住民の初期消火体制の整備

町及び消防本部は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

第 3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

- 1 事業所に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

- 2 事業所の初期消火体制の整備

災害発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、地震時には協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第 4 消防水利の整備等

国の「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日、消防庁告示第 7 号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利

の整備と適正配備に努める。

なお、次の事項に留意して、消防水利の整備に努める。

- 1 耐震性貯水槽・防火水槽の設置
- 2 河川等の自然水利の活用
- 3 プール・雨水貯留施設等の他用途の水源を消防水利に活用
- 4 住宅建設時等における消防水利の確保指導の強化
- 5 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

第 1 2 節 避難体制

関 係 機 関
総 務 課 ほけん福祉課 教育委員会

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第 2 章第 13 節「避難体制」の定めによる。

第 1 避難場所及び避難所の指定等

1 避難場所及び避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(2) 指定避難所

町は、被災者が滞在するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規

模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から住民に、親戚や知人宅、地元集会施設等、より身近で安全な場所を選択肢に加えるなど、多様な自主避難についての推進を図るとともに、必要な場合には、関係課が連携して、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

2 避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

指定避難所において、救護施設、防水層、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、簡易ベッド、マスク、消毒液炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 基本方針（実施基準及び区分等）

ア 町長は、地震の発生に対し必要があると認めるときは、必要と認める地域の住居者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる住居者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。))を発令し、住居者等に避難行動を促すものとする。（以下、震災対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」を「避難指示等」と総称する。（避難の指示、自主避難の方法等の計画は第3章第13節「避難の指示・誘導」参照の他、一般災害対策編第3章第13節「避難の指示・誘導」に準ずる。）

- イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。
- ウ 町長は本計画を基礎に関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

(2) 避難指示等の実施要領

- ア 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ町地域防災計画等において実施要領を定めておく。
- イ 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。
- ウ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。
- イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。
- ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

2 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、一般災害対策編第2章第10節「通信・広報体制（機器等）」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

(2) 伝達方法の周知

町長は、町の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

3 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

資料編 ○福祉避難所一覧

P. 66

第3 各種施設における避難体制の整備

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の

自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入居者等の実態等に応じた避難訓練を定期的の実施するよう努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長等は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒等が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長等は、学校行事等による郊外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長等は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第4 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事が行い、知事からの委任を受けた場合は、町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

2 避難所の運営体制の整備

町は、各避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル」を作成する等避難所の管理運営体制の整備に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第 13 節 救助・救急体制

関係機関	
総務課	
消防本部	ほけん福祉課

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

なお、この計画に定めない事項については、一般対策編第 2 章第 14 節「救助・救急体制」の定めによる。

第 1 救助・救急体制の整備

地震災害時には多数の建物被害が発生し、多数の重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助、救急体制の整備に努める。

1 町（消防機関を含む。）の救助・救急体制の整備

- (1) 消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、災害医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 住民の協力

震災時には、広域的又は局所的に救急、救助のケースが多発することから、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、町は、住民参加の防災訓練をはじめ、救助、救急活動に関する知識や救護処置等に関する研修会を開催するなど、住民に対して、救助・救急への協力についての啓発に努める。

第 2 救助・救急用装備・資機材の整備

町及び消防機関は、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の備蓄を推

進する。また、町は、地域の自主防災組織の資機材整備のための支援に努める。

第 1 4 節 交通確保体制

一般対策編第 2 章第 15 節「交通確保体制」を準用する。

第 1 5 節 輸送体制

関 係 機 関	
総 務 課	財 政 課
建 設 課	

震災時に被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な輸送体制の整備を計画的に推進する。

なお、この計画に定めない事項については、一般対策編第 2 章第 16 節「輸送体制」の定めによる。

第 1 輸送手段の確保

被災者や救援物資、資機材等の輸送手段を次のとおり確保する。

1 自動車による輸送

輸送車両は、おおむね次の順序により確保し、効果的かつ円滑な運用を図る。

- (1) 町有車両等
- (2) 農業協同組合等公共的団体の車両等
- (3) 運送事業者等所有の車両等
- (4) その他の民間車両等

2 空中輸送

地上輸送が不可能な場合には、知事に対して、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請するほか、自衛隊の派遣を要請する。

第 2 緊急輸送活動に資する道路の啓開体制の整備

1 震災に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去、(路面変状の補修や迂回道路の整備を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

2 道路啓開路線の情報収集

町及び道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて、使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、震災時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第 16 節 医療救護体制

一般対策編第 2 章第 17 節「医療救護体制」を準用する。

第 17 節 その他の震災応急対策事前措置体制

一般対策編第 2 章第 18 節「その他の災害応急対策事前措置体制」を準用する。

第 18 節 防災知識の普及・啓発

関 係 機 関
総 務 課 教育委員会

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、自ら災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

町は、地震発生時に住民がとるべき行動及び自発的な防災活動への参加等を促し、住民に対して防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第 2 章第 20 節「防災知識の普及・啓発」の定めによる。

第 1 防災教育の充実

大規模地震が発生した場合には、同時多発する火災や人的被害のすべてに行政や防災関係機関の力だけで対応するのは困難となる。

町は、地域住民や事業所等が「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と意識の啓発に努める。

1 防災知識の普及啓発時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで実施するとともに、次のような時期に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

8 月 30 日～9 月 5 日	(防災週間)
9 月 1 日	(防災の日)
1 月 15 日～1 月 21 日	(防災とボランティア週間)
1 月 17 日	(防災とボランティアの日)

2 普及・啓発方法

- (1) 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- (2) 有線放送等放送施設
- (3) 広報車の巡回
- (4) 講習会、パネル展示会等の開催
- (5) 映画、ビデオ、スライドの製作
- (6) 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動

第 2 住民への普及・啓発

1 非常備蓄等の推進

震災発生時への対応として、2～3 日分の飲料水、食料の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等住民自らが家庭でできる予防・安全対策を講じるとともに、被災時の家族内の連絡体制の確保を促すよう努めるものとする。

2 平常時及び災害時の活動の周知

住民に対し、おおよそ次のような自主防災思想の普及・啓発を図る。

住 民 の 活 動

平常時の活動		災害時の活動
(1) 家族防災会議の開催 ア 避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化 イ 食料、身の回り品等の3日分相当の家庭内備蓄 ウ わが家の安全点検の実施等 エ 住居周辺の災害特性の把握 (2) 災害危険箇所、避難場所の把握 (3) 災害時の活動マニュアルの作成 (4) 各家庭の安全点検の推進 (5) 防災用資機材の整備、点検 (6) 防災訓練の実施	地 震 発 生	(1) 身の安全の確保 (2) 出火防止、初期消火活動 (3) 避難活動、誘導 (4) 正しい情報の収集・伝達 (5) 負傷者、要配慮者等の救出・救助活動 (6) 飲料水、食料などの配分、炊出し、給水活動

3 地域の自主防災活動の促進

町は、地域の自主防災活動の推進を図るため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催する。

地 域 の 活 動

平常時の活動		災害時の活動
・ 防災知識の普及 ・ 消火訓練、避難訓練その他の防災訓練の実施 ・ 情報の収集、伝達体制の整備 ・ 家庭及び各施設の安全点検の推進 ・ 防災用資機材の整備、点検	地 震 発 生	・ 情報の収集 ・ 出火防止及び初期消火活動の実施 ・ 避難指示等の伝達及び避難誘導の実施 ・ 安否の確認及び負傷者・要配慮者等の救出、行方不明者捜索等の協力 ・ 給水活動、炊出しの実施、救助物資の配布等の協力

第3 学校教育、社会教育における防災教育の普及・啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合せた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災演習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりで、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

第4 職員への防災教育

町は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、地震時において職員は、それぞれの立場に応じた災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心がけるなど、自己啓発に努めるものとする。

第 19 節 防災訓練の効果的实施

関 係 機 関
総 務 課 消防本部

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第 2 章第 21 節「防災訓練の効果的实施」によるものとするが、次の事項を検討し、訓練への導入を図る。

第 1 自主防災組織訓練

自主防災組織や事業所等が計画に従い訓練を行う。実施にあたっては、防災関係に従事する町職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、炊出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

第 2 通信連絡訓練

- 1 大規模な地震が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、各種無線による伝達訓練を行う。
- 2 通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

第 3 要配慮者の参加する訓練の実施

震災の発生時に避難等の不自由な要配慮者の安全を図るため、自主防災組織は地域内の要配慮者の把握を行い避難の際の計画を作成するとともに、計画の内容に沿った訓練を要配慮者とともに行うものとする。

〈非常時に有効な実践的訓練〉

(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当て及び救命訓練
(4) 要配慮者の参加する避難訓練
(5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(6) 炊出し訓練

第 2 0 節 自主防災組織の育成強化

一般災害対策編第 2 章第22節「自主防災組織の育成強化」を準用する。

第 2 1 節 防災ボランティアの育成強化

一般災害対策編第 2 章第23節「防災ボランティアの育成強化」を準用する。

第 2 2 節 企業防災の促進

一般災害対策編第 2 章第24節「企業防災の促進」を準用する。

第 2 3 節 災害時要配慮者の安全確保

一般災害対策編第 2 章第25節「要配慮者の安全確保」を準用する。

第 2 4 節 孤立化集落対策

一般災害対策編第 2 章第26節「孤立化集落対策」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

関係機関	
各課共通	消防本部

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町は防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」の定めによる。

第1 災害対策本部設置前の初動体制

災害の規模等により、災害対策本部の設置に至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

1 情報連絡体制の確立

町域に震度4の地震が発生したときは、地震情報や被害状況等の情報を収集するための情報連絡体制を確立する。

2 災害警戒本部の確立

- (1) 町域に震度5弱又は5強の地震が発生したときは、災害警戒本部を設置する。
- (2) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は危機管理監、副本部長には総務課長、建設課長及び農林課長をもって充てる。
- (3) 災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害対策本部を設置したときは災害警戒本部を廃止する。

第2 災害対策本部の設置等

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めたときは、さつま町災害対策本部条例に基づき、次のような基準により災害対策本部を設置する。

1 設置

- (1) 町域において、震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度5強以下の地震でも、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたとき。

2 廃止

災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

町は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県（危機管理防災課）、関係機関、住民等に対し、次により通知する。

通 知 又 は 公 表 先	通 知 又 は 公 表 の 方 法
庁内各課	庁内放送、電話、口頭
防災会議委員	電話、F A X
県（災害対策課）	県防災行政無線、電話、F A X
北薩地域振興局総務企画部	電話、F A X
北薩地域振興局建設部	電話、F A X
さつま警察署	電話、F A X
報道機関	電話、F A X
一般住民	町防災行政無線、広報車、有線放送、口頭

第3 災害対策本部の組織等

1 組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、一般災害対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」に定めるとおりである。

2 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が不在等の場合の職務代理者は、副本部長が行う。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副町長 第二順位 教育長

第4 地震発生時の緊急配備体制

配備体制は次のとおりであり、特別な必要があるときは、配備要員の数を適宜変更する。なお、配備要員は、資料編に掲げるとおりである。

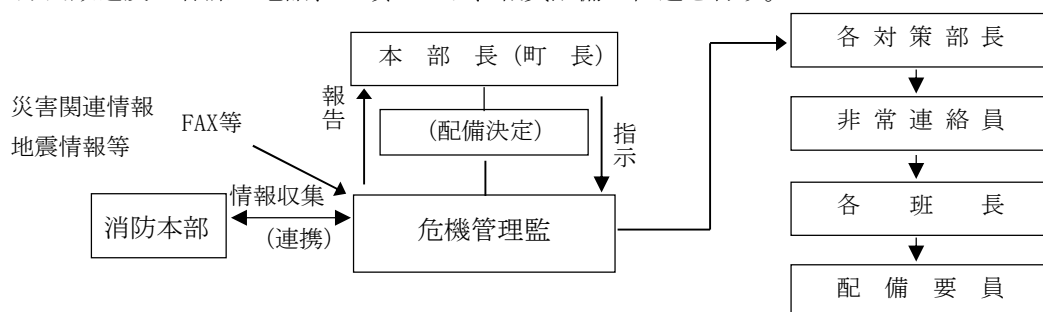
配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
情報連絡体制 （第1配備）	1 震度4の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されとき。	・ 庁内各課、各支所で情報連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行できる体制
災害警戒本部 体制 （第2配備）	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されとき。	・ 災害対策本部の各班の必要人員をもって当たる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行できる体制
災害対策本部 体制 （第3配備）	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 震度5強以下の地震でも、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されとき。	・ 災害対策本部全員で応急救助活動を行う体制 ・ 災害対策本部の設置

第5 動員方法

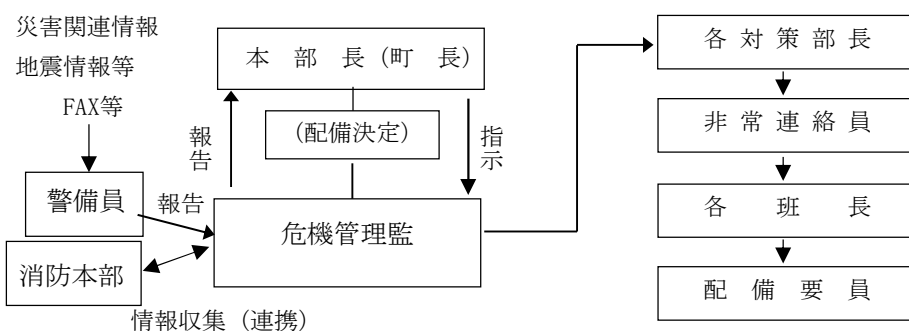
勤務時間内及び勤務時間外の動員等は、次のとおりであり、職員は被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

1 勤務時間内

庁内放送及び各課の電話、口頭により、職員配備の伝達を行う。



2 勤務時間外



- (1) 各対策部長は勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。
- (2) 各対策部長は所属職員の動員を円滑に行うため各部ごとに2名の正副非常連絡員をあらかじめ定めておく。
- (3) 職員は、勤務時間外において重大な災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは進んで所属課と連絡をとり、また、自らの判断により登庁する。

第2節 情報伝達体制の確立

一般災害対策編第3章第2節「情報伝達体制の確立」を準用する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編第3章第3節「災害救助法の適用及び運用」を準用する。

第4節 広域応援体制

関係機関
総務課

地震により災害が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めてある分掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力などを求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、町の防災関係機関のみでは対応が困難なことから県、他市町、公共的団体等の協力を得て応急対策を行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第4節「広域応援体制」の定めによる。

第1 県への応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明 示 事 項
(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

第2 公共的団体との協力体制

町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が地震時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。これら団体の協力業務として考えられるものは、おおむね次のとおりである。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 地震時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 地震時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 地震時における被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- 6 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- 7 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- 8 被害状況の調査に協力すること。
- 9 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

第3 地域住民の協力

住民は、町が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動を行うものとする。なお、町は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努めるものとする。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 要配慮者の保護
- (6) 家庭における水、食料等の備蓄

第4 ボランティアの協力

地震時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして町が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために町は県本部、県社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

詳細については、一般災害対策編第3章第6節「労働力の確保及びボランティアとの連携」の定めによる。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

一般災害対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を準用する。

第6節 労働力の確保及びボランティアとの連携

一般災害対策編第3章第6節「労働力の確保及びボランティアとの連携」を準用する。

第7節 地震情報等の収集・伝達

関係機関
総務課

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、町は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 地震に関する情報の発表

地震の発生に際して発表される情報は、次のとおりである。

情報の種類	内 容
震 度 速 報	地震発生約2分後、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

資料編 ○ 気象庁震度階級表

P. 42

第2 地震情報等の受信・伝達

1 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムが次の地震に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、町及び消防本部にFAX送信するため、これらの情報の内容に留意する。

- (1) 地震情報等の発表状況
- (2) 震度分布・震源情報

2 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、町の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達系統を活用して住民及び関係機関へ伝達する。

第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

関係機関	
各課共通	消防本部

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第8節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めによる。

第1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達すべき主なものは、次のとおりであるが、人命危険に関する、情報を優先し、連続性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (4) 出火件数又は出火状況
- (5) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (6) 輸送関連施設被害（道路等）
- (7) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道）
- (8) 避難状況、救護所開設状況
- (9) 災害対策本部設置等の状況

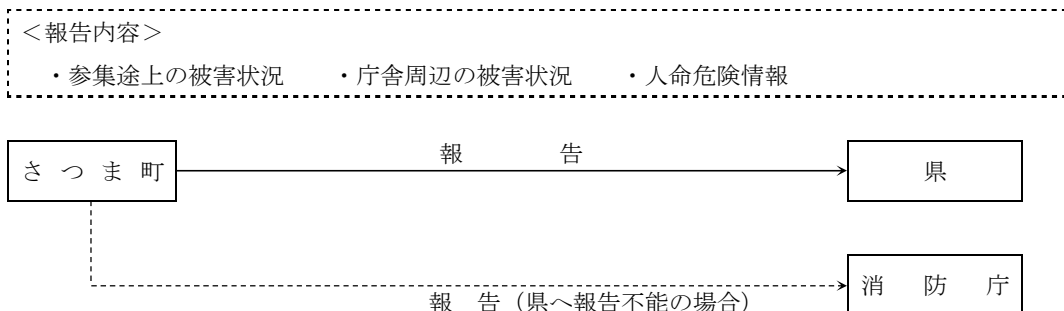
- (10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

第2 被害報告

1 震度4以上の地震が発生した場合

町の区域内で震度4以上の地震が発生した場合には、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で被害状況を県に報告する。

この場合、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、国（消防庁）に報告し、県と連絡がとれ次第、県にも報告を行う。

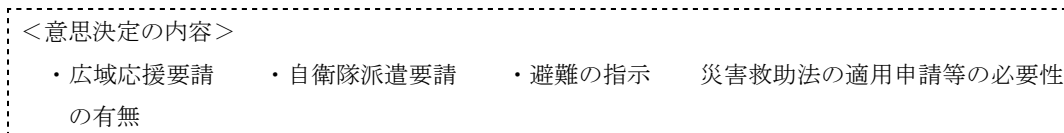


資料編	○災害概況即報	P. 150
	○被害状況即報	P. 151

2 震度5強以上の地震が発生した場合

町の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合には、県に加えて国（消防庁）に対しても、原則30分以内で可能な限り早く報告する。

この段階で、町対策本部での次のような意思決定が得られていれば、併せて報告する。

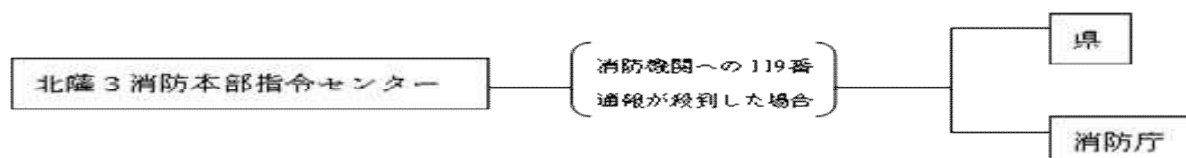


3 消防機関への通報が殺到する場合

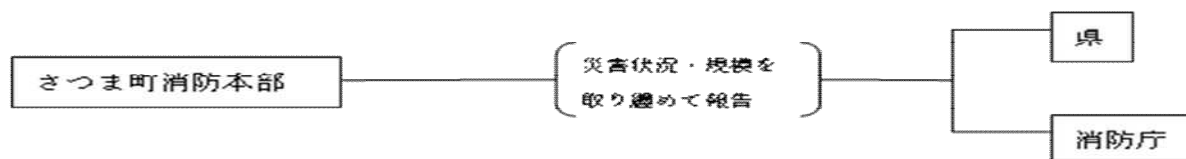
北薩3消防本部指令センターは、同時多発火災や救出要請等により、消防機関への119番通報が殺到した場合に、さつま町と連携して事案を処理するとともに、その状況を災害即報要領にもとづき直ちに県及び国（消防庁）に報告する。

なお、第2報以降についてはさつま町が災害規模・被害状況等を取り纏めて報告する。

【第1報】



【第2報以降】



第9節 広報計画

関 係 機 関
総 務 課 総合政策課

地震災害に際して、火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町は、保有する伝達情報手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第9節「広報計画」の定めによる。

第1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

1 地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

- (1) 出火防止、初期消火の喚起・指示
- (2) 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
- (3) 隣近所等の災害弱者の安否確認の喚起・指示
- (4) 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

2 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

- (1) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (2) 地区別の避難所
- (3) 混乱防止の呼びかけ

「不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手する」の呼びかけなど。

(4) 安否情報

安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「171」、「i モード災害用伝言板サービス」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

(5) 被災者救援活動方針・救援活動の内容

第2 広報手段

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請のほか、次のようなものがある。

伝達手段	種 別	特 色
広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
町防災行政無線	被 生	〃

有線放送	被 生	〃
掲示板	生 安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	生 安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
パソコン通信 携帯電話(メール)	被 生 安	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第 10 節 水防・土砂災害等の防止対策

関 係 機 関	
総 務 課	
建 設 課	消防機関

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防機関を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第10節「水防・土砂災害等の防止対策」の定めによる。

第 1 町の措置

1 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

2 ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

3 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

4 ダム施設応急対策

鶴田ダム管理所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

第 2 鶴田ダム管理所及び電源開発株式会社の措置

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合には、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、操作規則の規定による。

第 11 節 消防活動

関 係 機 関	
総 務 課	消防本部

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によって

は他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第11節「消防活動」の定めによるが、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第1 町及び消防機関の活動

町の区域内で地震が発生した場合、町及び消防機関は必要に応じて次の活動を行う。

- 1 大規模な地震が発生した場合には、各消防機関は初期の消防活動を開始する。そのために消防団員の初動体制や初期の消防活動の実施計画等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 2 地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。そのために広報の要領等について、あらかじめ定めておくものとする。
- 3 地震発生後は、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。
- 4 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。
- 5 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- 6 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- 7 木造建物の密集地などの、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、及び避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- 8 地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。

第2 地域住民の行うべき活動

町及び消防機関は、住民に対し、地域住民自らが地震発災時において行うべきこととして、次のことを周知徹底するものとする。

- 1 地域住民は、早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、でき得る限り火災の防止に努めるものとする。
- 2 住民は近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

第3 応援要請

町は、自らの消防力では災害への対応が困難な場合には、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づいて、他市町村に応援を要請する。

第12節 危険物等災害対策

一般災害対策編第3章第12節「危険物等災害対策」を準用する。

第 1 3 節 避難の指示・誘導

関係機関
総 務 課

一般災害対策編第 3 章第 13 節「避難の指示・誘導」の定めによるが、特に地震が大規模な場合の避難所への誘導を次のとおり定める。

第 1 避難誘導等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の築年数等によっても被害の状況が異なるため、町の避難指示を待っている避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく周知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

町長その他の避難の指示の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるようできるだけ地域単位等で集団避難を行うこととし、特に児童、高齢者、障害者等の要配慮者の避難に配慮するものとする。

第 2 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第 1 4 節 救助・救急

関 係 機 関
総 務 課 消防本部
消 防 団 ほけん福祉課

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、地域住民、自主防災組織、消防、警察、医療機関等と相互に連携し、迅速かつ適切に救急救助活動を行い、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第14節「救助・救急」の定めによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防等関係機関が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 町の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、町内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、「相互応援に関する協定書」等に基づき協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは町内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、医師会と連携のうえ、避難所、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、速やかに県に対してドクターヘリ、県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、また効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して迅速かつ適切に実施するものとする。

第 15 節 交通の確保及び規制

関 係 機 関	
総 務 課	建 設 課

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第15節「交通の確保及び規制」の定めによる。

第 1 発見者等の状況

震災時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

第 2 被害状況及び交通の流れの把握

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。町は、町の組織機能を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしている的確に対処する。

第 3 交通規制の実施

- 1 町及び道路管理者は、道路の構造を保全し、若しくは交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、速やかに必要な交通規制を実施する。
- 2 交通規制を行った場合には、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、道路交通情報センター及び報道機関を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

第 4 大地震発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 大規模な地震が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとるものとする。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。

ワ できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

ロ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ハ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

ニ 避難のために車両を使用しない。

- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を速やかに道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

- イ 道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第 16 節 緊急輸送

関係機関	
総 務 課	財 政 課

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第 3 章第 16 節「緊急輸送」の定めによる。

第 1 輸送の方法

1 輸送の手段

輸送は、次の車両等により、効果的かつ円滑に行う。

- (1) 自動車による輸送
- (2) ヘリコプター等による空中輸送

2 輸送の確保

輸送のための車両は、おおむね次の順序による。

- (1) 町有車両等
- (2) 農業協同組合等公共的団体の車両等
- (3) 運送事業者等所有の車両等
- (4) その他民間車両等

第 2 緊急輸送の優先順序

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、段階的に行う。

1 第 1 段階（警戒避難期）

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動応急対策に必要な人員、物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第 2 段階（事態安定期）

- (1) 第 1 段階の継続
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資

- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資材

3 第3段階（復旧期）

- (1) 第2段階の継続
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第17節 緊急医療救護

一般災害対策編第3章第17節「緊急医療救護」を準用する。

第18節 要配慮者への緊急支援

一般災害対策編第3章第18節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第 19 節 避難所の運営

関 係 機 関
総 務 課 ほけん福祉課 教育委員会

震災時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

この計画に定めない事項については、一般災害対策編第 3 章第 19 節「避難所の運営」の定めによる。

第 1 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町対策本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町又は県に応援を要請する。

資料編 ○ 避難所等一覧

P. 65

3 職員の派遣

大規模地震の発生とともに、直ちに避難担当の職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

4 良好な生活環境の保持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレを設置し快適なトイレの使用に配慮するよう努める。

5 救護所の設置

町は、直ちに、薩摩郡医師会、県に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

第2 避難の長期化への対処

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

1 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

このため、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

2 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設のトイレの設置を行う。

3 避難者のプライバシーの確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

4 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや近隣市町に対して協力を求める。

5 二次避難所（福祉避難所等）の開設

(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対して、状況に応じ、介護が必要なサービスを供給するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所）を開設する。

(2) 避難所を開設した場合には、開設の日時、場所、避難者の数及び開設期間等を県、さつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

第3 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

1 避難所設置マニュアル

(1) 避難所の開設・管理責任者、体制

(2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

- (3) 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (4) その他開設責任者の業務

2 避難所運営マニュアル

- (1) 避難所の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- (3) 避難状況の確認方法に係る事項
- (4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- (5) その他避難所生活に必要な事項
- (6) 平常体制復帰のための対策
 - 事前周知、自治組織との連携
 - 避難者の生活と教育環境の確保のための対策（避難所が学校の場合）
 - 避難所の統合・廃止の基準・手続等

3 避難所の避難者への情報伝達マニュアル

- (1) 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
- (2) 本部との連絡方法の確保
- (3) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- (4) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- (5) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- (6) その他必要事項

第20節 食料の供給計画

一般災害対策編第3章第20節「食料の供給計画」を準用する。

第21節 給水計画

一般災害対策編第3章第21節「給水計画」を準用する。

第22節 生活必需品等供給計画

一般災害対策編第3章第22節「生活必需品供給計画」を準用する。

第23節 医療救護計画

一般災害対策編第3章第23節「医療救護計画」を準用する。

第 2 4 節 保健衛生・感染症対策

一般災害対策編第 3 章第 24 節「保健衛生・感染症対策」を準用する。

第 2 5 節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

一般災害対策編第 3 章第 25 節「廃棄物の処理及び障害物の除去対策」を準用する。

第 2 6 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等

一般対策編第 3 章第 26 節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」を準用する。

第 27 節 住宅の供給確保

関係機関
建設課

一般災害対策編第 3 章第 27 節「住宅の供給確保」の定めによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、被災宅地による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定める。

応急危険度判定については、県の協力を得て実施するとともに、必要に応じて技術者の派遣についての支援を要請するものとする。

第 1 被災建築物応急危険度判定

- 1 町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災地に被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
- 2 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者又は使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。

第 2 被災宅地危険度判定

- 1 町は、余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。
- 2 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第28節 文教対策

関係機関
教育委員会

一般災害対策編第3章第28節「文教対策」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童生徒の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長等は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合は、速やかに児童生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行うものとする。

(2) 応急救護

児童生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護に万全を期するものとする。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童生徒を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定するものとする。

(4) 下校時の危険防止

児童生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講ずる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

(1) 地震が発生した場合、速やかに児童生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

(2) 施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急の実施する。

4 臨時休業等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休業等の適切な措置をとる。

第2 状況別対応行動

次の表は、大規模地震発生時の状況に応じて児童生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。児童生徒の安全を第一に考え、学校長は、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

1 地震発生後の措置

児童生徒等 在 校 中	1 避難 地震発生時の行動は、児童生徒等の安全避難を最重点とし、児童生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。 2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。 3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。 4 避難と引渡し 災害の状況により、児童生徒等を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 5 被災報告 被害の状況を調査し、町教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告するものとする。
児童生徒等 不在中	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、町教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

2 その他必要な検討事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び町本部との連携
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

第 2 9 節 義援物資等の取扱い

一般災害対策編第 3 章第 29 節「義援物資等の取扱い」を準用する。

第 3 0 節 電力施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 30 節「電力施設の応急対策」を準用する。

第 3 1 節 ガス施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 31 節「ガス施設の応急対策」を準用する。

第 3 2 節 水道施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 32 節「水道施設の応急対策」を準用する。

第 3 3 節 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 33 節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

第 3 4 節 道路・河川等公共施設の応急対策

関係機関
建設課

震災時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第 1 道路・橋梁等の応急対策

1 災害時の応急措置

町及び各施設管理者は、道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

2 応急復旧対策

町及び各施設管理者は、被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第2 河川・砂防等の応急対策

1 河川管理施設

地震により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3 ダム施設

地震によりダム施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第35節 孤立化集落対策

一般災害対策編第3章第38節「孤立化集落対策」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

一般災害対策編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」を準用する。

第2節 激甚災害の指定

一般災害対策編第4章第2節「激甚災害の指定」を準用する。

第3節 被災者の生活確保

一般災害対策編第4章第3節「被災者の生活確保」を準用する。

第4節 被災者への融資措置

一般災害対策編第4章第4節「被災者への融資措置」を準用する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

【総 則】

第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災機関の業務の大綱

一般災害対策編第1章第2節「防災機関の業務の大綱」を準用する。

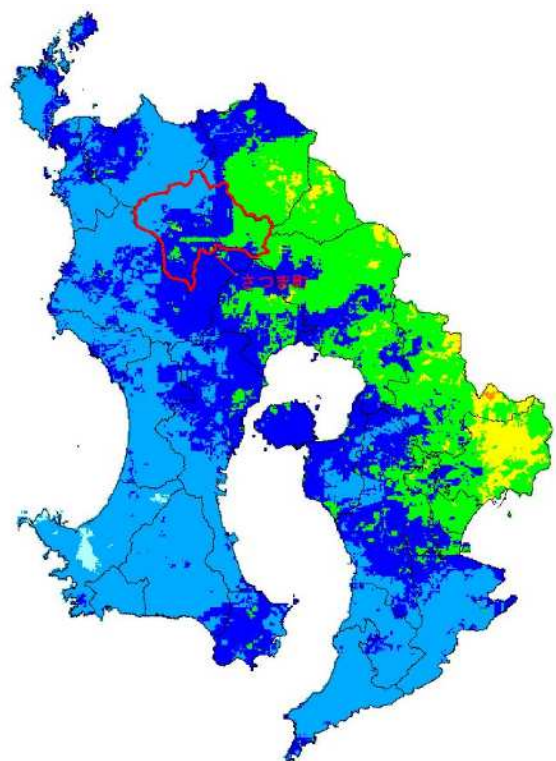
第3節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震の概要

県が平成24年から25年度にかけて実施した地震災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本町に最も影響を与えるケースでは、町内で最大震度6弱の揺れを想定している。

本町に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布図は次のとおりである。

◆ 最大震度：震度6弱



第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本町で被害が最大となるケースとして次のとおりの被害が想定されている。

■被害想定【鹿児島県地震等予測調査結果（H24～H25）】

項 目		現況、被害想定結果		本町の被害概況
人 口	冬深夜	24, 123人		・多くが自宅で就寝中に被災。
	夏12時	25, 435人		・自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。
	冬18時	24, 824人		・交通被害による人的被害が多い。
建 物 被 害	建物棟数	23, 720棟		・建物被害は「液状化」、「揺れ」、「斜面崩壊」、「火災」による被害を想定。 ・町内の建物のうち、約360棟が全半壊する。 ほとんどが「液状化」によるもの。
	全壊	90棟		
	半壊	270棟		
	火災	－		
人 的 被 害	死者	僅か		・人的被害は「建物倒壊」、「斜面崩壊」、「火災」、「ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物」、「屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物」による被害を想定。 ・夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。 ・避難者は、冬18時を想定。
	負傷者	僅か		
	重傷者	僅か		
	避難者数	130人		
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	上水道	機 能 支 障 率	6%	・各地で断水。（被災直後の断水が最も多く断水人口は1, 400人。）
	電力		僅か	・火災被害、地震被害で停電が発生。
	固定電話		僅か	・火災被害、地震被害で不通回線が発生。
道路被害		10件		・揺れによる道路施設被害件数。

第3 時間差発生 の 想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

【南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等】

第１節 活動体制の確立

関係機関
総務課

南海トラフ地震が発生した場合，震災対策編第３章第１節「応急活動体制の確立」の定めるところにより，直ちに体制を確立し，災害応急対策を実施する。

第２節 情報伝達体制の確立

関係機関
総務課

南海トラフ地震発生時は，一般災害対策編第３章第２節「情報伝達体制の確立」の定めるところにより，直ちに情報伝達体制を確立し，被災状況等の収集に着手するとともに，その実態を的確に把握・評価し，応急対策に反映する。

【関係者との連携協力の確保】

第1節 人員，資機材等の配備手配

関係機関
総務課 ほけん福祉課

第1 物資等の調達手配

町は、南海トラフ地震の発生簿に行う災害応急対策に必要な物資が確保できるよう、あらかじめ備蓄・調達計画を作成しておき、発災時には必要に応じて関係機関に供給要請を行う。

また、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給を要請する。

第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

町は、南海トラフ地震が発生した場合において、災害応急対策及び応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

第2節 他機関に対する応援要請

関係機関
総務課

町は、災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて応援要請を実施する。

また、平時より必要と判断される民間との応援協定に努める。

自衛隊への災害派遣の要請については、一般災害対策編第3章第5節の「自衛隊の災害派遣体制」に定めるところによる。

第3節 帰宅困難者への対応

関係機関
総務課

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、市街地部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

【時間差発生等に備えた対応】

第1節 基本的方針

関係機関
総務課

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、次の表のとおり気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表される。

これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報 (調 査 中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨 大 地 震 警 戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨 大 地 震 注 意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調 査 終 了)	(巨大地震警戒), (巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時間差発生に備えた防災対応の基本的方針

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震への対応

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国(緊急災害対策本部長)から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置(以下「巨大地震警戒対応」という。)をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(4) 避難対象地域の検討

さつま町については、特別強化区域(事前避難対象地域、住民事前避難対象地域)の対象地域はない。

(5) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置(以下「巨大地震

注意対応」という。) をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、県及び市町村は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

県及び推進地域に指定されている市町村は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

(2) 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2節 平時における対策

関係機関
総務課

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

町は、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

なお、その収集・伝達系統については、震災対策編第3章第7節「地震情報等の収集・伝達」に定めるところによる。

第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

関係機関
総務課

第1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や連絡調整のため、総務課職員による「情報連絡体制」を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、既に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第2 広報

町は、防災無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

関係機関
総務課

第1 災害対策本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

なお、職員の動員は、震災対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」に定めるところによるほか、既に南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

1 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

国からの警戒する措置を取るべき旨の指示については、県の防災情報ネットワーク、電子メール等の手段により伝達される。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

町が実施した災害応急対策の実施状況等については、本部長へ報告するとともに、その情報を県と共有する。

3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、既に発生している被害情報等の収集・伝達については、震災対策編第3章第8節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

町は、町防災行政無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、居住又は滞在する住民等に対して、今後の町が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

町は、町防災行政無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 町が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

4 留意事項

先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間

町の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、町はさらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものと同様とする。

第5 避難対策等

1 町は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を検討する。

2 町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な情報の提供や設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

3 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- 4 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 町は、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 5 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制
- 6 避難所における救護上の留意事項は次のとおり。
 - (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護内容
 - ・ 収容施設への収容
 - ・ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ・ その他必要な措置
 - (2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ・ 流通在庫の引き渡し等の要請
 - ・ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ・ その他必要な措置

第6 関係機関等のとるべき措置

1 消防機関等

- (1) さつま町消防本部及び消防団は、地震発生後に市街地火災が発生した場合、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。
- (2) さつま町災害対策本部は、鹿児島県警察（さつま警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動、行方不明者の捜索等を実施する。
- (3) 地域住民による区・自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関と連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

2 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、水道事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3) 通信

- ・ 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。
このため、電気通信事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。
- ・ 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(4) 放送

- ・ 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。
このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。
- ・ 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5 交通対策

町は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

第7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達
＜留意事項＞

- ・ 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達

するよう検討すること。

- イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

- ア 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置
- イ 社会福祉施設にあつては、次の事項
 - ・ 入所者等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ウ 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置
- エ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、次の事項
 - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 道路、河川

(1) 道路

町は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(2) 河川

町は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等に備えた措置をとる。

なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

1 町

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 町以外の機関

町以外の機関で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあつせん並びに町が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

関係機関
総務課

第1 災害警戒本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

なお、職員の動員は、震災対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」に定めるところによるほか、既に南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、既に発生している被害情報等の収集・伝達については、震災対策編第3章第8節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

町は、町防災行政無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

2 町が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

3 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震注意対応の期間等

1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける県及び町の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び町の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

【地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画】

関 係 機 関	
総 務 課	建 設 課
農 林 課	

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、町地域強靱化計画及び地震防災緊急事業五箇年計画を基本として、町内全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、震災対策編第 2 章第 3 節の「建築物災害の防止対策」に定めるところによる。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第 2 避難経路の整備

道路は町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時ににおいて人員の避難経路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第 3 土砂災害防止施設

1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生、及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務である。

このため、人家 5 戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を推進するものとする。

2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を推進するものとする。

3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家 5 戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を推進する。

第 4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により 5 戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を実施するものとする。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防用施設等の整備は、国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設整備の促進を図るものとする。

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進するものとする。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、震災編第2章第9節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に定めるところによる。（一般対策編 第2章 第10節「通信・広報体制（機器等）を準用」）

【防災訓練計画】

関係機関
総務課

- 第1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 第3 第1の防災訓練は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。
- 第4 県は市町村、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。
- 1 動員訓練及び本部運営訓練
 - 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - 3 警備及び交通規制訓練

【地震防災上必要な教育及び広報に関する計画】

関係機関
総務課

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

町は、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、学校単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法

- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

町は県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

さつま町地域防災計画

原子力災害対策編

(令和 7 年 3 月 2 5 日修正)

さつま町地域防災会議

[目 次]

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	定義	1
第3節	計画の性格	5
第4節	計画の周知徹底	5
第5節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	5
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	6
第8節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	10
第9節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	10

第2章 防災体制

第1節	災害応急対策における対応基準	19
第2節	防災活動体制	20

第3章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	40
第2節	九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	40
第3節	県による立入調査への同行	40
第4節	原子力防災専門官との連携	40
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	41
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	41
第7節	緊急事態応急体制の整備	43
第8節	複合災害に備えた体制の整備	45
第9節	避難収容活動体制の整備	47
第10節	飲食物の出荷制限，摂取制限等	52

第11節	緊急輸送活動体制の整備	52
第12節	救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備	52
第13節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	54
第14節	行政機関の業務継続計画の策定	55
第15節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信	55
第16節	防災業務関係者の人材育成	56
第17節	防災訓練等の実施	57
第18節	災害復旧への備え	58

第4章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	59
第2節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	59
第3節	活動体制の確立	66
第4節	屋内退避，避難収容等の防護活動	68
第5節	治安の確保及び火災の予防	76
第6節	飲食物の出荷制限，摂取制限等	76
第7節	緊急輸送活動	77
第8節	救助・救急，消火及び医療活動	78
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	79
第10節	自発的支援の受入れ等	81
第11節	行政機能の移転及び行政機関の業務継続にかかる措置	82

第5章 複合災害時対策

第1節	基本方針	83
第2節	災害応急体制	83
第3節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	83
第4節	屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施	83
第5節	緊急輸送活動体制の確立	84
第6節	救助・救急，消火及び医療活動	85
第7節	住民等への的確な情報伝達活動	85

第6章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	86
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	86
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	86

第4節	放射性物質による環境汚染への対処	86
第5節	各種制限措置等の解除	86
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	87
第7節	被災者等の生活再建等の支援	87
第8節	風評被害等の影響の軽減	87
第9節	被災中小企業等に対する支援	88
第10節	心身の健康相談体制の整備	88

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、さつま町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 定義

1. この計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により町民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

原災法第 2 条第 2 号の規定に基づく事態であり、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（原子力発電所の外における放射性物質の運搬の場合にあって、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 緊急事態応急対策

原災法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(4) 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

(5) 原子力災害事後対策

原災法第 15 条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(6) 関係周辺市町

原災法 7 条第 2 項に規定する市町であり、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町をいう。

(7) 受入市町村

薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は緊急被ばく医療対策として設置する救護所等の所在市町村

(8) 指定行政機関

災害対策基本法第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府、原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等

(9) 指定地方行政機関

災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州運輸局等

(10) 指定公共機関

災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社等

(11) 指定地方公共機関

災害対策基本法第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送、株式会社エフエム鹿児島、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等

(12) 防災関係機関

県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村、県警察、県教育委員会、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、九州電力、その他防災機関をいう。

(13) 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える態勢を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

(14) 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

(15) オフサイトセンター

原災法第 12 条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターという。

(16) 情報収集事態

薩摩川内市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態をいう。

(17) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階（薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したEALのとおり。）をいう。

(18) 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

(19) 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

(20) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者を言う。

- ア 要配慮者（イ又はウに該当する者を除く。）のち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(21) 要配慮者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

(22) 国事故現地警戒本部

情報収集事態又は警戒事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官を現地本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

(23) 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

(24) 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

(25) 国現地本部

原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当し、同条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地対応の総合調整を行う。

(26) 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

(27) 機能グループ

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチームの8つの班等をいい、国現地本部を構成する。

(28) 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

(29) 警戒区域

原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第63条の規定に基づき薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線により被ばくすることなどにより人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し、若しくは禁止し又は退去を命ずることができる区域をいう。

(30) 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所から概ね30kmの圏内及び甕島の全域の区域をいう。

(31) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム

原子力災害時における住民避難をより円滑にするため、原子力災害時に、防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し、管理・共有するためのシステムをいう。

なお、同システムのうち、住民が避難に際し利用するスマートフォン向けアプリケーションを「原子力防災アプリ」という。

(32) 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転等の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合の代替の避難所を、UPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下、「避難施設等調整システム」という。）をいう。

第3節 計画の性格

1. さつま町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、さつま町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

防災関係機関は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. さつま町における他の災害対策との関係

この計画は、「さつま町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「さつま町地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編）」によるものとする。

3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又はさつま町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合はこれを変更するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、町民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

さつま町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

福島第1原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定する。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、放射性セシウム、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団

となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地方に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

さつま町において、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区域、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

1. 予防的防護措置を準備する区域

（PAZ：Precautionary Action Zone、以下「PAZ」という。）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心としておおむね半径5kmの区域である。（別表1及び別図1のとおり）

別表1 PAZ

	PAZ	
	地 域	地 区
薩摩川内市	水 引	星原、砂岳、湯原、京泊、船間島、唐浜、月屋、上代、平島、湯ノ浦中、湯ノ浦下、宇都、井上、原田口、江ノ口、岩下、湯ノ浦上、網津中、草道西、東手、浜田、原田口中央、草道下、東浜田、水引中央団地
	滄 浪	倉浦、本馬場、久保、加治屋、小田、砂岳、九州電力みやま寮
	寄 田	十原、前向、山ノ口、天神、新田、上野、池ノ段
	峰 山	長崎、瀬戸地

2. 緊急時防護措置を準備する区域

(UPZ : Urgent Protective Action planning Zone、以下「UPZ」という。)

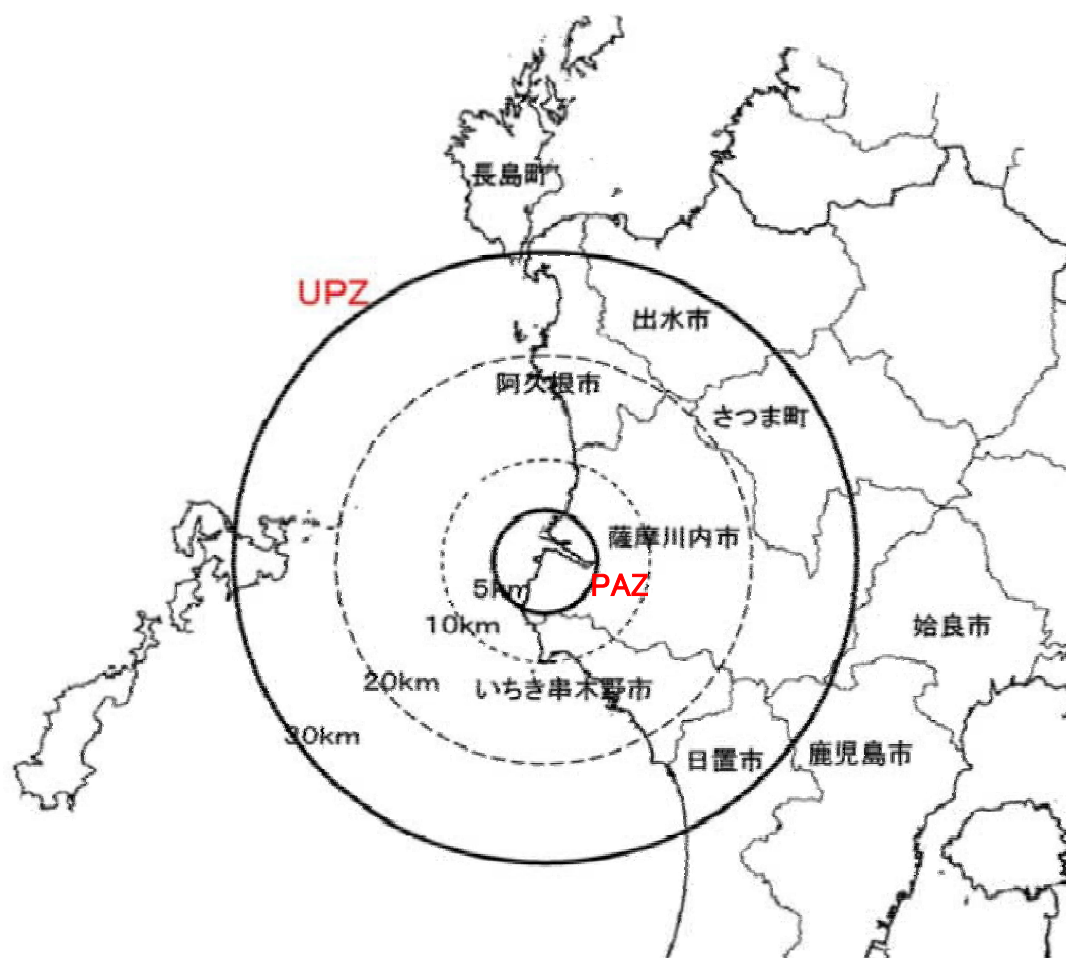
UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心としておおむね半径5～30kmの範囲内とする。(別表2及び別図1、別図2のとおり)

別表2 UPZ

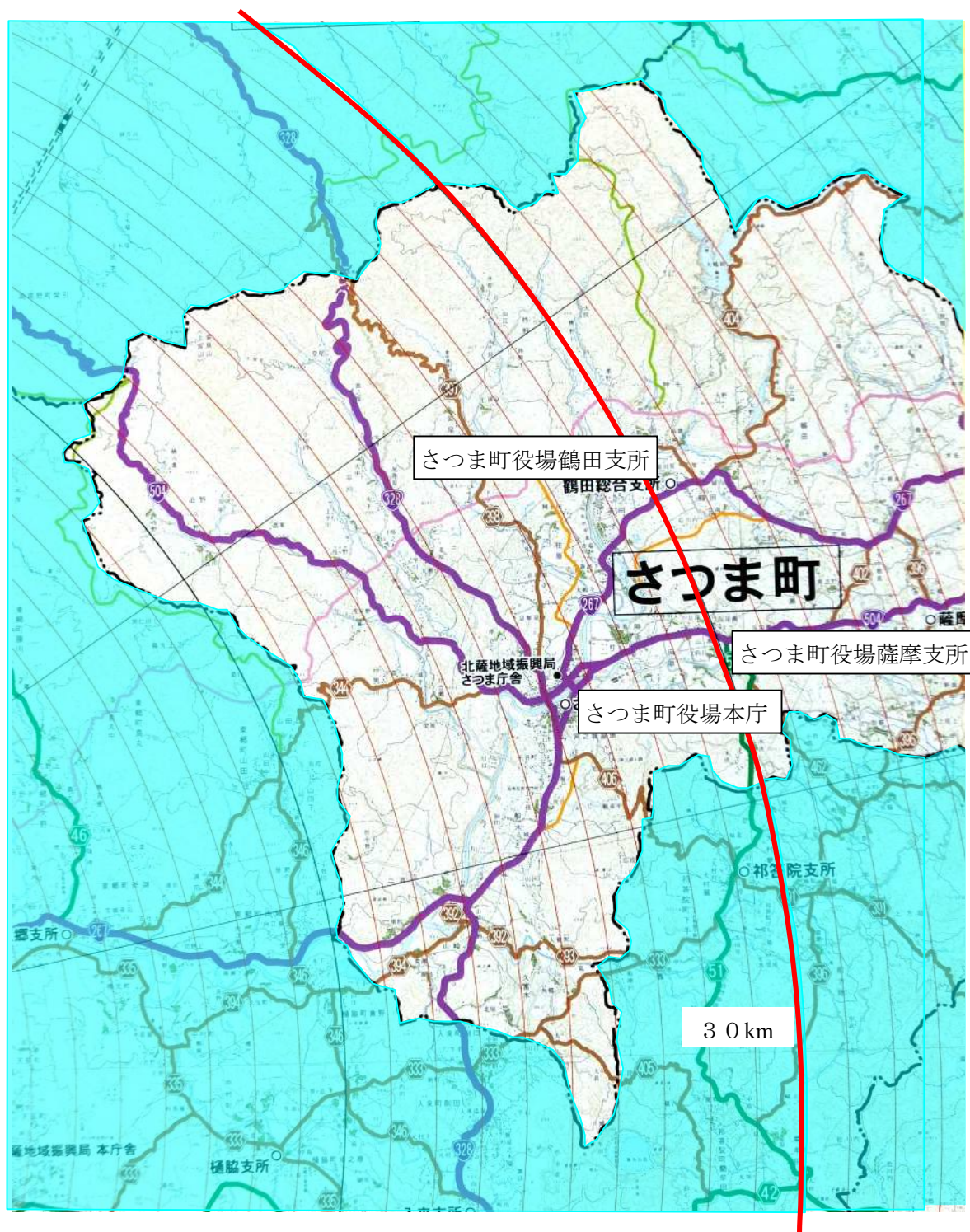
	UPZ	
	地 域	地 区 (公民会等)
さつま町	宮之城屋地	城之口、五日町、町頭、上仲町、天神、屋地馬場、八幡馬場、愛宕、東谷、川原町、中央、ウッドタウン、観月台、ホープタウン、(宮之城病院、むつみ寮、ふくし園)
	虎居	虎居町、東町、西町、轟原、虎居馬場、西手、上向、上向中、虎居大角、甫立、海老川、日当瀬、一ツ木、下川口、(紫雲寮)
	時吉	時吉新町、時吉中城
	船木	船木東、船木西、船木下、旭、(マモリエ)
	柊野	柊野上向江、柊野中間下
	平川	下平川、上平川、大薄下、大薄上
	湯田の一部	湯之元、湯田中、湯田上、湯田下、(ほのぼの苑)
	佐志の一部	木浜、前目、さくら、上寺下、豆漬、布田、あながわ、田原
	山崎	山崎麓、山崎中、荒瀬
	久富木	北原、大長、角郷、大畝町
	二渡	二渡町、二渡、須杭、折小野
	白男川	浅井野、白男川
	泊野	泊野高峰、きらら
	神子の一部	柳野
	柏原	上川口、市場、諏訪下、小路下手、大願寺、下京塚原、京塚原、種子田
	紫尾	紫尾下、紫尾中、紫尾上、(鶴宮園)

※ () はUPZに含まれる医療機関、学生寮等であり、入居者が住民票を置いている施設である。

別図1 UPZ及びPAZ



別図2 UPZ



第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力発電所の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

（九州電力が設定する川内原子力発電所における緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level、以下「E A L」という。）については、巻末の資料「川内原子力発電所におけるE A Lについて」参照）

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level、以下「O I L」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、さつま町地域防災計画（一般災害対策編）第1章第2節に定める「防災機関の業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

第1 町

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に係る訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 放射線防護資機材の整備に関すること。 (6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。

- (8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。
- (9) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
- (10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (11) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- (12) 住民等の避難等（屋外退避、コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ。）のための立ち退きの勧告又は指示等及び立入り制限、警戒区域の設定に関すること。
- (13) 避難所の開設及び運営に関すること。
- (14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
- (15) 被ばく医療措置への協力に関すること。
- (16) 緊急輸送及び必要物資の調達・供給に関すること。
- (17) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関すること。
- (18) 各種制限措置の解除に関すること。
- (19) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
- (20) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
- (21) 住民相談窓口の設置に関すること。
- (22) 健康相談窓口の設置に関すること。
- (23) 避難計画の作成に関すること。
- (24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。
- (25) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

第2 消防機関

機 関 名	事務又は業務
さつま町消防本部 さつま町消防団	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。 (5) 緊急事態応急対策実施区域の消防対策に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

第3 さつま町教育委員会

事務又は業務
(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。 (4) 幼稚園・小中学校への災害情報の伝達に関すること。 (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。 (6) 幼稚園・小中学校等の避難計画作成への指導・調整に関すること。

第4 鹿児島県

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に係る訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の実施に関すること。 (7) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。 (8) 放射性防護資機材の整備に関すること。

- (9) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
- (10) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
- (11) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。
- (12) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
- (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (14) 住民等の避難等及び立入制限等に係る市町村への指示要請に関すること。
- (15) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備及び運用に関すること。
- (16) 避難施設等調整システムを活用したU P Z内の住民、医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関すること。
- (17) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市町村への指示に関すること。
- (18) 被ばく医療措置に関すること。
- (19) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
- (20) 環境汚染への対処に関すること。
- (21) 原子力災害対策に係る市町村への指示、指導及び助言に関すること。
- (22) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。
- (23) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
- (24) 住民相談窓口の設置に関すること。
- (25) 健康相談窓口の設置に関すること。
- (26) 受入市町村への要請等及び情報提供に関すること。
- (27) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。
- (28) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。
- (29) 薩摩川内市及び関係市町と受入市町との調整に関すること。

第5 鹿児島県警察本部及びさつま警察署

事務又は業務	
	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること。 (4) 災害状況の把握及び連絡通報に関すること。 (5) 緊急輸送に関すること。 (6) 防犯対策（避難所その他）に関すること。 (7) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

第6 鹿児島県教育委員会

事務又は業務	
	(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。 (4) 市町村立学校及び県立学校への災害情報の伝達に関すること。 (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。 (6) 市町村立学校及び県立学校等の避難計画作成への指導・調整に関すること。

第7 指定地方行政機関

機 関 名	事務又は業務
九州管区警察局	(1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（警察災害派遣隊等の応援派遣、装備資機材の援助等）に関すること。 (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。

九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (3) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局 (鹿児島地域センター)	(1) 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (3) 災害時における応急用食料等の確保等に関すること。 (4) 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること。
九州森林管理局 (鹿児島森林管理署)	(1) 災害時における国有林野、国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること。
九州経済産業局	(1) 災害に関する情報収集及びそれらに係る支援に関すること。
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。 (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること。 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。 (3) 原子力災害発生時の航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関すること。
第十管区海上保安本部 (鹿児島海上保安部)	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時における海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台)	(1) 気象情報の把握、伝達及び発表に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。

	(4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	(1) 災害時における労働災害調査に関すること。 (2) 労働災害防止についての監督、指導に関すること。 (3) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての必要な指導に関すること。 (4) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督、指導に関すること。 (5) 被災事業場の再開についての必要な指導に関すること。 (6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職に関すること。 (7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。
九州地方整備局 (鹿児島国道事務所・大隅河川国道事務所)	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 災害時における川内川の管理に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (4) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること。 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。

第8 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
自衛隊 (鹿児島地方協力本部) 陸上自衛隊 (第12普通科連隊)	(1) 災害時における応急救援に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 被害状況の把握に関すること。 (4) 避難の救助に関すること。 (5) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (6) 消防活動に関すること。 (7) 救護に関すること。 (8) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (9) 避難退域時検査及び簡易除染に関すること。 (10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (11) その他（生活支援等）

第9 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西日本高速道路株式会社 (鹿児島高速道路事務所)	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (3) 緊急輸送、避難に対する協力に関すること。 (4) 災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除の取扱いに関すること。
九州旅客鉄道株式会社 (鹿児島支社) 日本貨物鉄道株式会社 (鹿児島営業支店)	(1) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (2) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店) KDD I 株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1) 災害時における通信の確保に関すること。 (2) 仮設回線の設置に関すること。 (3) 災害時優先電話に関すること。
日本郵便株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配分に関すること。
独立行政法人国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会 (鹿児島放送局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
日本銀行 (鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関する こと。 (2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に関する こと。 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に 関すること。
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構	(1) 原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に 関すること。 (2) 緊急時モニタリングセンターへの参画に 関すること。 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動 員に関すること。 (4) 緊急時被ばく医療に 関すること。利用者に対する事故 情報及び各種措置の連絡に 関すること。

第10 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社エフエム鹿児島 株式会社鹿児島讀賣テレビ	(1) 原子力防災に関する知識の普及に 関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に 関すること。
公益社団法人鹿児島県医師会 公益社団法人鹿児島県歯科医師 会 公益社団法人鹿児島県看護協会	(1) 災害時における医療救護に 関すること。
公益社団法人鹿児島県薬剤師会	(1) 災害時における薬剤の管理及び 供給に 関すること。
公益社団法人鹿児島県トラック 協会 公益社団法人鹿児島県バス協会	(1) 災害時における救助物資及び 避難者の輸送協力に 関すること。

第11 公共的団体等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
学校法人	(1) 園児、児童及び生徒等に対する 原子力防災教育及び登下 校時の安全確保に 関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び 生徒等の安全対策に 関すること。 (3) 災害時における避難等に 係る施設の提供・協力に 関すること。 (4) 被災した園児、児童及び 生徒等の把握及び心の ケア等に 関すること。 (5) 避難計画の作成に 関すること。

その他の公共的団体	
北さつま農業協同組合 北薩森林組合 さつま土地改良区	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 農林畜水産物の出荷制限に関すること。
さつま町商工会	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。
さつま町社会福祉協議会	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。
社団法人薩摩郡医師会及び 病院等経営者	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 避難計画の作成に関すること。
社会福祉施設経営者 その他の団体	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 災害時における入所者等の安全対策に関すること。 (4) 避難計画の作成に関すること。
避難等施設の管理者	(1) 災害時における避難等に係る施設の提供に関すること。
建設業協会	(1) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送に関すること。
防災上必要な施設の管理者 建設業協会 水道事業者 その他の団体	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。

第12 九州電力

事 務 又 は 業 務
(1) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること。 (3) 原子力発電所の災害予防に関すること。 (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。 (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (6) 災害時における施設内の応急対策に関すること。 (7) 原子力発電所内に一時滞在する見学者等の避難に関すること。 (8) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること。 (9) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関すること。 (10) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の実施に関すること。 (11) 原子力防災資機材の整備に関すること。 (12) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (15) 相談窓口の設置に関すること。

- (16) 県、薩摩川内市、関係周辺市町及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。
- (17) 環境汚染への対処に関すること。
- (18) 災害復旧に関すること。

第2章 防災体制

第1節 災害応急対策における対応基準

町は、別表3の「災害応急対策における対応基準」にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

別表3 災害応急対策における対応基準

町の体制区分	町の体制の設置基準	町の対応	県の対応		国の対応
			県庁	オフサイトセンター (薩摩川内市)	
警戒本部体制	・九州電力から異常時における連絡を受けた場合において、町長が必要であると認めたとき。	災害警戒本部の設置・運営	災害警戒本部の設置・運営	—	—
	・県の環境放射線モニタリングによる異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、町長が必要であると認めたとき。				国現地情報連絡室の設置・運営
	・情報収集事態の発生の連絡を受けたとき				
対策本部体制	・警戒事態の発生通報を受けたとき。	災害対策本部の設置・運営 (現地災害対策本部の設置・運営)	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営	国事故現地警戒本部の設置・運営
	・施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。				国事故現地対策本部の設置・運営
	・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、町長が必要であると認めたとき。 ・前述の通報を受ける前において、町長が特に必要があると認めたとき。				現地事故対策連絡会議の開催 (オフサイトセンターにて)
緊急時体制	・全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。				国現地本部の設置・運営
		・原子力災害合同対策協議会の開催 ・機能グループへの参画 (オフサイトセンターにて)			

※「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第2条第2項に規定する事項をいう。

第2節 防災活動体制

1. 警戒本部体制

(1) 災害警戒本部の設置

町は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、危機管理監を本部長とする災害警戒本部を総務課に設置し、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対処するためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の組織、構成、各構成員の所掌事務は別表4の「災害警戒本部の組織図」及び別表5の「災害警戒本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

(2) 情報の収集

町は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、県、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど県等との連携を図りつつ、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

(3) 災害警戒本部の所掌事務

- ① 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- ② 国、県及び九州電力との連絡調整に関すること。
- ③ 薩摩川内市、関係周辺市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ④ 関係課相互の連絡調整に関すること。
- ⑤ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- ⑥ 住民等への情報提供に関すること。
- ⑦ その他必要な事項

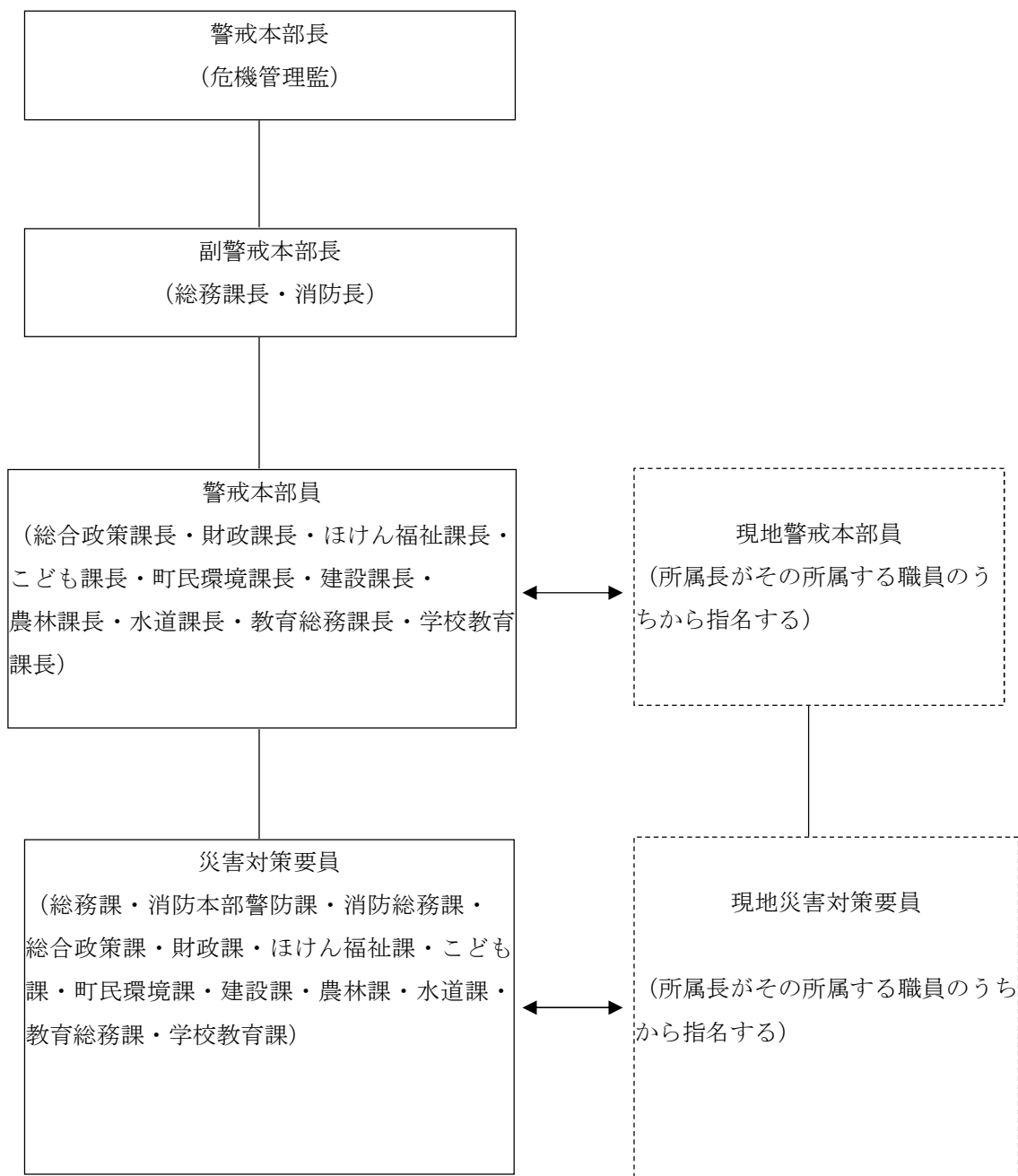
(4) 災害警戒本部の廃止

- ① 警戒事象又は施設敷地緊急事態の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
- ② 町長が災害の危険が解消したと認めたとき。

(5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

別表 4 災害警戒本部の組織図



別表 5 災害警戒本部の組織、構成、所掌事務

職 名	充 当 職	所 掌 事 務
警戒本部長	危機管理監	・ 町長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副警戒本部長	総務課長 消防長	・ 警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。
警戒本部員	総合政策課長 財政課長 ほけん福祉課長 町民環境課長 水道課長 建設課長 農林課長 教育総務課長 学校教育課長	・ 災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項 ・ 動員体制の準備に関する事項 ・ 情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項
災害対策要員	所属長がその所属する職員のうちから指名する。	・ 所属長の命を受け、警戒本部の事務を処理する。 ・ 所属長の命を受け、関係課等との連絡にあたる。

現 地 警 戒 本 部 員	所属長がその所属する職員のうちから指名する。	・ 放射性物質の拡散影響の発生した地域またはそのおそれのある地域における情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項
現 地 災 害 対 策 要 員	所属長がその所属する職員のうちから指名する。	・ 所属長の命を受け、警戒本部の事務を処理する。 ・ 所属長の命を受け、関係課等との連絡にあたる。

2 対策本部体制

(1) 災害対策本部

① 設置

町は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、町長を本部長とする災害対策本部を町災害対策本部室に設置し、県へ連絡するとともに、町の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施にあたる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は別表6の「さつま町災害対策本部の組織図」及び別表7の「災害対策本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

別表7に記載がない所掌事務については、「さつま町災害対策本部条例」に準拠するものとする。

また、必要に応じて関係機関等の出席を求め、意見聴取・連絡調整を行うものとする。

② 所掌事務

ア 災害状況の把握に関すること。

イ 国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 住民等に対する情報提供及び指示伝達に関すること。

エ 住民等の避難及び立入制限に関する連絡調整に関すること。

オ 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。

カ 国への専門家の派遣要請に関すること。

キ 報道要請に関すること。

ク 自衛隊への派遣要請等に関すること。

ケ 海上保安本部への派遣要請等に関すること。

コ 県バス協会等への協力要請に関すること。

サ 原子力災害医療への協力に関すること。

シ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。

ス 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。

セ 交通規制・緊急時輸送等に関すること。

ソ 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。

タ 国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関すること。

チ その他必要な事項

③ オフサイトセンターの機能確認

町は、国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能していることを確認するものとする。

④ 警戒事態発生の場合の対応

ア オフサイトセンターの設営及び緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力

町は、警戒事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官

と連携をとり、直ちにオフサイトセンターの設営と緊急時モニタリングセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

イ 国事故現地警戒本部との情報の共有等

町は、オフサイトセンター内に設置された国事故現地警戒本部に対応状況を随時連絡するなど、国事故現地警戒本部との連携・調整・情報の共有を行うものとする。

⑤ 施設敷地緊急事態発生の場合の対応

ア 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

イ 国事故現地対策本部との情報の共有等

町は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国事故現地対策本部との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ オフサイトセンターが機能しない場合の対応

ア 国の本部との連絡確保

災害の影響等の事由により、国事故現地警戒本部や国事故現地対策本部が十分機能しない場合には、国事故警戒本部や国事故対策本部事務局との通信手段を確保し対応するものとする。

また、県、関係周辺市町、県警察、自衛隊、消防機関等に対しても、国と同様の情報共有及び調整をメール・FAX・電話等により行うものとする。

イ 代替オフサイトセンターの立上げ

町は、オフサイトセンターが機能不全により使用できない場合には、原子力防災専門官と連携し、代替オフサイトセンター及び緊急時モニタリングセンターの代替オフサイトセンターへの移転・立上げに協力するものとする。

(参考)

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁行政庁舎
	日置市東市来町長里1020-1 鹿児島県消防学校

(2) 現地災害対策本部

① 設置

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、被災現地と災害対策本部の間の連絡調整、被災現地において迅速な応急対策を実施するため、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を、必要に応じて設置するものとし、現地本部の長(以下「現地本部長」という。)には副町長を充てる。

現地本部の組織、構成、各チームの所掌事務は別表 8 の「災害対策本部体制における現地災害対策本部等の組織図」及び別表 9 の「現地災害対策本部等の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

② 現地本部の所掌事務

- ア 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- イ 災害状況の収集伝達に関すること。
- ウ 住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。
- エ 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る住民への伝達に関すること。
- オ 住民避難等についての住民への指示・伝達に関すること。
- カ 原子力災害医療への協力に関すること。
- キ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- ク 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る連絡調整に関すること。
- ケ その他必要な事項

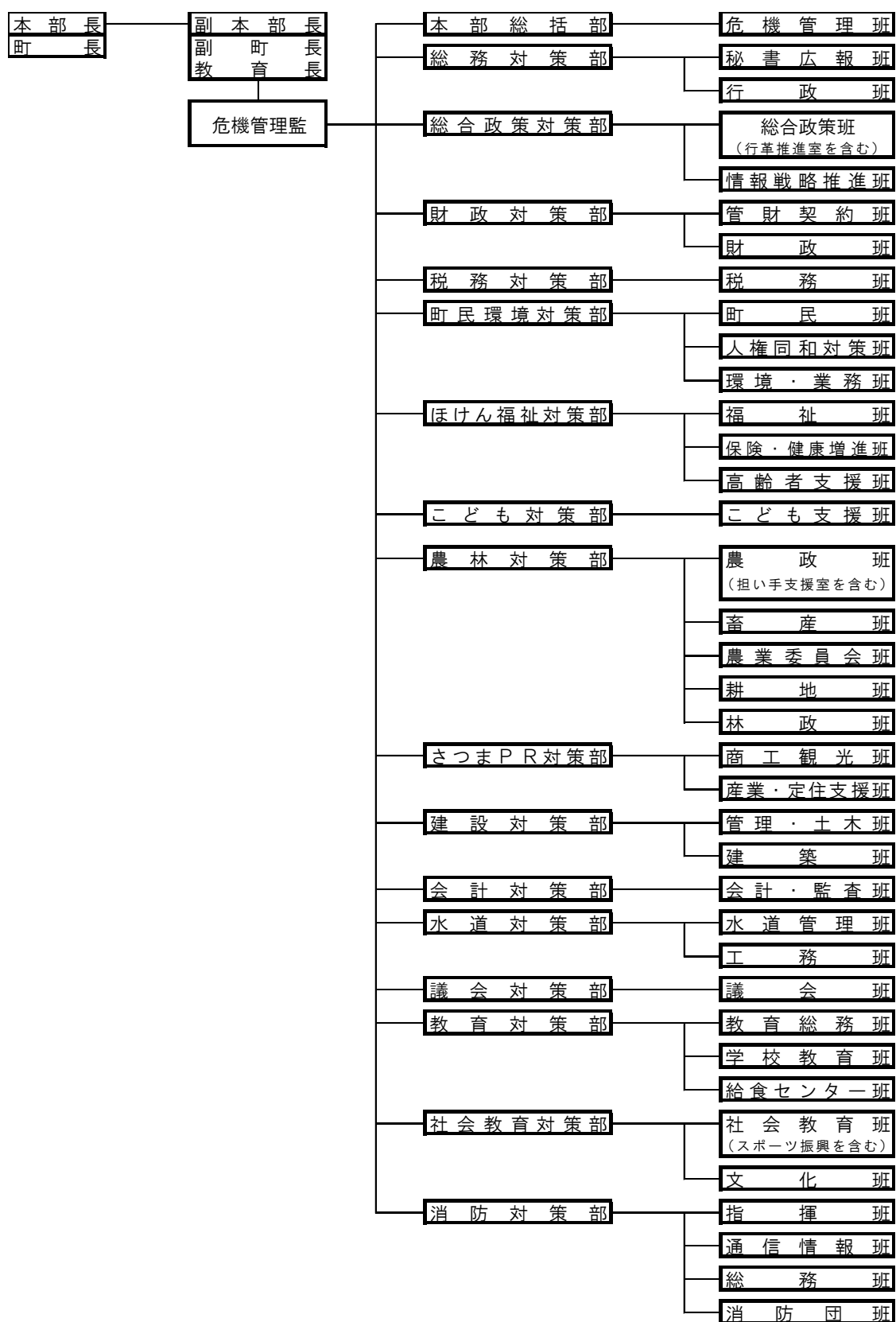
(3) 災害対策本部及び現地本部の廃止

災害対策本部及び現地本部は、国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部が解散し、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結するとともに、原子力災害対策が完了し、その必要がなくなったと認めたとき廃止する。

(4) 災害対策本部及び現地本部の緊急時体制への移行

原災法第 15 条第 1 項に規定する原子力緊急事態に至り、同条第 2 項に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、緊急時体制に移行する。

別表6 さつま町災害対策本部組織図



別表7 災害対策本部の組織、構成、所掌事務

※風水害・火山災害対策編に準じたもの。

1. 本部の組織

本部長	副本部長	本部員	
町長	副町長 教育長	危機管理監 総務課長 総合政策課長 行革推進室長 財政課長 税務課長 町民環境課長 ほけん福祉課長 ほけん総括監 こども課長 農林課長 森づくり推進監 畜産振興監 担い手支援室長 農業委員会事務局長 さつまPR課長 産業支援・定住支援室長	建設課長 会計課長 水道課長 議会事務局長 監査委員事務局長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 学校給食センター所長 消防長 警防課長 消防総務課長

2. 組織編成及び所掌事務

※複合災害時を考慮し、既存の風水害・火山災害対策編に、原子力災害対策編関係を追加(下線部)。

部 名 ◎部長 ○副部長	班名 (班長)	現地対策本部体制の活動班	事 務 分 掌
本部総括部 ◎危機管理監	危機管理班 (危機管理係長)		1 防災会議及び災害対策本部会議に関する事。 2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関する事。 3 避難指示等の発令及び解除に関する事。 4 警戒区域の設定に関する事。 5 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関する事。 6 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関する事。 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事。 8 気象情報、河川及びダムの諸情報の収集に関する事。 9 災害調査の実施に関する事。 10 被害報告の取りまとめ及び県への災害報告に関する事。 11 県、他市町村への応援要請に関する事。 12 自衛隊の派遣要請等に関する事。 13 防災行政無線等通信施設の管理運用に関する事。 14 リ災証明に関する事。 15 消防本部及び消防団（水防団）との連絡調整に関する事。 16 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。 17 各支所との連絡調整に関する事。 18 その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関する事。 19 原子力発電所との連絡調整に関する事。 20 原子力発電所の異常事象の状況把握に関する事。 21 防災業務関係者の被ばく管理に係る連絡調整に関する事。 22 防護対策を講ずべき区域の決定及び解除に関する事。 23 行政機能の移転の総合調整に冠する事。 24 風評被害対策に関する事。 25 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。
総務対策部 ◎総務課長	秘書広報班 (秘書広報係長)	総務班	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者及び見舞者の接待に関する事。 3 災害関係文書の受理、配布及び発送に関する事。 4 災害、被害状況の撮影及び保管に関する事。 5 災害、被害状況の広報に関する事。
	行政班 (行政係長)		1 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する災害補償に関する事。 2 職員の動員、派遣の調整に関する事。 3 応援班の配備に関する事。 4 業務継続計画に関する事。 5 職員及び職員の家族の安否並びに職員の住宅等の被害状況の確認等に関する事。 6 職員の被ばく管理に関する事。 7 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。

			すること。
	部内共通及び 他の対策部の 応援を受けて 進める事務		1 被災地住民登録への協力に関すること。 2 避難バス等への添乗に関すること。 3 広報車による広報活動に関すること。 4 その他、本部長の特命に関すること。
財政対策部 ◎財政課長	管財契約班 (管財契約係 長)		1 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関する こと。 2 町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関する こと。 3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。 5 行政機能の移転に係る輸送車両、移転先施設の確保 に関すること。 6 庁舎等の使用(非常用電源を含む。)に関すること。
	財政班 (財政係長)		1 災害対策の予算及び財政計画に関すること。 2 災害復旧に要する資金の調達に関すること。 3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関 すること。 4 業務継続計画に関すること。
総合政策対策 部 ◎企画政策課 長 ○行革推進室 長	総合政策班 (企画政策係 長) (地域振興係 長) (行革推進係 長)	避難・移送班	1 災害復旧対策の総合計画に関すること。 2 報道関係機関との連絡調整に関すること。 (本部総括部との連絡調整、メディア対応、災害・被害状況 の共有、記者会見準備等) 3 各支所との連絡調整に関すること。 4 公共交通機関に関すること。 5 県バス協会等への協力要請に関すること。 6 業務継続計画に関すること。
	情報戦略推進 班 (情報戦略推 進係長)		1 災害関におけるデータ保存に関すること。 2 災害時における情報システムの管理及び応急対策 に関すること。
税務対策部 ◎税務課長	税務班 (収納係長) (町民税係 長) (資産税係 長)		1 住家等一般被害の調査に関すること。 2 災害による町税の減免、猶予等に関すること。 3 災納税者に対する税の相談に関すること。 4 家屋倒壊等に係る災証明に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。 6 業務継続計画に関すること。 7 総務対策部の応援に関すること。
町民環境対策 部 ◎町民環境課 長	町民班 (町民係長)		1 安否情報及び異動に関すること。 2 被災者名簿(外国人登録者)の作成に関すること。 3 各支所との連絡調整に関すること。 4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関 すること。 5 業務継続計画に関すること。 6 福祉対策部の応援に関すること。
	人権同和対策 班 (人権同和对 策係長)		1 同和地区の被害調査及び応急対策に関すること。 2 太陽福祉センターの被害調査及び応急対策に関する こと。 3 同和対策関係者との連絡調整に関すること。 4 町民班の応援に関すること。 5 福祉対策部の応援に関すること。

	環境・業務班 (環境係長) (環境センター係長) (クリーンセンター係長)	被害調査班	1 災害による遺体の処理及び埋葬に関する事。 2 災害時の環境衛生に関する事。 3 災害時の食品衛生に関する事。 4 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関する事。 5 災害時のねずみ族、虫の駆除に関する事。 6 仮設トイレの設置等に関する事。 7 清掃業者等との連絡調整に関する事。 8 緊急時モニタリングへの協力に関する事。 9 環境汚染への対処・調整に関する事。 10 風評被害対策に関する事。 11 災害時における衛生施設等の維持に関する事。 12 汚染廃棄物の処理に関する事。 13 業務継続計画に関する事。
ほけん福祉対策部 ◎ほけん福祉課長 ○ほけん総括監	福祉班 (福祉係長)	救助班	1 福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災住民からの相談に関する事。 3 義援金の受付及び配分に関する事。 4 ボランティアの受入れに関する事。 5 災害救助法の適用申請に関する事。 6 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 7 部内の連絡調整に関する事。 8 両支所との連絡調整に関する事。 9 災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 10 弔慰金等に関する法律に基づく諸対策に関する事。 11 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事。 12 被災した要配慮者、障害者、児童、母子世帯の援護に関する事。 13 社会福祉施設等の避難計画作成の助言に関する事。 14 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 15 要配慮者にかかる避難行動支援、及び安否・避難情報の収集、並びに避難支援体制構築に係る支援相談窓口の設置に関する事。 16 避難所の運営に関する事。 17 業務継続計画に関する事。 18 障がい者等の被害調査に関する事。 19 要配慮者の避難支援に関する事。 20 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事。 21 要配慮者の避難行動支援に関する事。 22 民生、児童委員との連絡調整に関する事。

	保険・健康増進班 (保険係長) (健康増進係長)		1 被災者の医療看護に関すること。 2 医療・助産活動に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 被災者への健康相談に関すること。 5 避難所への巡回相談に関すること。 6 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 7 医薬品、医療用資機材の調達に関すること。 8 保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること。 9 各支所との連絡調整に関すること。 10 救護班の編成及び派遣に関すること。 11 救護所の設置及び運営に関すること。 12 県が行う緊急被ばく医療対策への協力に関すること。 13 安定ヨウ素剤の搬送に関すること。 14 安定ヨウ素剤、消毒医療品等の保管・配布等に関すること。 15 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること。 16 飲食物の汚染状況調査に関すること。 17 飲食物等の摂取制限等に関すること。 18 風評被害対策に関すること。 19 病院等の避難計画作成の助言に関すること。 20 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 21 避難所における健康相談窓口の設置及び運営に関すること。 22 業務継続計画に関すること。
	介護対策班 (介護保険係長) (高齢者支援係)		1 介護認定者の被害調査に関すること。 2 介護保険料の減免に関すること。 3 被災した要配慮者の援護に関すること。 4 介護保険施設等の避難計画作成の助言に関すること。 5 避難所での支援を必要とする高齢者等のへの介護支援、及び安否・避難情報の収集、並びに介護支援体制構築に係る支援相談窓口の設置に関すること。 6 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 業務継続計画に関すること。 8 保健福祉対策部の応援に関すること。
	部内共通及び他の対策部の応援を受けて進める事務		1 避難所の運営に関すること。 2 被災地住民登録への協力に関すること。 3 避難所の案内に関すること。 4 その他、本部長の特命に関すること。
こども対策部 ◎こども課長	こども支援班 (こども支援係長) (こども健康係長)	救助班	1 保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 保育園児の安全措置に関すること。 3 保護者との連絡調整に関すること。 4 臨時保育所の開設に関すること。 5 救援物資の受入れ、配分に関すること。 6 炊出しの必要数の把握及び配分に関すること。 7 要配慮者の避難行動支援に関すること。

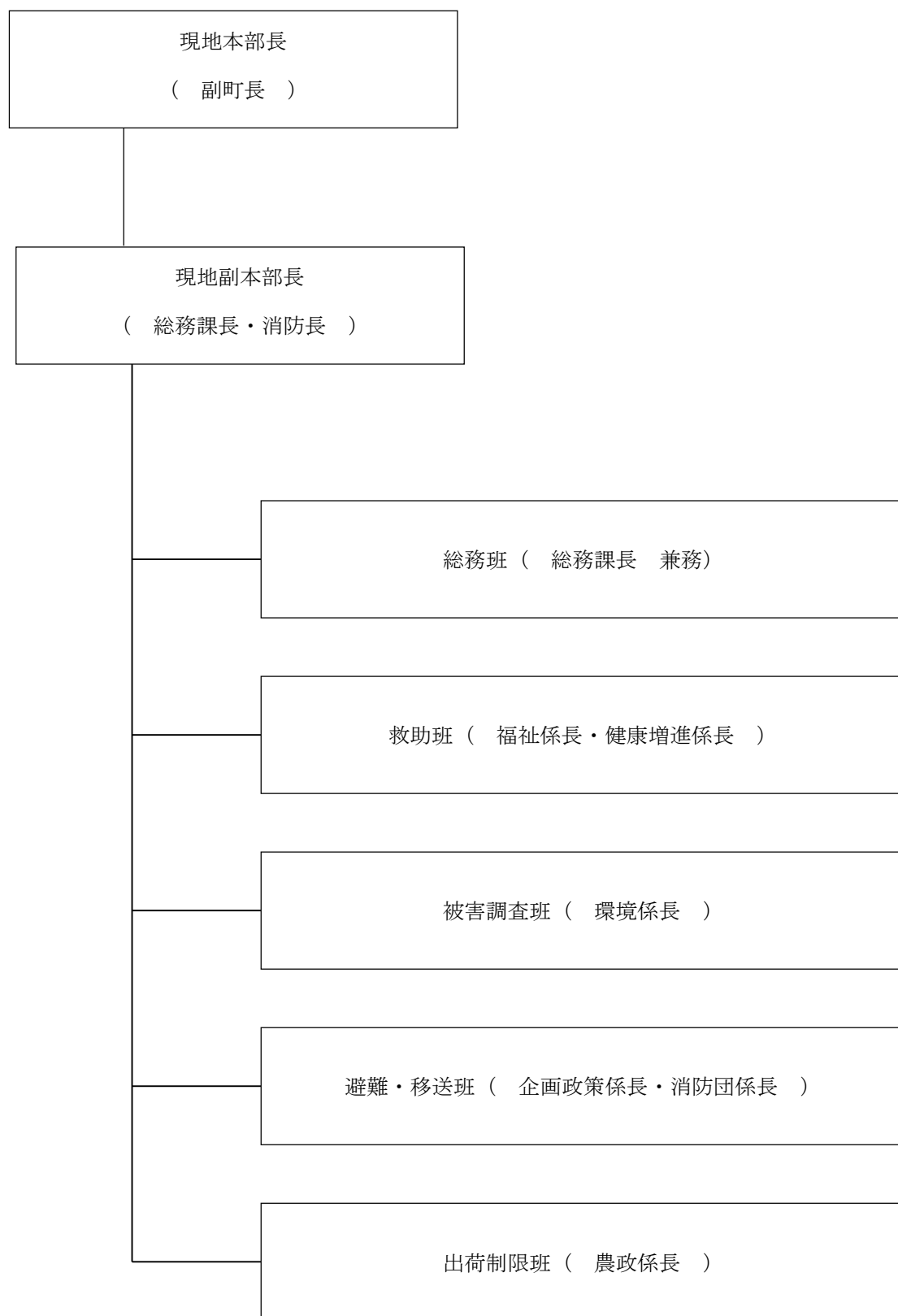
農林対策部 ◎農林課長 ○農業委員会 事務局長 ○担い手支援 室長 ○森づくり推 進監 ○畜産振興監	農政対策班 (農政係長) (担い手育成 支援係長)	出荷制限班	1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 食料の調達及び斡旋等に関すること。 3 農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。 4 農産物、特産物の被害調査及び応急対策に関すること。 5 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。 6 各支所との連絡調整に関すること。 7 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 8 農林水産物の採取出荷の制限及び解除に関すること。 9 家畜の飼養管理・飼料管理に関すること。 10 飼養動物の保護に関すること。 11 風評被害対策に関すること。 12 業務継続計画に関すること。
	畜産班 (畜産係長)	出荷制限班	1 家畜及び畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の衛生防疫に関すること。 3 農業振興班の応援に関すること。
	農業委員会班 (農地係長)	出荷制限班	1 農地及び農道の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業振興班の応援に関すること。
	耕地班 (耕地係長)		1 農用地、耕地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農地の冠水排除及び農業用水利に関すること。 3 土地改良区との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。 5 業務継続計画に関すること。 6 農地等に係る汚染への対処に関すること。 7 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	林政班 (林政係長)		1 山林、林道等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 治山関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 林業関係団体との連絡調整に関すること。 4 山林等に係る汚染への対処に関すること。 5 農林水産物の採取出荷の制限及び解除に関すること。 6 風評被害対策に関すること。
さつまPR対策部 ◎さつまPR課長 ○産業・定住支援室長	商工観光班 (商工観光係長) (ふるさと物産係長)		1 商工関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 生活必需品等の調達、斡旋等に関すること。 3 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4 商工業者に対する融資に関すること。 5 各支所との連絡調整に関すること。 6 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 7 風評被害対策に関すること。 8 特定の者が利用する施設及び工場等事業所の避難計画作成の助言に関すること。 9 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 10 観光客の安全確保、避難誘導等に関すること。 11 工芸センターとの連絡調整に関すること。

	産業支援班 (産業支援係長) (移住定住係長)		1 製造業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 外国人労働者の避難状況調査に関すること。 3 ものづくり企業団体との連絡調整に関すること。 4 商工振興班の応援に関すること。 5 一時滞在者に対する災害情報の提供に関すること。 6 観光客及び外国人に対する災害情報の提供に関すること。 7 業務継続計画に関すること。
建設対策部 ◎建設課長	管理・土木班 (管理係長) (土木係長)		1 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 河川等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 道路情報の収集、伝達に関すること。 5 危険箇所等の警戒及び監視に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 災害用資機材の調達、確保に関すること。 8 建設・土木業者との連絡調整に関すること。 9 各支所との連絡調整に関すること。 10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 11 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に係る調整に関すること。 12 都市施設、公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 13 北薩地域振興局建設部との連絡調整に関すること。 14 業務継続計画に関すること。
	建築班 (建築係長)		1 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 町有建物の被害調査及び応急対策に関すること。 3 被災者に対する建築相談に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 6 管理・土木班の応援に関すること。
会計対策部 ◎会計課長 ○監査委員事務局長	会計・監査班 (会計係長) (監査係長)		1 物品の出納及び会計処理に関すること。 2 福祉対策部の応援に関すること。 3 業務継続計画に関すること。
水道対策部 ◎水道課長	水道管理班 (水道管理係長)		1 水道復旧計画に関すること。 2 節水、給水等の広報に関すること。 3 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 4 各支所との連絡調整に関すること。 5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 6 業務継続計画に関すること。
	工務班 (工務係長)		1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水源の確保に関すること。 4 飲料水の汚染状況調査に関すること。 5 水道施設の取水制限及び給水に関すること。
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 (議事係長)		1 議会との連絡調整に関すること。 2 業務継続計画に関すること。 3 福祉対策部の応援に関すること。
教育対策部 ◎教育総務課長	総務班 (総務係長)		1 教育対策部各班の被害調査の取りまとめ及び本部への報告に関すること。 2 幼稚園・学校施設の被害状況の調査及び応急対策に

○学校教育課長 ○給食センター所長			関すること。 3 小・中学校の応急教育に関すること。 4 災害時における教職員の確保に関すること。 5 文教施設における避難場所の開設等に関すること。 6 県教育委員会との連絡調整に関すること。 7 学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 8 教職員及び教職員の家族の安否並びに教職員の住宅等の被害状況の確認等に関すること。 10 風評被害対策に関すること。 11 幼稚園・学校の避難計画作成の指導・助言に関すること。 12 業務継続計画に関すること。 13 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	学校教育班 (課長補佐) (学校教育係長) (学事係長)		1 児童及び生徒の被害調査に関すること。 2 児童及び生徒の安全確保、避難誘導に関すること。 3 保護者との連絡調整に関すること。 4 被災園児、児童、生徒の保健管理に関すること。
	給食センター班 (給食センター係長)		1 炊出し施設の調整及び調理に関すること。 2 学校給食に関すること。 3 被災児童、生徒の給食に関すること。
社会教育対策部 ◎社会教育課長 ○スポーツ振興特命参事	社会教育班 (社会教育係長) (スポーツ振興係長) (鶴田教育係長) (薩摩教育係長)		1 社会教育及び社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育及び社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 社会教育及び社会体育団体との連絡調整に関すること。 4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 5 業務継続計画に関すること。
	文化班 (文化係長)		1 文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 2 文化施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 業務継続計画に関すること。
鶴田支所 薩摩支所	町民生活班 (町民生活係長)		1 本庁各対策部の事務分掌に準じた鶴田支所管内の被害調査、報告、応急対策、復旧に関すること。 2 業務継続計画に関すること。 3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	農林班 (農林係長)		〃
消防対策部 ◎消防長 ○警防課長兼消防署長 ○消防総務課長 ○警防課長補佐 ○消防団長	総務班 指揮班 通信情報班 消防団班 (総務係長) (消防団係長) (警防係長) (救急係長) (危険物係長)	<u>避難・移送班</u>	1 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2 水防法に基づく水防活動その他災害応急対策に関すること。 3 被災者の避難、誘導、救出、捜索に関すること。 4 警備、警戒、防御活動に対する警察との連絡方法に関すること。 5 非常無線通信に関すること。 6 気象情報の本部への伝達に関すること。 7 消防団(水防団)との連絡に関すること。 8 要配慮者の移送に関すること。

	(予防係長) (通信指令係 長)		<u>9 防護対策を講ずべき区域の住民等に立ち入りの制限、解除に関すること。</u> <u>10 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。</u> <u>11 緊急消防援助隊の要請及び受援に関すること。</u> <u>12 鹿児島県消防相互応援協定に基づく要請及び受援に関すること。</u> <u>13 県が行う警戒警備体制等への協力に関すること。</u>

別表 8 災害対策本部体制における現地災害対策本部等の組織図



別表 9 現地災害対策本部等の組織、構成、所掌事務

現地本部長	副町長
現地副本部長	総務課長
要 員	(総務班) 責任者： 総務課長 兼務 (要員を状況に応じて所属長がその所属する職員のうちから指名) (救助班) 責任者： 福祉係長 (要員を状況に応じて所属長がその所属する職員のうちから指名) (被害調査班) 責任者： 環境係長 (要員を状況に応じて所属長がその所属する職員のうちから指名) (避難・移送班) 責任者： 企画政策係長 (要員を状況に応じて所属長がその所属する職員のうちから指名) (出荷制限班) 責任者： 農政係長 (要員を状況に応じて所属長がその所属する職員のうちから指名)
所掌事務	・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・災害状況の収集伝達に関すること。 ・住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。 ・国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る住民への伝達に関すること。 ・住民避難等についての住民への指示に関すること。 ・緊急被ばく医療への協力に関すること。 ・緊急時モニタリングへの協力に関すること。 ・飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る連絡調整に関すること。 ・その他必要な事項

3. 緊急時体制

(1) 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制をとる。

緊急時体制における原子力災害合同対策協議会の構成員等は、別表10の「原子力災害合同対策協議会の構成員等」のとおりとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、町は、副町長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

(3) オフサイトセンターへの職員の派遣

町は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、原子力発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

(4) 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

- ① 災害状況の把握に関すること。
- ② 国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ③ 住民等に対する情報提供及び指示伝達に関すること。
- ④ 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。
- ⑤ 報道要請に関すること。
- ⑥ 自衛隊への派遣要請に関すること。
- ⑦ 海上保安本部への派遣要請等に関すること。
- ⑧ 県バス協会等への協力要請に関すること。
- ⑨ 緊急被ばく医療への協力に関すること。
- ⑩ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- ⑪ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- ⑫ 交通規制・緊急輸送等に関すること。
- ⑬ 原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画に関すること。
- ⑭ その他必要な事項

(5) 緊急時体制における現地本部の所掌事務

- ① 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ② 災害状況の把握伝達に関すること。
- ③ 住民避難等の実施に係る連絡調整に関すること。
- ④ 原子力災害医療への協力に関すること。
- ⑤ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- ⑥ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- ⑦ その他必要な事項

(6) 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移行するものとする。

別表10 原子力災害合同対策協議会の構成員等

構 成 員	副町長	
機能及び任務	関係者の情報共有相互協力のための調整	・ オフサイトセンター内の情報共有 ・ 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・ 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・ 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・ 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告の確認 ・ オフサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認 ・ 緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

[主な関係課：総務課]

1. 原子力事業者防災業務計画の協議

町は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

2. 原子力防災管理者の選任等の届出（写し）の受理

九州電力が、県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 県による立入調査への同行

[主な関係課：総務課]

1. 立入調査への同行

町は、九州電力との間に締結している「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合で、原災法の施行に必要なときは、同行して、九州電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置について、確認するものとする。

2. 職、氏名の通知

立入調査に同行する町の職員は、「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第3項の規定に基づき、九州電力に対し、職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

[主な関係課：総務課]

町は、地域防災計画（一般災害対策編）の作成及び修正、九州電力の防災体制に関する情報の収集、防災訓練の実施、町民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

[主な関係課：総務課・財政課・総合政策課・こども課・ほけん福祉課・町民環境課・建設課・農林課・消防本部]

1. 関係機関等との連携

- (1) 町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行われるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、町内の備蓄量、及び供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 町は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

[主な関係課：総務課・消防本部]

町は、国、県、九州電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、九州電力その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。
- (2) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備

町は県、関係周辺市町、その他防災機関が保有する被害情報を取得し、地図にわかりやすく表示することで、迅速な救護活動や避難準備（避難車両や資機材の確保等）活動を可能とするため、原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備に協力する。
- (3) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。
- (4) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(5) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(6) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、衛星携帯電話、インターネットメール、防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話等の活用体制の整備を図るものとする。

(7) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2. 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備と備え付け

町は、国、県及び九州電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、災害対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3. 通信手段の確保

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の活用

① 町と国、県等との間の専用回線網の維持

町は、国、県等との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の活用に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 市町村防災行政無線の確保・活用

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・

衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の活用

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

町は、電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するように努めるものとする。

⑤ 通信輻輳の防止

町は、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で、非常時における運用計画を定めておくものとする。

⑥ 非常用電源の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑦ 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

[主な関係課：総務課・町民環境課・消防本部・その他関係各課]

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1. 警戒本部をとるために必要な体制等の整備

町は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、危機管理監（総務課長）を本部長とする災害警戒本部を迅速・適確に設置・運営するため、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、マニュアル等の作成など必要な体制等を整備するものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備

(1) 災害対策本部等の整備

町は、災害対策本部体制をとるべき状況になった場合、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、迅速に意思決定し防護対策

の指示を行うための体制、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

3. 緊急時体制の整備

(1) 緊急時体制の整備

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、直ちに災害対策本部体制から緊急時体制に移行するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制

町は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県、薩摩川内市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため、町は同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員

原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから、町はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

(1) 職員の動員体制

町は、国、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(2) 医療関係者の配置

町は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。

5. 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、自衛隊、県警察、消防、第十管区海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について協定の締結の推進、消防相互応援体制の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な県への派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7. 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の周知徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

(1) 他の市町村等との応援協定の締結

町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに他の市町村及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、県の協力のもと、他の市町村等との応援協定締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援要請に必要な準備

町は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、県や他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9. モニタリング体制等

町は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

10. 専門家の派遣要請手続き

町は、九州電力より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員の確保等）を行うものとする。

第8節 複合災害に備えた体制の整備

[主な関係課：総務課・消防本部・その他関係課]

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

町は、複合災害時においても、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

2. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

3. 広域的な応援協力体制の整備

町は、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

4. 避難収容活動体制の整備

(1) 避難計画の整備

町は、複合災害時でも避難が行えるよう、道路等の状況等を考慮し、避難計画を作成する。

(2) 避難所の整備

町は、複合災害時の避難所の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

また、薩摩川内市等からの広域的な避難に備え、受入体制について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備する。

5. 緊急輸送活動体制の整備

(1) 職員の派遣体制

町は、国・県及び防災関係機関と協議し、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(2) 資機材の搬送体制

町は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(3) 代替輸送手段の確保

町は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリコプター輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

6. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、複合災害時において、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（屋外同報系による。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、原子力防災アプリ、テレビ、ラジオ等を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ等）や緊急速報（安心安全情報メール等）の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

7. 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、国、県及び九州電力と協力して、複合災害時に周辺住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

8. 防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

町は、国、県、防災関係機関と連携し、本章第14節に定める人材育成及び第15節に定める防災訓練等を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

第9節 避難収容活動体制の整備

[主な関係課：総務課・消防本部・町民環境課・ほけん福祉課・こども課・教育総務課・学校教育課・社会教育課・財政課・さつまPR課・建設課・水道課・学校給食センター・その他関係課]

1. 避難の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

- ① 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、緊急事態応急対策実施区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- ② 町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施にあたり、避難誘導にあたるものとする。

(2) コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は、原則として災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

- ① 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから、原子力発電所との方位・距離等を考慮のうえ、退避するコンクリート建屋、避難経路等を指定するものとする。
- ② 災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは、職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
- ③ 町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内退避の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
- ④ 避難誘導者は、避難住民等に対し、コンクリート屋内退避にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

(3) 避難

避難は、原則として緊急事態応急対策実施区域外に退避するものとする。

- ① 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対し避難を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定している避難所のうちから、原子力発電所からの方角・距離等を考慮のうえ、避難する避難所、避難経路等を指定するものとする。
- ② 災害対策本部長は、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
- ③ 町、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
- ④ 避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。
- ⑤ 県、第十管区海上保安本部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

2. 避難計画の作成

町は、国、県及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難計画を作成するものとする。

(1) U P Z 内の避難計画

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

(2) 留意事項

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はU P Z 外とする。

なお、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。また、避難計画には、地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。

(3) 避難施設等調整システムの整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、U P Z 内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適當である場合に備え、あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

3. 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

町は、学校やコミュニティセンター等公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難場所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、町は、避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所等として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、町は、県等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、町は避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備に努めるものとする。

(7) 避難場所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。

4. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 避難行動要支援者等避難支援計画等の整備

町は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など避難行動要支援者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

① 情報の共有

要配慮者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

② 情報伝達体制の整備

要配慮者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

③ 避難誘導體制の整備

避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

④ 避難支援計画等の整備

町は、県の協力のもと、要配慮者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、町は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者等避難支援計画等を整備するものとする。

(2) 病院等医療関係機関の避難計画の整備

① 町は、ＵＰＺ内の病院等医療機関の管理者が原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する場合、支援を行うものとする。

② 避難先調整の仕組み（県原子力防災計画抜粋）

県は、ＵＰＺ内の医療機関の避難又は一時移転に備え、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる医療機関及び避難先候補となる病院をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど、入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

(3) 社会福祉施設の避難計画の整備等

① 町は、ＵＰＺ内の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者が原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する場合、支援を行うものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

② 避難先調整の仕組み（県原子力防災計画抜粋）

県は、ＵＰＺ内の社会福祉施設の避難又は一時移転に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる社会福祉施設及び避難先候補となる社会福祉施設をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど、入所者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

5. 学校施設における避難計画の整備

(1) 避難計画の作成

ＵＰＺ内の学校施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における、園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

(2) 児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールの整備

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

ＵＰＺ内の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練となるよう努めるものとする。

7. 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

8. 居住地以外の市町村に避難する被災者への情報を伝達する仕組みの整備

町は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易にかつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国及び県と連携し、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10. 避難場所・避難方法等の周知

(1) 避難場所等の周知

町は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 住民に提供する情報の整理

迅速な避難を実施するためには、具体的な避難計画を、県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、町は、国、県及び九州電力と連携のうえ、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

11 避難のための輸送施設の整備

町は、住民等の避難誘導・移送を行うための道路の確保に努めるものとする。

第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

[主な関係課：ほけん福祉課・農林課・水道課]

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制整備

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保

町は、県の助言を受けながら、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制について、あらかじめ定めておくものとする。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

[主な関係課：総務課・総合政策課・建設課]

1. 専門家の移送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力、(最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、県及び県警察が行う当該施設の整備に協力し、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

[主な関係課：消防本部・ほけん福祉課・総合政策課・総務課]

1. 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力して、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2. 救助・救急機能の強化

町は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

なお、安定ヨウ素剤の配布・服用方法等の具体的な在り方については、今後の国の動向等を踏まえて検討を行うものとする。

4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、P A Z内住民等及びU P Z

内に居住し、障がいや病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し、希望する住民に対して実施する。

また、原子力災害対策重点区域の住民等に対する緊急時における配布体制を整備する。

(1) 事前配布体制の整備

① 予備の安定ヨウ素剤の備蓄

町は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

② 説明会による事前配布

町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県及び関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

また町は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

③ 安定ヨウ素剤の再配布等

町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、丸剤は使用期限の5年ごと、ゼリー剤は使用期限の3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(2) 緊急時における配布体制の整備

① 医師、薬剤師の手配等

町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

② 説明書等の準備

町は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

(3) 副作用の対処に伴う体制整備

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

5. 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、九州電力等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材の計画的な整備

町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。

(2) 関係機関との情報交換

町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7. 物資の調達、供給活動

(1) 物資の調達等体制の整備

① 調達等体制の整備

町は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

② 物資の備蓄等

備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 物資の緊急輸送活動体制の整備

町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

[主な関係課：総務課・消防本部]

1. 住民等に提供すべき情報の整理

町は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達施設・設備の整備

町は、的確な情報を常に伝達できるよう、町防災行政無線等の無線設備（個別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(2) 住民相談窓口の設置等

町は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等につい

てあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(3) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(4) 多様なメディアの活用体制

町は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、原子力防災アプリ、広報用電光掲示板、有線放送、緊急速報（エリアメール等）の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第14節 行政機関の業務継続計画の策定

[主な関係課：総務課・財政課・各課]

1. 業務継続計画の策定等

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

2. 行政機能移転

町は庁舎等が使用できない場合に備えて、行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

[主な関係課：総務課・ほけん福祉課・学校教育課・社会教育課]

1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発

町は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) コンクリート屋内待避所、避難所に関すること。

- (7) 要配慮者等への支援に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等留意事項に関すること。
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (10) 原子力防災アプリに関すること。
- (11) その他原子力防災に関すること。

2. 防災教育の充実

町及び町教育委員会は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3. 要配慮者等への配慮

町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ配慮するよう努めるものとする。

4. 避難状況の確実な把握

町は、避難状況の確実な把握のため、住民等が町の指定した避難所以外に避難をした場合等に、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

5. 資料等の整理、教訓等の情報発信

(1) 資料の収集・整理

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 教訓等の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第16節 防災業務関係者の人材育成

[主な関係課：総務課・関係各課]

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を図る等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者を対象に、必要に応じ研修を実施するものとする。

研修成果については、訓練等において具体的に確認するとともに、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。

- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第17節 防災訓練等の実施

[主な関係課：総務課・関係各課]

1. 訓練計画の策定

(1) 町の訓練計画

町は、国、県、九州電力等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- ⑥ 原子力災害医療訓練
- ⑦ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑧ 周辺住民避難訓練
- ⑨ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 国の総合的な防災訓練計画

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や、複合災害・重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、九州電力等と共同して総合的な

防災訓練を実施するものとする。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

町は、訓練を実施するにあたり、全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努めるものとする。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意するものとする。

(2) 訓練の評価と防災体制の改善

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

[主な関係課：総務課・消防本部]

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関にあっては、次により対応するものとする。

(1) 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防保安課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、九州電力等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(2) 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、九州電力等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3) 県及び市町村

町及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第19節 災害復旧への備え

[主な関係課：総務課・総合政策課・ほけん福祉課・社会教育課・学校教育課・建設課・町民環境課・その他関係課]

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、九州電力から、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

[主な関係課：総務課・消防署・町民環境課・その他関係課]

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

① 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

② 町からの連絡

町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

① 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、警戒事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会をはじめ県、立地市、関係周辺市町、関係機関等へ連絡するものとする。

② 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。

③ 町からの連絡

町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 九州電力からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

① 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、所在市町村の消防

機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。

さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

これらの連絡系統は図4-1-1、4-1-2「連絡系統図」のとおりとする。

② 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

③ 屋内退避実施等の要請

原子力規制委員会は、関係市町に対し、屋内退避の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力を要請するものとする。

④ 国の職員による現場の状況等確認後の連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡するものとする。

⑤ 県からの関係機関等への連絡

県は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、立地市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ 立地市と同様の情報を関係周辺市町及び受入市町村等に連絡
- ・ 連絡の際は、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮してほしい旨をUPZ内の住民等に伝達するように依頼
- ・ 必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡

⑥ 町からの連絡

町は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合

① 原子力防災専門官への連絡等

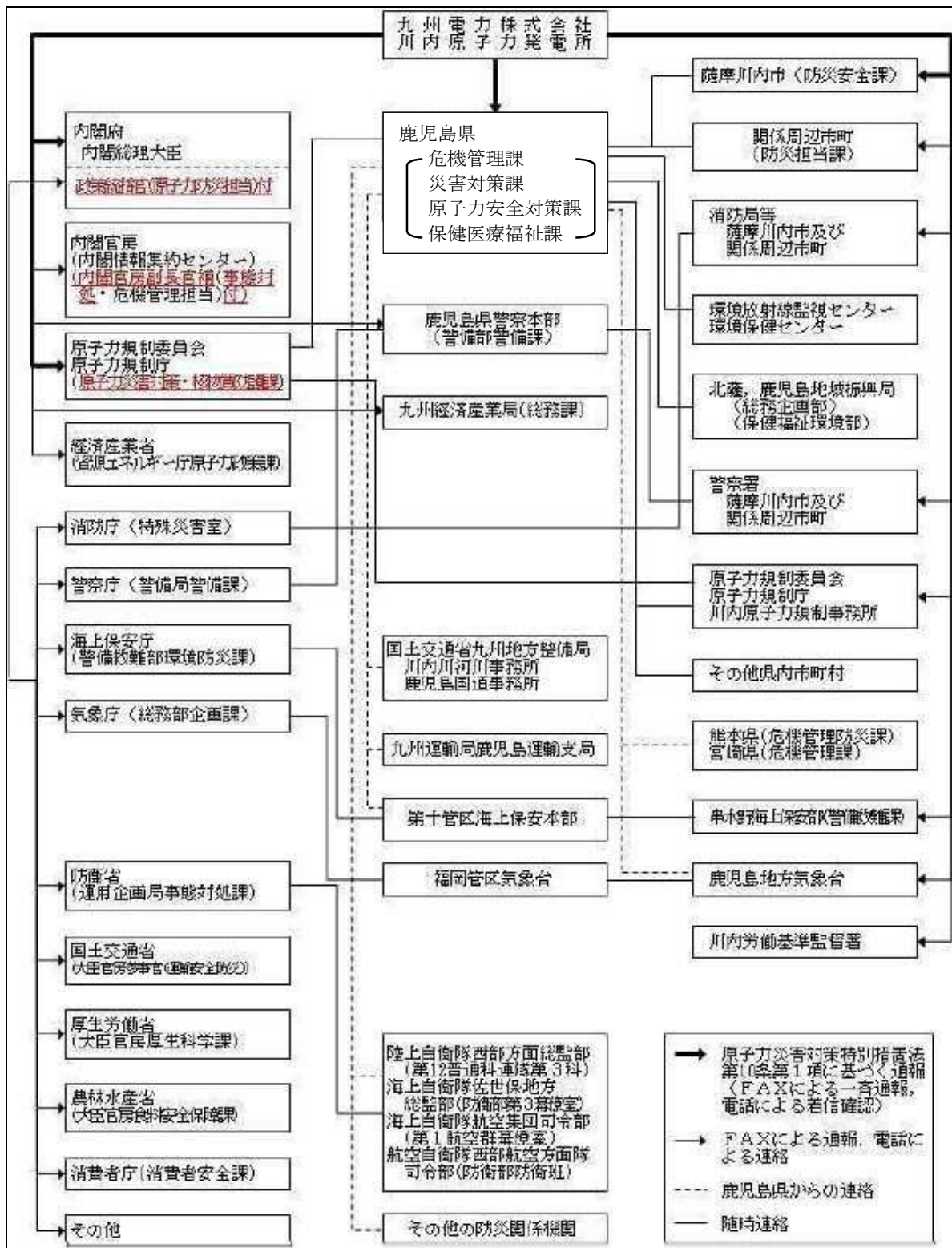
県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において県が設置している環境放射線監視テレメータシステムにより、モニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。

② 施設の状況確認と連絡等

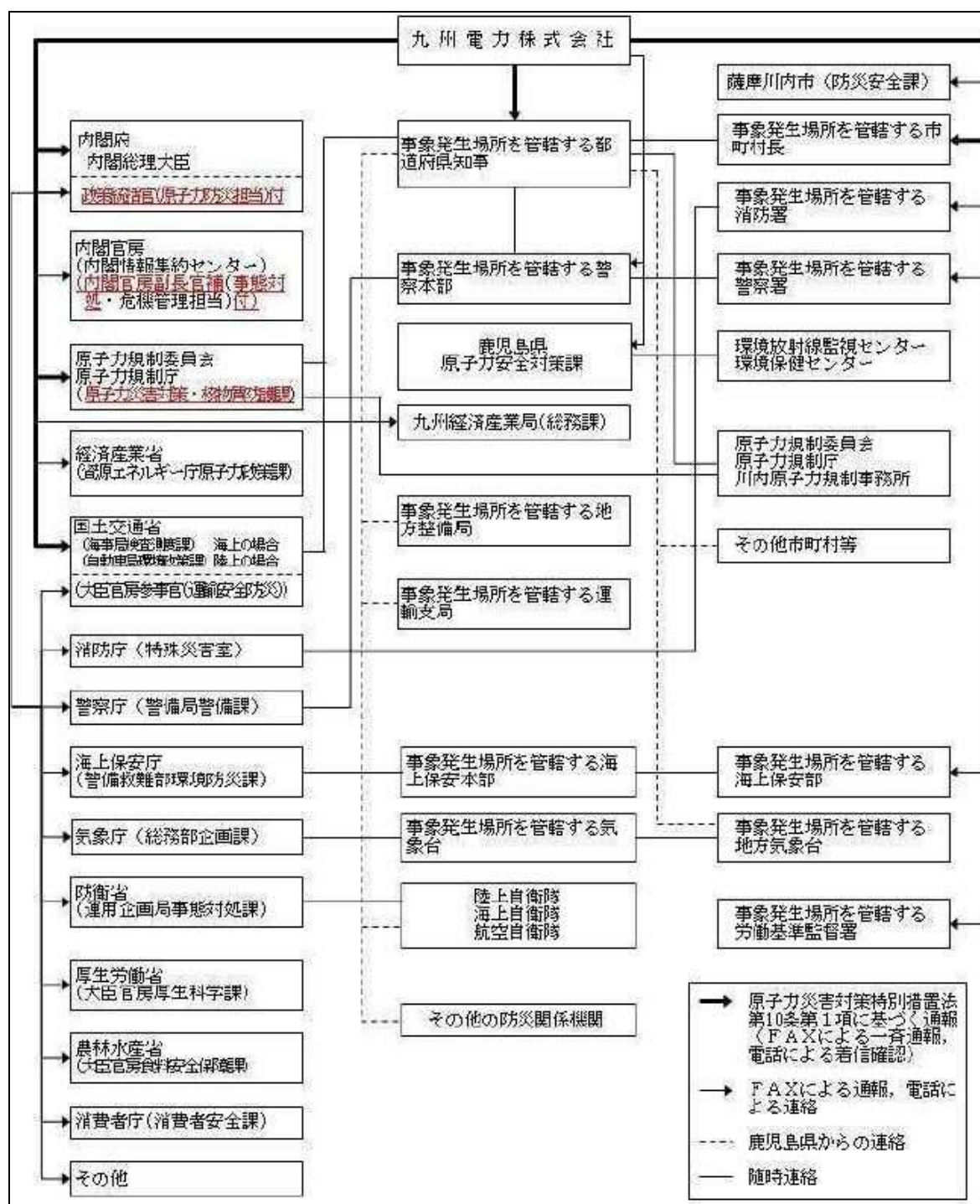
連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は、その結果を受け、施設敷地緊急事態の発生を確認した場合には、直ちに立地市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

連絡系統図



連絡系統図（核燃料物質等の運搬中の場合）



2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 警戒事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 九州電力からの連絡等

九州電力は、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、薩摩川内市、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部に連絡するものとする。

② 国との連携

町は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③ 県、薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

町、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

④ 関係機関等との連携

町は、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

⑤ 国事故現地警戒本部との連携

町は、国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

(2) 警戒事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 九州電力からの連絡等

九州電力は、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、さらに関係省庁事故対策連絡会議及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

② 国との連携

町は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③ 県、薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

町、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について、連絡を密にするものとする。

④ 関係機関等との連携

町は、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

⑤ 現地事故対策連絡会との連携

町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

⑥ 町からの関係機関等への連絡

町は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報などの応急対策活動内容について、区公民館（公民会）、消防団、農協、漁協、要配慮者等に係る施設等へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。

また、町が行う応急対策活動について、県、県警察その他の関係機関に対し、継続的に連絡する。

(3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 九州電力からの連絡等

九州電力の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、消防機関、海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

② 全面緊急事態の連絡

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

③ オフサイトセンターでの対応

町は、国・県の現地対策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また、町は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

④ 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、町及び県をはじめ九州電力、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

3. 一般回線が使用できない場合の対処

(1) 国の指示等の確実な伝達

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び市民等に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。

(2) 県から町への連絡

県は、国から伝達された内容を町に確実に連絡するものとする。なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し確実な伝

達を図るものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

〔主な関係課： 各課 〕

1. 町の活動体制

町は、第2章第1節に掲げる災害応急対策における対応基準及び第2章第2節に掲げる防災活動体制並びに以下の体制にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

2. 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

① 他市町村等に対する応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

② 緊急消防援助隊の出動要請

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

① 関係機関への職員派遣要請

町長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

② 専門的事項の援助要請

町長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4. 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

5. 原子力被災者生活支援チームとの連携

(1) 原子力被災者生活支援チームの設置

国の原子力災害対策本部長は、川内原子力発電所において放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

(2) 原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、県と連携し、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6. 防災業務関係者の安全確保

町は、県と協力し、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

① 適切な被ばく管理

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

② 二次災害の防止

二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 防護資機材の装着等の指示

災害対策本部長（または現地部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 防護資機材の調達の要請等

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

① 放射線防護基準

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

（参考）放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業	緊急作業	
実効線量		① 5年間 1 0 0 mSv ② 1年間 5 0 mSv ③ 3ヶ月間 5 mSv ④ 1 mSv (妊娠中の女子)	1 0 0 mSv — —	2 5 0 mSv※ — —
等価線量	眼の水晶体	① 5年間 1 5 0 mSv ② 1年間 5 0 mSv	3 0 0 mSv	
	皮膚 腹部表面	1年間 5 0 0 mSv 2 mSv (妊娠中の女子)	1 Sv —	

※ 原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び第15条の事象が発生した場合核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）

② 被ばく管理

町は、県と連携又は独自に、職員の被ばく管理を行うものとし、町の放射線防護を担う班は、現地災害対策本部等に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ県など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

③ 防護資機材の確保

町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

④ 関係機関との情報交換

町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

[主な担当課：総務課・消防本部・各課]

1. 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

また、複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、困難性が増すことが予想されるため、被災状況に応じてこれらの措置を検討するものとする。

(1) 避難準備

① 住民の避難準備

町及び県は、原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、受入市町村へ避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整える。

② 病院等医療機関等の避難準備

町及び県は、病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の者が利用する施

設（以下「医療機関等」という。）に対し、避難計画に基づき、避難先への避難の準備を要請し、避難準備を整える。

③ 段階的避難への配慮

町は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、町民等に対し周知を図るものとする。

(2) U P Z内における緊急時防護措置の実施

① 国や県の助言等（県原子力防災計画抜粋）

国は、放射性物質の放出後、県、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

また、県は、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

なお、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

② 国の指示等に基づく避難等の実施

町は、施設敷地緊急事態発生時には、国、県の要請又は独自の判断により、屋内退避の準備を行うとともに、避難者の受入市町に対し、避難準備（避難所、避難誘導等）への協力を依頼する。

また、全面緊急事態に至った時には、屋内退避を行う。

なお、国・県の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退き指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民等の避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するものとする。

③ 町長の意見陳述

町長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(3) U P Z外における防護措置の実施

U P Z外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にU P Z内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示等によりこれを実施するものとする。

(4) 感染症流行下での防護措置の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、町民の生命・健康を守ることを最優先とする。

(5) 避難方法

① 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い又は、集合場所に参集し、町等の準備した車両により避難を行う。

避難に当たっては、自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

感染症の流行下においては、避難過程における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

② 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、町は県に依頼することとし、県が県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに、避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

また、要配慮者の避難に当たって、町は県及び九州電力と連携し、福祉車両を活用するものとする。

③ 運送事業者への要請・指示

ア 運送の要請

県及び町は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

イ 運送の指示

県及び町は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示することができるものとする。

(6) 交通誘導

町は、薩摩川内市等からの避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

(7) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入町としての協力

避難開始当初は、町は、住民等の迅速な避難に全力を挙げるものとし、避難所の開設等避難住民等の受入業務については、受入要請を踏まえてできるだけ受入市町村が行うなど、受入市町村は、必要な協力を積極的に行うものとする。

町は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに、できるだけ早期に受入市町村から避難所の運営の移管を完了するものとする。

(8) 家庭動物との同行避難

町は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

(9) 住民等への避難指示

① 避難指示の伝達

ア 住民への避難指示

町は、防災行政無線、広報車、ホームページ等のあらゆる情報発信手段を活用して地域住民に対し避難指示等の伝達に努める。

また、区公民館（公民会）、消防団、農協、漁協、要配慮者等に係る施設等へ電話・FAX等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお、連絡は、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

イ 防災関係機関等への協力要請

町は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請する。

ウ 避難所への町職員の派遣

町は、避難所に職員を派遣し、町災害対策本部及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

エ 行政機能移転の際の住民への周知

町は、町の庁舎等が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合には、その旨を住民に周知する。

オ 受入町としての住民への周知

町は、防災行政無線、ホームページ等を利用し、薩摩川内市等からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に伝達する。

カ 住民等への周知

町は、PAZ内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、PAZ内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

キ 町民への情報提供

町は、プレスリリース、ホームページ、原子力防災アプリ等によるあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について町民への情報提供に努める。

情報提供にあたっては、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

② 避難誘導時の情報提供

町は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、町は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国現地本部等に対しても情報提供するものとする。

2. 避難場所

(1) 避難場所の開設等の支援

町は、県と連携し、必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

感染症の流行下においては、避難過程における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染

者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

(2) 避難者情報の早期把握

町は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について、県及び町に提供するものとする。

(3) 避難所の生活環境整備

① 生活環境の把握

町は、県及び受入市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

② 避難の長期化等への配慮

町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の常駐又は巡回体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 避難所における被災者のケア

① 被災者の健康状態の把握

町は、県と連携し、避難場所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

② 要配慮者等への配慮

要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療機関や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

③ 避難所や被災地の衛生状態の確保

町は、県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(5) 女性や子育て家庭への配慮

町は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣

室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(6) 避難の長期化に伴うホテル等の活用

町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 住宅のあっせん等

町は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 応急仮設住宅の建設等

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における飼養動物の受入に配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3. 広域避難

(1) 広域避難に伴う避難所等の検討

町は、災害の予測規模、避難者数等鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他県の市町村に協議することができる。

(2) 県の協力

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

(3) 国や県の助言

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとし、県は、町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

4. 広域一時滞在

(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

(2) 県の協力

県は、町から上記の協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待ついとまがないときは、町の

要請を待たずに、広域一時滞在のための要請を町に代わって行うものとする。

(3) 県の助言

町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

5. 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、県と協力し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

町は県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

- ・ 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は町が指示するものとする。
- ・ 町は県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

6. 要配慮者等への配慮

(1) 要配慮者等への配慮

町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 在宅の要配慮者等の避難

在宅の避難行動要支援者等については、町の「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、避難支援者、区公民館（公民会含む）、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。

在宅の避難行動要支援者等を避難させた場合は、その旨を県に速やかに連絡するものとする。

(3) 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県及び町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

（以下県原子力防災計画抜粋）

また、県は、UPZ内の病院等医療機関の避難又は一時移転が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して避難等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(4) 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県及び町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

(以下県原子力防災計画抜粋)

また、県は、UPZ内の社会福祉施設の避難又は一時移転が必要となった場合は、避難施設等調整システムを活用して避難等が必要となった社会福祉施設の避難先を調整するものとする。被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

(5) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

(6) 避難誘導・移送体制時の留意事項

災害時に自力で避難することができない人を多数収容している施設（病院、介護施設等）や、小さな子供が多数所在している施設（保育所、幼稚園、小学校等）においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には、放射線の遮へい効果や気密性が比較的高い建物などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に、医師、看護師、介護士、教諭、保育士等のサポートにより、避難を行うものとする。

7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

また、利用者を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域又は避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう原子力災害対策現地本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(参考) 屋内退避及び避難等に関する指標（防災指針より）

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	

10 ～ 50	100 ～ 500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

9. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) ニーズに応じた物資の確保・供給

町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 物資の被災者への供給

町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県、他市町村等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 物資の調達の要請

町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

[主な担当班：総務課・消防本部]

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む)における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すとともに、国や県と協力のうえ火災予防に努めるものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

[主な担当班：ほけん福祉課・農林課・水道課]

1. 摂取制限等の実施

町は、国及び県の指示に基づき、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

2. 汚染検査の実施

町は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。

3. 摂取制限等の指示

町は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取、出荷制限等を実施する。また、その必要がなくなった時は解除を実施するものとする。

(1) 飲料水の摂取制限

町は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内及び当該区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

(2) 飲食物の摂取制限

町は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

(3) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

町は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内の放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

4. 摂取制限時の住民への飲食物等の供給

町は、県から、飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときは、さつま町地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）第3章第20節「食料供給計画」及び第21節の「給水計画」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

（参考） 飲料水、飲食物の摂取制限に関する指標（防災指針より）

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3×10^2 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類 （根菜・芋類を除く。）	2×10^3 ベクレル／キログラム以上

第7節 緊急輸送活動

[主な担当班：総務課・消防本部・総合政策課・ほけん福祉課]

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

対 象	放射性セシウム
飲料水	2×10^3 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5×10^2 ベクレル／キログラム以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、要配慮者等を中心とした避難者等
- ③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

① 緊急輸送の実施

町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

② 支援の要請

町は、人員、車両等の調達に関して、別表11の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

さらに人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

別表11 関係機関

支援内容	関係機関
車両等の確保依頼	・公益社団法人鹿児島県バス協会 ・一般社団法人鹿児島県タクシー協会 ・公益社団法人鹿児島県トラック協会

2. 緊急輸送のための交通確保

町は、所管する道路に関して、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

[主な関係課：総務課・消防本部・ほけん福祉課]

1. 救助・救急、消火活動

(1) 資機材の確保

町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は九州電力その他の民間の協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 応援の要請

町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、九州電力等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 緊急消防援助隊等の出動要請

町は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、緊急消防援助隊等の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 町への進入経路及び集結（待機）場所

(4) 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

町は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする

2. 医療活動等

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

[主な関係課： 総務課]

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、国や県と連携し、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 適確な情報提供等

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつわかりやすく正確に行うものとする。

その体制等は別表１２の「広報体制」、別表１３の「主な広報事項」とする。

(2) 様々な手段を活用した情報提供等

町は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民のニーズを踏まえた情報提供

町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果及び、気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町や国、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 情報提供時の留意事項

町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、県、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び九州電力と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 報道機関の協力やインターネット等の活用

町は、情報伝達に当たって、町防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、電気通信事業社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、原子力防災アプリ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(6) 被災者への適切な情報提供

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

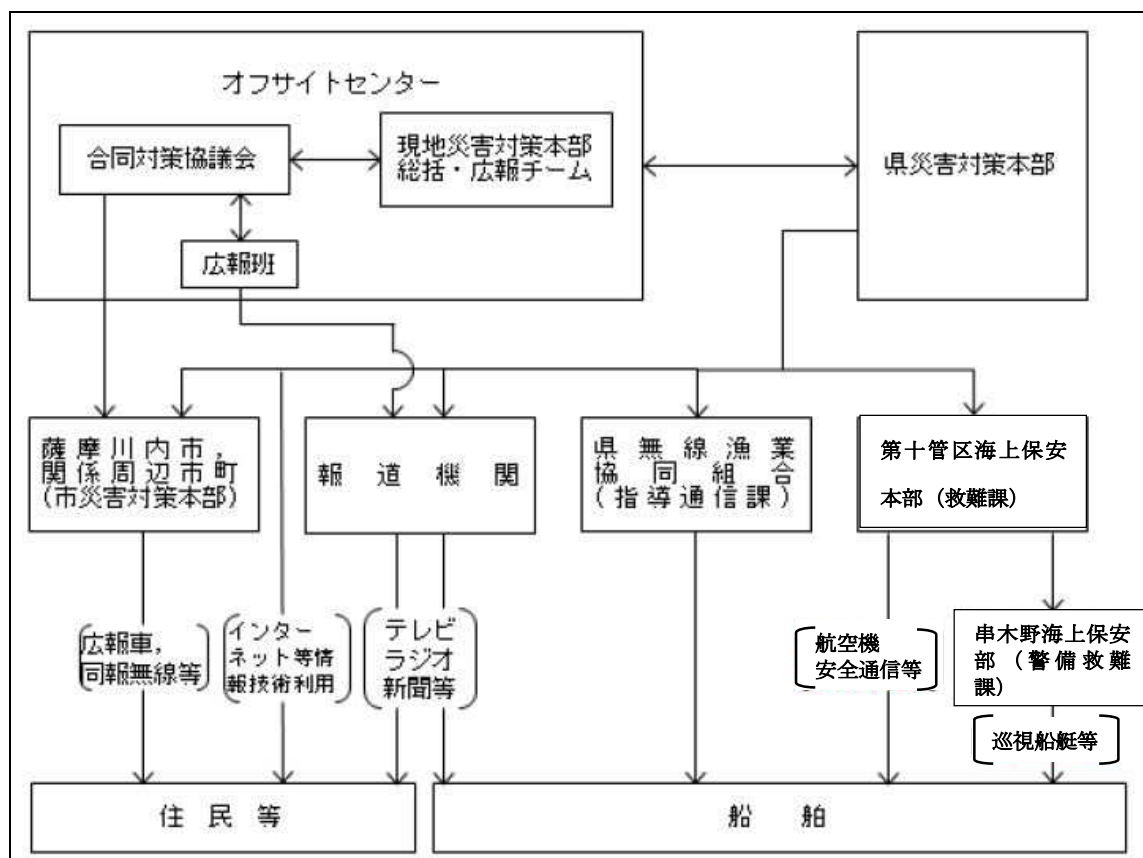
(7) 避難状況の確実な把握

町は、県の協力を得ながら、避難状況の確実な把握に向けて、住民等が町の指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

別表 1 2 広報体制



別表 1 3 主な広報事項

1	異常事象が生じた施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	オフサイトセンター、県、市及び防災関係機関の対策状況
5	住民等がとるべき行動及び注意事項
6	その他必要と認める事項

第10節 自発的支援の受入れ等

[主な関係課：総務課・ほけん福祉課]

大規模な災害発生の報道を受けて、国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れについて、町、県、国及び関係団体は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ等

(1) 被災地のニーズの把握・調整等

町、県、国及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

(2) 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

① 被災地のニーズの広報

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

② 義援物資を提供する場合の配慮

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ・迅速な配分

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機能の移転及び行政機関の業務継続に係る措置

[主な関係課：総務課・財政課・各課]

1. 行政機能の移転

町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた行政機能移転先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで機能移転を実施するものとする。

なお、機能移転する場合には、その旨を防災関係機関に連絡するものとする。

2. 防護資機材の代替オフサイトセンターへの搬送

町は、防護資機材の集積場所であるオフサイトセンター及び町庁舎などが避難のための立退き指示を受けた地域に含まれた場合には、自衛隊等へ協力を要請し、防護資機材を代替オフサイトセンターへ搬送する。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

3. 行政機能移転先での必要な業務の実施

町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、行政機能の移転後も継続する必要がある業務については、行政機能移転先において継続して実施するものとする。

第5章 複合災害時対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないように、以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

第2節 災害応急体制

[主な関係課：総務課・各課]

複合災害時における災害応急体制は、第2章第1節「災害応急対策における対応基準」による。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこととする。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

[主な関係課：総務課]

町は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

第4節 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

[主な関係課：総務課・消防本部・ほけん福祉課・その他関係課]

1. 屋内退避、避難等の対応方針

- (1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した屋内避難、避難の基本的な考え方

複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や地震、暴風雨等の自然災害による家屋の損壊など、屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

- (2) 屋内退避、避難等の防護措置は、第4章第4節「**屋内退避、避難収容等の防護活動**」を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、屋内退避、避難等を検討するものとする。

2. 避難誘導時の配慮

- (1) 危険箇所の情報提供

町は、住民等の避難誘導にあたっては、県と連携し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

(2) 関係機関等の協力

町は、要配慮者等及び一時滞在者の避難誘導に際しては、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

3. 広域避難体制

(1) 避難所等の被害状況把握

町は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握するものとする。

(2) 受入町としての協力

町は、薩摩川内市等が、区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するものとする。

(3) 避難経路

避難経路については、努めて幹線道路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

(4) 避難先での地域コミュニティの維持

町は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう努めるものとする。

(5) 避難等の長期化による物資の確保等

町は、県及びその他防災関係機関と連携し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物のための保護場所の確保について対策を実施する。

(6) 避難所における情報提供

町は、県と連携し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

(7) 応急仮設住宅の供給

町は、県と連携し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失又は住家に直接被害がなくとも長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第5節 緊急輸送活動体制の確立

[主な関係課：総務課・消防本部・総合政策課・ほけん福祉課]

1. 代替輸送道路の確保

町は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県及び指定地方行政機関と連携し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。

2. 車両等の確保等

町は、県及びその他防災関係機関と連携し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

第6節 救助・救急、消火及び医療活動

[主な関係課：総務課・消防本部・総合政策課・ほけん福祉課]

町は、県、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

第7節 住民等への的確な情報伝達活動

[主な関係課：総務課]

1. 原子力発電所情報の定期的な広報

町は、国、県と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。

2. 情報伝達手段の確保

町は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

3. 住民相談窓口の設置

町は、現地災害対策本部において、国、県等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置するものとする。

第6章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

[主な関係課：総務課・町民環境課・ほけん福祉課・こども課・その他関係課]

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

[主な関係課：総務課・消防本部・町民環境課]

1. 汚染が著しい区域の避難等

(1) 避難区域設定等

町は、国及び県との連携のもと、原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは、同措置を実施するものとする。

(2) 警戒区域設定等

町は、国及び県との連携のもと、原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、警戒区域等を設定して当該区域への立入りの制限や禁止、当該区域からの退去の措置の必要があると認めるときは、同措置を実施するものとする。

2. 県への報告

町は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県へ報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

[主な関係課：総務課・町民環境課・ほけん福祉課・こども課・その他関係課]

町は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

[主な関係課：総務課・町民環境課・農林課・水道課・その他関係課]

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

[主な関係課：総務課・消防本部・農林課]

1. 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2. 影響調査の実施

町は、必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について県の調査に協力するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

[主な関係課：ほけん福祉課・こども課・さつまPR課・総務課・教育総務課・学校教育課]

1. 生活再建等への支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2. 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

町は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3. 支援の機動的・弾力的推進

町は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

[主な関係課：町民環境課・農林課・水道課・さつまPR課]

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう、必要に応じて

以下のような活動を行うものとする。

1. 地域経済への影響の把握

緊急事態応急対策実施区域あるいは町内における農林畜水産業、商工業、観光業等地域経済への影響を把握する。

2. 適正な流通の促進

- (1) 地場産業の商品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (2) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

3. 風評被害の対応体制の整備

風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

第9節 被災中小企業等に対する支援

〔主な関係課：さつまPR課・その他関係課〕

町は、国及び県と連携し、県中小企業融資制度等により、設備資金、運転資金の融資等による支援を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

〔主な関係課：ほけん福祉課〕

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

さつま町地域防災計画

資 料 編

(令和 7 年 3 月 25 日修正)

さつま町地域防災会議

[目 次]

資 料 編

1 防災関係機関等

1-1 防災関係機関連絡先一覧	1
1-2 食料・生活必需品等調達業者一覧	4
1-3 町水道事業指定給水装置工事事業者一覧	6
1-4 町内輸送業者一覧	10
1-5 町内建設業者一覧	11

2 災害、危険箇所関係

2-1 過去の主な災害	12
2-2 土砂災害警戒区域等一覧	14
2-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設	18
2-4 土砂災害危険箇所一覧	19
2-5 山地災害危険箇所一覧	30
2-6 交通途絶予想箇所一覧	40
2-7 防災ため池一覧	40
2-8 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	40

3 観測施設等関係

3-1 町内雨量観測所一覧	41
3-2 町内水位観測所一覧	41
3-3 町内震度観測局	41
3-4 気象庁震度階級表	42

4 通信等関係

4-1 町防災行政無線設置状況	43
4-2 通信指令施設の現況	44

5 消防、水防等関係

5-1	町内危険物施設一覧	46
5-2	消防装備の現況	50
5-3	消防水利の現況	51
5-4	重要水防箇所一覧	52
5-5	重要水防区域外の危険予想区域	54
5-6	町内水防倉庫一覧	54
5-7	水防活動実施状況報告書	55
5-8	水防工法一覧	56

6 輸送等関係

6-1	町有車両一覧	58
6-2	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	61
6-3	緊急通行車両確認証明書	62
6-4	緊急通行車両等の標章	63
6-5	規制の標識等	64
6-6	緊急輸送道路一覧	65
6-7	町内ヘリコプター発着予定地一覧	65

7 避難所、医療等関係

7-1	避難所等一覧	66
7-2	福祉避難所一覧	67
7-3	避難経路一覧	68
7-4	救急救助用資器材等保有状況	72
7-5	町内医療機関一覧	73
7-6	町内薬局等一覧	74
7-7	災害拠点病院一覧	74

8 食料、生活必需品、給水等関係

8-1	救援物資等の集積所	75
8-2	生活必需物資備蓄状況	75
8-3	給水用資機材保有状況	75
8-4	応急仮設住宅建設予定地一覧	76

8-5 炊出し施設一覧	76

9 感染症、廃棄物等関係

9-1 防疫用資機材等保有状況	77
9-2 遺体収容予定場所一覧	77
9-3 斎場等施設状況	77

10 自主防災組織等関係

10-1 自主防災組織規約例	78
10-2 自主防災組織防災計画例	80

11 災害対策本部関係

11-1 災害対策本部配備要員一覧	81

12 自衛隊関係

12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書	83
12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書	84

13 条例、協定等関係

13-1 さつま町防災会議条例	85
13-2 さつま町災害対策本部条例	87
13-3 さつま町水防協議会条例	88
13-4 さつま町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱	89
13-5 消防相互応援協定	
○鹿児島県内消防相互応援協定	91
○薩摩川内市とさつま町との間における消防相互応援協定	95
○伊佐湧水消防組合とさつま町との間における消防相互応援協定	97
○霧島市とさつま町との間における消防相互応援協定	99
○出水市とさつま町との間における消防相互応援協定	101
13-6 県、市町村との相互応援協定	
○鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	103
○鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定書	106
○鶴田町及びさつま町災害時相互応援協定書	108

○さつま町及び中種子町災害時相互応援協定書	110
13-7 民間との協定	
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（鹿児島県建設業協会宮之城支部）	112
○さつま町地区災害復旧に関する覚書（九州電力株式会社川内営業所）	114
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（さつま建友会）	118
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（宮之城建築協会）	120
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（さつま町給排水事業研究会）	122
○大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書 （さつま町測量設計連絡会）	124
○災害時における（L P ガス等）応急生活物資の供給に関する協定書 （鹿児島県L P ガス協会川薩支部）	126
○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社鹿児島支店）	131
○災害発生時におけるさつま町とさつま町内関係郵便局の協力に関する協定 （日本郵便株式会社）	133
○災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	138
○災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書 （アロン電機株式会社）	140
○災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	143
○災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	146
○防災パートナーシップに関する協定書（株式会社南日本放送）	148
○災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 （社会福祉法人さつま町福祉協議会）	150
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（北さつま農業協同組合）	153
○災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書 （一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会）	155
○災害時における石油類燃料の供給に関する協定書（鹿児島県石油商業組合さつま支部）	158
○災害時における地域の安全確保及び交通等の業務に関する協定書 （株式会社サンプラスワン）	161
○災害時の医療救護活動についての協定書（公益社団法人薩摩郡医師会）	163
○災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目（公益社団法人薩摩郡医師会）	166
○災害時の医療救護活動についての協定書（薩摩郡歯科医師会）	176
○災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目（薩摩郡歯科医師会）	179
○災害時の医療救護活動についての協定書（薩摩郡薬剤師会）	189
○災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目（薩摩郡薬剤師会）	192
13-8 国との協定	
○鶴田ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	202
○川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続に関する基本協定書	205
○川内川河川管理用光ファイバー網等に関する細目協定書	207

○さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書（国土交通省九州地方整備局）	211

14 様式等関係

14-1 災害概況即報	215
14-2 被害状況即報	216
14-3 災害報告の判定基準	217
14-4 広報案文	218

15 そ の 他

15-1 町内指定文化財一覧	222
15-2 災害救助法施行細則（別表第1及び第2）	226
15-3 災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針（鹿児島県）	231

6-7 町内ヘリコプター発着予定地等一覧

1 町内ヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地	設置（管理） 者	連 絡 先	面積、その他
薩 摩 中 央 高 校	さつま町虎居 1900	県	0996-53-1207	19,834
宮之城総合グラウンド	〃 舟木 302	さ つ ま 町	0996-53-1111	16,000 照明あり
柏 原 グ ラ ウ ン ド	〃 柏原 1585	〃	0996-59-3111	9,600
鶴 田 中 学 校	〃 神子 662	〃	0996-59-2009	10,000 照明あり
薩 摩 総 合 運 動 公 園	〃 求名 12761-6	〃	0996-57-1111	49,992 照明あり

2 町内臨時のヘリコプター離発着地候補地（孤立化集落対策）

名 称	所 在 地	設置（管理） 者	連 絡 先	面積、その他
大 俣 地 区	さつま町 神子	さ つ ま 町		
白 猿 地 区	〃 求名	〃		1
	〃	〃		
そ の 他	〃	〃		
	〃	〃		

1 防災関係機関等

1-1 防災関係機関連絡先一覧

1 町関係

名 称	所 在 地	電話番号
さつま町役場総務課	さつま町宮之城屋地 1565-2	0996-53-1111
薩摩支所	さつま町求名 12837	
鶴田支所	さつま町神子 663-1	

2 県関係

名 称	所 在 地	電話番号
県危機管理防災局災害対策課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2276
北薩地域振興局総務企画部	薩摩川内市神田町 1-22	0996-25-5105
北薩地域振興局建設部	薩摩川内市神田町 1-22	0996-22-4075
北薩地域振興局保健福祉環境部	薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3165
北薩地域振興局農林水産部農政普及課	さつま町虎居 704-2	0996-52-4514
北薩地域振興局農林水産部林務水産課		0996-52-4504
北薩家畜保健衛生所	薩摩川内市上川内町 5568-1	0996-22-2184

3 消防

名 称	所 在 地	電話番号
さつま町消防本部	さつま町時吉 366	0996-52-0119

4 警察

名 称	所 在 地	電話番号
さつま警察署	さつま町轟町 22-2	0996-53-0110

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9912
川内川河川事務所宮之城出張所	さつま町虎居 868-1	0996-53-1756
鶴田ダム管理所	さつま町神子 3985-6	0996-59-2030
九州農政局鹿児島農政事務所	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
北薩森林管理署	さつま町轟町 35-3	0996-48-4900

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 12 普通科連隊	霧島市国分福島 2-4-14	0995-46-0350

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
宮之城郵便局	さつま町宮之城屋地 2025-1	0996-53-1043
薩摩郵便局	さつま町求名 3693-4	0996-57-0042
山崎郵便局	さつま町山崎 1062-4	0996-56-8111
鶴田郵便局	さつま町鶴田 2707-1	0996-59-2042
西日本電信電話(株)鹿児島支店	鹿児島市松原町 4-26	099-258-8211
日本赤十字社鹿児島県支部宮之城分区	さつま町宮之城屋地 2117-7	0996-52-1123
日本放送協会鹿児島放送局	鹿児島市本港新町 4-6	099-805-7000
九州電力株式会社 川内配電事業所	薩摩川内市西向田町 6-26	0996-20-0239
電源開発株式会社	熊本県人吉市願成寺 860-13	0966-24-3100
(株)南日本放送	鹿児島市高麗町 5-25	099-254-7111
鹿児島テレビ放送(株)	鹿児島市紫原 6-15-8	099-258-1111
(株)鹿児島放送	鹿児島市与次郎 2-5-12	099-251-5111
(株)鹿児島讀賣テレビ	鹿児島市与次郎 1-9-34	099-285-5555
(株)エフエム鹿児島	鹿児島市東千石町 1-38	099-239-1133
南国交通(株)空港自動車営業所	霧島市溝辺町麓 1363-5	0995-58-2341
鹿児島交通(株)川内営業所	薩摩川内市御陵下町 3081	0996-23-3181
(社)鹿児島県トラック協会	鹿児島市谷山港 2-4-15	099-261-1167
(社)鹿児島県医師会	鹿児島市中央町 8- 1	099-254-8121
(社)鹿児島県歯科医師会	鹿児島市照国町 13-15	099-226-5291
(社)鹿児島県看護協会	鹿児島市鴨池新町 21-5	099-256-8081

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電話番号
北さつま農業協同組合	さつま町虎居 745	0996-53-1121
北薩森林組合	出水市平和町 1437	0996-63-2321
薩摩郡医師会	さつま町轟町 510	0996-53-0326
薩摩郡歯科医師会	さつま町屋地 1464	0996-53-0418
さつま町商工会	さつま町宮之城屋地 1531	0996-53-1141
さつま土地改良区	さつま町宮之城屋地 1565-2	0996-53-2126
さつま町社会福祉協議会	さつま町宮之城屋地 2117-1	0996-52-1123
さつま町社会福祉協議会 鶴田支所	さつま町神子 228-1	0996-31-5010
さつま町社会福祉協議会 薩摩支所	さつま町求名 12837	0996-57-1477
さつま町環境センター（し尿）	さつま町広瀬 5410	0996-53-0013
さつま町クリーンセンター（ごみ）	さつま町湯田 2734-8	0996-53-3111
さつま町やすらぎ苑（火葬場）	さつま町船木 5001-44	0996-53-1516

1-2 食料・生活必需品等調達業者一覧

令和4年4月1日現在

店 舗 名	所 在 地	電話番号(0996)
竹之内販売店	さつま町求名 2950	57-1370
セブンプラザ（大黒屋電気）	〃 求名 3683-2	57-1326
堅山酒店	〃 求名 12850	57-0221
さつま特産品直売所出荷者協議会	〃 永野 665	58-0199
(有)熊田商店	〃 永野 1678-4	58-0920
(有)ヨネモリ物産	〃 中津川 709-2	31-6388
段ストアー	〃 中津川 1991-1	57-1488
尾付野商店	〃 中津川 9541	57-1521
山口ストアー	〃 鶴田 2703	59-2158
こうげショップ	〃 神子 3600-7	59-2061
(有)山之ロストアー	〃 紫尾 5517-2	59-8665
セブンイレブンさつま町宮之城屋地店	〃 宮之城屋地 1057-1	53-3715
若松酒店	〃 宮之城屋地 1066	53-0259
日高ストアー	〃 宮之城屋地 1101	53-0067
是枝商店	〃 宮之城屋地 1147	53-3939
ひがしストアー	〃 宮之城屋地 1463	53-0663
(株)大和プラッセ宮之城店	〃 宮之城屋地 1508	52-0555
(有)西別府商店	〃 宮之城屋地 1542	53-0243
二階堂商店	〃 宮之城屋地 2070-4	53-0277
永田商店	〃 宮之城屋地 2621	53-0321
堀之内酒店	〃 宮之城屋地 2775-4	53-0206
ファミリーマートさつま旭店	〃 旭町 1-7	21-3050
ドラックストアモリ宮之城店	〃 旭町 10-2	26-1777
杉元酒店	〃 旭町 18-10	53-0429
日之出屋酒店	〃 轟町 7-3	53-3732
古川商店	〃 轟町 17-21	53-0279
(株)九州セイムス宮之城轟町店	〃 轟町 11-8	52-3855
ファミリーマート轟町店	〃 轟町 25-10	21-3511
藤田商店	〃 西新町 22-5	53-0434
(名)中村商店	〃 虎居町 7-11	53-0121
栗山商店	〃 白男川 3370	54-2574
真崎酒店	〃 山崎 94	56-8338
ローソン宮之城山崎店	〃 山崎 214	56-9288
二渡特産品販売所 せせらぎの郷二渡	〃 二渡 31-4	31-7620
よかもん家	〃 二渡 4210	56-8450
成松商店	〃 久富木 1786	56-8739
ファミリーマート田原店	〃 田原 191-1	21-3771
手塚商店	〃 広瀬 1136	53-0539

ファミリーマート広瀬店	〃 広瀬 1405-1	21-3536
フレンドリーふくやま	〃 湯田 508- 1	55-9527
ファミリーマート船木店	〃 船木 648-4	52-1500
(株)九州セイムスさつま船木店	〃 船木 2761-1	21-3630
セブンイレブンさつま船木店	〃 船木 2820	53-3773
スーパードラッグコスモス宮之城店	〃 時吉 239-1	21-3411

1-3 町水道事業指定給水装置工事事業者一覧

交付 番号	指定工事業者名	住 所	電話番号
1	有限会社 松崎商事	さつま町虎居町 4-18	0996-53-0428
2	吉村設備金物店	〃 宮之城屋地 2736-1	0996-53-0252
3	南星電気水道 有限会社	〃 虎居町 2429-1	0996-53-0439
4	有限会社 関電気商会	〃 宮之城屋地 2744	0996-53-0214
5	有限会社 マルハチ商会	〃 虎居町 7-21	0996-53-0478
6	白石商事 有限会社	〃 船木 727-6	0996-53-1775
7	AISAS's 山崎 有限会社	〃 二渡 4287	0996-56-8504
8	有限会社 あさくま浄化槽メンテナンス	〃 鶴田 2702	0996-59-3093
9	有限会社 永江電気水道商会	〃 虎居 4602-2	0996-52-1029
10	七瀬谷電気設備	〃 永野 1619	0996-58-0918
11	K U 浄化槽設備	〃 湯田 1546-1	0996-55-9078
12	徳丸建設株式会社	〃 二渡 4983-1	0996-56-8913
13	有限会社 橋木建設	〃 船木 2917-1	0996-53-2224
14	コヤマ住設	〃 神子 720-24	0996-59-3020
15	株式会社 白川田工務店	〃 広瀬 3364-4	0996-53-0506
16	井上設備	〃 鶴田 3251	0996-59-2487
17	綾園電水設備	〃 柏原 1323	0996-59-8672
18	渡利建設株式会社	〃 船木 2815	0996-53-1813
19	市来電気工事商会	〃 求名 2743	0996-57-0143
20	祁答院商会	〃 鶴田 173-3	0996-59-2102
21	薩摩建設株式会社	〃 求名 2188	0996-57-1110
22	有限会社 大黒屋電器	〃 求名 3683-2	0996-57-1326
23	北薩電化サービス	〃 中津川 5275	0996-57-0659
24	有限会社 明和商店	〃 求名 3668-1	0996-57-0210
25	日光設備株式会社	薩摩川内市天辰町 294-1	0996-23-1455
26	株式会社 太田電機工業所	阿久根市港町 65-4	0996-73-2800
27	高柳水道株式会社	薩摩川内市尾白江町 3075-1	0996-25-2261
28	亀山工業株式会社	〃 宮内町 3912-1	0996-22-2558
29	株式会社 薩摩水道	〃 矢倉町 4659-14	0996-22-5304
30	和光設備工業株式会社	鹿児島市下伊敷 2 丁目 25-5	099-228-8951
31	株式会社 富士建設	大口市小木原 954-3	09952-2-0668
32	有限会社 嶋田設備	出水市高尾野町大久保 1571-3	0996-82-3719
33	設備技研株式会社	鹿児島市伊敷台 7 丁目 25-18	099-247-6711
34	有限会社 上三垣水道建設	薩摩川内市宮内町 2143-2	0996-22-4078
35	有限会社 オオタ	〃 入来町浦之名 101	0996-44-2304
36	アイテック株式会社	鹿児島市吉野町 2530	099-243-6883
37	有限会社 第一水道	薩摩川内市大小路町 53-16	0996-23-4497
38	(株)阿久根水道土木	阿久根市赤瀬川 2992-2	0996-73-1220
39	十文字工業株式会社	鹿児島市鴨池 2 丁目 14-1	099-254-4667

40	錦江設備工業株式会社	〃 武 1 丁目 30-24	099-253-5879
41	株式会社 南開設備	〃 城山 1 丁目 1-1	099-226-1388
42	有限会社 三和住設	出水市西出水町 699	0996-62-5114
43	株式会社 マサミ	鹿児島市玉里団地 1 丁目 38-5	099-229-0280
44	丸善設備工業株式会社	いちき串木野市下名 5875-3	0996-32-9928
45	平野商事株式会社	薩摩川内市樋脇町市比野 2434-9	0996-38-0050
46	株式会社 宇野商事	薩摩川内市入来町副田 5751	0996-44-2027
47	株式会社 小村設備	〃 中郷 2-77	0996-20-1844
48	有限会社 松本設備	〃 青山町 4669	0996-23-8724
49	戸島設備工業	〃 城上 1521-2	0996-30-0472
50	有川商店 有限会社	〃 祁答院町 2882-2	0996-55-1211
51	有限会社 マルユー工業	鹿児島市花野光ヶ丘 2 丁目 52-13	099-228-0370
52	徳田設備	薩摩川内市樋脇町市比野 3808	0996-38-0731
53	有限会社 中村商会	日置市伊集院町下谷口 2704-1	099-273-5473
54	株式会社 イシタケ	鹿児島市郡山町東俣 176-1	099-298-8201
55	旭工業株式会社	〃 荒田 1 丁目 55-17	099-255-5131
56	テクノ住設	いちき串木野市下名 11273	0996-32-6213
57	有限会社 水交設備	鹿児島市武 1 丁目 43-9	099-258-6400
58	有限会社 アリムラ水道工業	日置市伊集院町麦生田 72-1	099-273-3744
59	新光設備	薩摩川内市宮崎町 2540-6	0996-23-8828
60	有限会社 牧善商会	鹿児島市東開町 4-29	099-269-3310
61	有限会社 三陽設備工業	〃 田上台 1 丁目 15-3	099-254-9020
62	有限会社 外園設備	〃 坂之上 7 丁目 36-1	099-261-1325
63	鶴丸興業株式会社	薩摩川内市勝目町 5941	0996-22-6786
64	有限会社 てらち	阿久根市大川 2520	0996-74-0662
65	奥田設備	薩摩川内市百次町 421 の 2	0996-20-1481
66	中央工業株式会社	鹿児島市西田 3 丁目 28-14	099-257-2323
67	有限会社 中園設備工業	霧島市隼人町神宮 6 丁目 13-2	0995-42-1650
68	株式会社 岩崎電設	出水市上知識町 90	0996-62-1414
69	有限会社 堀之内設備工業	鹿児島市錦江台 1 丁目 11-19	099-262-2333
70	有限会社 後藤水道設備	薩摩川内市青山町 3610	0996-23-7670
71	吉満設備	〃 平佐町 1681-1	0996-25-4409
72	安藤設備	〃 入来町浦之名 7163-3	0996-44-4043
73	新生冷熱工業株式会社	鹿児島市田上 5 丁目 40-23	099-285-5300
74	株式会社 道添建設	出水市昭和町 17-13	0996-62-3833
75	有限会社 司工業	〃 大野原町 25-6	0996-63-7485
76	有限会社 越口電器	霧島市横川町中ノ 250	0995-72-0158
77	土器手設備	薩摩川内市御陵下町 11-2	0996-27-1666
78	川野設備	宮崎県北諸県郡高崎町大牟田 2103	0986-62-3734
79	川島工建	出水市向江町 21-27	0996-63-6685
80	有限会社 あいら工業	始良町増田 437-3	0995-65-5277
81	有限会社 兼工業所	薩摩川内市樋脇町塔之原 838	0996-37-2035
82	田中石油ガス 株式会社	〃 若松町 8-23	0996-25-3700
83	有限会社 古菌土木工業	鹿児島市犬迫町 9743	099-238-0159

84	有限会社 三洋工務店	〃 東坂元 4 丁目 59-6	099-248-1881
85	海江田電機 株式会社	いちき串木野市大原町 69	0996-32-4131
86	成政建設工業 有限会社	菱刈町前目 2428	0995-26-2435
87	谷口水道工事店	薩摩川内市百次町 1778-26	0996-23-1366
88	株式会社 入来建設	〃 入来町浦之名 7231	0996-44-2080
89	有限会社 桑波田商店	さつま町湯田 968-6	0996-55-9633
90	株式会社 北巴建設	鹿児島市上福元町 3045-4	099-260-7191
91	有限会社 大洋水道	加治木町木田 4599	0995-63-4196
92	田之上設備	薩摩川内市入来町浦之名 6502	0996-44-4314
93	日建水道 有限会社	鹿児島市宇宿町 1726-294	099-264-2111
94	有限会社 宮脇設備工業	伊佐市大口曾木 1309-1	09952-5-1237
95	新村設備	鹿児島市川上町 635-1	099-244-1592
96	有限会社 瀬戸口設備工業	加治木町木田 1216-1	—
97	有限会社 亀沢建材住器センター	湧水町木場 66	0995-74-2039
98	有限会社 田代電設	伊佐市大口堂崎 527-49	09952-2-6633
99	平野設備工業	鹿児島市吉野町 4872-8	099-243-7431
100	有限会社 是枝商会	薩摩川内市祁答院町藺牟田 8132-1	0996-56-0133
101	田原コンクリート工場	〃 入来町浦之名 7384-6	0996-44-2148
102	松尾設備	日置市東市来町湯田 4466-8	099-247-0826
103	株式会社 宇都組	薩摩川内市大小路町 80-8	0996-23-4668
104	株式会社 司工業	鹿児島市田上 5 丁目 17-21	099-254-1001
105	有限会社 ナンエイ設備	湧水町田尾原 324	0995-74-4462
106	有限会社 岩元設備工業	霧島市溝辺町麓 3671-1	0995-58-3735
107	旭機工株式会社	鹿児島市和田町 2 丁目 33-12	099-260-4511
108	有限会社 黒木設備工業	霧島市横川町中ノ 156-12	0995-72-1223
109	有限会社 リュウセイ設備	湧水町米永 1570-2	0995-74-4323
110	日新工業株式会社	鹿児島市田上 6 丁目 8-11	099-251-2233
111	有限会社 須崎水道工業	小林市大字細野 451-7	えびの支店 0984-35-0173
112	大徳水道株式会社	鹿児島市真砂本町 16-15	099-250-4122
113	有限会社 坂元電気住宅設備	出水市高尾野町柴引 1352-9	0996-82-2624
114	井尻設備	伊佐市大口宮人 1811	09952-8-2756
115	鹿児島水道有限会社	鹿児島市城南町 26-8	099-223-4721
116	有限会社 慶越組	出水市高尾野町大久保 1494	0996-82-0442
117	有限会社 尾ノ上建設	出水市高尾野町下水流 908-7	0996-64-2828
118	有限会社 潤脇電設	薩摩川内市田海町 11-32	0996-30-0069
119	上野工業株式会社	鹿児島市原良町 1815-2	099-259-1446
120	有限会社 昭和テクノ工業	鹿児島市和田町 810-4	092-267-8844
121	協友工業 株式会社	鹿児島市西伊敷 7 丁目 13-12	092-229-0333
122	株式会社 野元	霧島市隼人町小田 630	0995-42-1148
123	有限会社 迫田設備	伊佐市大口里 1629-1	0995-23-5360
124	有限会社 ナカタマリ	加治木町木田 4242-6	0995-63-2304
125	有限会社 久電社	いちき串木野市下名 7896	0996-32-6485
126	有限会社 松山設備	霧島市溝辺町三縄 550-4	0995—59—

			2149
127	優水設備工業	鹿児島市錦江台2丁目8-3	099-275-3511
128	株式会社 川原設備	曾於市末吉町二之方 6061-1	0986-76-3394
129	有限会社 親和工業	鹿児島市冷水町 22-5	099-225-0151
130	有限会社 林元設備	霧島市国分郡田 878-4	0995-47-0326
131	電響メンテナンス	薩摩川内市祁答院町下手 5218	0996-55-1099
132	蓑茂住宅設備	薩摩川内市平佐町 2499-8	0996-22-7702
133	有限会社 出水合同電設	出水市中央町 1319	0996-62-0676
134	有限会社 瑞穂商会	日置市伊集院町下谷口 1915	099-273-2161
135	上白石水道設備	薩摩川内市高城町 3915	0996-30-2555
136	株式会社 福水工業	鹿児島市下伊敷2丁目31-14	099-220-5122
137	尾平野設備工業	薩摩川内市宮崎町 1943-5	0996-23-8571
138	照井設備工業有限会社	鹿児島市岡之原町 449-3	099-243-3060

1-4 町内輸送業者一覧

名 称	所 在 地	電話番号
南国交通(株)空港自動車営業所	霧島市溝辺町麓 1363-5	0995-58-2341
鹿児島交通(株)川内営業所	薩摩川内市御陵下町 3081	0996-23-3181

1-5 町内建設業者一覧

No.	名 称	住 所	電話番号
1	(株) 笹田建設	さつま町船木 2955-1	0996-52-2555
2	渡利建設(株)	〃 船木 2815	0996-53-1813
3	(株) 白川田工務店	〃 広瀬 3364-4	0996-53-0506
4	(株) 二渡建設	〃 二渡 4363	0996-56-9211
5	薩摩建設(株)	〃 求名 2188	0996-57-1110
6	(株) 薩摩工務店	〃 求名 2733	0996-57-0126
7	(資) 高江組	〃 平川 6-10	0996-54-2253
8	(株) 末吉土木	〃 虎居 2127-2	0996-53-3336
9	(有) 益山建設	〃 鶴田 6286	0996-55-9269
10	久保建設(株)	〃 西新町 21-10	0996-53-0208
11	徳丸建設(株)	〃 二渡 4983-1	0996-56-8913
12	(株) 久保興業	〃 広瀬 3193-5	0996-53-0521
13	(有) 橋木建設	〃 船木 2917-1	0996-53-2224
14	山崎建設(株)	〃 求名 12734-6	0996-57-0142
15	(有) 明廣建設	〃 神子 1274	0996-59-3180
16	藤田建設(株)	〃 虎居 5208-1	0996-53-2316
17	(株) 薩摩開発	〃 宮之城屋地 2590-2	0996-53-3647
18	(有) 平建設	〃 永野 716	0996-58-0818
19	(有) 川内緑造園	〃 求名 7275	0996-57-0095
20	(有) 村田建設	〃 神子 716-2	0996-59-2021
21	(株) 栗野工業	〃 柏原 2749	0996-53-1767
22	津曲工業(株)	鹿児島市伊敷 1 丁目 3-20	099-220-1212
23	(有) 新地建設	さつま町中津川 4735	0996-57-0689
24	(有) えいしん緑化建設	〃 山崎 434-3	0996-56-8668
25	(有) 紫陽工業	〃 白男川 4346-1	0996-54-2345
26	小山工建(株)	〃 宮之城屋地 786	0996-53-1535
27	AISAS's 山崎(有)	〃 二渡 4287	0996-56-8504
28	南星電気水道(有)	〃 虎居町 13-5	0996-53-0439
29	(有) 神子建設	〃 神子 3197	0996-59-2717
30	(有) 宮田建設	〃 旭町 12-1	0996-53-2693

2 災害、危険箇所関係

2-1 過去の主な災害

1 風水害関係

発生年月日	原因	被害概要
昭和 46 年 7 月	前線豪雨	全壊 1 棟、床上浸水 16 棟、床下浸水 4 棟 被害額 429,400 千円
昭和 47 年 6 月	前線豪雨	全壊 15 世帯、半壊 10 世帯、床上浸水 295 世帯、床下浸水 201 世帯
昭和 47 年 7 月	洪水	全壊 147 世帯、半壊 21 世帯、床上浸水 340 世帯、床下浸水 128 世帯 全壊 14 棟、床上浸水 22 棟、床下浸水 46 棟 被害額 734,048 千円
昭和 51 年 6 月	前線豪雨	被害額 346,385 千円
昭和 54 年 6 月	前線豪雨	被害額 110,000 千円
昭和 63 年 7 月	前線豪雨	全壊 1 棟 被害額 517,000 千円
平成元年 8 月	台風	住家破損 3 棟、被害総額 2 億 8,000 万円
平成 3 年 9 月	台風	全壊 2 棟、負傷者 3 人、被害総額 7,610 万円
平成 5 年 8 月	前線豪雨	床上浸水 16 世帯、床下浸水 25 世帯 床上浸水 2 棟 被害額 523,000 千円 死亡 1 人、被害額 6 億 1,590 万円
平成 7 年 9 月	台風	一部破損 2 棟、被害額 3,694 万円
平成 8 年 7 月～8 月	台風	被害額 1 億 2,990 円

平成 9 年 7 月	集中豪雨	_____

		住家破損 3 棟、道路決壊 15 件、河川決壊 1 件 被害総額 1 億 6,350 万円
平成 11 年 9 月	台風 18 号	_____

		半壊 1 棟、一部損壊 9 棟
平成 18 年 7 月	集中豪雨	死者 1 人 軽傷 3 人 全壊 219 棟 (214 世帯) 半壊 361 棟 (346 世帯) 一部損壊 6 棟 (6 世帯) 床上浸水 114 棟 (86 世帯) 床下浸水 115 棟 (102 世帯) 被害額 83 億円
令和 3 年 7 月	集中豪雨 (線状降水 帯発生)	半壊 9 棟 (9 世帯) 一部損壊 59 棟 (58 世帯) 床上浸水 6 棟、床下浸水 45 棟 被害額 33 億円

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

2 地震関係

発生年月日	名 称	被 害 概 要
平成 9 年 3 月、5 月	県北西部地震	負傷者 28 人、全壊 2 棟、半壊 13 棟

		全壊 2 棟、半壊 15 棟、一部損壊 1,389 棟 一部損壊 107 棟

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

2-2 土砂災害警戒区域等一覧

○ 急傾斜地

大字名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 の 名 称 (アンダーラインは土砂災害特別警戒区域なし)
宮之城 屋地	急・東平1, 急・橋之口1, 急・前岡1, 急・前岡2, 急・前岡3, 急・中街道1, 急・木場田5, 急・末ヶ迫3, 急・愛宕脇1, 急・愛宕脇2, 急・峯下小路1, 急・赤剥1, 急・龍風ヶ迫1, 急・赤剥2, 急・石踊1, 急・平田4, 急・平田5, 急・町頭1, 急・峯下1, 急・坂ノ下6, 急・坂ノ下7, 急・宇都2, 急・宇都3, 急・堀畑1, 急・見越1, 急・西ヶ迫2, 急・西ヶ迫3, <u>急・西ヶ迫4</u> , 急・風呂ヶ迫1, 急・薬師院1, 急・町ノ上1, 急・屋地1, 急・屋地2
虎居	急・北園1, <u>急・梨木畑1</u> , 急・永田原1, 急・横打1, 急・上崎山1, 急・大迫2, 急・諏訪宇都1, 急・竹下2, 急・竹下3, 急・竹下4, 急・崎山1, 急・椎木ヶ迫1, 急・柚木ヶ谷1, 急・柚木ヶ谷2, 急・柵木ノ段1, 急・菖蒲ヶ迫1, 急・宮ノ下1, 急・朝畑1, 急・山内ヶ平1, 急・小椎八重1, 急・上屋敷1, 急・上屋敷2, 急・上屋敷3, 急・上屋敷4, 急・脇ノ丸1, 急・脇ノ丸2, 急・曲淵1, 急・湯ノ原1, 急・前屋敷1, 急・前屋敷2, 急・徳尾1, 急・鬼ヶ平1, 急・虎居町1, 急・市来島原1, 急・雪山1, 急・庚申田1, 急・山内ヶ平2, 急・轟町1, 急・横打2, 急・瀬戸ノ上
時吉	急・西ヶ迫1, 急・弓場ヶ迫3, 急・中城1, 急・平ノ前1, 急・萩峯1, 急・萩峯2, 急・風呂ヶ迫2, 急・鳥越1
船木	急・四迫田1, 急・百畝町1, 急・木場田5, 急・木京ヶ段1, 急・池ヶ迫1, 急・瀬戸口1, 急・瀬戸口2, 急・飛渡1, 急・木京ヶ段2, 急・木京ヶ段3, 急・池ヶ迫2, 急・山川2, 急・橋ノ元1, 急・岩根谷1, 急・平山1, 急・岩ノ元1, 急・井王キ1, 急・白石1, 急・幡ノ尾1, 急・溝ノ元1, 急・古城5, 急・古城6, 急・古城玉1, 急・西井穴1, 急・山下10, 急・西之原1, 急・西井穴2, 急・二反田1, 急・西ヶ迫5, 急・柵崎1, 急・下永迫1, 急・土道ヶ迫1, 急・塗ヶ迫1, 急・奉社田1, 急・豆漬5, 急・内屋敷1, 急・小松原1, 急・前川1, 急・北園2, 急・宮ノ下2, 急・前川2, 急・五反田2, 急・恋ノ巣1
柵野	急・日添1, 急・新田1, 急・新田2, 急・日添2, 急・市野1, 急・湯ノ川内1, 急・勘場1, 急・湯ノ川内2, 急・兎氏1, 急・中野2, 急・中野3, 急・大丸2, 急・兎氏2, 急・屋敷前1, 急・池迫1, 急・木場1, 急・木場2, 急・小八重1, 急・迫田1, 急・狐ヶ迫1, 急・中間3, 急・桜ヶ葉山1, 急・阿津川1, 急・根越1, 急・湯ノ川内3, 急・後谷1, 急・後谷2, 急・別府1, 急・別府2, 急・大迫8, 急・大迫9, 急・北迫1, 急・北迫2, 急・北迫3, 急・柳川内1, 急・笹段1, 急・古園1
平川	急・小川内1, 急・青木間伏1, 急・新改1, 急・荒屋舗1, 急・須田平1, 急・去人1, 急・去人2, 急・井手山1, 急・地神田1, 急・地神田2, 急・地神田3, 急・西田1, 急・母ヶ野1, 急・永田3, 急・中園1, 急・中園2, 急・中園3, 急・七拾三節1, 急・七十三節2, 急・大洞1, 急・熊ノ八重1, 急・芝ノ段1, 急・芝ノ段2, 急・水尾比良1, 急・嶺北1, 急・登尾1, 急・蔭平1, 急・破レ1, 急・岡峯1, 急・弥五郎1, 急・林ノ口1, 急・宮ノ上1, 急・陣ノ原1, 急・上岩元1, 急・大薄1, 急・下屋敷2, 急・榎木ヶ丸1, 急・小川田1, 急・柿木3, 急・屋敷添1, 急・井戸ノ迫1, 急・揚ヶ段1, 急・下ノ段1, 急・髪櫛1, 急・平田6, 急・上城ノ下1, 急・大原1, 急・宮坂1, 急・上菅牟田1, 急・上菅牟田2, 急・宮之脇5, 急・稲津1, 急・稲津2, 急・湯崎1, 急・湯崎2, 急・野中1, 急・岩元2, 急・井ノ尻1, 急・井ノ尻2, 急・井ノ尻3, 急・谷ノ口3, 急・西園1, 急・上ノ原2, 急・上ノ原3, 急・屋敷添2, 急・尾座原1, 急・尾座原2, 急・尾座原3, 急・当ベス1, 急・当ベス2, 急・尾座原田1, 急・狩越1, 急・二柿山1, 急・屋敷添3, 急・屋敷添4
湯田	急・鶴ノ巣1, 急・鶴ノ巣2, 急・供養山1, 急・供養山2, 急・下別府1, <u>急・湯之元1</u> , 急・桜木1, 急・城1, 急・高迫1, 急・深迫1, 急・三枝1, 急・餅坂1, 急・湯之元2, <u>急・湯之元3</u>
広瀬	急・豆漬1, 急・豆漬2, 急・阿字賀山1, 急・上黒岩1, 急・旧寺山1, 急・寺山2, 急・旧寺山3, 急・山川1, 急・篠田1, 急・豆漬3, 急・篠田頭1, 急・芋洗1, 急・宮之脇1, 急・宮之脇2, 急・五反田1, 急・畑ノ下1, 急・平段1, 急・下木洗1, 急・岩下1, 急・柿喰1, 急・通山1, 急・柿喰2, 急・本井手ノ口1, 急・諏訪ノ迫1, 急・内之倉1, 急・内之倉2, 急・堂ヶ迫1, 急・堂ヶ迫3, 急・島田1, <u>急・島田2</u> , 急・山下1, 急・山下2, 急・園田1, 急・中原1, 急・八ノ別当1, 急・堂ヶ迫4, 急・園田2, 急・園田3, 急・菖蒲田1, 急・井手ノ本1, 急・神掛1, 急・大谷

	1, 急・神掛2, 急・猿喰1, 急・長牟田1, 急・小手六1, <u>急・長牟田2</u> , 急・水玉利1, 急・江ゲン谷1, 急・浅畑1, 急・長谷1, 急・持田1, 急・大橋口1, 急・大橋口2, 急・内小川内1, 急・鮎ノ瀬1, 急・花立1, 急・持田2, 急・上石ノ野1, 急・大久保野1, 急・辨財天1, 急・古道1, 急・辨財天2, 急・境ノ谷1
田原	急・上鶴ヶ城1, 急・鶴ヶ城1, 急・倉内1, 急・大宮田1, 急・古城1, 急・古城2, 急・古城3, 急・身ノ山1, 急・大岩ヶ迫1, 急・坂ノ下1, 急・前ノ原1, 急・柳ヶ迫1, 急・ツツジ原1, 急・前之原2, 急・鼠ヶ城1, 急・湯穴ノ口, 急・長尾1
山崎	急・下大田1, 急・下大田2, 急・餘ヶ城1, 急・餘ヶ城2, 急・稻荷迫1, 急・垣内1, 急・上村1, 急・長迫1, 急・前田5, 急・山口田1, 急・黒坪1, 急・古野1, 急・廣キ1, 急・大窪1, 急・大窪2, 急・松山1, 急・山角1, 急・堤ヶ段1, 急・堤ヶ段2, 急・岩氷1, <u>急・廣キ2</u>
久富木	急・地藏ヶ宇都1, 急・米ノ山1, 急・松原1, 急・坂ノ下3, 急・米ノ山2, 急・坂ノ下4, 急・坂ノ下5, 急・栴ヶ谷1, 急・城ヶ峯1, 急・法円寺1, 急・岩坂1, 急・岩坂2, 急・茶園添1, 急・白坂1, 急・仁田ヶ迫1, 急・仁田ヶ迫2, 急・梅川1, 急・仁田ヶ迫3, 急・山神前1, 急・餅迫1, 急・上村2, 急・田ノ頭1, 急・田ノ頭2, 急・植ヶ元1, 急・植ヶ元2, 急・植ヶ元3, 急・樋ノ牟田1, 急・大岩ヶ迫2, 急・田ノ頭3, 急・室屋1, 急・室屋2, 急・尾ノ口1, 急・尾ノ口2, 急・久保平1, 急・山仁田1, 急・上ノ川1, 急・室屋3, 急・五色1, 急・大堀1, 急・山ノ口2, 急・城ヶ峯2, 急・法円寺2, <u>急・萩之段2</u> , <u>急・菊池田4</u>
二渡	急・外園1, 急・蘭ヶ迫1, 急・日焼1, 急・下荒田1, 急・嵐山1, 急・嵐山2, 急・嵐山3, 急・堂ノ尾1, 急・大山口1, 急・高城1, 急・桑田1, 急・宮ヶ原1, 急・宇都8, 急・諏訪ノ下1, 急・浦田1, 急・諏訪ノ下2, 急・諏訪ノ下3, 急・山ノ口4, 急・吐合1, 急・竹山1, 急・竹山2, 急・竹山3, 急・原1, 急・山迫1, 急・宇都9
白男川	急・金堀谷1, <u>急・石佛1</u> , 急・松ヶ迫6, 急・松ヶ迫7, 急・穴ノ城1, 急・穴ノ城2, 急・横手4, 急・宇都4, 急・宇都5, 急・宇都6, 急・宇都7, 急・松ヶ迫8, 急・山仁田2, 急・池田4, 急・野元1, 急・樋迫1, 急・小丸4, 急・小丸5, 急・橋本1, 急・平八重1, 急・行司田1, 急・行司田2, 急・徳尾2, 急・有木1, 急・小茶円1, 急・半次郎ヶ迫1, 急・平八重2, 急・寺ノ下1, 急・杉山1, 急・久山平1, 急・久山平2, 急・山下8, 急・神屋敷1, 急・神屋敷2, 急・樋迫2, 急・樋迫3, 急・山下9
泊野	急・崩下1, 急・楠八重1, 急・轟ノ元1, 急・狩集1, 急・市野野1, 急・市野野2, 急・後牟田1, 急・土地2, 急・宮田1, 急・大岩ヶ段1, 急・宮田2, 急・宮田3, 急・和田1, <u>急・大屋久原1</u> , 急・大屋久原2, 急・久木野1, 急・崩下2, 急・楠八重2, 急・楠八重3, 急・下楠八重1, 急・和田2, 急・大屋久原3, 急・大屋久原4, 急・長尾2, 急・大平2, 急・大平3, 急・竹八重1, 急・竹八重2, 急・木折1, 急・竹八重3, 急・湯ノ山1, 急・湯ノ山2, 急・湯ノ山3, 急・上久木野1, 急・花畑1, 急・花畑2, 急・高峯1, 急・高峯2, 急・高峯3, 急・高峯4, 急・園ノ段1, 急・辻2, 急・辻3, 急・辻4, 急・高橋1, 急・高橋2, 急・三腰野1
鶴田	急・諏訪坊, 急・大平1, 急・下山神1, 急・タケニ田1, 急・フノ木1, 急・小丸1, 急・木場瀬1, 急・ヨケガ迫1, 急・ヨケガ迫2, 急・池ノ元1, 急・樋ノ原1, 急・樋ノ口1, 急・水洗4, 急・小丸2, 急・小丸3, 急・瀬戸1, 急・鷹巣1, 急・芝屋ヶ段1, 急・北平前1, 急・上高田1, 急・北平1, 急・上中川内1, 急・上中川内2, 急・栢ノ尾1, 急・古屋敷1, 急・古屋敷2, 急・河野1, 急・水口1, 急・木場ヶ迫1, 急・木場ヶ迫2, 急・中ン段1, 急・中ン段2, 急・中ン段3, 急・前山1, 急・古城4, 急・城内1, 急・城内2, 急・丸尾1, 急・丸尾2, 急・丸尾3, 急・丸尾4, 急・丸尾5, 急・島廻り2, 急・島廻り3, 急・田間田1, 急・萩ノ平1, 急・萩ノ平2, 急・竹ノ下1, 急・タレノ口1, 急・下ハシケ1, 急・ホキ山1, 急・ホキ山2, 急・フケン丸1, 急・大迫3, 急・大迫4, 急・炭床1, 急・中野1, 急・樋脇1, 急・大迫5, 急・炭床2, 急・樋脇2, 急・炭床3, 急・坂ノ下8, 急・坂ノ下9, 急・竹下5, 急・宮ノ段1, 急・丸尾6, 急・タレノ口2, 急・タレノ口3, 急・島廻り4, 急・山角2
神子	急・櫃ヶ迫1, 急・櫃ヶ迫2, 急・岩嶺, 急・落ヶ迫1, 急・落ヶ迫2, 急・字川1, 急・字川2, 急・字川3, 急・笹ノ段1, 急・桑木ヶ河内1, 急・笹ノ段2, 急・笹ノ段3, 急・笹ノ段4, 急・笹ノ段5, 急・笹ノ段6, 急・笹ノ段7, 急・堂ヶ迫1, 急・園山1, 急・堂ヶ迫2, 急・園山2, 急・前迫, 急・前平1, 急・前平2, 急・前平3, 急・前平4, 急・打込1, 急・上後迫1, 急・上後迫2, 急・下屋敷1, <u>急・上大迫1</u> , 急・高嶺1, 急・見帰り1, 急・見帰り2, 急・水洗1, 急・水洗2, 急・水

	洗3, 急・前田1, 急・横場1, 急・前田2, 急・山中1, 急・中ノ丸1, 急・上後迫3, 急・由ノ木平1, 急・高下1, 急・深田1, 急・深田2, 急・桑木ヶ河内2, 急・木場田1, 急・島廻り, 急・尾高1, 急・尾高2, 急・尾高3, 急・石戸ノ下, 急・ヘゴ山1, 急・ヘゴ山2, 急・ヘゴ山3, 急・五反田, 急・尾越ヶ迫, 急・木場田2, 急・東篠ヶ段, 急・松ヶ迫1, 急・松ヶ迫2, 急・松尾, 急・小山, 急・上ノ原, 急井手ノ上, 急・中間1, 急・中間2, 急・山下平, 急・高嶺, 急・フケン段1, 急・フケン段2, 急・渡瀬口1, 急・フケン段3, 急・柳野谷添1
柏原	急・水洗5, 急・甲原1, 急・山内1, 急・山内2, 急・柳野山下1, 急・片野山1, 急・建山1, 急・種子田1, 急・種子田2, 急・頭無シ1, 急・頭無シ2, 急・加治山1, 急・仁王原1, 急・上大願寺1
紫尾	急・湯ノ向1, 急・湯ノ向2, 急・湯ノ向3, 急・岩下4, 急・吐合2, 急・小杉田1, 急・荒井手1, 急・荒井手2, 急・下り山1, 急・綾織1, 急・井手下原1, 急・中西1, 急・井手原1, 急・井手原2, 急・井手原3, 急・井手原4, 急・井手原5, 急・井手原6, 急・井手原7, 急・井手原8, 急・井手原9, 急・井手原10, 急・野畑1, 急・大丸3, 急・的場1, 急・的場2, 急・仁田原1, 急・古屋敷3, 急・外園2, 急・湯ノ向4, 急・十良1, 急・浦田2, 急・市王子1, 急・市王子2, 急・下り山2, 急・下ノ原1, 急・荒井手3, 急・仁田原2, 急・仁田原3
求名	急・川平1, 急・木場ノ口1, 急・木場ノ口2, 急・山ノ口1, 急・山下3, 急・山下4, 急・東前田1, 急・谷ノ口1, 急・谷ノ口2, 急・現王1, 急・平田1, 急・平1, 急・西ヶ丸1, 急・西ヶ丸2, 急・西ヶ丸3, 急・平田2, 急・平田3, 急・宮ノ元1, 急・植圃1, 急・橋ノ口1, 急・植圃2, 急・下船川1, 急・矢建ヶ原1, 急・牟田元1, 急・小達山1, 小達山2, 急・山神殿, 急・柿木1, 急・中尾1, 急・中尾2, 急・高尾1, 急・高塚1, 急・藤川1, 急・藤川2, 急・頭ナシ1, 急・ホヲゲ1, 急・平谷1, 急・井穴1, 急・宮後1, 急・轟ヶ平1, 急・宮後2, 急・養毛田1, 急・柿木2, 急・堂ノ迫1, 急・羽有1, 急・平原1, 急・小森1, 急・峯本1, 急・西山1, 急・迫田1, 急・谷川1, 急・上兎田1, 急・湯之谷1, 急・西山2, 急・脇1, 急・横手1, 急・湯之尻1, 急・前田3, 急・土地1, 急・宇都1, 急・中島1, 急・小鍋1, 急・淵脇1, 急・竹下1, 急・下大師野1, 急・山下5, 急・屋敷田1, 急・山下6, 急・山下7, 日野山1, 急・東俣1, 急・鶯多山1, 急・樋掛1, 急・下り野1, 急・船川1, 急・船川2, 急・大迫1, 急・蔵川内1, 急・蔵川内2, 急・打越1, 急・辻1, 急・内木場田1, 急・打越2, 急・モマ次郎1, 急・モマ次郎2, 急・宮之脇3, 急・宮之脇4, 急・坂ノ下2, 急・前平5, 急・前平6, 急・松元1, 急・畑井田1, 急・苗代田1, 急・蔵野1, 急・木場田3, 急・池田1, 急・池田2, 急・堂ヶ迫5, 急・永峯1, 急・永峯2, 急・片鹿倉1, 急・前畑1, 急・前田4, 急・岩下2, 急・岩下3, 急・永田1, 急・永田2, 急・都畑1, 急・井樋ノ口1, 急・木場田4
中津川	急・冷水1, 急・竹下6, 急・馬渡1, 急・六反田1, 急・新大迫1, 急・大迫6, 急・大迫7, 急・飛山1, 急・大丸1, 急・園田4, 急・園田5, 急・瀧脇2, 急・瀧脇3, 急・ウケ口1, 急・松下1, 急・山開1, 急・一本松1, 急・柚木谷1, 急・一本松2, 急・外川内1, 急・外川内2, 急・助平1, 急・道添1, 急・永山1, 急・板川1, 急・板川2, 急・宇堂山1, 急・宇都山1, 急・宇堂山2, 急・宇堂山3, 急・宇堂山4, 急・尾原1, 急・畠添1, 急・畠添2, 急・畠添3, 急・梨木段1, 急・外川内3, 急・黒猿1, 急・武下1, 急・鳥山1, 急・鳥山2, 急・鳥山3, 急・鳥山4, 急・松下2, 急・岩下5, 急・柏木1, 急・永山2, 急・新地2, 急・新地3, 急・新地4, 急・松下3, 急・東尾庭倉1
永野	急・八重目1, 急・日当1, 急・耳取1, 急・山坊1, 急・蜂窪1, 急・蜂窪2, 急・本場所ノ下1, 急・落シ1, 急・茅野1, 急・茅野番所1, 急・三番瀧1, 急・三番瀧2, 急・永野ノ下1, 急・永野ノ下2, 急・出来山北1, 急・八重目2, 急・八重目3, 急・源吾谷1, 急・出来山北2, 急・出来山北3, 急・出来山下1, 急・小谷頭1, 急・ヤゲン1, 急・山ヶ野田1, 急・松ヶ迫4, 急・松ヶ迫5, 急・山ノ口3, 急・小迫1, 急・下田平1, 急・本山口1, 急・本山口2, 急・火ノ谷1, 急・火ノ谷2, 急・上茶屋1, 急・ヤゲン2, 急・下田平2, 急・上茶屋2, 急・櫻ヶ段1, 急・櫻ヶ段2, 急・新地1 急・堂免1, 急・城下1, 急・城下2, 急・岩元1, 急・鍋山1, 急・龍角1, 急・園田1, 急・池山尻1, 急・諏訪ノ尾1, 急・安ノ宇都1, 急・長葉1, 急・釜迫尻1, 急・釜迫1, 急・瀧脇1, 急・屋敷畑1, 急・大石ノ西1, 急・前畑2, 急・大俣1, 急・大俣2, 急・池田3, 急・後生川1, 急・加納松1, 急・白江1, 急・下丁場1, 急・横手2, 急・横手3, 急・弓場ヶ迫1, 急・弓場ヶ迫2, 急・鬼橋1, 急・木場ヶ角1, 急・豆漬4, 急・下正野山1, 急・口屋ノ谷1, 急・口屋ノ谷2

○ 土石流

大字名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 の 名 称 (アンダーラインは土砂災害特別警戒区域なし)
宮之城 屋地	土・愛宕1, 土・大丸1, 土・丸岡1
虎居	<u>土・竹下1</u> , 土・竹下2, 土・諏訪宇都1, 土・諏訪宇都2, 土・前屋敷1, 土・湯ノ原1, <u>土・上屋敷1</u>
船木	土・木京ヶ段1, 土・木京ヶ段2, 土・木京ヶ段3, 土・堀田1, 土・堀田2, 土・東谷1, 土・東谷2, 土・観音平1, 土・観音平2, 土・小松原1, 土・小松原2, 土・前平5, 土・前平6, 土・前平7, 土・前平8, 土・井手ノ元1, 土・恋ノ巣1, <u>土・白石3</u> , 土・岩根谷1, 土・岩根谷2
柊野	土・勘場1, 土・月ノ元1, 土・新田1, 土・新田2, 土・新田3, <u>土・日添1</u> , 土・湯ノ川内1, 土・湯ノ川内2, 土・湯ノ川内3, 土・中野3, 土・兎氏1, 土・兎氏2, 土・大丸2, <u>土・木場1</u> , 土・屋敷前1, <u>土・小八重1</u> , 土・小迫2, <u>土・日添2</u> , 土・島黒1, <u>土・大迫8</u> , <u>土・大迫9</u> , 土・北迫1, 土・古園1, <u>土・古園2</u>
平川	土・小川内1, 土・荒屋敷1, 土・荒屋敷2, 土・石原2, 土・須田平1, <u>土・須田平2</u> , 土・荒屋敷3, 土・須田平3, 土・去人1, 土・井手山1, 土・外園1, <u>土・地神田1</u> , 土・地神田2, 土・西田1, 土・西田2, <u>土・永田1</u> , <u>土・井手山2</u> , <u>土・井手山3</u> , 土・中園1, 土・狩越1, 土・七拾三節1, 土・七拾三節2, 土・古屋敷3, <u>土・水尾比良1</u> , 土・水尾比良2, 土・水尾比良3, 土・水尾比良4, 土・水尾比良5, 水尾比良6, 土・大洞1, 土・大洞2, 土・大洞3, 土・大洞4, 土・芝ノ段1, 土・熊ノ八重1, 土・登尾1, 土・登尾2, 土・登尾3, 土・登尾4, 土・蔭平1, 土・紫尾谷1, 土・破レ1, 土・岡峯1, <u>土・弥五郎1</u> , 土・林ノ口1, 土・林ノ口2, 土・陣ノ原1, 土・上岩元1, <u>土・上岩元2</u> , <u>土・上岩元3</u> , 土・上岩元4, <u>土・大薄1</u> , 土・下屋敷1, 土・下屋敷2, 土・下屋敷3, 土・下柳谷1, 土・上菅牟田1, 土・宮坂1, 土・井ノ尻1, 土・二柿山1, 土・谷ノ口3, 土・谷ノ口4, 土・谷ノ口5, 土・谷ノ口6, <u>土・上ノ原1</u> , <u>土・上ノ原2</u> , 土・上ノ原3, 土・上ノ原4, 土・上ノ原5, 土・道ノ上1, <u>土・道ノ上2</u> , <u>土・竹ノ元1</u> , 土・屋敷添1, 土・屋敷添2, 土・当ベス1, 土・尾座原田1, 土・尾座原田2, 土・椿ヶ迫1, 土・建葉山1, 土・狩越2, 土・上ノ原6, 土・上ノ原7
湯田	<u>土・松ヶ迫1</u> , 土・深迫1
広瀬	<u>土・豆漬3</u> , 土・豆漬2, 土・豆漬1, 土・篠田1, 土・下木渋1, 土・萩ノ野1, 土・内ノ倉1, 土・内ノ倉2, 土・石原1, 土・島田1, 土・八ノ別当1, 土・中原1, 土・猿喰1, 土・大橋口1, 土・江ゲン谷1, 土・江ゲン谷2, <u>土・浅畑1</u> , 土・浅畑2, 土・長谷1, 土・大久保野1
田原	土・高祖宮之脇1, 土・高祖宮之脇2, 土・高祖宮之脇3, 土・椎木1, 土・山ノ口1, 土・山ノ口2
山崎	土・小原1, <u>土・大迫4</u> , <u>土・大迫5</u> , 土・山下1
久富木	<u>土・溝下1</u> , <u>土・大畝町1</u> , 土・大畝町2, 土・井手原1, 土・井手原2, 土・茶園添1, <u>土・枯木ヶ迫1</u> , 土・杉ノ丸1, <u>土・尾ノ口1</u> , 土・山ノ口4, 土・山ノ口5, <u>土・菊池田2</u> , <u>土・鍛冶屋ヶ丸1</u>
二渡	<u>土・山迫1</u> , <u>土・蘭ヶ迫1</u> , <u>土・伯耆ノ本1</u> , 土・田平2, 土・福ヶ迫1, 土・桑田1, 土・桑田2, 土・桑田3, 土・岩坂1, <u>土・岩坂2</u> , 土・嵐山1, 土・嵐山2, 土・嵐山3, <u>土・権現宇都1</u> , 土・山ノ口6, 土・山ノ口7, 土・山ノ口8, <u>土・町原1</u> , 土・町原2, <u>土・竹山1</u> , 土・原1, 土・鶯山1, 土・高城1, 土・竹山2, 土・鶯山2
白男川	土・平八重1, 土・半次郎ヶ迫1, 土・横手1, 土・宇都1, 土・穴ノ城1, <u>土・穴ノ城2</u> , 土・穴ノ城3, 土・柳ヶ迫1, 土・床山段1, 土・火ノ峯1, 土・五拾地1, 土・樋迫1, 土・岩ヶ迫1, 土・徳尾1, 土・行司田1, 土・小丸2, 土・平八重2, 土・平八重3, 土・半次郎ヶ迫2, 土・平八重4, 土・橋本1, 土・尻ノ口1, 土・山下2, 土・山下3, 土・久山平1
泊野	土・市野野1, 土・市野野2, 土・狩集1, 土・狩集2, 土・木地山1, 土・崩下1, 土・白崩1, 土・楠八重1, 土・楠八重2, <u>土・楠八重3</u> , 土・市野野3, 土・石永1, 土・石永2, 土・石永3, 土・片平木場1, 土・大屋久原1, <u>土・大屋久原2</u> , 土・萩ノ段1, 土・大平3, <u>土・大平4</u> , 土・現王園1, <u>土・竹八重1</u> , <u>土・竹八重2</u> , 土・下川平1, 土・湯ノ山1, 土・花畑1, 土・花畑2, 土・高峯1, 土・高峯2, 土・高峯3, 土・高峯4, 土・園ノ段1, 土・園ノ段2, <u>土・辻1</u> , 土・辻2, <u>土・竹八重3</u> , 土・高橋1, 土・三腰野1
鶴田	<u>土・大平1</u> , 土・大平2, 土・冷水1, 土・上山神1, 土・上山神2, 土・小丸1,

	土・瀬戸1, 土・上中川内1, 土・上中川内2, <u>土・北平1</u> , 土・芝屋ヶ段1, 土・コチガ迫1, <u>土・中ノ段1</u> , 土・茶園ヶ迫1, <u>土・大迫6</u> , 土・中野2, 土・下ハシケ1
神子	土・岩嶺1, 土・牟礼ノ口1, 土・落ヶ迫1, 土・落ヶ迫2, 土・字川1, 土・字川2, 土・字川3, 土・笹ノ段1, 土・笹ノ段2, 土・堂ヶ迫1, 土・堂ヶ迫2, 土・前迫1, 土・前平1, 土・前平2, 土・前平3, 土・園山1, 土・園山2, 土・笹ノ段3, 土・笹ノ段4, 土・笹ノ段5, 土・笹ノ段6, 土・笹ノ段7, 土・笹ノ段8, 土・桑木ヶ河内1, 土・桑木ヶ河内2, <u>土・打込1</u> , 土・水洗1, 土・水洗2, 土・水洗3, 土・水洗4, 土・水洗5, <u>土・水洗6</u> , 土・見帰り1, 土・見帰り2, <u>土・高嶺1</u> , 土・高嶺2, 土・山中1, 土・由ノ木平1, 土・馬渡1, 土・中ノ丸1, 土・由ノ木平2, 土・中ノ丸2, 土・桑木ヶ河内, 土・尾高前1, 土・尾高前2, 土・尾高1, 土・尾高2, 土・尾高3, 土・渡瀬口, 土・木場田1, 土・木場田2, 土・ヘゴ山1, 土・ヘゴ山2, 土・谷ノ渡, 土・観音瀧, 土・木場田3, <u>土・抜谷</u> , 土・上ノ原畑, 土・柳野・谷添1, 土・柳野・谷添2, 土・ユガイ
柏原	土・柳野山下1, 土・阿佐川1, 土・柳野山下2, 土・甲原1
紫尾	<u>土・湯ノ向1</u> , <u>土・湯ノ向2</u> , 土・湯ノ向3, 土・外園2, <u>土・湯ノ向4</u> , <u>土・湯ノ向5</u> , <u>土・外園3</u> , 土・外園4, 土・古屋敷4, 土・西ヶ迫1, <u>土・井手原3</u> , 土・井手原4, <u>土・井手原5</u> , <u>土・綾織1</u> , <u>土・綾織2</u> , 土・下り山1, 土・荒井手1, 土・荒井手2, 土・下り山2, 土・市王子1
求名	土・中野1, 土・焼山1, <u>土・押ノ尾1</u> , 土・タラノ木1, 土・栢ヶ原1, <u>土・栢ヶ原2</u> , <u>土・栢ヶ原3</u> , 土・谷ノ口1, 土・谷ノ口2, <u>土・大迫1</u> , 土・大迫2, 土・大迫3, <u>土・宮ノ元1</u> , 土・岩ノ元1, 土・岩ノ元2, <u>土・山ノ口3</u> , <u>土・西ヶ丸1</u> , 土・牟田元1, 土・搦1, 土・搦2, 土・頭ナシ1, 土・頭ナシ2, <u>土・山瀬戸1</u> , <u>土・藤川1</u> , 土・道ノ尾1, 土・柿木1, 土・轟ヶ平1, 土・轟ヶ平2, 土・轟ヶ平3, 土・養毛田1, 土・平谷1, 土・井穴1, 土・湯之谷1, <u>土・湯之谷2</u> , 土・土地1, 土地2, 土・下り野1, 土・脇1, 土・宮之脇1, 土・宮之脇2, 土・中山ノ口1, <u>土・前平4</u> , <u>土・苗代田1</u> , 土・池田1, 土・山中2, <u>土・片鹿倉1</u> , 土・木場田4
中津川	<u>土・大迫7</u> , 土・大岡1, 土・荒田1, 土・中武1, 土・中武2, <u>土・一本松1</u> , 土・柚木谷1, <u>土・柚木谷2</u> , 外川内1, 土・外川内2, <u>土・外川内3</u> , 土・助平1, 土・助平2, 土・3, 土・梨木段1, 土・梨木段2, <u>土・藤森1</u> , <u>土・枯楠1</u> , <u>土・山神迫3</u>
永野	土・櫻ヶ段1, 土・櫻ヶ段2, 土・段小山平1, 土・段小山平2, 土・蜂窪1, <u>土・芭蕉山1</u> , 土・三番瀧1, 土・茅野番所1, 土・出来山下1, <u>土・山ノ神1</u> , <u>土・茅野1</u> , 土・小谷頭1, 土・蟹川1, <u>土・溝ノ口1</u> , 土・杉ノ谷1, 土・アサツケ東1, 土・山神ノ谷1, 土・山田屋敷1, 土・印ヶ尾1, 土・杉ノ本1, 土・岩瀬戸1, 土・寺畑1, 土・松山1, 土・屋辺井川1, 土・楠木山1, 土・五百地1, <u>土・小迫1</u> , <u>土・田平1</u> , 土・下田平1, 土・笠山1, 土・笠山2, 土・火ノ谷1, 土・本番所ノ下1, 土・朝畑1, <u>土・城下1</u> , 土・池山尻1, 土・小竹下1, 土・薬師ヶ宇都1, 土・大石ノ西1, 土・荒峯ノ尻1, 土・荒峯ノ尻2, 土・屋敷畑1, <u>土・窪田1</u> , 土・古屋敷1, <u>土・古屋敷2</u> , 土・白石1, 土・白石2, 土・池ノ尻1, <u>土・大迫尻1</u> , <u>土・豆漬4</u> , 土・日影谷1, 土・赤仁田1, <u>土・奥ノ谷1</u> , <u>土・裏谷1</u> , <u>土・金迫1</u>

2-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

No.	施設名	施設種別	所在地
1	クオリエ	養護老人ホーム	さつま町船木 2311 番地 8
2	グループホームアリエ	グループホーム	さつま町船木 2311 番地 8
3	株式会社夢の杜	福祉作業所	さつま町船木 4029 番地 1
4	わんぱくキッズ	保育園	さつま町船木 2311 番地 6
5	薩摩中央高等学校	学校	さつま町虎居 1900 番地
6	佐志小学校	学校	さつま町広瀬 1177 番地
7	薩摩小学校	学校	さつま町中津川4269番地

2-4 土砂災害危険箇所一覧

(1) 地すべり危険地区

危険地区番号	箇所名	位置大字	人家戸数
9	丸山	永野	30
66	山峯	永野	30

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

危険地区番号	箇所名	位置大字	人家戸数
I 1 1114	須杭	二渡	12
I 1 1115	中央1	宮之城屋地	5
I 1 1116	虎居町	虎居	7
I 1 1117	中央2	宮之城屋地	6
I 1 1118	原	二渡	12
I 1 1119	須杭下	二渡	9
I 1 1120	須杭上	二渡	13
I 1 1124	下手1	紫尾	6
I 1 1125	下手2	紫尾	5
I 1 1126	岩之上	紫尾	5
I 1 1127	仁田原	紫尾	8
I 1 1128	高嶺2	神子	10
I 1 1131	町	鶴田	5
I 1 1132	上手	鶴田	9
I 1 1134	北平	鶴田	5
I 1 1136	戸子田	求名	9
I 1 1137	下り野	求名	6
I 1 1139	永野上	永野	14
I 1 1140	薬師	永野	7
I 1 1142	宇堂山	中津川	1
I 1 1143	弓之尾下	中津川	7
I 1 1145	下手	求名	6
I 1 2956	上久木野	泊野	6
I 1 2957	白男川	白男川	14
I 1 2958	母ヶ野	平川	9
I 1 2959	一ツ木	虎居	12
I 1 2960	甫立	虎居	9
I 1 2961	城内	白男川	6
I 1 2962	山前	轟町	21
I 1 2963	愛宕	宮之城屋地	20
I 1 2964	町頭	宮之城屋地	5
I 1 2965	平の前	時吉	11
I 1 2966	身野山	田原	9
I 1 2967	供養山	湯田	7
I 1 2968	寺下	広瀬	9
I 1 2969	東道正	広瀬	10
I 1 2970	堂ノ尾	二渡	26
I 1 2971	宮ヶ原	二渡	9

I	1	2972	小松	久富木	8
I	1	2973	飴ヶ城	山崎	11
I	1	2974	荒瀬	山崎	5
I	1	2975	坂ノ下	久富木	13
I	1	2976	湯川内	柊野	6
I	1	2977	仲間	柊野	9
I	1	2978	樋脇	鶴田	12
I	1	2979	東	鶴田	8
I	1	2980	鳥居ノ下	紫尾	17
I	1	2981	川口	柏原	6
I	1	2982	茅野	永野	7
I	1	2983	下手下	求名	8
I	1	2984	松元	求名	6
I	1	2985	堂ヶ迫	求名	5
I	1	2986	岩元	永野	9
I	1	2987	上村	永野	5
I	1	2988	新開	中津川	10
I	1	3259	西ヶ迫下	宮之城屋地	6
I	1	3929	向江	柊野	7
I	1	3930	登尾	平川	6
I	1	3931	鹿之原	平川	5
I	1	3933	市野 2	泊野	5
I	1	3934	上平川 1	柊野	5
I	1	3936	下中	平川	5
I	1	3937	浅井野	白男川	6
I	1	3938	荒瀬	山崎	12
I	1	3939	船木	船木	6
I	1	3940	上町	宮之城屋地	5
I	1	3941	豆漬	広瀬	7
I	1	3942	篠田	広瀬	9
I	1	3943	上寺下 1	広瀬	0
I	1	3944	上寺下 2	広瀬	2
I	1	3945	下手 1	求名	7
I	1	3946	下手 2	求名	5
I	1	3947	下手 3	求名	6
I	1	3948	戸子田	求名	5
I	1	3949	熊田	求名	4
I	1	3950	岩元	永野	1
I	1	3951	薬師	永野	2
I	1	4546	仮屋瀬 1	広瀬	5
II	1	1975	柊野上 1	柊野	2
II	1	1976	柊野上 2	柊野	2
II	1	1977	柊野上 3	柊野	1
II	1	1978	柊野上 4	柊野	1
II	1	1979	柊野上 5	柊野	3
II	1	1980	向江 1	柊野	2
II	1	1981	向江 2	柊野	2
II	1	1982	向江 3	柊野	2
II	1	1983	向江 4	柊野	2
II	1	1984	向江 5	柊野	3

Ⅱ	1	1985	中間 1	柗野	2
Ⅱ	1	1986	中間 2	柗野	1
Ⅱ	1	1987	中間 3	柗野	2
Ⅱ	1	1988	中間 4	柗野	1
Ⅱ	1	1989	柗野下	柗野	1
Ⅱ	1	1990	登尾 1	平川	1
Ⅱ	1	1991	登尾 2	平川	1
Ⅱ	1	1992	登尾 3	平川	3
Ⅱ	1	1993	登尾 4	平川	4
Ⅱ	1	1994	登尾 5	平川	2
Ⅱ	1	1995	楠八重 1	泊野	1
Ⅱ	1	1996	楠八重 2	泊野	1
Ⅱ	1	1997	楠八重 3	泊野	1
Ⅱ	1	1998	市野 1	泊野	1
Ⅱ	1	1999	市野 2	泊野	2
Ⅱ	1	2000	市野 3	泊野	1
Ⅱ	1	2001	久木野 1	泊野	2
Ⅱ	1	2002	久木野 2	泊野	3
Ⅱ	1	2003	久木野 3	泊野	3
Ⅱ	1	2004	宮田 1	泊野	2
Ⅱ	1	2005	宮田 2	泊野	2
Ⅱ	1	2006	宮田 3	泊野	1
Ⅱ	1	2007	鹿之原	平川	4
Ⅱ	1	2008	大薄 1	平川	2
Ⅱ	1	2009	大薄 2	平川	4
Ⅱ	1	2010	大薄 3	平川	2
Ⅱ	1	2011	大薄 4	平川	2
Ⅱ	1	2012	大中 1	平川	3
Ⅱ	1	2014	高峯 1	泊野	2
Ⅱ	1	2015	高峯 2	泊野	1
Ⅱ	1	2016	高峯 3	泊野	1
Ⅱ	1	2017	母ヶ野 1	平川	1
Ⅱ	1	2018	母ヶ野 2	平川	1
Ⅱ	1	2019	上平川 1	平川	1
Ⅱ	1	2020	上平川 2	平川	2
Ⅱ	1	2021	上平川 3	平川	1
Ⅱ	1	2022	上平川 4	平川	2
Ⅱ	1	2023	上平川 5	平川	1
Ⅱ	1	2024	上平川 6	平川	2
Ⅱ	1	2025	大下	平川	2
Ⅱ	1	2026	下平川	平川	1
Ⅱ	1	2027	下中	平川	4
Ⅱ	1	2028	北原 1	平川	1
Ⅱ	1	2029	北原 2	平川	1
Ⅱ	1	2030	下中	平川	3
Ⅱ	1	2031	白男川	白男川	4
Ⅱ	1	2032	浅井野 1	白男川	2
Ⅱ	1	2033	浅井野 2	白男川	2
Ⅱ	1	2034	浅井野 3	白男川	3
Ⅱ	1	2035	浅井野 4	白男川	3

II	1	2036	虎居 1	虎居	2
II	1	2037	虎居 2	虎居	2
II	1	2038	虎居 3	虎居	2
II	1	2039	虎居 4	虎居	3
II	1	2040	白男川 2	白男川	1
II	1	2041	白男川 1	白男川	1
II	1	2042	白男川 3	白男川	2
II	1	2043	白男川 4	白男川	3
II	1	2044	白男川 7	白男川	2
II	1	2045	白男川 5	白男川	1
II	1	2046	白男川 6	白男川	4
II	1	2047	白男川 8	白男川	1
II	1	2048	日当瀬 1	虎居	3
II	1	2049	日当瀬 2	虎居	1
II	1	2050	日当瀬 3	虎居	1
II	1	2051	白男川	白男川	2
II	1	2052	梁原 1	虎居	1
II	1	2053	梁原 2	虎居	1
II	1	2054	海老川	虎居	2
II	1	2055	梁原	虎居	1
II	1	2056	二渡 1	二渡	4
II	1	2057	二渡 2	二渡	4
II	1	2058	山崎中 1	山崎	2
II	1	2059	山崎中 2	山崎	1
II	1	2060	古野 1	山崎	2
II	1	2061	古野 2	山崎	2
II	1	2062	大長	久富木	2
II	1	2063	角郷 3	久富木	1
II	1	2064	角郷 2	久富木	3
II	1	2065	角郷 1	久富木	1
II	1	2066	大畝町	久富木	2
II	1	2067	大畝町	久富木	2
II	1	2068	大畝町	久富木	4
II	1	2069	船木下 5	船木	4
II	1	2070	船木下 4	船木	1
II	1	2071	船木下 3	船木	3
II	1	2072	船木下 2	船木	1
II	1	2073	船木下 1	船木	2
II	1	2074	城之口	宮之城屋地	4
II	1	2075	中	田原	3
II	1	2076	西ヶ迫上	宮之城屋地	2
II	1	2077	大下	田原	2
II	1	2078	篠田 1	広瀬	3
II	1	2079	湯田下	湯田	3
II	1	2080	大谷	広瀬	1
II	1	2081	篠田 2	広瀬	1
II	1	2083	仮屋瀬 2	広瀬	2
II	1	2084	上広瀬	広瀬	2
II	1	2085	内小川田	広瀬	3
II	1	2086	仮屋原 1	広瀬	1

Ⅱ	1	2087	仮屋原 2	広瀬	2
Ⅱ	1	2088	仮屋原 3	広瀬	4
Ⅱ	1	2089	滝下	広瀬	4
Ⅱ	1	2090	木渋	広瀬	2
Ⅱ	1	2091	大俣 1	神子	1
Ⅱ	1	2092	大俣 2	神子	2
Ⅱ	1	2093	大俣 3	神子	1
Ⅱ	1	2094	大俣 4	神子	2
Ⅱ	1	2095	大俣 5	神子	1
Ⅱ	1	2096	大俣 6	神子	1
Ⅱ	1	2097	大俣 7	神子	2
Ⅱ	1	2098	大俣 8	神子	2
Ⅱ	1	2099	栗野	神子	1
Ⅱ	1	2100	門前 1	紫尾	4
Ⅱ	1	2101	門前 2	紫尾	1
Ⅱ	1	2102	峠	紫尾	2
Ⅱ	1	2103	井手原 1	紫尾	2
Ⅱ	1	2104	井手原 2	紫尾	2
Ⅱ	1	2105	上下大迫 1	神子	2
Ⅱ	1	2106	上下大迫 2	神子	2
Ⅱ	1	2107	上下大迫 3	神子	3
Ⅱ	1	2108	上下大迫 4	神子	1
Ⅱ	1	2109	上下大迫 5	神子	2
Ⅱ	1	2110	浦川内 1	鶴田	1
Ⅱ	1	2111	浦川内 2	鶴田	1
Ⅱ	1	2112	浦川内 3	鶴田	1
Ⅱ	1	2113	浦川内 4	鶴田	1
Ⅱ	1	2114	新田 1	神子	4
Ⅱ	1	2115	高嶺	神子	1
Ⅱ	1	2116	新田 2	神子	3
Ⅱ	1	2117	櫃ヶ迫	神子	2
Ⅱ	1	2118	麓	鶴田	2
Ⅱ	1	2119	種子田	柏原	2
Ⅱ	1	2120	市場 1	柏原	1
Ⅱ	1	2121	市場 2	柏原	4
Ⅱ	1	2122	迫川内	鶴田	3
Ⅱ	1	2123	諏訪下	柏原	4
Ⅱ	1	2124	樋脇	鶴田	3
Ⅱ	1	2125	大角	鶴田	2
Ⅱ	1	2126	中間	神子	1
Ⅱ	1	2127	上狩宿 2	求名	3
Ⅱ	1	2128	上狩宿 3	求名	1
Ⅱ	1	2129	下狩宿 1	求名	2
Ⅱ	1	2131	境田 1	求名	1
Ⅱ	1	2132	境田 2	求名	1
Ⅱ	1	2133	藤川	求名	3
Ⅱ	1	2135	搦	求名	1
Ⅱ	1	2136	上中福良 1	求名	1
Ⅱ	1	2137	上中福良 2	求名	4
Ⅱ	1	2138	下中福良 1	求名	1

Ⅱ	1	2139	下中福良 2	求名	3
Ⅱ	1	2140	下手 1	求名	3
Ⅱ	1	2141	下手 2	求名	2
Ⅱ	1	2142	羽有	求名	2
Ⅱ	1	2143	下手 3	求名	1
Ⅱ	1	2144	下中福良 3	求名	1
Ⅱ	1	2145	戸子田 1	求名	3
Ⅱ	1	2146	下中福良 4	求名	3
Ⅱ	1	2147	戸子田 2	求名	4
Ⅱ	1	2148	戸子田 3	求名	1
Ⅱ	1	2149	戸子田 4	求名	3
Ⅱ	1	2150	熊田 1	求名	1
Ⅱ	1	2151	熊田 2	求名	2
Ⅱ	1	2152	熊田 3	求名	2
Ⅱ	1	2153	熊田 4	求名	1
Ⅱ	1	2154	下中福良 5	求名	1
Ⅱ	1	2155	黒鳥 1	求名	1
Ⅱ	1	2156	黒鳥 2	求名	2
Ⅱ	1	2157	前田	求名	3
Ⅱ	1	2158	尾原 1	中津川	3
Ⅱ	1	2159	尾原 2	中津川	2
Ⅱ	1	2160	尾原 3	中津川	2
Ⅱ	1	2161	新地 1	永野	3
Ⅱ	1	2162	新地 2	永野	1
Ⅱ	1	2163	岩元 1	永野	4
Ⅱ	1	2164	岩元 2	永野	2
Ⅱ	1	2165	池山 1	永野	2
Ⅱ	1	2166	池山 2	永野	2
Ⅱ	1	2167	仕明	永野	1
Ⅱ	1	2168	池山 3	永野	4
Ⅱ	1	2169	金山 1	永野	2
Ⅱ	1	2170	金山 2	永野	2
Ⅱ	1	2171	白猿 1	中津川	1
Ⅱ	1	2172	白猿 2	中津川	1
Ⅱ	1	2173	薬師	永野	1
Ⅱ	1	2174	段	永野	1
Ⅱ	1	5120	市野 1	泊野	4
Ⅱ	1	5121	上平川 2	平川	4
Ⅱ	1	5122	鹿堀	永野	3
Ⅱ	1	5123	愛宕原	永野	3
Ⅱ	1	5124	耳取	永野	3
Ⅱ	1	5125	岩下	広瀬	1
Ⅱ	1	5126	藺ヶ迫	二渡	3
Ⅱ	1	5127	鳥居ノ上	紫尾	2
Ⅱ	1	5128	上場	鶴田	2
Ⅱ	1	5129	柳野	神子	1
Ⅱ	1	5130	溜ヶ下	永野	2
Ⅱ	1	5131	永田	求名	1
Ⅱ	1	5132	坂ノ下	求名	2
Ⅱ	1	5133	白石	船木	2

Ⅱ	1	5134	三枝	広瀬	4
Ⅱ	1	5135	下屋敷	神子	5
Ⅱ	1	5136	上ノ川	久富木	1
Ⅱ	1	5137	池ヶ迫	船木	2
Ⅱ	1	5138	宮田	泊野	1
Ⅱ	1	5139	城内	鶴田	2
Ⅱ	1	5140	堂ヶ迫	広瀬	1
Ⅱ	1	5141	山下	柏原	1
Ⅱ	1	5142	風呂ヶ迫	宮之城屋地	3
Ⅱ	1	5143	井ノ尻	平川	2
Ⅱ	1	5144	谷元	山崎	1
Ⅱ	1	5145	池ノ元	鶴田	1
Ⅱ	1	5146	屋敷畑	永野	3
Ⅱ	1	5147	鳥居ノ下 2	紫尾	1
Ⅱ	1	5148	松元 2	求名	1
Ⅱ	1	5149	西園 1	平川	1
Ⅱ	2	254	下中	平川	1
Ⅱ	2	255	浅井野	白男川	2
Ⅱ	2	256	二渡	二渡	1
Ⅱ	2	257	船木下	船木	2
Ⅱ	2	258	大畝町	久富木	1
Ⅱ	2	259	山崎	山崎	1
Ⅱ	2	260	角郷	久富木	1
Ⅱ	2	261	内小川田	広瀬	1
Ⅱ	2	262	築平	永野	1
Ⅱ	2	263	轟町 1	虎居	3

(3) 土石流危険溪流

危険地区番号	箇所名(溪流名)	位置大字	人家戸数
384 I 1	二渡川 1	二渡	5
384 I 2	宮都川	白男川	7
384 I 3	平野川	泊野	2
384 I 4	和田川	泊野	6
384 I 5	市野川	泊野	4
384 I 6	楠八重川 2	泊野	5
384 I 7	楠八重川 3	泊野	
384 I 8	楠八重川 5	泊野	8
384 I 9	久木野川 2	泊野	5
384 I 10	高峯川	泊野	4
384 I 11	高峯川 3	泊野	5
384 I 12	高峯川 1	泊野	5
384 I 13	母ヶ野川 2	平川	3
384 I 14	上平川川 8	平川	2
384 I 15	刈越谷	平川	7
384 I 16	山之川右支川	平川	5
384 I 17	大下川	平川	7
384 I 18	大中川 3	平川	6
384 I 19	大中川 4	平川	7
384 I 20	大薄川 2	平川	1
384 I 21	大薄川 1	平川	2
384 I 22	上岩本之谷	平川	5
384 I 23	日添川	柊野	1
384 I 24	柊野上川 3	柊野	2
384 I 25	田原川	田原	9
384 I 26	大下川	田原	8
384 I 27	五反田川	船木	8
384 I 28	観音平川	船木	7
384 I 29	船木川	船木	8
384 I 30	恋巢谷	船木	5
384 I 31	向石川	船木	9
384 I 32	大畝川	久富木	3
385 I 1	奥之院川	紫尾	14
385 I 2	大俣谷川	神子	
385 I 3	栗野川	神子	5
385 I 4	上下大迫川	神子	6
385 I 5	上下大迫川	神子	
385 I 6	内川内川	鶴田	1
386 I 1	浦川支溪	求名	6
386 I 2	永野川	永野	33
386 I 3	金山川 2	永野	11
386 I 4	金山川	永野	
386 I 5	金山川 3	永野	10
386 I 6	金山川 4	永野	4
386 I 7	永野上川	永野	5
386 I 8	念行寺川	永野	8

386	I	9	池山川	永野	6
384	II	1	須杭川	二渡	2
384	II	2	折小野川 1	二渡	1
384	II	3	折小野川 2	二渡	1
384	II	4	二渡川 2	二渡	3
384	II	5	二渡川 3	二渡	1
384	II	6	築原川 1	白男川	4
384	II	7	築原川 2	白男川	1
384	II	8	小向井川	泊野	3
384	II	9	市野川右支川	泊野	1
384	II	10	市野川 2	泊野	3
384	II	11	楠八重川 1	泊野	1
384	II	12	楠八重川	泊野	
384	II	13	楠八重川 4	泊野	
384	II	14	久木野川 1	泊野	4
384	II	15	大平川	泊野	2
384	II	16	高峯川 4	泊野	2
384	II	17	高峯川 5	泊野	4
384	II	18	高峯川 2	泊野	1
384	II	19	母ヶ野川	平川	1
384	II	20	母ヶ野川 3	平川	4
384	II	21	日当瀬川	虎居	2
384	II	22	小川内川	平川	1
384	II	23	上平川川 1	平川	2
384	II	24	上平川川 3	平川	1
384	II	25	上平川川 4	平川	
384	II	26	上平川川 5	平川	2
384	II	27	上平川川 6	平川	1
384	II	28	上平川川 10	平川	3
384	II	29	上平川川 7	平川	1
384	II	30	上平川川 9	平川	2
384	II	31	大下川	平川	3
384	II	32	山之川	平川	1
384	II	33	鹿之原川	平川	2
384	II	34	大中川 1	平川	2
384	II	35	大中川 2	平川	3
384	II	36	大中川 3	平川	1
384	II	37	平川川	平川	1
384	II	38	平川川 2	平川	1
384	II	39	渡原川	平川	1
384	II	40	大洞川	平川	4
384	II	41	陰平谷	平川	1
384	II	42	登尾川	平川	1
384	II	43	弥五郎川	平川	3
384	II	44	鹿之原川	平川	1
384	II	45	大薄川 3	平川	3
384	II	46	中間川	柵野	3
384	II	47	向江川 1	柵野	1
384	II	48	向江川 2	柵野	1
384	II	49	柵野上川 1	柵野	2

384	Ⅱ	50	柗野上川 4	柗野	1
384	Ⅱ	51	柗野上川 2	柗野	1
384	Ⅱ	52	向江川	柗野	3
384	Ⅱ	53	柗野上川 5	柗野	2
384	Ⅱ	54	上ノ倉川	広瀬	1
384	Ⅱ	55	小松原川	船木	2
384	Ⅱ	56	東谷川	宮之城屋地	2
384	Ⅱ	57	白石川	船木	3
384	Ⅱ	58	出石川	久富木	2
384	Ⅱ	59	大谷川	久富木	2
384	Ⅱ	60	大畝町川	久富木	2
384	Ⅱ	61	琵琶川	久富木	1
385	Ⅱ	1	大俣谷 2	神子	1
385	Ⅱ	2	大俣谷 1	神子	2
385	Ⅱ	3	笹之段川	神子	2
385	Ⅱ	4	柳野川 5	神子	1
385	Ⅱ	5	柳野川 4	神子	2
385	Ⅱ	6	柳野川 3	神子	2
385	Ⅱ	7	柳野川 2	神子	1
385	Ⅱ	8	栗野川	神子	1
385	Ⅱ	9	栗野川	神子	1
385	Ⅱ	10	柳野川 1	神子	1
385	Ⅱ	11	中間川	神子	1
385	Ⅱ	12	上下大迫川 1	神子	1
385	Ⅱ	13	上下大迫川	神子	1
385	Ⅱ	14	上下大迫川 2	神子	
385	Ⅱ	15	上下大迫川 3	神子	1
385	Ⅱ	16	上下大迫川 4	神子	1
385	Ⅱ	17	上下大迫川 5	神子	1
385	Ⅱ	18	平江川	神子	1
385	Ⅱ	19	山之神川 2	鶴田	2
385	Ⅱ	20	山之神川	鶴田	3
385	Ⅱ	21	上中川内川	鶴田	1
386	Ⅱ	1	上狩宿川 1	求名	2
386	Ⅱ	2	上狩宿川 2	求名	
386	Ⅱ	3	上狩宿川 4	求名	1
386	Ⅱ	4	上狩宿川 3	求名	4
386	Ⅱ	5	湯ノ谷川	求名	3
386	Ⅱ	6	下り野川	求名	1
386	Ⅱ	7	朽場川	求名	2
386	Ⅱ	8	熊田川	求名	1
386	Ⅱ	9	戸子田川	求名	2
386	Ⅱ	10	山峯川	永野	3
386	Ⅱ	11	平八重川	永野	4
386	Ⅱ	12	仕明川	永野	3
386	Ⅱ	13	田平川	永野	4
386	Ⅱ	14	火之谷川	永野	1
386	Ⅱ	15	火之谷川	永野	3
386	Ⅱ	16	薬師川	永野	4
386	Ⅱ	17	薬師川 1	永野	1

386	Ⅱ	18	池山川 2	永野	1
386	Ⅱ	19	池山川 1	永野	1
386	Ⅱ	20	嶽谷川	中津川	2
386	Ⅱ	21	弓之尾上川	中津川	2
386	Ⅱ	22	白猿川 1	中津川	1
386	Ⅱ	23	白猿川	中津川	1
386	Ⅱ	24	広橋川	永野	3

2-5 山地災害危険箇所一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号	箇所名	位置 大字	人家戸数
384 — 1	新田	柊野	6
384 — 2	日添	柊野	5
384 — 3	登尾	平川	3
384 — 4	湯川内	柊野	40
384 — 5	兎氏	柊野	7
384 — 6	屋敷前	柊野	22
384 — 7	中間	柊野	24
384 — 8	後谷	柊野	21
384 — 9	陳ノ原	平川	17
384 — 10	上岩元	平川	28
384 — 11	宮園	平川	11
384 — 12	上ノ原	平川	30
384 — 13	屋敷添	平川	30
384 — 14	市野野	泊野	24
384 — 15	竹八重	泊野	8
384 — 16	中園	平川	35
384 — 17	倉掛	平川	20
384 — 18	井戸ノ迫	平川	21
384 — 19	小丸	白男川	11
384 — 20	山下	虎居	16
384 — 21	宇都	広瀬	2
384 — 22	篠田頭	広瀬	18
384 — 23	半治郎ヶ迫	白男川	12
384 — 24	松ヶ迫	平川	20
384 — 25	阿字賀前	広瀬	13
384 — 26	西道正	広瀬	70
384 — 27	東道正	広瀬	26
384 — 28	水溜	広瀬	4
384 — 29	穴城	白男川	11
384 — 30	松ヶ迫	白男川	14
384 — 31	内小川田	広瀬	6
384 — 32	前屋敷	虎居	34
384 — 33	愛宕	虎居	3
384 — 34	瀬戸山	宮之城屋地	24
384 — 35	北山仁田	広瀬	38
384 — 36	伯者本	二渡	69
384 — 37	古城	船木	6
384 — 38	恋之巣	船木	13
384 — 39	古城	船木	16
384 — 40	白石	船木	13
384 — 41	宮ヶ原	二渡	23
384 — 42	稲荷迫	山崎	15

384	—	43	貝俣	二渡	37
384	—	44	松山	山崎	11
384	—	45	大久保	山崎	3
384	—	46	小松	山崎	21
384	—	47	竹山甲	二渡	21
384	—	48	竹山甲	二渡	56
384	—	49	上村	山崎	27
384	—	50	粕毛田	久富木	20
384	—	51	古崩	山崎	15
384	—	52	市野	泊野	20
384	—	53	小川田	広瀬	10
384	—	54	宮田	泊野	17
384	—	55	稲津	平川	10
384	—	56	宮坂	平川	22
384	—	57	寺ノ下	白男川	27
384	—	58	上崎山	虎居	19
384	—	59	内田	平川	
384	—	60	大谷	広瀬	
384	—	61	池之野	広瀬	34
384	—	62	旧寺山	広瀬	18
384	—	63	豆漬	広瀬	21
384	—	64	半次郎迫	白男川	4
384	—	65	松ヶ迫	白男川	13
384	—	66	鬼ヶ平	虎居	5
384	—	67	諏訪原	宮之城屋地	
384	—	68	後岡	宮之城屋地	
384	—	69	小川田	広瀬	6
384	—	70	大久保	広瀬	4
384	—	71	宮ヶ原	山崎	12
384	—	72	船越	船木	20
384	—	73	五反田	船木	20
384	—	74	溝添	船木	14
384	—	75	道無	船木	
384	—	76	荒瀬	山崎	3
384	—	77	下小原	山崎	25
384	—	78	中原	広瀬	12
384	—	79	甫立	虎居	10
384	—	80	下長蓮葉	平川	2
384	—	81	母ヶ野	平川	3
384	—	82	室屋	久富木	3
384	—	83	通山	広瀬	5
384	—	84	柳川内	柊野	4
384	—	85	池田	白男川	16
384	—	86	湯ノ山	泊野	6
384	—	87	田ノ頭	久富木	3
384	—	88	大岩ヶ段	田原	5
384	—	89	坂下	田原	1
384	—	90	坂下	田原	6
384	—	91	旧寺山	広瀬	5
384	—	92	徳屋	白男川	2

384	—	93	平城	久富木	6
384	—	94	大杉	久富木	5
384	—	95	山神	久富木	2
384	—	96	平田	宮之城屋地	2
384	—	97	篠田	広瀬	8
384	—	98	鶴ヶ城	広瀬	2
384	—	99	山口田	山崎	6
384	—	100	上村	久富木	4
384	—	101	宇都	宮之城屋地	5
384	—	102	海老川	虎居	5
384	—	103	内梨	虎居	2
384	—	104	平山	船木	1
384	—	105	前岡	宮之城屋地	5
384	—	106	米ノ山	船木	2
384	—	107	天瀬	平川	3
384	—	108	芋洗	広瀬	7
384	—	109	堀田	船木	3
384	—	110	管牟田	平川	1
384	—	111	小坂	虎居	2
384	—	112	中城	時吉	6
384	—	113	白坂	久富木	2
384	—	114	鷹牟田	広瀬	1
384	—	115	柿木	平川	2
384	—	116	踊越	平川	9
384	—	117	湯崎 1	平川	4
384	—	118	本田	泊野	2
384	—	119	堂ヶ迫	広瀬	7
384	—	120	勘場	柊野	3
384	—	121	巖北	平川	15
384	—	122	岩元	平川	6
384	—	123	江湖迫	白男川	2
384	—	124	大屋久原	泊野	14
384	—	125	大泉庵	平川	30
384	—	126	諏訪宇都	虎居	2
384	—	127	現王原	泊野	3
384	—	128	木場	柊野	8
384	—	129	大明神免	宮之城屋地	6
384	—	130	芝ノ段	平川	2
384	—	131	堤ヶ段	山崎	10
384	—	132	上楠八重	泊野	9
384	—	133	宮ノ段	泊野	5
384	—	134	建葉山	平川	2
384	—	135	大平	泊野	7
384	—	136	上黒岩	広瀬	
384	—	137	崩下	泊野	2
384	—	138	長尾	泊野	3
384	—	139	小谷	白男川	1
384	—	140	山川	広瀬	15
384	—	141	木屋瀬戸	広瀬	1
384	—	142	木京ヶ段	船木	1

384	—	143	通山	広瀬	7
384	—	144	建屋山	平川	
384	—	145	大迫	柊野	3
384	—	146	平八重	白男川	3
384	—	147	持田	広瀬	2
384	—	148	大迫	久富木	11
384	—	149	下永蓮葉	平川	2
384	—	150	原ノ口	虎居	3
384	—	151	石佛	白男川	4
384	—	152	大洞	平川	3
384	—	153	溝添	船木	4
384	—	154	鶯山	二渡	20
384	—	155	嵐山	二渡	4
384	—	156	小丸 2	白男川	7
384	—	157	茶園添	久富木	6
384	—	158	木場 2	柊野	3
384	—	159	豆漬 2	広瀬	8
384	—	160	穴城 2	白男川	3
384	—	161	鶴ヶ城 2	田原	3
384	—	162	桑田	二渡	5
384	—	163	砂足	虎居	2
384	—	164	旧寺山	広瀬	4
384	—	165	柊崎	船木	6
384	—	166	去人	平川	2
384	—	167	紫尾谷	平川	5
384	—	168	橋ノ元	船木	4
384	—	169	内之倉	広瀬	4
384	—	170	上原	山崎	—
384	—	171	法円寺	久富木	—
384	—	172	須ノ元	山崎	—
384	—	173	鹿之原	平川	2
385	—	1	前平	神子	4
385	—	2	前平	神子	11
385	—	3	笹之段	神子	8
385	—	4	上大迫	神子	10
385	—	5	上後迫	神子	8
385	—	6	上後迫	神子	10
385	—	7	大丸	紫尾	5
385	—	8	下大迫	神子	11
385	—	9	外園	紫尾	25
385	—	10	水荒	神子	11
385	—	11	仁田原	紫尾	10
385	—	12	フノ木	鶴田	4
385	—	13	上之原	神子	5
385	—	14	高嶺	神子	15
385	—	15	小丸	鶴田	5
385	—	16	瀬戸	鶴田	2
385	—	17	米山	鶴田	6
385	—	18	井手原	紫尾	10
385	—	19	城内	鶴田	17

385	—	20	嘘ノ内	鶴田	20
385	—	21	鷹ノ巢	鶴田	16
385	—	22	小杉田	紫尾	20
385	—	23	上商田	鶴田	10
385	—	24	綾織	紫尾	10
385	—	25	萩の平	鶴田	20
385	—	26	広南	鶴田	23
385	—	27	迫川内	鶴田	12
385	—	28	片ノ山	柏原	4
385	—	29	古屋敷	紫尾	2
385	—	30	大丸	紫尾	1
385	—	31	へゴ山	鶴田	10
385	—	32	栗野山下	神子	2
385	—	33	下大迫	神子	8
385	—	34	下り山	紫尾	5
385	—	35	山内	柏原	7
385	—	36	森石	神子	
385	—	37	高嶺	神子	10
385	—	38	御手洗	鶴田	
385	—	39	櫃ヶ迫	神子	9
385	—	40	下原	神子	10
385	—	41	下ハシケ	鶴田	11
385	—	42	樋脇	鶴田	11
385	—	43	下ハシケ	鶴田	11
385	—	44	樋脇	鶴田	
385	—	45	大野	神子	5
385	—	46	小丸	鶴田	3
385	—	47	木場瀬	鶴田	17
385	—	48	坂之下	鶴田	3
385	—	49	山角	鶴田	3
385	—	50	井手之上	神子	8
385	—	51	尾高	神子	2
385	—	52	フケン段	神子	3
385	—	53	コチガ迫	鶴田	3
385	—	54	王子野後	紫尾	2
385	—	55	深田	神子	2
385	—	56	島廻	神子	1
385	—	57	木場ヶ迫	神子	5
385	—	58	松尾	神子	2
385	—	59	諏訪坊	鶴田	5
385	—	60	水洗	神子	25
385	—	61	ヨケガ迫	鶴田	4
385	—	62	竹下	鶴田	12
385	—	63	久保田	鶴田	2
385	—	64	池ノ元	鶴田	7
385	—	65	岩嶺	神子	3
385	—	66	黒仁田山	神子	
385	—	67	松ヶ迫	神子	4
385	—	68	カシキ王子	紫尾	1
385	—	69	尾高前	神子	3

385	—	70	松ヶ迫	神子	1
385	—	71	轟木	鶴田	1
385	—	72	長迫	鶴田	1
385	—	73	堂ヶ迫	神子	
385	—	74	宇川	神子	1
385	—	75	見返り	神子	1
385	—	76	崩平	紫尾	
385	—	77	浦田	紫尾	1
385	—	78	野畑	紫尾	10
385	—	79	仁田原（Ⅱ）	紫尾	1
385	—	80	仁王原	柏原	2
385	—	81	笹之段	神子	3
385	—	82	丸尾	鶴田	8
386	—	1	谷ノ口	求名	26
386	—	2	大迫	求名	8
386	—	3	現王	求名	6
386	—	4	石塚	求名	14
386	—	5	宮ノ元	求名	24
386	—	6	平	求名	10
386	—	7	平	求名	26
386	—	8	藤川	求名	13
386	—	9	下り野	求名	20
386	—	10	梶原	求名	29
386	—	11	峯元	求名	18
386	—	12	戸ノ口	求名	5
386	—	13	宮脇	求名	18
386	—	14	宮脇	求名	18
386	—	15	内木場田	求名	6
386	—	16	モマ次郎	求名	24
386	—	17	片鹿倉	求名	9
386	—	18	倉山	求名	29
386	—	19	堂ヶ迫	求名	10
386	—	20	池田	求名	6
386	—	21	蓑毛田	求名	25
386	—	22	高尾	求名	11
386	—	23	小森	求名	16
386	—	24	カヤノ	永野	6
386	—	25	カヤノ	永野	15
386	—	26	瀬戸内	中津川	18
386	—	27	黒島	求名	21
386	—	28	化鳥ヶ山	求名	2
386	—	29	中尾	求名	11
386	—	30	迫田	求名	10
386	—	31	城	求名	8
386	—	32	宇都	求名	4
386	—	33	畑井田	求名	16
386	—	34	前田	求名	6
386	—	35	小永田	求名	6
386	—	36	広橋	求名	
386	—	37	下原	永野	27

386	—	38	三番滝	永野	16
386	—	39	池山尻	永野	24
386	—	40	下丁場	永野	20
386	—	41	山中	永野	
386	—	42	出来北山	永野	8
386	—	43	宇堂山	中津川	5
386	—	44	大丸	中津川	6
386	—	45	新開	中津川	20
386	—	46	冷水	中津川	6
386	—	47	羽有	求名	15
386	—	48	武下	中津川	6
386	—	49	園田	永野	3
386	—	50	山添	中津川	5
386	—	51	ツジ	求名	2
386	—	52	永峯	求名	1
386	—	53	仏ヶ迫	求名	2
386	—	54	園田	求名	2
386	—	55	堂山	中津川	10
386	—	56	白江	永野	2
386	—	57	野畠	永野	2
386	—	58	ホーゲ	求名	1
386	—	59	山下	求名	3
386	—	60	井穴	求名	2
386	—	61	前平	求名	2
386	—	62	頭無し	求名	1
386	—	63	西ヶ丸	求名	7
386	—	64	板川	中津川	3
386	—	65	池田	永野	1
386	—	66	長葉	永野	7
386	—	67	東俣	求名	2
386	—	68	弓場迫	永野	10
386	—	69	山添	中津川	2
386	—	70	日当	永野	22
386	—	71	諏訪の後平	永野	6
386	—	72	本山口	永野	10
386	—	73	山ノ神	永野	21
386	—	74	松元	求名	10
386	—	75	日当 1	永野	18
386	—	76	乱橋	求名	5
386	—	77	園	求名	10
386	—	78	柿木	求名	5
386	—	79	矢建ヶ原	求名	4
386	—	80	西山 1	求名	4
386	—	81	下大師野	求名	4
386	—	82	宮園	中津川	2
386	—	83	芹ヶ迫	求名	2
386	—	84	中島	求名	12
386	—	85	梅木ヶ迫	求名	3
386	—	86	永田	求名	11
386	—	87	焼杉	求名	20

386	—	88	宮後	求名	3
386	—	89	西山 2	求名	8
386	—	90	小連山	求名	6
386	—	91	宮下り	中津川	10
386	—	92	ノ下	永野	16
386	—	93	諏訪の後平	永野	1
386	—	94	本山口	永野	2
386	—	95	茅野	永野	4
386	—	96	園田	中津川	6
386	—	97	下り山	中津川	4
386	—	98	山中	求名	1
386	—	99	坂ノ下	求名	5
386	—	100	段坂下	永野	19
386	—	101	山之口	求名	3
386	—	102	竹下	求名	13
386	—	103	横手	求名	13
386	—	104	蕨川内	求名	2
386	—	105	樋掛	求名	2
386	—	106	前平	求名	2
386	—	107	池田	求名	2
386	—	108	木場田	求名	4
386	—	109	囿田	求名	7
386	—	110	永山	中津川	4
386	—	111	蕨野	求名	14
386	—	112	山下	求名	5
386	—	113	中ノ段	永野	3
386	—	114	白猿	中津川	3
386	—	115	内木場田 2	求名	4
386	—	116	廣段	求名	3
386	—	117	下原	永野	5
386	—	118	ヤゲン	永野	1
386	—	119	上平八重	永野	5
386	—	120	宇堂山	中津川	4

(2) 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番号	箇所名	位置 大字	人家戸数
384 — 0001	日添	柊野	10
384 — 0002	日添	柊野	10
384 — 0003	紫尾谷	平川	14
384 — 0004	湯川内	柊野	12
384 — 0005	二ツ山	柊野	8
384 — 0006	中野	柊野	6
384 — 0007	八幡楠	柊野	10
384 — 0008	本田	泊野	32
384 — 0009	市野野	泊野	12
384 — 0010	影平	平川	21
384 — 0011	石永	泊野	11
384 — 0012	有木	白男川	14
384 — 0013	町原	二渡	11
384 — 0014	大山ノ口	二渡	8
384 — 0015	恋ノ巣	船木	6
384 — 0016	松ノ元	船木	17
384 — 0017	大谷	久富木	6
384 — 0018	大谷	久富木	7
384 — 0019	堤ヶ段	山崎	45
384 — 0020	大岩	泊野	14
384 — 0021	市野	泊野	16
384 — 0022	狩集	泊野	20
384 — 0023	長尾	泊野	10
384 — 0024	下川平	白男川	9
384 — 0025	踊越	平川	
384 — 0026	長迫	虎居	
384 — 0027	豆打原	平川	8
384 — 0028	岩坂	山崎	1
384 — 0029	小松原	船木	6
384 — 0030	半次郎迫	白男川	19
384 — 0031	白崩	泊野	2
384 — 0032	上岩元	平川	5
384 — 0033	浅井野（北）	白男川	93
384 — 0034	浅井野（南）	白男川	57
385 — 0001	前平	神子	11
385 — 0002	大俣	神子	15
385 — 0003	打込	鶴田	3
385 — 0004	湯川内	紫尾	30
385 — 0005	笹之段	神子	10
385 — 0006	園山	神子	10
385 — 0007	サギガオ	神子	1
385 — 0008	湯ノ向江	紫尾	60
385 — 0009	香山寺	神子	6
385 — 0010	小兎ヶ尾	神子	5
385 — 0011	町山	紫尾	30
385 — 0012	大川内	紫尾	60

385	—	0013	崩場	神子	10
385	—	0014	迫川内	鶴田	12
385	—	0015	小丸	鶴田	6
385	—	0016	平江	神子	13
385	—	0017	ヨケガ迫	鶴田	10
385	—	0018	長林	神子	3
385	—	0019	前平	神子	4
385	—	0020	芋八重	神子	
385	—	0021	水洗	神子	10
385	—	0022	尾高	神子	1
386	—	0001	上狩宿	求名	10
386	—	0002	下狩宿	求名	7
386	—	0003	羽有	求名	2
386	—	0004	中福良	求名	
386	—	0005	前川	求名	1
386	—	0006	宇野	求名	3
386	—	0007	寺元	永野	21
386	—	0008	茶屋岡	永野	15
386	—	0009	大岡	中津川	3
386	—	0010	武	中津川	5
386	—	0011	松八重	中津川	6
386	—	0012	戸ノ口	求名	10
386	—	0013	五本松	求名	
386	—	0014	広橋	求名	
386	—	0015	広橋	求名	
386	—	0016	滝ノ平	永野	
386	—	0017	中武	中津川	4
386	—	0018	中武	中津川	4
386	—	0019	中武	中津川	2
386	—	0020	笠田	永野	
386	—	0021	淵ノ上	永野	
386	—	0022	金山	永野	30

(3) 地すべり危険地区

危険地区 番号	箇所名	位置 大字	人家戸数
386 — 000 1	金山	永野	41

2-6 交通途絶予想箇所一覧

路 線 名	河川名	予 想 される 事態	同 左 区 域	同延長 (m)	代替路線名	備 考
鶴田大口線	川内川	落石 崩土	さつま町鶴田～大口市曾木	13,190	国道 267 号	C
宮之城祁答院線	なし	〃	さつま町宮之城屋地旭	1,170	宮之城加治木線	C
国道 504 号	〃	落石 崩土 路欠	さつま町泊野久木野～堀切峠	2,540	国道 328 号	B
鶴田定之段線	なし	〃	さつま町紫尾～定之段	6,290	国道 328 号	C
国道 328 号	〃	〃	さつま町平川～登尾	3,300	国道 504 号	A
堂山宮之城線	〃	落石 崩土	祁答院町黒木～さつま町佐志仮 屋原	1,200	下手山田帖佐線 宮之城加治木線	C
黒木新地線	〃	崩土	さつま町永野岩元(1)	80	薩摩祁答院線	C
〃	〃	落石 崩土	さつま町永野岩元(2)	80	薩摩祁答院線	A
薩摩山崎停車場線	〃	〃	さつま町山崎	50	国道 328 号	C
山崎川内線	〃	〃	さつま町山崎荒瀬	170	国道 267 号 国道 328 号	A
国道 267 号	〃	崩土 路欠	さつま町求名搦～上中福良	970	鶴田大口線	A
〃	〃	崩土	さつま町鶴田大角	120	〃	A
〃	〃	路欠	さつま町二渡須杭(1)	60	〃	A
〃	〃	〃	さつま町二渡須杭(2)	60	〃	A
国道 504 号	〃	落石 崩土	さつま町求名黒鳥	90	国道 267 号	A
紫尾虎居線	夜星川	路欠	さつま町柏原	420	国道 328 号	C

(注) A B Cは次の区分による。

A…交通量 1 日 1,000 台以上の国道並びに幹線的かつ唯一の路線及び河川の重要水防箇所に関する
箇所、主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線。

B…主要地に通じる緊急交通を確保する路線、交通量 1 日 500 台以上

C…A、B 以外の路線

2-7 防災ため池一覧

No.	ため池名称	所在地	貯水量
1	大窪池	さつま町山崎 1451 番	30,100 m ³
2	大迫塘池	さつま町平川 7218 番	43,200 m ³
3	平川下塘池	さつま町平川 1847 番 2	20,000 m ³
4	小松原池	さつま町船木 5282 番 7	28,000 m ³
5	早谷池	さつま町田原 2456 番	46,300 m ³
6	湯田新塘池	さつま町湯田 1987 番	80,000 m ³
7	湯田旧塘池	さつま町湯田 2405 番	81,000 m ³

2-8 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

No.	施 設 名	施 設 種 別	所 在 地
1	よかよかん	グループホーム	さつま町虎居 1553 番地 2

3 観測施設等関係

3-1 町内雨量観測所一覧

流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者（所属）	備考
川内川	宮之城合同庁舎	さつま町虎居	テレメータ	北薩地域振興局建設部長	I S
〃	宮之城	〃 〃	〃	川内川河川事務所長	
泊野川	紫尾山地域雨量観測所	〃 平川	アメダス	鹿児島地方気象台長	
川内川	鶴田	〃 神子	テレメータ	鶴田ダム管理所長	
—	紫尾山雨量観測所	〃 泊野	〃	北薩地域振興局建設部長	I S
前川	狩宿	〃 求名	〃	川内川河川事務所長	
穴川	北方	〃 中津川	〃	〃	
夜星川	平川	〃 大字平川	〃	川内川河川事務所長	
川内川	さつま柏原気象観測所	〃 柏原	アメダス	鹿児島地方気象台長	
—	鶴田町	〃 神子 663-1	テレメータ	北薩地域振興局建設部長	L S
—	薩摩町	〃 求名 12837	〃	〃	L S
—	終野	〃 終野 551-1	〃	〃	L S
—	永野	〃 大字永野 字溜ヶ下 2562	〃	〃	L S
—	さつま町消防本部	〃 時吉 366		さつま町消防長	

3-2 町内水位観測所一覧

河川名	観測所名	位置	水位					水位計種別	管理者（所属）
			平常 (m)	水防待 機(m)	はん 濫注 意 (m)	避難 判断 (m)	はん濫 危険 (m)		
川内川	宮之城	さつま町虎居	0.91	4.00	5.20	6.40	7.60	テレメータ	川内川河川事務所長
〃	湯田	〃 湯田	1.01	3.50	4.50	—	—	〃	鶴田ダム管理所長
夜星川	蛭橋	〃 柏原	—	—	—	—	—	〃	川内川河川事務所長
穴川	田原橋	〃 広瀬	—	—	—	—	—	〃	北薩地域振興局建設部長
泊野川	新中間橋	〃 白男川	—	—	—	—	—	〃	〃
久富木川	山崎	〃 山崎	—	—	—	—	—	〃	〃

3-3 町内震度観測局

観測所	種別	所在地	管理者
宮之城屋地	気象庁計測震度観測局	さつま町宮之城屋地	鹿児島地方気象台
さつま町神子	震度情報ネットワークシステム	〃 神子	鹿児島県（危機管理防災課）
〃 求名	〃	〃 求名	鹿児島県（危機管理防災課）

3-4 気象庁震度階級表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座の悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5 (弱)	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。(停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5 (強)	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
5.5	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くは移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。(一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し地形が変わることもある。

*ライフラインの()内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

4 通信等関係

4-1 町防災行政無線設置状況

名 称	数 量	摘 要
一般世帯用戸別受信機	7,925 個	設置を希望した世帯
公共施設等	96 個	地域の公民館等を含む
医療・福祉施設	55 個	
事業所等	19 個	設置を希望した事業所
屋外拡声装置	65 箇所	(宮之城地区) 帝釈天、下湯田、轟原、時吉、虎居、下川口、荒瀬、山崎、 二渡、須杭、湯之元、佐志、船木、柊野、柊野上、角郷、 木渋、北原、大薄、平川、泊野、白男川、浅井野、市野、 田原、甫立、青芝野、下船木、大長、折小野
		(鶴田地区) 門前、岩之上、下手、京塚原、市場、種子田、上川口、 大俣、栗野、高嶺、麓、樋脇、大角、浦川内、上場、山 神、大野、鶴田支所
		(薩摩地区) 下手、広橋、弓之尾、武、築平、池山、金山、黒鳥、町、 橋掛、下狩宿、熊田、丁町、平田、薬師、別野、北方町
固定系合計	8,095	

令和3年1月31日現在

4-2 通信指令施設の現況

令和7年4月1日現在

(1) 指令センターの概要

名 称	北薩3消防本部指令センター	所在地	鹿児島県薩摩川内市中郷町5031番地1

(2) 一般業務用電話

種 類	回線数	摘 要
一般加入電話	1	0996-24-8099

(3) 指令センター機器類（主要機器）

主 類	数 量	摘 要
指令台	4	うち指揮台（1座席） ※最大8座席まで拡張可
表示盤	12	支援情報・多目的情報・車両運用他マルチパネル
統合型位置情報通知装置	1	
Net119専用端末	1	
映像通報装置専用端末	1	
システム監視装置	1	
データメンテナンス装置	1	
消防OAシステム端末	3	さつま町専用1台
災害情報自動案内	3	さつま町専用1台

(4) 災害対策室の概要

名 称	さつま町消防本部 災害対策室	所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町時吉366番地

(5) 災害対策室 連絡調整員操作機器類

種 類	数 量	摘 要
本部・本署用NW装置	1	
署所端末	1	1階受付室
指令情報出力装置	1	1階受付室
指令用端末		
気象情報収集装置	1	データメンテナンス装置、指令情報出力装置に相乗り
災害情報共有システム端末	1	
本部・署所用表示盤	4	災害作戦室3台、警防課室1台
消防OAシステム端末	8	
データメンテナンス装置	1	
非常放送設備	1	
情報配信システム専用端末	1	

(6) 一般業務用電話

種 類	回線数	摘 要
一般加入電話	1	0996-52-0119
ヘルプ119電話	1	
第3ルート用電話	1	
緊急用FAX電話	1	0996-52-2041
一般用FAX電話	1	0996-53-0119、消防総務課室
携帯電話	5	当務隊長用1台、救急隊用4台
衛星電話	1	県より貸与

(7) 消防救急デジタル無線システム装置

種 類	数 量	摘 要
遠隔制御装置	2	
遠隔制御装置（OD）	1	指令センターNW切断時のさつま町基地局制御
さつま町基地局無線装置	1	

(8) デジタル無線

種 別	呼 出 名 称	出力 (W)	配置・搭載車両
基地局	さつましょうぼう	20	消防本部
陸 上 移 動 局	さつましょうぼう 101	10	指揮車
	さつましょうぼう 102	10	ポンプ車
	さつましょうぼう 103	10	タンク車
	さつましょうぼう 104	10	救助工作車
	さつましょうぼうしえん 1	10	広報車
	さつましょうぼうしえん 2	10	連絡車
	さつましょうぼうしえん 3	10	小型搬送車
	さつましょうぼうしえん 4	10	資機材搬送車
	さつましょうぼうしえん 5	10	団本部車
	さつまきゅうきゅう 101	10	救急1号車
	さつまきゅうきゅう 102	10	救急2号車
	さつまきゅうきゅう 103	10	救急3号車
	さつま携帯1～2 1	2	携帯局
	さつましきほんぶ 1	10	携帯局（可搬型）
	さつましょうぼう 100	10	警防課室
	さつましょうぼう 200	10	通信指令係事務室

5 消防、水防等関係

5-1 町内危険物施設一覧

※網掛けは休止施設

(令和7年4月1日現在)

	事業所名	所在地	電話番号	施設区分
1	北さつま農業協同組合 山崎給油所	薩摩郡さつま町山崎 1013 番地 2	56-9611	給油取扱所
2	北さつま農業協同組合 鶴田給油所	薩摩郡さつま町湯田 2159 番地 2	55-9090	給油取扱所
3	北さつま農業協同組合 本所給油所	薩摩郡さつま町虎居 721 番地 1, 721 番地 2	53-2728	給油取扱所
4	北さつま農業協同組合 中津川給油所	薩摩郡さつま町中津川 1995 番地 2	57-0740	給油取扱所
5	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53-0638	給油取扱所
6	宮之城石油株式会社 山崎給油所	薩摩郡さつま町山崎 225 番地 1	56-8688	給油取扱所
7	南国殖産株式会社 宮之城給油所	薩摩郡さつま町旭町 9 番地 1	53-2748	給油取扱所
8	有限会社 桑波田商店	薩摩郡さつま町湯田 655 番地 2	55-9171	給油取扱所
9	株式会社 共栄 宮之城船木 SS	薩摩郡さつま町船木江戸堀 81 番地	53-1145	給油取扱所
10	株式会社 Misumi 宮之城 SS	薩摩郡さつま町轟町 1 番地 1	53-0333	給油取扱所
11	水口商会	薩摩郡さつま町永野 937 番地 1	58-0822	給油取扱所
12	コナガタ石油有限会社	薩摩郡さつま町求名 3676 番地 1	57-0074	給油取扱所
13	有限会社 福山石油	薩摩郡さつま町広瀬 1305 番地	53-3487	給油取扱所
14	株式会社 Unipet Japan さつま SS	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1046 番地 2	090-3476-5773	給油取扱所
15	北薩生コンクリート株式会社	薩摩郡さつま町柏原 2682 番地	53-1215	自家用給油取扱所
16	有限会社 伊地知運送	薩摩郡さつま町柏原 291 番地 2	52-2030	自家用給油取扱所
17	株式会社さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6277 番地	57-1511	自家用給油取扱所
18	薩摩建設株式会社	薩摩郡さつま町求名 1902 番地 2	57-1110	自家用給油取扱所
19	薩摩産業株式会社	薩摩郡さつま町永野 3220 番地 1	58-0211	自家用給油取扱所
20	有限会社 司運輸	薩摩郡さつま町永野 2531 番地 6	58-0129	自家用給油取扱所
21	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2953 番地	52-2556	自家用給油取扱所
22	株式会社 白川田工務店	薩摩郡さつま町広瀬 3364 番地 4	53-0506	自家用給油取扱所
23	株式会社 久保興業	薩摩郡さつま町広瀬 3193 番地 11	53-0521	自家用給油取扱所
24	ひなたライン株式会社	薩摩郡さつま町久富木 4539 番地 1	56-8200	自家用給油取扱所
25	渡利建設株式会社	薩摩郡さつま町船木 2815 番地	53-1813	自家用給油取扱所
26	電源開発株式会社 川内川第1発電所	薩摩郡さつま町鶴田 6194 番地 2	59-2044	一般取扱所
27	電源開発株式会社 川内川第2発電所	薩摩郡さつま町鶴田 4894 番地 1	59-2035	一般取扱所
28	九州電力株式会社 湯田発電所	薩摩郡さつま町湯田 1643 番地	23-2050	一般取扱所

29	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子 3988 番地 2	59-2030	一般取扱所
30	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6122 番地	57-1511	一般取扱所
31	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6122 番地	57-1511	一般取扱所
32	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	56-8131	一般取扱所
33	株式会社 東郷建設 北薩合材工場	薩摩郡さつま町湯田 2524 番地 2	55-9281	一般取扱所
34	株式会社 日特スパークテックWKS さつま電極工場	薩摩郡さつま町湯田 2824 番地 7	52-4900	一般取扱所
35	アロン電機株式会社	薩摩郡さつま町永野 950 番地	58-0331	一般取扱所
36	鶴田ダム放流ゲート操作室	薩摩郡さつま町神子 鶴田ダム地内	22-3271	一般取扱所
37	株式会社 サトウ精工 第 3 工場	薩摩郡さつま町時吉 2020 番地	52-1200	一般取扱所
38	株式会社 Misumi 宮之城エネルギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 6	53-0554	一般取扱所 (充填)
39	コナガタ石油有限公司	薩摩郡さつま町求名 3677 番地 1	57-0074	一般取扱所 (充填)
40	鹿児島県経済農業協同組合連合会 中津川石油中継基地	薩摩郡さつま町中津川 8982 番地	099-258-5375	一般取扱所 (充填)
41	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53-0638	一般取扱所 (充填)
42	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 127 番地 1, 2	53-0638	一般取扱所 (充填)
43	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	52-3688	一般取扱所 (充填)
44	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53-1145	一般取扱所 (充填)
45	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2955 番地 1	52-2555	一般取扱所 (充填)
46	カホクガス株式会社	薩摩郡さつま町柏原 3441 番地 2	54-2114	一般取扱所 (詰替え)
47	矢野プロパン店	薩摩郡さつま町虎居 10 番地 1	53-0664	一般取扱所 (詰替え)
48	株式会社 コメリ 宮之城店	薩摩郡さつま町時吉 130 番地 1	52-4081	一般取扱所 (詰替え)
49	さつま町健康ふれあいセンター あびる館	薩摩郡さつま町神子 228 番地 7	31-5015	地下タンク貯蔵所
50	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子 3988 番地 2	59-2030	地下タンク貯蔵所
51	カホクガス株式会社	薩摩郡さつま町柏原 3441 番地 2	54-2114	地下タンク貯蔵所
52	さつま町立宮之城屋内温泉プール	薩摩郡さつま町時吉 1746 番地 1	52-2610	地下タンク貯蔵所
53	NTT 西日本鹿児島支店 紫尾無線中継所	薩摩郡さつま町平川大洞国有林 27 める林小班	099-258-8211	地下タンク貯蔵所
54	株式会社 アクシーズ 鹿児島工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	31-7601	地下タンク貯蔵所
55	株式会社 アクシーズ 薩摩工場	薩摩郡さつま町求名 12161 番地 2	57-1811	地下タンク貯蔵所
56	さつま町クリーンセンター	薩摩郡さつま町湯田 2734 番地 8	53-3111	地下タンク貯蔵所
57	軸屋酒造株式会社	薩摩郡さつま町平川 1427 番地	54-2507	地下タンク貯蔵所
58	株式会社 共栄 宮之城 SS	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53-1145	地下タンク貯蔵所
59	さつま町環境センター	薩摩郡さつま町広瀬 5410 番地	53-0013	地下タンク貯蔵所
60	さつま町環境センター	薩摩郡さつま町広瀬 5410 番地	53-0013	地下タンク貯蔵所

61	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2955 番地 1	52―2555	地下タンク貯蔵所
62	プラッセだいわ 宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1508 番地	52―0555	地下タンク貯蔵所
63	有限会社 宮之城誠秀製茶	薩摩郡さつま町虎居 2615 番地 1	52―0033	地下タンク貯蔵所
64	観音滝温泉 滝の宿	薩摩郡さつま町中津川 7601 番地	58―0889	地下タンク貯蔵所
65	コナガタ石油 有限会社	薩摩郡さつま町求名 3676 番地 1	57―0074	地下タンク貯蔵所
66	株式会社 日野洋蘭園	薩摩郡さつま町中津川 7868 番地	31―6006	地下タンク貯蔵所
67	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6122 番地 2	57―1511	地下タンク貯蔵所
68	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子 3988 番地 2	59―2030	地下タンク貯蔵所
69	株式会社 Misumi 宮之城エネルギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 6	53―0554	地下タンク貯蔵所
70	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	56―8131	屋外タンク貯蔵所
71	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	56―8131	屋外タンク貯蔵所
72	株式会社 アクシーズ 薩摩工場	薩摩郡さつま町求名 12161 番地 2	57―1811	屋外タンク貯蔵所
73	有限会社 熊田製茶	薩摩郡さつま町求名 9551 番地	57―0875	屋外タンク貯蔵所
74	有限会社 求名ファーム 求名農場	薩摩郡さつま町求名 13986 番地 1	57―1105	屋外タンク貯蔵所
75	有限会社 求名ファーム 広瀬農場	薩摩郡さつま町広瀬 2046 番地 26	52―2547	屋外タンク貯蔵所
76	有限会社 求名ファーム 久富木農場	薩摩郡さつま町久富木 2800 番地	56―9107	屋外タンク貯蔵所
77	株式会社 南九州畜産 母ヶ野農場	薩摩郡さつま町平川 2723 番地	54―2028	屋外タンク貯蔵所
78	鹿児島県経済農業協同組合連合会	薩摩郡さつま町中津川 8982 番地	099―258―5376	屋外タンク貯蔵所
79	鹿児島県経済農業協同組合連合会	薩摩郡さつま町中津川 8982 番地	099―258―5376	屋外タンク貯蔵所
80	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	53―0696	屋外タンク貯蔵所
81	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	53―0696	屋外タンク貯蔵所
82	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53―0638	屋外タンク貯蔵所
83	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 127 番地 1, 2	53―0638	屋外タンク貯蔵所
84	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 127 番地 1, 2	53―0638	屋外タンク貯蔵所
85	株式会社 東郷建設 北薩合材工場	薩摩郡さつま町湯田 2524 番地 2	55―9281	屋外タンク貯蔵所
86	宮之城トマト生産組合第二農場	薩摩郡さつま町時吉 695 番地	52―3425	屋外タンク貯蔵所
87	株式会社 環境科学 さつま工場	薩摩郡さつま町山崎 4009 番地 1	31―7101	屋外タンク貯蔵所
88	有限会社 ニノ方水産	薩摩郡さつま町二渡 3790 番地	56―9715	屋外タンク貯蔵所
89	株式会社アクシーズ 鶴田農場	薩摩郡さつま町鶴田 6213 番地 1	31―5900	屋外タンク貯蔵所
90	株式会社アクシーズ 佐志農場	薩摩郡さつま町広瀬 2112 番地 2	53―1100	屋外タンク貯蔵所
91	電源開発株式会社 川内川第 1 発電所	薩摩郡さつま町鶴田 6194 番地 2	59―2044	屋内貯蔵所
92	電源開発株式会社 川内川第 1 発電所 (P C B 保管庫)	薩摩郡さつま町神子 1504 番地 6	59―2044	屋内貯蔵所

93	紫尾高千穂工業株式会社	薩摩郡さつま町泊野 4770 番地 2	54-2562	屋内貯蔵所
94	有限会社 サンテクニ	薩摩郡さつま町広瀬 630 番地 1	53-3331	屋内貯蔵所
95	株式会社 日特スパークテック WKS さつま工場	薩摩郡さつま町田原 2238 番地 1	53-2211	屋内貯蔵所
96	株式会社 日特スパークテック WKS さつま工場	薩摩郡さつま町田原 2238 番地 1	53-2211	屋内貯蔵所
97	株式会社 トラスト (植園産業株式会 社：名称変更)	薩摩郡さつま町湯田 902 番地 1	55-9201	屋内貯蔵所
98	株式会社 片桐工作所	薩摩郡さつま町虎居 2638 番地 8	52-1330	屋内貯蔵所
99	株式会社 南日本放送 阿久根TV 中継局	薩摩郡さつま町白男川 6010 番地	099-254-7251	屋内タンク貯蔵所
100	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	52-3688	移動タンク貯蔵所
101	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	52-3688	移動タンク貯蔵所
102	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53-0638	移動タンク貯蔵所
103	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2955 番地 1	52-2555	移動タンク貯蔵所
104	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53-1145	移動タンク貯蔵所
105	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53-1145	移動タンク貯蔵所
106	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
107	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
108	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
109	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53-1121	移動タンク貯蔵所
110	株式会社 Misumi 宮之城エネ ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 6	53-0554	移動タンク貯蔵所
111	株式会社 Misumi 宮之城エネ ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 4	53-0554	移動タンク貯蔵所
112	株式会社 Misumi 宮之城エネ ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 4	53-0554	移動タンク貯蔵所

5-2 消防装備の現況

(令和7年4月1日現在)

	消防本部	宮之城東 部方面隊	宮之城西 部方面隊	鶴田方面 隊	薩摩方面 隊
消防ポンプ自動車	—	4	4	3	4
化学車	—	—	—	—	—
救急車	3	—	—	—	—
救助工作車	1	—	—	—	—
はしご車	—	—	—	—	—
水槽付消防ポンプ自動車	2	1	—	—	—
水槽付小型ポンプ積載車	—	—	1	1	—
小型ポンプ積載車	—	2	1	1	1
小型ポンプ	—	3	6	4	4

5-3 消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

地区別 区分		本 庁	鶴田総合支所	薩摩総合支所	合 計
消火栓	公 設	241	107	125	473
	私 設	—	—	—	—
～設公～ 防火水槽	20 m ³ 以上 40 m ³ 未 満	27	—	5	32
	40 m ³ 以上 100 m ³ 未 満	89	66	25	180
	100 m ³ 以上	—	—	—	—
～設私～ 防火水槽	20 m ³ 以上 40 m ³ 未 満	44	6	17	67
	40 m ³ 以上 100 m ³ 未 満	1	3	6	10
	100 m ³ 以上	—	—	—	—
そ の 他	河 溝 等	102	29	32	163
	プ ー ル	11	3	5	19
	濠 池 等	—	—	1	1
合 計		515	214	216	945

5-4 重要水防箇所一覧

1 重要水防箇所(A)

(A…水防上最も重要な区間)

河川名	地 先 名	左右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
川内川	さつま町須杭	右岸	27K 800 ~ 29K 300	656	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区のため、高さ不足	積土俵工
〃	〃 須杭	右岸	29K 800 ~ 29K 900	134	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区のため、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	29K 830 ~ 29K 900	50	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	30K 200 ~ 30K 300	113	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	30K 500 ~ 30K 800-90	172	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 二渡	右岸	30K 600 ~ 30K 700	100	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	31K 000 ~ 31K 210	290	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 二渡	右岸	33K 400 ~ 33K 800	400	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 湯田	左岸	40K 200 ~ 40K 800+190	1,180	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃

2 重要水防箇所(B)

(B…水防上重要な区間)

河川名	地 先 名	左右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
川内川	〃 須杭	右岸	27K 600 ~ 27K 800	51	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
〃	〃 須杭	右岸	29K 300 ~ 29K 800	439	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	29K 800 ~ 29K 830	20	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	29K 900 ~ 30K 000	80	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	30K 300 ~ 30K 500	185	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 川口	右岸	34K 600-150 ~ 34K 600	150	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 川原	左岸	38K 000 ~ 38K 600	791	河積不足の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
〃	〃 時吉	左岸	38K 600 ~ 38K 800	180	無堤地区の為、溢水の恐れあり(堤防高B) 無堤地区の為、高さ不足	〃

〃	〃 柏原	右岸	40K 000-90 ~ 40K 200	276	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 柏原	左岸	40K 000 ~ 40K 200	290	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 湯田	左岸	41K 100 ~ 41K 200	105	堤体から溢水の恐れあり（堤防高B）	〃

3 重要水防箇所（要注意）

河川名	地 先 名	左右岸の別	位 置	延長(m)	備 考
川内川	さつま町柏原	右岸	41K 000+225 ~ 41K 200+63	92	施工後3年以内（H24年度完成）

4 重要水防箇所（重点区間）

河川名	地 先 名	左右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
川内川	さつま町荒瀬	左岸	29K 800 ~ 30K 000	150	無堤地区のため溢水の恐れあり	積土俵工
〃	〃 山崎	左岸	31K 345 ~ 31K 390	45	法面崩壊の恐れあり 出水時パラペット部角落と しの確認必要あり	シート工
〃	〃 柏原	右岸	43K 770 ~ 43K 800	30	法面崩壊の恐れあり	シート工

5-5 重要水防箇所外の危険予想区域

水系名	河川名	担当水防 管 理 団 体 名	延長 m	左 右 岸 別	区 域	予 想 される 危 険	予 想 さ れ る 被害の程度			摘 要
							家屋 戸	耕地 ha	その他	
川内川	泊野川	さつま町	300	右	さつま町白男川	溢 水	2	2		B
〃	前川	〃	300	左	〃 鶴田樋脇	〃		15		〃
〃	〃	〃	500	右	〃	〃		15		〃
〃	夜星川	〃	1,100	右	〃 柏原	〃	3	10		〃
〃	〃	〃	800	左	〃	〃		5		〃
〃	南川	〃	100	右	〃 永野岩元	浸 水	1			〃
〃	〃	〃	100	左	〃	〃		0.5		〃

(注) A=100mm 程度、B=200mm 程度、C=300mm 程度の日雨量で危険が予想される

5-6 町内水防倉庫一覧

河川 海岸名	左右岸の名	位 置	管理者	備蓄主要資器材（在庫数量）							
				土の かま	な わ 玉	植 木	ス ル ハ シ	鎌 鋸	掛 矢 蛸 槌	照 明 灯	そ の 他
夜星川	左	さつま町柏原	さつま町長	2,000	2	500	45	30	5	5	ビニールシート 100
川内川	左	〃 宮之城屋地(役場内)	〃	1,000	12		14	12	3	8	ビニールシート 2 枚
穴 川	右	〃 広橋	〃	1,800	9	150					ビニールシート 24 枚
川内川	右	〃 虎居 868—1	川内川河川事務所長	4,800		20	14	8	2	2	ビニールシート 20、鉄線 40kg、 水防マット 3、 ナタ 3、 ロープ 500m

5-7 水防活動実施状況報告書

(管理団体名)

印

水防実施 の台風名 又は豪雨 名								指 非 の	定 別				
出 水 の 概 況									区 分	管 理 団体分 円	県 支出分 円	合 計 円	
水防実施 の 場 所									所 人 件 費 要 物 件 費 費 費 合 計 使 用 資 材	手 当			
日 時	自 月 日 時 時間 至 月 日 時									そ の 他			
										計			
										資 材 費			
出動人員	水防 団員	消防 団員	そ の 他	計 人									
	器 材 費												
	燃 料 費												
水防作業 の概況 及び 工法延長										雑 費			
									計				
									合 計				
水 防 の 結 果	効 果	堤 防	田 ha	畑 ha	家 戸	鉄 道	道 路	使 用 資 材	収	俵 円	俵 円	俵 円	
	被 害	m	ha	ha	戸	m	m		縄	kg 円	kg 円	kg 円	
	被 害 額	円	円	円	円	円	円		丸 太	本 円	本 円	本 円	
他 の 団 体 よ り の 応 援 状 況									そ の 他	円			
居 住 者 出 動 状 況									立退きの状況及びそ れを指示した理由				
警 察 の 応 援 状 況									水防功労者の年齢及 び所属並びに功績概 要				
現 地 指 導 員 の 職 氏 名									堤防その他の施設等 の状況、異常を生じ たときはその場所及 び 状 況				
									水 防 活 動 に 関 す る 自 己 批 判				
水防関係 者の死傷									備 考				

5-8 水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに利用する資材
越水	積み土俵工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工（連結水のう工）	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のう入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組立てる	都市周辺河川（土砂、土のう入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかのようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のう入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水対策	詰め土俵工	川表のり面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	
	継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	
	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
	たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
洗掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
	木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土俵をつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線くい
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線

裏			捨て土のう工、捨て石工	表のり面決壊箇所土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
			竹網流し工	竹を格子形に結束し土俵をつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
	決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
			築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
			びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
	き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
			打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂質堤防	くい、鉄線
		のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
			継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
			ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
	裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線土のう
			五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
			竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
			力くい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
			かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		崩	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川砂質堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
			くい打ち積み土俵工	裏のり面にくいを打ち並べ、中詰めに土俵を入れる	急流河川砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
			土俵羽口工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		壊	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
			さくかき詰め土俵工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
			築きまわし工	裏のり面にくいを打ちさくを作り中詰め土俵を入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
			水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

6 輸送等関係

6-1 町有車両一覧

番号	課 係 等	公 用 車 名	自 動 車	
			種 別	用 途
1	総 務 課	町長公用車	普 通	乗 用
2	財 産 管 理	財政 1 号	軽 自 動 車	貨 物
3	〃	財政 2 号	普 通	乗 用
4	〃	財政 3 号	小 型	〃
5	〃	財政 4 号	〃	〃
6	〃	ちくりん号	普 通	乗 合
7	収 納	収納 1 号	軽 自 動 車	貨 物
8	〃	収納 2 号	小 型	乗 用
9	〃	収納 3 号	〃	〃
10	地 籍 調 査	地籍調査 1 号	〃	貨 物
11	〃	地籍調査 2 号	〃	乗 用
12	〃	地籍調査 3 号	軽 自 動 車	貨 物
13	道 路 維 持	土木 1 号	小 型	乗 用
14	〃	キャブオーバ	〃	貨 物
15	〃	ダンプ 2 号	〃	〃
16	〃	ダンプ 4 号	〃	〃
17	〃	ダンプ 5 号	普 通	〃
18	〃	クレーンダンプ	〃	〃
19	〃	道路維持 10 人乗りワゴン	小 型	乗 用
20	〃	パトロール車	普 通	特 種
21	〃	道路維持 1 号	軽 自 動 車	貨 物
22	〃	道路維持 2 号	〃	〃
23	都 市 計 画	公園号	〃	〃
24	建 築	建築号	〃	〃
25	耕地林業管理	耕地 1 号	小 型	乗 用
26	〃	耕地 2 号	〃	〃
27	福 祉	こすもす 1 号	普 通	乗 合
28	〃	こだま号	軽 自 動 車	貨 物
29	健 康 増 進	リフト付バス	普 通	特種身障者
30	〃	健康増進号	軽 自 動 車	貨 物
31	〃	保健指導者号	〃	〃

32	福 祉	福祉号	〃	〃
33	環 境	環境号	〃	〃
34	商 工 観 光	商工観光1号	〃	〃
35	〃	商工観光2号	小 型	〃
36	農 業 振 興	営農指導車1号	軽自動車	〃
37	〃	営農指導車2号	〃	〃
38	〃	営農指導車3号	〃	〃
39	林 務	ジープ2号	小 型	乗 用
40	〃	ジープ3号	軽自動車	貨 物
41	畜 産	畜産号	小 型	〃
42	農 業 振 興	水田再編車	軽自動車	〃
43	担 い 手	担い手1号	小 型	貨 物
44	水 道	水道1号	小 型	貨 物
45	〃	水道2号	軽自動車	〃
46	〃	水道3号	小 型	〃
47	〃	水道号（旧鶴田支所）	普 通	特 殊
48	〃	水道1号（旧薩摩支所）	小 型	貨 物
49	教 育 委 員 会	教育委員会1号	軽自動車	〃
50	〃	教育委員会2号（旧福祉2号）	〃	〃
51	〃	なかよし号	普 通	乗 合
52	社 会 教 育	社会教育号	〃	乗 用
53	ス ポ ー ツ 振 興	社会体育号	軽自動車	貨 物
54	危 機 管 理	交通安全広報車	〃	乗 用
55	〃	防災広報車	普 通	特種消防車
56	鶴 田 総 務	総務管理車	小 型	乗 用
57	〃	地籍調査車	〃	貨 物
58	鶴田町民福祉	健康増進車	〃	乗 用
59	鶴 田 経 済	畜産指導車	〃	〃
60	〃	営農指導車	〃	貨 物
61	〃	林務車	〃	〃
62	建 設	土木車	軽自動車	乗 用
63	〃	4 t ダンプ	普 通	貨 物
64	〃	2 t ダンプ	〃	〃
65	〃	道路維持車	〃	〃
66	鶴 田 教 務	社会教育号	普 通	乗 用
67	〃	軽トラック	小 型	貨 物
68	鶴 田 総 務	商工観光号	小 型	〃
69	薩 摩 総 務	総務1号	〃	〃

70	〃	総務2号	〃	〃
71	〃	プリウス	普 通	乗 用
72	〃	キャラバン	〃	〃
73	〃	地籍車	小 型	貨 物
74	薩 摩 水 道	水道2号	〃	〃
75	建 設	土木車	〃	〃
76	〃	管理車	〃	〃
77	〃	2 t ダンプトラック	普 通	〃
78	〃	2 t 積載車	〃	〃
79	薩 摩 経 済	耕地車	小 型	〃
80	〃	林務	〃	〃
81	〃	営農指導車	〃	〃
82	薩摩町民福祉	こすもす2号	普 通	乗 合
83	〃	保健福祉号	小 型	貨 物
84	薩 摩 教 務	コロナ	〃	乗 用
85	〃	幼稚園バス	普 通	乗 合

6-2 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

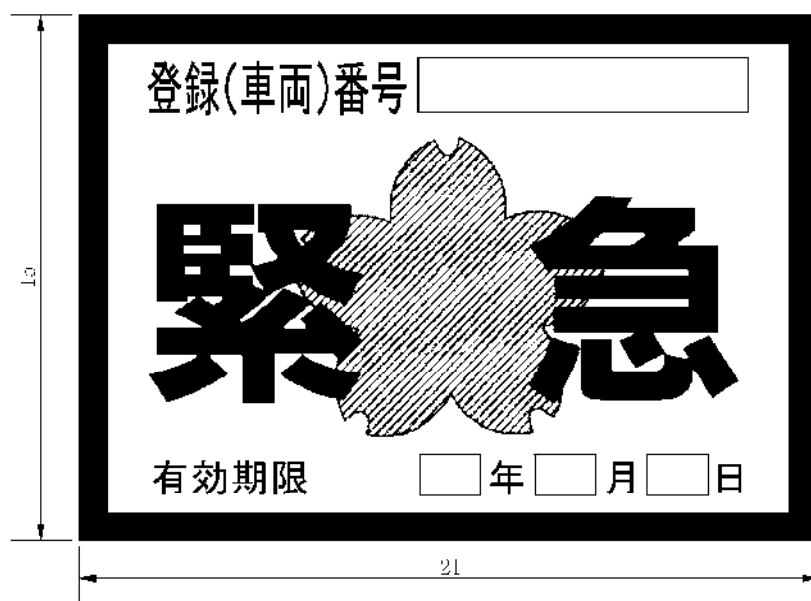
災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 申請者住所 (電 話) 氏 名 印		
番 号 標 に 標 示 されている番号 (登 録 番 号)		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		
第A— 号 災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 鹿児島県公安委員会 印		
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署（幹部派出所を含む）、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両が廃車となったとき。 3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。		

6-3 緊急通行車両確認証明書

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事○印 公安委員会○印		
番号標に標示されている番号		
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備 考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

6-4 緊急通行車両等の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6-5 規制の標識等



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

6-6 緊急輸送道路一覧

区 分	道 路 種 別	路 線 名	延長 km	代替路線の状況
第1次	一般国道（指定区間外）	国道 504 号	52.8	一般国道 220 号等
第2次	一般国道（指定区間外）	国道 267 号	16.2	九州縦貫自動車道
	〃	国道 328 号	59.4	一般国道 3 号線
	主 要 地 方 道	宮之城加治木線	14.2	一般国道 328 号等

6-7 町内ヘリコプター発着予定地一覧

名 称	所 在 地	設置（管理） 者	連 絡 先	面積、その他
薩 摩 中 央 高 校	さつま町虎居 1900	県	0996-53-1207	19,834
宮之城総合グラウンド	〃 舟木 302	さ つ ま 町	0996-53-1111	16,000 照明あり
柏 原 グ ラ ウ ン ド	〃 柏原 1585	〃	0996-59-3111	9,600
鶴 田 中 学 校	〃 神子 662	〃	0996-59-2009	10,000 照明あり
薩 摩 総 合 運 動 公 園	〃 求名 12761-6	〃	0996-57-1111	49,992 照明あり

7 避難所、医療等関係

7-1 避難所等一覧

1 避難所

番号	地区名	避難場所 (40 指定／37 施設)	所在地	電話番号	収容 人員	地震	洪水 ・ 内水 氾濫	崖崩 れ・ 土石 流・ 地す べり
1	宮之城 屋地	宮之城総合体育館	船木 302-1	52-1888	500 人	○	○	○
2		屋地楽習館	宮之城屋地 887	53-1994	100	○	○	○
3		宮之城鉄道記念館	宮之城屋地 2036-4	53-0525	50	○	○	○
4		盈進小学校	宮之城屋地 1546-3	53-1588	200	○	○	○
5		宮之城中学校	宮之城屋地 391	53-1588	200	○	○	○
6	虎居	虎居地区公民館	西新町 11-3	53-1272	120	○	×	○
7		県営若草団地集会室	虎居町 8-1	—	30	○	○	○
8		宮之城伝統工芸センター	虎居 2638	52-1313	50	○	○	○
9		薩摩中央高等学校	虎居 1900	53-1207	300	○	○	○
10	時吉	宮之城トレーニングセンター	時吉 1743	52-2610	70	○	○	○
11	船木	船木農業構造改善センター	船木 769-1	52-1034	70	○	○	○
12	柊野	柊野地区体育館	柊野 467	—	50	○	○	○
13	平川	平川区公民館	平川 7446-1	—	70	○	○	○
14		平川地区体育館	平川 2008-2	—	100	○	○	○
15	湯田	湯田いきいき研修館	湯田 900-1	55-2180	100	○	×	○
16	佐志	佐志交流館	広瀬 1178	53-0501	100	○	○	○
17	山崎	山崎交流館	山崎 853-1	56-8301	100	○	○	○
18	久富木	久富木区公民館	久富木 1791-イ	56-9900	70	○	○	○
19	二渡	二渡営農研修館	二渡 4809	56-8290	70	○	○	○
20	白男川	うましき郷きららの楽校	白男川 1501-1	53-4760	150	○	○	○
21	泊野	泊野地区体育館	泊野 451	—	100	○	○	○
22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田 3424-1	—	60	○	○	○
23		鶴田小学校	神子 661-3	59-2017	100	○	○	○
24		鶴田中央公民館	神子 666-1	59-2022	100	○	○	○
25		鶴田体育館	神子 668-10	—	200	○	○	○
26	神子	鶴田中央公民館	神子 666-1	59-2022	100	○	○	○
27		鶴田保健センター	神子 228-1	31-5110	100	○	×	○
28		鶴田体育館	神子 668-10	—	200	○	○	○
29	柏原	柏原地区集会施設ほたる館	柏原 1637-3	—	50	○	○	○
30		柏原小学校	柏原 1588	59-8674	100	○	○	○
31	紫尾	紫尾区公民館	紫尾 349-5	59-8158	50	×	○	○
32		紫尾地区体育館	紫尾 362-1	—	100	○	○	○
33	求名	薩摩農村環境改善センター	求名 12753-3	57-0970	100	○	○	○
34		求名交流館	求名 3356-1	57-0881	60	×	○	○
35		旧求名小学校	求名 2737	57-0009	100	○	○	○

36	中津川	中津川交流館	中津川 2009	57-0884	60	×	○	○
37		薩摩小学校	中津川 4269	57-0486	100	○	○	○
38	永野	薩摩農村環境改善センター	求名 12753-3	57-0970	100	○	○	○
39		永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員休憩室	永野 1022-1	—	30	○	○	○

2 避難地

番号	名 称	所 在 地
1	宮之城総合グラウンド	さつま町船木 246-1
2	柏原グラウンド	〃 柏原 1594
3	薩摩総合グラウンド	〃 求名 12753-3
4	町内各小・中学校のグラウンド	各小・中学校の所在地
5	鹿児島県立北薩広域公園	さつま町虎居5470

7-2 福祉避難所一覧

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	障害者支援施設 宮之城ふくし園	さつま町宮之城屋地 670-2	53-2940
2	特別養護老人ホームマモリエ	〃 船木 2315-1	53-0026
3	特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園	〃 紫尾 4077-1	59-8004
4	特別養護老人ホームさつま園	〃 求名 13341-1	57-0695
5	養護老人ホームほのぼの苑	〃 湯田 1575-1	55-9850
6	J A 北さつま 田原の郷	〃 広瀬 656-6	53-3914
7	医療法人 博仁会 宮之城病院	〃 船木34	53-0180

7-3 避難経路一覧

避難場所	地区名	避難経路	
		町道	国・県道
宮之城総合体育館	宮之城 屋地	城之口五日町線、河内野線、五日町川口梁原線、愛宕下船木線、上永迫線、五日町西線、城之口下原線、野中線、笠之元線、五日町西ヶ迫線	国道 267 号線、県道宮之城祁答院線
屋地楽習館		城之口中線、八幡馬場西ヶ迫線、信教寺横通り線	国道 328 号線
宮之城鉄道記念館 盈進小学校		盈進小通り線、川原線、愛宕八幡馬場線、愛宕東谷線、愛宕線、東谷住宅線、前岡本線、前岡高祖線、屋地佐志線、愛宕前岡線、愛宕前岡 1 号、2 号、3 号線、役場前通り線、新道線	国道 267 号線
虎居地区公民館	虎居	西新町 6—5 号線、西新町 4—1 号線、虎居町 6—1 号線、虎居西線、甫立海老川線、大角甫立線、旭西新町線、西手線	国道 328 号線・国道 504 号線、県道紫尾虎居線
県営若草団地集会室		虎居町 4—3 号線、若草南国通り線、広瀬虎居町線、虎居東線	国道 328 号線・国道 504 号線
宮之城伝統工芸センター		西手大角線、弓場ヶ迫線	国道 328 号線・国道 504 号線
薩摩中央高等学校		長岡線、長岡支線、轟原南線、若竹公園線、轟原線、上向循環線、長岡上向線、上向甫立線、轟 25 号線、轟 26 号線	国道 328 号線・国道 504 号線、国道 267 号線
宮之城トレーニングセンター	時吉	時吉中央線、時吉田原線、萩之峯線、時吉温泉プール線、佐志時吉線、時吉倉内団地線、時吉馬場線、時吉新改原線、時吉湯田線、時吉赤道線、時吉新地中央線	国道 504 号線
船木農業構造改善センター	船木	城之口下原線、船木西線、油田河内野線、船木西ヶ迫線、旭船木線、船木大長線、油田五日町線、愛宕下船木線、船木前田線、笠之元線、古城線、小松原線	国道 267 号線、県道宮之城祁答院線
柊野小学校体育館	柊野	柊野高川線、柊野小横道通線、柊野小学校線、柊野阿津川線、柊野西線、柊野紫尾線、別府線、柊野古園線、北ヶ迫本線、柊野小支線、柊野上線	
平川営農研修センター 平川小学校	平川	大薄西線、髪櫛線、虎居平川母ヶ野線、登尾線、上平川線、上平川西線、母ヶ野高峯線、大洞線、蔭平線、山之前線、宮坂線、北原西線、北原平田線、平川北原線、下平川北原線	国道 328 号線・国道 504 号

湯田いきいき研修館	湯 田	宮原線、鶴川原線、湯田原線、山越本線、湯田馬場線、川口薩摩湯田停車場線、佐志湯田線、湯田原小原線、宮下線、湯田馬場住宅線、吹田湯之元線、湯田発電所線、杉山線、湯田馬渡線	国道 267 号線
佐志地区公民館	佐 志	布田高原線、屋地佐志線、大下線、佐志中線、田原線、佐志橋田原線、佐志中央線、木洪循環線、木洪公民館線、木洪南線、滝下中津川線、小川田中津川線、池之野大谷線、佐志鶴田駅線、寺下線、佐志湯田線、仮屋瀬青芝野線、佐志本通り線、池之野仮屋瀬線、小川田線、前目線、篠田線、豆漬線、鶴ヶ城倉内線、倉内工業団地線、田原仮屋原線、田原高祖線、田原東線、仮屋原線、仮屋原 2 号線、南方川線、佐志小学校前線、寺下中線、佐志農協通り線、佐志ニュータウン線、佐志ニュータウン支線、佐志時吉線、穴川線	国道 504 号線、県道宮之城加治木線・県道堂山宮之城線・求名小川田線
山崎地区公民館	山 崎	荒瀬副田線、山崎北原線、山崎十文字線、草田古野線、古野北原線、城之口下原線、荒瀬小原線、荒瀬中央線、荒瀬川添線、池田線、堂床線、松山線、山崎中学校線、山崎大畝町線、草田線	国道 328 号線、県道川内山崎線・県道薩摩山崎停車場線
久富木区公民館	久富木	城之下大畝町線、船木大長線、角郷本線、鳥越線、大長線、大野中線、古野北原線、北原公民館線、角郷北原線、山角北原線、迫線、宮入来線	県道原口薩摩山崎停車場線・県道川内祁答院線・県道久富木藺牟田線・県道薩摩山崎停車場線
二渡営農研修館	二 渡	二渡折小野線、須杭本線、二渡中通線、二渡町前川線、前川線、二渡日暮線、運床線、須杭支線、折小野米山線、折小野流合線	国道 267 号線、県道薩摩山崎停車場線
白男川小学校	白男川	浅井野線、白男川高峯線、白男川一ツ木線、川口日当瀬一ツ木線、五日町川口梁原線、中間線、平八重線	国道 504 号線、県道東郷山田宮之城線
泊野小学校	泊 野	楠八重線、市野線、久木野大平線、大平線、泊野中央線、泊野小学校前線、宮田藤川線、母ヶ野高峯線、高峯上線、高峯下線	国道 504 号線
鶴田地区コミュニティセンター 鶴田小学校	鶴 田	湯田原停車場線、上原線、東湯田原 1、2、3、4 号線、湯田原線、鶴田中学校線、串下線、湯田原中央線、下湯田原線、宮原坂線、開拓上場線、浦川内線、河野線、上場線、大平線、米山線、中川内線、鷹之巣	国道 267 号線 県道鶴田大口線 県道鶴田定之段線

鶴田中央公民館 鶴田体育館	鶴 田 神 子	線、並木線、大角線、大角西平線、神崎線、大角岩下線、水口線、上手線、大角上手線、萩之平線、町島廻線、東善寺線、島廻線、大平線、岩川線、麓線、赤坂線、鶴田駐在所線、久保田線、池之元線、並木池之元線、枕辺線、迫川内線、鳥越線、山角線、佐志線、池之野線、坂下線、杉山線、菅元線、牟田山中園線、牟田山線、櫃ヶ迫線、後迫線、稲留線、鶴田停車場線、鶴宮線、鶴田小学校線	
鶴田保健センター	神 子	大野線、高下線、大野外園線、大野第2ダム線、寺床線、大野深田線、上下大迫線、横場線、高嶺1号、2号線、内之山線、新田線、新田上原線、新田上園線、新田東線、大俣線、黒岩線、字川線、大俣字川線、葎山線、竹山線、柳野線	県道鶴田定ノ段線
柏原地区集会施設（ほたる館） 柏原小学校	柏 原	川口柳野線、軸屋線、川口上原線、川口中央線、種子田川口線、川口線、市場種子田線、市場中央線、宮下線、井上末松線、種子田線、諏訪下仁王原線、諏訪下中央線、田原線、橋之口線、下手線、室屋線、大願寺中央線、京塚原線、大願寺長岡線、上京線、小松原線、京塚原中央線、京塚原採補場線、永牟田2号線、永牟田線、政所線、上向線、長岡上向線、紋之園迫畑線、小山線、紋之園長山線、種子田クラブ線、片野線、佐藤線、迫畑線、原田前中央線、柏原小学校線、諏訪下線	国道267号線 県道紫尾虎居線 県道鶴田定之段線
紫尾区公民館 紫尾小学校	紫 尾	浦田線、小杉田線、下原線、萩之段線、綾織線、大園線、西川内線、前畑線、柊野線、中西1号、2号線、岩之上線、仁田原線、内木場線、谷川線、松崎線、王子野線、町山線、長崎線、的場線、紫尾柊野線、外園線、奥之院線、湯之元線	県道紫尾虎居線 県道鶴田定之段線
薩摩農村環境改善センター 薩摩中学校	求 名	黒鳥下線、宮之前線、黒鳥線、戸子田黒鳥線、五本松中学校線、広橋線、戸子田広橋線、武広橋線、沖ヶ丸線、宇堂山広橋線、戸子田熊田線、松ヶ迫線、搦熊田線、下別府線、熊田線、蔵野線、小永田2号線、古井手1号、2号線	国道504号線 県道薩摩祁答院線

求名交流館 求名小学校	求 名	立山線、狩宿中央鶴田ダム線、境田尾下り線、狩宿線、山伏塚線、市之木原線、宮前境田線、藤川境田線、狩宿大平線、子捨線、押口線、山之口線、前平線、野平線、打越線、熊陣線、北平線、羽有循環線、下手戸子田線、下手停車場2号線、大谷線、下手1号、2号、3号線、小永田線、下手停車場1号線、求名下中線、厚地線、上土橋線、戸子田住宅下線、戸子田蕨野線、上土橋駅線、搦野坂線、求名町線、小永田1号線、戸子田熊田線、蕨野線	国道 267 号線 県道薩摩祁答院線 県道求名小川田線
中津川交流館 中津川小学校	中津川	荒田中岳線、武線、武松八重線、武住宅前線、白鳥線、武白猿線、尾付野山小川田線、木場田線、尾原上線、宇堂山広橋線、宇堂山日露線、新地尾原線、園田線、竹笠永江線、中津川佐志線、永江黒木浦線、中ノ丸線、別野小牧線、大丸別野線、堂脇高柳線、大迫白金線、水口田之頭線、星原線、堂之尾線、大迫1号、2号線、大丸下り山線、冷水下り山線、宇堂山竹笠線、中津川南線、古井手3号線	県道黒木新地線 県道薩摩祁答院線
観音滝公園交流センター 薩摩農村環境改善センター アロン電機㈱第3工場 従業員休憩室	永 野	段線、丁場段線、田平薬師線、池山線、仕明田平線、築平中央線、新地築平線、笹原線、吉原線、谷川線、吉川線、大平線、正野山線、丁場平八重線、丁場池之段線、丁場寺元線、上平八重線、笠松線、平八重線、山之平線、須田山1号、2号線、山峯線、丸山線、若宮線、八重目線、金山線、茶屋金山線、茶屋岡線、谷川三反田線、丁場上村線、仕明線、横手線、諏訪橋線、丁場段線、永野熊田線、三反田1号線、岩元田平線、永野西部線、観音滝線	国道 504 号線 県道牧園薩摩線 県道黒木新地線 県道針持永野線

7-4 救急救助用資器材等保有状況

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

	品 名	数量		品 名	数量
消防用資器材	照明装置	3	救 助 用 資 器 材	エアツール一式	1
	投光器	3		救助幕	1
	チェーンソー（ルートカッター、レスキューソー含む）	5		救助担架	1
	送排風機	2		フルスケッドストレッチャー一式	1
	噴霧装置	2		救命索発射装置	1
	化学消火用簡易発泡器	4		かぎ付き梯子	3
	複合型ガス検知器	2		三連梯子	4
	耐熱服	1		ワイヤー梯子	1
救 急 用 資 器 材	患者監視装置	1	救 助 用 資 器 材	空気呼吸器	15
	患者監視装置兼自動体外式除細動器	2		マット型空気ジャッキ一式	1
	自動体外式除細動器	4		ガス溶断器	1
	輸液ポンプ	2		救命ボート	2
	吸引器	3		船外機	2
	自動式人工呼吸器	4		削岩機	1
	パルスオキシメーター	4		水難救助隊用潜水器具一式	9
	防刃ベスト	6		簡易画像探索装置	1
	バックボード	6		携帯警報機	8
	カプノメーター	3		移動式クレーン	2
	喉頭鏡	3		電動ハンマードリル	1
	ビデオ喉頭鏡	3		充電式レスプロソー	1
	血糖測定器	3	そ の 他 の 資 器 材	急速展張式フレームテント（ドラッシュテント）	1
	血圧計	7		携帯発電機	7
	人口呼吸器	3		冷暖房空調機（テント用全天候型）	1
	携帯型酸素吸入器	3		高圧空気充填機	1
	スクープストレッチャー	3		エアータント	1
	油圧救助器具一式	1		陽圧式化学防護服	2
	充電式コンビツール一式	1		簡易化学防護服	2
	可搬式ウィンチ	2			
	エンジンカッター	2			

7-5 町内医療機関一覧

1 病院・診療所

<宮之城地域>

番 号	名 称	所 在 地	電話番号
1	薩摩郡医師会病院	さつま町轟町 510	0996-53-0326
2	クオラリハビリテーション病院	〃 船木 2311-6	0996-53-1704
3	宮之城病院	〃 船木 34	0996-53-0180
4	稲津内科病院	〃 宮之城屋地 1378	0996-52-3355
5	立志クリニック	〃 湯田 1502-10	0996-55-9119
6	海江田医院	〃 宮之城屋地 1461	0996-53-0006
7	すずき耳鼻咽喉科	〃 轟町 18-10	0996-21-3735
8	林田内科	〃 宮之城屋地 1548	0996-53-1177
9	うかり眼科	〃 虎居町 12-15	0996-53-0030
10	相良医院	〃 宮之城屋地 1531-3	0996-53-0160
11	小緑内科	〃 轟町 39-1	0996-52-1676
12	溝口整形外科	〃 轟町 34-2	0996-52-4668
13	てらだ内科クリニック	〃 田原 147-3	0996-21-3232
14	ますざき医院	〃 広瀬 673	0996-52-4510

<薩摩地域>

番 号	名 称	所 在 地	電話番号
1	さつまクリニック	〃 求名 12552-2	0996-57-0020

2 歯科診療所

<宮之城地域>

番 号	名 称	所 在 地	電話番号
1	尾形歯科医院	さつま町宮之城屋地 1464	0996-53-0418
2	杉田歯科医院	〃 宮之城屋地 1596-13	0996-52-2855
3	林田歯科クリニック	〃 宮之城屋地 1456-2	0996-52-0077
4	福岡歯科医院	〃 虎居 704-4	0120-53-3300
5	ふくおか歯科クリニック	〃 山崎 1000-1	0996-56-8511
6	ほだて歯科	〃 虎居町 14-9	0996-53-3555

<鶴田地域>

番 号	名 称	所 在 地	電話番号
1	たきかわ歯科医院	さつま町鶴田 2690-1	0996-55-9637

7-6 町内薬局等一覧

番 号	名 称	所 在 地	電話番号
1	青空薬局	さつま町 柏原 2820	0996-52-0101
2	うさぎ薬局	〃 宮之城屋地 1531-5	0996-52-4116
3	ウチ薬局	〃 虎居町 5-15	0996-53-0063
4	かぐや姫薬局	〃 轟町 39- 1 0	0996-29-3301
5	ぎんご薬局	〃 広瀬 668-3	0996-53-0500
6	くきどめ薬局	〃 宮之城屋地 1069- 1	0996-53-0823
7	さし薬局	〃 田原 147-6	0996-21-3610
8	タバタ薬局宮之城店	〃 宮之城屋地 1461-4	0996-21-3344
9	ひなた薬局	〃 虎居町 13- 3	0996-21-3399
1 0	フタヤ薬局湯田店	〃 湯田 1502-29	0996-59-2033
1 1	ふなき薬局	〃 船木 50-3	0996-29-3281
1 2	ヘルシー薬局宮之城店	〃 轟町 34- 1	0996-21-3739
1 3	m y 薬局さつま	〃 船木 2323-1	0996-29-3100
1 4	やまだ薬局	〃 宮之城屋地 1378- 1	0996-52-4585

7-7 災害拠点病院一覧

名 称	所 在 地	診 療 科 目	電話番号
済 生 会 川 内 病 院	薩摩川内市原田町 2 - 46	内・外・小・整・眼・産婦・ 放・泌・耳・麻・皮・小児外	0996-23-5221
県 立 北 薩 病 院	大口市宮人 502— 4	内・呼吸・循・消・神・小・ 外・脳外・耳・放	09952-2-8511

8 食料、生活必需品、給水等関係]

8-1 救援物資等の集積所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
宮 之 城 ひ ま わ り 館	さつま町宮之城屋地 2117- 1	0996-52-1123
宮 之 城 総 合 体 育 館	〃 船木 308- 2	0996-52-1888
宮之城トレーニングセンター	〃 時吉 1743	0996-52-2610
さつま町B & G海洋センター	〃 求名 12753- 3	0996-57-0898
鶴 田 武 道 館	〃 神子 668- 9	0996-59-3111

8-2 生活必需物資備蓄状況

(平成 17 年 3 月 31 日現在)

品 名	ブルーシート	発電機	投光機	懐中電灯
数 量	50 枚	2 台	2 台	40 本

8-3 給水用資機材保有状況

給 水 タ ン ク			袋 (枚)	発 電 機 (台)	発 光 器 (台)	電 動 ネ ジ 切 機 (台)	管 類 (長管)			
1,500ℓ (個)	1,000ℓ (個)	500ℓ (個)					50mm (個)	75mm (個)	100mm (個)	150mm (個)
3	2	10	500	2	2	1	1	6	1	4

8-4 応急仮設住宅建設予定地一覧

建設予定地	利用可能敷地面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
さつま町船木 147—4 (宮之城総合グラウンド内)	6,328	30
〃 広瀬 1177 (佐志小学校グラウンド内)	1,000	8
〃 山崎 129—1 (山崎小学校グラウンド内)	1,500	10
〃 柏原 1592 (柏原グラウンド内)	600	10
〃 求名 12743—1 (B & G 海洋センター上駐車場内)	600	10
〃 中津川 2009 (中津川公民館敷地内)	240	4
〃 永野 899—1 (永野鉄道記念館駐車場内)	240	4

8-5 炊出し施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
宮之城学校給食センター	さつま町田原 2205-1	0996-53-1117
鶴田学校給食センター	〃 神子 668-10	0996-59-2071
薩摩学校給食センター	〃 求名 12503-3	0996-57-0103
薩摩農村環境改善センター	〃 求名 12753-3	0996-57-0970
薩摩農産物加工センター	〃 中津川 7640	0996-57-1652
鶴田農産物加工センター	〃 神子 666-1	0996-59-2828
山 崎 交 流 館	〃 山崎 853-1	0996-56-8301
佐 志 交 流 館	〃 広瀬 1178	0996-53-0501
虎 居 地 区 公 民 館	〃 西新町 11-1	0996-53-1272
求 名 交 流 館	〃 求名 3352	0996-57-0881
中 津 川 交 流 館	〃 中津川 2009	0996-57-0884
永 野 交 流 館	〃 永野 941-1	0996-58-0815

9 感染症、廃棄物等関係

9-1 防疫用資機材等保有状況

保 管 場 所	薬 剤 及 び 数 量
さつま町役場 倉庫	スミチオン乳剤 1.8 リットル×8本 S P 油剤 (1.8 リットル×4缶)

9-2 遺体収容予定場所一覧

予 定 場 所	所 在 地	電話番号	収容能力
宮之城トレーニングセンター	さつま町時吉 1743	0996-52-2610	150
鶴田体育館	〃 神子 688-10	0996-59-2511	300
さつま町B&G海洋センター	〃 求名 12753-3	0996-57-0898	150

9-3 斎場等施設状況

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
さつま町やすらぎ苑	さつま町船木 5001-44	0996-53-1516

10 自主防災組織等関係

10-1 自主防災組織規約例

〇〇〇防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害その他の災害（以下「風水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 風水害等に対する災害予防
- (3) 風水害等の発生時における情報の伝達、避難誘導、初期消火等応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材の設備等の整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇町内会（自治公民館）内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条

- (1) 会 長 1名（ただし、町内会（自治公民館）長をもってあてる。）
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 班 長 若干名
- 2 役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、町内会（自治公民館）総会と同時に開催する。

- 2 役員は、会長が招集する。

(防災計画)

第9条 本会は、第4条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

(会費及び経費)

第10条 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会（自治公民館）費その他の収入をもつてあてる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

(防災計画)

附 則

この規約は、 〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

10-2 自主防災組織防災計画例

〇〇防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、風水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

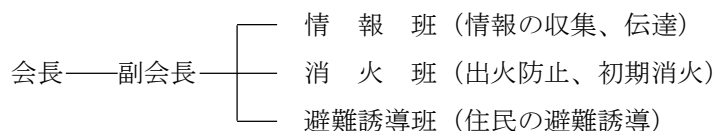
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担
- (2) 防災知識の普及
- (3) 情報の収集、伝達
- (4) 出火防止、初期消火
- (5) 避難誘導
- (6) その他

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の防災組織を次のとおり編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、防災に関する知識の普及を図る。

5 情報の収集、伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を行う。

6 出火防止、初期消火

出火防止に努め、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火に努める。

7 避難誘導

避難指示等が出たとき、または防災会長が必要があると認めたときは、防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導を指示する。

8 その他

- (1) 必要に応じ救出救護及び給食給水活動を行う。
- (2) 災害発生時に迅速かつ的確に行動がとれるように各種の防災訓練を行う。
- (3) 防災資機材の備蓄及び管理を次のとおり行う。

資 機 材 等	数 量	保 管 場 所	管 理 方 法

1 1 災害対策本部関係

11-1 災害対策本部配備要員一覧

対 策 部 名	班 名	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
本 部 総 括 部	危 機 管 理 班	3	3	全職員
総 務 対 策 部	秘 書 広 報 班	各対策部部員	2	
	行 政 班		2	
総 合 政 策 対 策 部	総 合 政 策 班 (行革推進室を含む。)		3	
	情 報 戦 略 推 進 室		2	
財 政 対 策 部	管 財 契 約 班		2	
	財 政 班		2	
税 務 対 策 部	税 務 班		4	
町 民 環 境 対 策 部	町 民 班		1	
	人 権 同 和 対 策 班		1	
	環 境 ・ 業 務 班		3	
ほ け ん 福 祉 対 策 部	福 祉 班		2	
	保 険 ・ 健 康 増 進 班		2	
	高 齢 者 支 援 班		2	
こ ど も 対 策 部	こ ど も 支 援 班		2	
農 林 対 策 部	農 政 班 (担い手支援室を含む。)		2	
	畜 産 班		1	
	農 業 委 員 会 班		1	
	耕 地 班		2	
	林 政 班		1	
さ つ ま P R 対 策 部	商 工 観 光 班		1	
	産 業 ・ 定 住 支 援 班		1	
建 設 対 策 部	管 理 ・ 土 木 班		2	
	建 築 班		2	
会 計 対 策 部	会 計 ・ 監 査 班		2	
水 道 対 策 部	水 道 管 理 班		1	
	工 務 班		1	
議 会 対 策 部	議 会 班		1	

教 育 対 策 部	教 育 総 務 班		1	
	学 校 教 育 班		2	
	給 食 セ ン タ ー 班		1	
社 会 教 育 対 策 部	社 会 教 育 班 (スポーツ振興を含む。)		2	
	文 化 班		1	
消 防 対 策 部	町長（本部長）から指示のあった場合、消防長は状況により、団員の招集を行う。			

1 2 自衛隊関係

12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号

年 月 日

鹿児島県知事

様

さつま町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号

年 月 日

鹿児島県知事 様

さつま町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

13 条例、協定等関係

13-1 さつま町防災会議条例

(平成17年3月22日)
(条 例 第 17 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、さつま町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) さつま町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) さつま町地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

13-2 さつま町災害対策本部条例

(平成17年3月22日)
(条 例 第 19 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、さつま町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

13-3 さつま町水防協議会条例

(平成17年3月22日)
(条 例 第 18 号)

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、さつま町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長及び委員)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職を代理する。

5 委員は、さつま町防災会議条例（平成17年さつま町条例第17号）の規定により任命又は指名された委員をもって充てる。

(招集)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

13-4 さつま町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(平成17年3月22日)
告 示 第 87 号)

(目的)

第1条 町長は、がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱（平成7年4月1日付け建設省住防発第15号建設省住宅局長通達。以下「国庫補助要綱」という。）に定める危険住宅（以下「危険住宅」という。）の移転を行う者（住宅金融公庫又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては、さつま町補助金等交付規則（平成17年さつま町規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 水平面に対して傾斜度が30度以上であり、かつ、その高さが2メートルを超える土地をいう。
- (2) 危険住宅 がけの上にあつては、がけの下端から、がけの下にあつては、がけの上端から、そのがけの高さの2倍以内の水平距離の範囲内の土地にある住宅をいう。
- (3) 補助事業 危険住宅に居住する者が住宅の移転を行う場合、これに要する経費又はこれに要する資金として金融機関等から借り入れた資金の借入金利息について補助金の交付決定した事業
- (4) 住宅移転 危険住宅移転事業によって安全な地域に移転することをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金の額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
(1) 危険住宅の除却に要する経費	国庫補助要綱別表に規定する危険住宅の除却に要する経費の補助対象額に相当する額を限度とする。
(2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	国庫補助要綱別表に規定する危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費の補助対象額に相当する額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、かつ、現地を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定をする場合において、移転先の選定、旧住宅の撤去、旧住宅跡地利用等について、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第6条 補助対象者は、前条の規定による決定を受けた後、移転態様の変更、移転先の変更又は事業費の変更等の事業内容の変更が生じた場合は、町長にがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業内容の変更の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは前条第1項及び第2項に準じて、その承認を行い、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（着手届及び完了届）

第7条 前条に規定する補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が住宅移転に着手するときは、当該補助事業に係る事業着手届（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者が住宅移転を完了したときは、当該補助事業に係る事業完了届（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の平面図（転居の場合を除く。）
- (2) 新住宅の土地の登記簿謄本（転居の場合を除く。）
- (3) 新住宅及び旧住宅跡地の写真
- (4) 金融機関等の発行した融資証明書の写し及び利息計算書
- (5) 危険住宅除却費の領収書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（その他）

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の宮之城町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付規則（昭和57年宮之城町規則第16号）、鶴田町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付規則（昭和51年鶴田町規則第10号）又は薩摩町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金及びがけ地住宅移転事業費補助金交付要綱（平成7年薩摩町訓令第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式 略

13-5 消防相互応援協定

鹿児島県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定するについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。

3 代表消防本部及び幹事消防本部はそれぞれ代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する各市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎょが著しく困難であるとき。

- (2) 災害を防ぎょするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

(1) 第1要請

隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請

第1要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて、要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待つ

とまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

- 5 全項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援の中断）

第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

- 2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

- (1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破損した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

- (2) 要請側市町村等の負担する費用

ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

- (3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めない経費

- 2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

（航空消防応援）

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

（協定の効力）

第 14 条 この協定は、平成 30 年 12 月 20 日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第 15 条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第 16 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 52 通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自 1 通を所持するものとする。

平成 30 年 12 月 20 日

県下市町村及び消防組合で締結

記名押印 〔略〕

薩摩川内市とさつま町との間における消防相互応援協定

薩摩川内市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき消防相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（応援協定）

第 1 条 甲及び乙は、火災その他の災害の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援車両等の指示）

第 2 条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報する。

（応援隊の指揮）

第 3 条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

（応援に要した費用の負担）

第 4 条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 受援地において機械器具を破損した場合は、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出場中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出場中に一般人を死亡させ又は負傷させた場合は、甲乙協議のうえこれに要する経費を負担する。

（情報等の交換等）

第 5 条 災害時における適正な消防活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報、資料の交換及び提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（委任）

第 6 条 この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）

第 7 条 この協定は、平成 17 年 4 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 4 月 1 日

甲 薩摩川内市原田町 22 番 10 号
薩摩川内市
薩摩川内市長 森 卓 朗

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま町
さつま町長職務執行者 山 口 昭 幸

伊佐湧水消防組合とさつま町との間における消防相互応援協定

伊佐湧水消防組合（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援隊の派遣）

第 1 条 火災、救急救助事故その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援の申請）

第 2 条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第 3 条 応援隊の指揮は、次の方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防機関の長が指揮する。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行う。

（費用負担の方法）

第 4 条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊の隊員の手当、燃料等並びに機械器具及び被服等の破損或いは消耗等に要する費用は、応援側の負担とする。ただし、応援が長期にわたり受援地において、食糧並びに燃料等の補給を要する場合の費用は受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の隊員が当該業務中に死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償及び消防賞じゅつ金に要する費用は応援側の負担とする。
- (3) 応援隊が応援出場中に自己管轄内の建築物、車両及びその他の物件を損壊した場合は、これの補償等に要する費用は、受援側の負担とする。
- (4) 応援隊が当該業務中に人畜を死亡又は負傷させた場合は、これの補償に要する費用は、甲乙協議の上負担するものとする。

（情報等の交換）

第 5 条 災害応援における適正な活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（その他の協議事項）

第 6 条 この協定に定めのない事項、その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（協定の発効日）

第 7 条 この協定は、平成 21 年 2 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

- 2 この協定の有効期間は、発効の日から 1 年とする。ただし、甲、乙いずれからでも何らの意思表示がないときは、引き続き更新するものとし、以後この例による。

(協定書の保管)

第8条 本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成21年2月1日

甲 伊佐湧水消防組合
管 理 者 隈 元 新

乙 さつま町長 井 上 章 三

霧島市とさつま町との間における消防相互応援協定

霧島市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援協定）

第1条 甲及び乙は、火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援車両等の指示）

第2条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、車両、資器材等について指示するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊が受援地において応援隊の機械器具を破損した場合、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり、食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は、応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品等は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは、応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出動中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合は、甲乙協議の上これに要する経費を負担する。

（情報等の交換等）

第5条 災害時における適正な消防・救急活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（委任）

第6条 この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成18年2月1日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年2月1日

甲 霧島市国分中央三丁目41番5号
霧島市
霧島市長 前 田 終 止

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
さつま町長 井 上 章 三

出水市とさつま町との間における消防相互応援協定

出水市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援隊の派遣）

第1条 甲及び乙は、火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援車両等の指示）

第2条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、車両、資器材等について指示するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊が受援地において応援隊の機械器具を破損した場合、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当、被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり、食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は、応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品等は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは、応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出動中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合は、甲乙協議の上これに要する経費を負担する。

（情報等の交換等）

第5条 災害時における適正な消防・救急活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（委任）

第6条 この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成18年10月1日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年10月1日

甲 出水市緑町1番3号

出水市

出水市長 渋谷 俊彦

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町

さつま町長 井上 章三

13-6 県、市町村との相互応援協定

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。

- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

（県支部等の応援要請）

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

- 2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

（自主応援）

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

（情報の交換等）

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

（職員の公務災害補償）

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

（補則）

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県市長会会長 森 博 幸

鹿児島県町村会会長 井 上 章 三

鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）は、甲が設置する鹿児島県防災行政通信設備（以下「通信設備」という。）の管理及び運用の委託について、次のとおり協定する。

（委託物件）

第1条 甲は、乙に対し、別表の通信設備の管理及び運用を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、この協定書を締結した日から平成22年3月31日までとし、この期間経過前に双方異議がなければ、この期間を1年ごとに更新するものとする。

（庁舎施設の無償使用）

第3条 乙は、通信設備の設置に必要な庁舎施設を甲に無償で使用させるものとする。

（使用目的）

第4条 乙は、通信設備を鹿児島県地域防災計画に基づく災害対策事務及び一般行政事務及びこれらに附帯する事務の用に供するものとする。

（管理義務）

第5条 乙は、通信設備を善良な管理者の注意をもって管理し、委託の目的に反する一切の管理処分を行うべきでない。

（通信設備の管理者及び運用担当者）

第6条 乙は、庁舎内に通信設備の管理者及び運用担当者を置くものとする。

2 通信設備管理者には、防災主管課の長の職にある者をもって充てるものとし、防災行政通信の運用及び通信設備の管理を行うものとする。

3 運用担当者には、乙の職員で、乙の管理者が指定する者を充てるものとし、防災行政通信運用に従事するものとする。

（経費の負担）

第7条 通信設備の維持管理及び運用に関する経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 乙の負担する経費

ア 乙の都合により、通信設備の移設等、変更工事をする場合の当該工事等にかかわる経費

イ 通信設備の電気使用料

ウ 予備電源装置の燃料費

エ 通信記録紙等消耗品代

オ IP系設備の回線使用料

(2) 通常の保守点検及び修理に掛かる経費は、甲又は鹿児島県防災行政無線運営協議会の負担とする。

2 天災その他不可抗力による損害等の修復に要する経費の負担は、甲・乙協議して定める。

(設備の変更)

第8条 乙は、通信設備又は設置場所を変更する等の必要が生じた場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

(協 議)

第9条 この協定について疑義を生じたとき、又はこの協定の履行について必要な事項は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 さつま町長 井上 章三

装置名	数量
1 衛星系設備	
(1) 空中線設備（衛星用パラボラアンテナ）	1 式
(2) 衛星用送受信装置	1 式
(3) 衛星端局装置	1 式
(4) モニタTV	1 台
(5) FAX	1 台
2 IP系設備	
(1) 端末専用台	1 台
ア データ受令端末	1 台
イ パトランプ	1 台
ウ 音声受令端末	1 台
(2) 無停電電源装置（据置）	1 台
(3) VOIP ゲートウェイ	1 台
(4) ルータ	1 台
(5) メディアコンバータ	1 式
(6) 音声受令端末	1 台
(7) パトランプ	1 台

鶴田町及びさつま町災害時相互応援協定書

友好交流協定町である青森県鶴田町と鹿児島県さつま町は、いずれかの町域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及び内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

- 2 いずれかの町において激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災した町と連絡がとれない場合は、応援町は前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請があった場合は、応援町は当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。

3 第2条に掲げる要請に対して従事した職員が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。

4 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。

5 前4項の規定により難い場合は、別途協議する。

(連絡担当課)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両町長及び両議長署名の上、両町それぞれ1通を保有する。

平成24年5月17日

青 森 県 鶴 田 町 長	中 野 撃 司
鹿 児 島 県 さ つ ま 町 長	日 高 政 勝

立 会 人

青 森 県 鶴 田 町 議 会 議 長	出 町 豊

鹿 児 島 県 さ つ ま 町 議 会 議 長	中 尾 正 男

さつま町及び中種子町災害時相互応援協定書

友好交流協定町であるさつま町と中種子町は、いずれかの町域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類及び内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

- 2 いずれかの町において激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災した町と連絡がとれない場合は、応援町は前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請があった場合は、応援町は当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。
- 3 第2条に掲げる要請に対して従事した職員が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。

4 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。

5 前4項の規定により難しい場合は、別途協議する。

(連絡担当課)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両町長及び両議長署名の上、両町それぞれ1通を保有する。

平成24年8月6日

さつま町長 日高 政勝

中種子町長 川下 三業

立会人

さつま町議会議長 中尾 正男

中種子町議会議長 鎌田 勇二郎

13-7 民間との協定

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県建設業協会宮之城支部（以下「乙」という。）とは、
大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月10日

甲 さつま町長 井上 章三

乙 鹿児島県建設業協会 宮之城支部
支部長 白川田 廣八

さつま町地区災害復旧に関する覚書

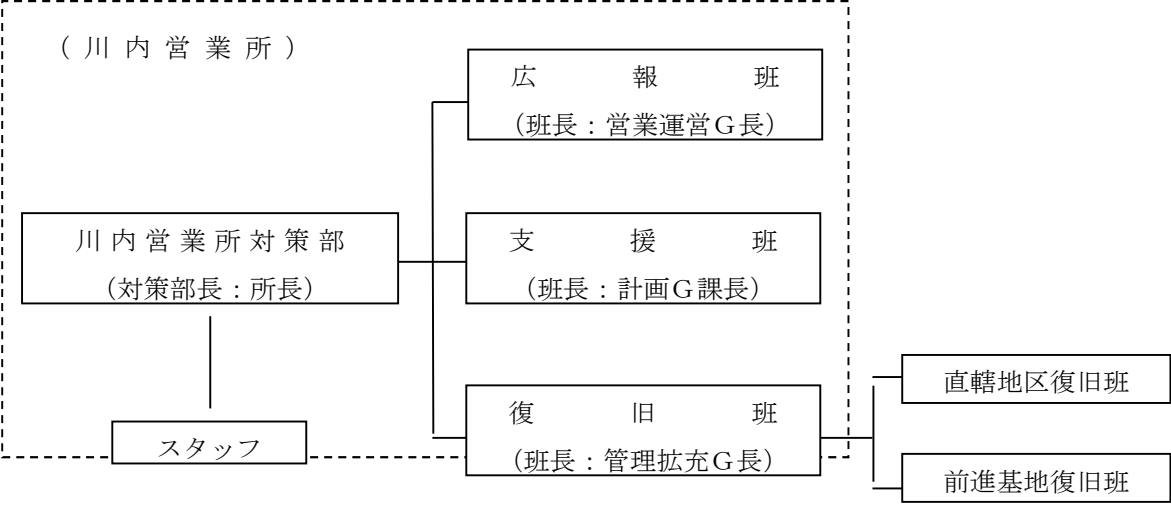
さつま町（以下「甲」という）と九州電力株式会社川内営業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目 的

甲と乙は風水害および地震又はこれに類する災害発生時には、被災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、電力施設の円滑な復旧を図るものとする。

2 組 織 図

・災害時における九州電力株式会社 川内営業所組織図は次による。



3 情報連絡体制及び提供する情報

(1) 情報連絡ルート

さ つ ま 町 役 場	総 務 課
TEL：0996-53-2756（総務課直通）	
FAX：0996-52-3514（代表 FAX）	



	九州電力株式会社 川内営業所			
	総 括 班	広 報 班	支 援 班	復 旧 班
責 任 者	所 長	営業運営G長	計画G課長	管理拡充G長
役 割 分 担	・災害復旧総括	・お客さま対応 ・お客さま広報 ・社外機関広報	・宿泊，炊きだし手配 ・資材手配 ・道路情報収集	・復旧作業総括 ・復旧要員派遣
電 話 番 号	0996-25-2814	0996-20-0239	0996-25-2025	0996-20-4079
F A X 番 号		0996-25-0980		0996-20-2009
備 考		窓口責任者		

（注）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

(2) 提供する情報

	さつま町役場 → 九 電	九 電 → さつま町役場
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況 ・復旧人員の事前配置 ・気象状況（台風の動き）
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台風通過後 地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判 る範囲とする〕	・停電状況 ・被害状況（初期概況） ・復旧体制 ・復旧状況
復 旧 時	・同 上	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

（注）情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時の復旧要員の受入れ等

被害が大規模の場合は、乙は被害規模に応じて他事業所より応援者を受け入れる。乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

(1) 前進基地としての施設の借用

- a 大規模災害により、乙が前進基地を設置する場合、乙は前進基地として甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- b 上記借用施設としては、さつま町役場鶴田総合支所とする。

(2) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

- a 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- b 上記借用施設としては、鶴田武道館等とする。
- c 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

- a 乙は電力設備復旧に支障のある道路障害については、甲又は関係機関に優先復旧を依頼することができる。
- b 大規模災害により乙が電力設備巡視のため、もしくは復旧資材運搬等のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。
- c 上記施設としては、宮之城総合運動公園及び柏原グラウンドとする。

5 災害発生時の復旧人員のさつま町における受入れ施設

【前進新基地】

施設名	所在地	電話番号
さつま町役場鶴田総合支所	薩摩郡さつま町神子 663-1	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

【駐車場】

施設名	所在地	電話番号
さつま町役場鶴田総合支所駐車場及び鶴田体育館駐車場	薩摩郡さつま町神子 663-1 薩摩郡さつま町神子 668-10	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

【待機および宿泊場】

施設名	所在地	電話番号
鶴田武道館	薩摩郡さつま町神子 668-9	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

【ヘリコプター発着場】

施設名	所在地	電話番号
宮之城総合運動公園 柏原グラウンド	薩摩郡さつま町船木 246-1 薩摩郡さつま町柏原 1594	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

6 復旧作業

(1) 復旧の考え方

- ・病院，上水道，放送通信，行政，警察等住民生活に重大な影響を及ぼす施設への送電を優先して復旧する。
- ・道路遮断等で交通支障になる電柱および電線の除去は優先して行う。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間を要する場合で，甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は，設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 復旧作業の考え方

- ・災害時の復旧作業は早期送電を図るため，全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広報

(1) 平常時の広報

- ・災害による電線断線，電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため，災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合の広報

- ・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。(感電防止、電力施設の被害の情報提供)

(3) 災害時の広報

- ・災害時には甲の広報手段により、必要に応じ次の広報を乙が要請することができる。
(感電事故防止、電力施設の被害、停電状況、復旧見込み等)

8 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。
ただし、災害発生時における施設使用料については免除する。

9 協力の範囲について

- ・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

10 そ の 他

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年5月23日

(甲)	住所	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2
	氏名	さつま町長 井上 章三
(乙)	住所	薩摩川内市西向田町 6 番 2 6 号
	氏名	九州電力株式会社川内営業所 所 長 蘭 田 範 夫

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま建友会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合
（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月18日

甲 さつま町長 日高 政勝

乙 さつま建友会
会 長 岩下 一光

総括責任者	(株)笹田建設
A地区	責任会社：(株)笹田建設 (株)白川田工務店、渡利建設(株)、徳丸建設(株)、(株)橋本建設、(株)薩摩開発、(有)えいしん緑化建設、(有)紫陽工業
B地区	責任会社：(株)二渡建設 大迫土木工業(株)、(株)末吉土木、(有)高江組、藤原建設(株)、(株)有川哲組、英開発(株)
C地区	責任会社：(株)桐原建設(有) 上園建設(株)、久保建設(株)、(株)久保興業、藤田建設(株)、(有)宮田建設、福元建設(株)
鶴田区	責任会社：(有)村田建設 明廣建設(株)、(株)鳥建、津曲工業(株)鶴田営業所、(株)栗野工業、(有)益山建設、(有)神子建設
薩摩地区	責任会社：山崎建設(株) 薩摩建設(株)、(株)薩摩工務店、(株)岩倉建設、(株)平建設、(有)川内緑造園、(有)新地建設

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と宮之城建築協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理するさつま町管内の公共建築物（以下「公共建築物」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合
（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共建築物の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共建築物からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月20日

甲 さつま町 町長 日高 政勝

乙 宮之城建築協会 会長 日当瀬 睦雄

1	小山工建株式会社
2	有限会社中囿工務店
3	有限会社中山建設
4	成尾建設株式会社 宮之城支店
5	日興工業株式会社

大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま町給排水事業研究会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する水道、公共下水管並びに住宅設備（以下「公共施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月20日

甲 さつま町長 日高 政勝

乙 さつま町給排水事業研究会
代表者 南星電気水道有限会社
代表取締役 木場 久男

1	南星電気水道有限会社
2	有限会社あさくま浄化槽メンテナンス
3	有限会社松崎商事
4	有限会社 関電気商会
5	綾園電水設備
6	A I S A S' S 山崎株式会社
7	祁答院商会
8	白石商事有限会社

大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま町測量設計連絡会（代進、大宮、吉野、公共及び共進。以下「乙」という。）とは、さつま町内において大規模な地震災害、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、乙が社会貢献（ボランティア）活動の一環として行う被害状況調査等（以下「調査」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共施設等」という。）が、大規模災害時に被害を受けた場合において、被害状況を速やかに把握するため、甲が乙に対し支援協力を求める際に必要な基本的事項を定めるものとする。

（対象となる大規模災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画に基づき、さつま町災害対策本部が設置された場合

（2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の支援協力が必要であると認めた場合

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に対し支援協力を要請する事項は、次のとおりとする。

- （1）公共土木施設等の被害情報の収集及び甲に対する報告
- （2）公共土木施設等の被災状況の目視等による調査
- （3）公共土木施設等の被災状況の写真撮影及び概略図の作成
- （4）公共土木施設等の巡視（別紙1）
- （5）費用を伴わない範囲における技術的助言

（支援協力の要請）

第4条 甲は、前条の支援協力を要請する必要があると認めたときは、乙に対して、書面（別紙2）により協力を要請するものとする。ただし、文書で要請することが困難な場合は、口頭によることができるものとし、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（調査の実施及び報告）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾後、直ちに調査等を実施する者を選定し、甲に報告するとともに、速やかに被害箇所等の調査結果を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 調査に要する経費は、乙が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づいて調査等に従事した者（以下「従事者」という。）が当該事務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病に罹り、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者を雇用する乙の構成会社の責任において行うものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月26日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま長 日高 政勝

乙 鹿児島県薩摩郡さつま町
さつま町測量設計連絡会

株式会社 大進 代表取締役 山内 康功

有限会社 大宮開発コンサルタント 代表取締役 山口 冲

有限会社 吉野測量設計事務所 代表取締役 流合 尚

株式会社 公共補償コンサルタント 代表取締役 中村 武人

共進測量設計 株式会社 代表取締役 土橋 俊弘

別紙1

- ① 樋門・樋管の巡視
- ② 冠水地区の緊急的な通行止め
- ③ 崩土・路肩決壊箇所の連絡
- ④ 応急措置の検討
- ⑤ 河川被災水位の確認と報告

災害時における（ＬＰガス等）応急生活物資の供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。と鹿児島県ＬＰガス協会川薩支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要なＬＰガス等応急生活物資（以下「ＬＰガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、さつま町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ＬＰガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なＬＰガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第２条 前条の要請は、災害協力支援要請書（別紙１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付することができる。

（要請に基づく乙の措置）

第３条 第１条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙２）により甲に提出するものとする。

（ＬＰガス等の指定）

第４条 この協定の対象となるＬＰガス等は、ＬＰガス、容器（ＬＰガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（ＬＰガス等の運搬及び引渡し）

第５条 ＬＰガス等の引き渡し場所及び運搬については、甲乙協議の上、決定する。

２ 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、ＬＰガス等を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第６条 乙が供給したＬＰガス等の費用負担は、次のとおりとする。

（１）避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

（２）仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者の報告）

第７条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙３）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第８条 甲は、乙がＬＰガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（補償）

第９条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合には、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 日 高 政 勝

乙 鹿児島県薩摩川内市勝目町4103番地
鹿児島県LPガス協会川薩支部
支 部 長 田 中 実

災害協力支援要請書

鹿児島県LPガス協会

〇〇支部 支部長 様

さつま町長 日 高 政 勝

災害時における協力要請について

災害時におけるLPガス等応急生活物資の供給に関する協定書第2条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

3 要請する応急資器材

資器材要請予定期間	資器材名・要請数量	搬入場所
年 月 日	①LPガス容器 ()	
から	②調整器 ()	
年 月 日	③接続器具一式 ()	
まで	④ガスコンロ ()	

4 その他必要事項

注 資器材要請数量は、避難所当たりの数量とする。

措置状況報告書

さつま町長 日高 政勝 様

鹿児島県LPガス協会

〇〇支部 支部長

災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、鹿児島県LPガス協会〇〇支部の措置状況を下記のとおり報告します。

記

1 措置状況内容

2 措置対応場所

3 応急資器材使用状況

資器材使用期間	資器材名・要請数量	用 途
年 月 日	①LPガス容器（ ）	
から	②調整器（ ）	
年 月 日	③接続器具一式（ ）	
まで	④ガスコンロ（ ）	

4 処置状況（必要に応じて図面又は写真を添付）

5 その他必要事項

担当者連絡先報告書

年 月 日

鹿児島県L P ガス協会

〇〇支部 支部長 様

さつま町長 日 高 政 勝

災害時における応急生活物資（L P ガス等）の供給に関する協定書第 7 条の規定に基づき、緊急時の担当者連絡先を下記のとおり報告します。

記

担当業務	所属事業所名等	担当者名	緊急連絡先・F A X 等
			電話 FAX 携帯
			電話 FAX 携帯
			電話 FAX 携帯
			電話 FAX 携帯

注 1 担当業務については、具体的に記入してください。

注 2 電話，F A X，携帯電話については、緊急時に連絡するために使用します。

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(開設)

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、特設公衆電話の撤去後乙へ設置期間の連絡を行うこととする。

(利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月12日

甲 (住所) 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま町長 日高 政勝

乙 (住所) 鹿児島県鹿児島市松原町 4 番 26 号
西日本電信電話株式会社
鹿児島支店
支店長 中島 馨生

災害発生時におけるさつま町とさつま町内関係郵便局の協力に関する協定

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）とさつま町内関係郵便局（以下「乙」という。）は、さつま町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、さつま町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難先届（様式1及び様式2）又は転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 さつま町総務課長

乙 日本郵便株式会社 薩摩郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づいて相互に提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びさつま町個人情報保護条例（平成17年さつま町条例第183号）の定めるところに従って適正に取り扱わなければならない。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から施行し、平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通告しない限り、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

2 平成20年12月2日付け「災害に係る相互協力に関する協定書」は、本協定施行日を持って廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町長 日高政勝

乙 薩摩郡さつま町求名3693-4

さつま町内関係郵便局（別表のとおり）

代表 日本郵便株式会社 薩摩郵便局長 宮原 良治

別表

通番	局名	住所	電話番号
1	日本郵便株式会社 宮之城郵便局	薩摩郡さつま町宮之城屋地 2025 番地 1	0996-53-1044
2	日本郵便株式会社 宮之城湯田郵便局	薩摩郡さつま町湯田 1354 番地 140	0996-55-9853
3	日本郵便株式会社 宮之城佐志郵便局	薩摩郡さつま町広瀬 1272 番地 5	0996-53-0515
4	日本郵便株式会社 宮之城平川郵便局	薩摩郡さつま町平川 1946 番地 2	0996-54-2509
5	日本郵便株式会社 山崎郵便局	薩摩郡さつま町山崎 1062 番地 4	0996-56-8111
6	日本郵便株式会社 鶴田郵便局	薩摩郡さつま町鶴田 2707 番地 1	0996-59-2042
7	日本郵便株式会社 紫尾郵便局	薩摩郡さつま町紫尾 5495 番地	0996-59-8666
8	日本郵便株式会社 薩摩郵便局	薩摩郡さつま町求名 3693 番地 4	0996-57-0042
9	日本郵便株式会社 中津川郵便局	薩摩郡さつま町中津川 1989 番地 4	0996-57-0013
10	日本郵便株式会社 永野郵便局	薩摩郡さつま町永野 2996 番地	0996-58-0342
11	日本郵便株式会社 永野金山郵便局	薩摩郡さつま町永野 4600 番地 2	0996-58-0014
12	日本郵便株式会社 加治木郵便局	始良市加治木町本町 176 番地	0995-62-2413

※ 宮之城郵便局の郵便集配業務に従事する社員は、加治木郵便局郵便部宮之城郵便局兼務となっているため、さつま町内関係郵便局に加治木郵便局も加える。

様式1（第2条関係）

No.	避難先届（避難者情報確認シート）	年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

- ☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
 （※承諾の場合は、□内に「✓」を付してください。）

【お問合せ先】 さつま町役場 電話0996-53-1111

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。）

〒	-

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください。）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	-

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

様式2（第2条関係）

No.	避難先届（避難者情報確認シート）	年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

- ☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。
 （※承諾の場合は、□内に「✓」を付してください。）

【お問合せ先】 宮之城郵便局 電話0996-53-1044

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。）
 〒 - }

- ◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください。）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 - }

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

災害時における物資供給に関する協定

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) さつま町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) さつま町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む）。

災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣をさつま町その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第 9 条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においてはさつま町総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第 12 条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第 13 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成 30 年 3 月 28 日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
さつま町
さつま町長 日高 政勝 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての使用に関し、さつま町長 日高 政勝（以下「甲」という。）とアロン電機株式会社 代表取締役 坂元 剛（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、さつま町内において、地震、風水害その他の災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を指定避難所等として住民を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難場所及び避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設をさつま町における指定避難所等として位置付け、住民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、乙が使用する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から指定避難所等として住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施 設 名 称	アロン電機株式会社第3工場従業員休憩室
所 在 地	さつま町永野1022番地1

（使用範囲）

第4条 指定避難所等として使用する範囲は以下のとおりとする。

（使用範囲） 従業員休憩室及びトイレ

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を指定避難所等以外の目的に使用しないものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の形状等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、予め甲に連絡するものとする。

（指定避難所等の開設）

第7条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を指定避難所等として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等による洪水・土砂災害等が発生し、または発生するおそれがあり、地域住民の避難に緊急を要する場合。
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第1号）または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に指定避難所等として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（開設期間）

第8条 指定避難所等の開設期間は、災害時等において避難者の安全が確保され、避難者が帰宅または指定の収容避難所へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況によりこれを超えて利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議の上決定する。

（経費の負担）

第9条 本協定に基づく指定避難所等の使用料は無料とする。

- 2 本協定に基づく指定避難所等を閉鎖する時は、甲の責任において指定避難所等の原状回復を行うものとし、その費用は、甲が負担するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年12月 1日

甲 さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 日高 政勝

乙 さつま町永野950番地
アロン電機株式会社
代表取締役 坂元 剛

様式第 1 号

さ 総 第 号
平成 年 月 日

様

さつま町長

(公印省略)

指 定 避 難 所 開 設 要 請 書

「災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定」に基づき，指定避難所等の開設について，下記のとおり要請します。

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称：アロン電機株式会社第 3 工場従業員休憩室 所 在 地：さつま町永野 1 0 2 2 番地 1
内 容	指定避難所の開設
その他	

(要請担当者) さつま町災害警戒本部
さつま町災害対策本部
危機管理監

印

災害時における物資供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月22日

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
甲 さつま町
さつま町長 日 高 政 勝

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害に係る情報発信等に関する協定

さつま町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、さつま町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、さつま町がさつま町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつさつま町の行政機能の低下を軽減させるため、さつま町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、さつま町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、さつま町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、さつま町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) さつま町が、さつま町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) さつま町が、さつま町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) さつま町が、災害発生時のさつま町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) さつま町が、さつま町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. さつま町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、さつま町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づくさつま町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、さつま町から提供を受ける情報について、さつま町が特段の留保を付さない限り、

本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、さつま町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、さつま町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、さつま町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年9月25日

さつま町：鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

さつま町

さつま町長 日 高 政 勝

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

防災パートナーシップに関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下「乙」という。）は、自然災害による被害の軽減に連携して取り組むため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（緊急時の放送の要請）

第2条 甲は、避難勧告や避難指示等、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、電話または電子メール、ファクス等により、テレビやラジオによる防災情報の放送を乙に直接要請することができる。乙は甲から要請を受けた際は、当該情報のテレビ・ラジオでの速やかな放送に努める。

（データ放送およびアプリによる災害時の情報発信）

第3条 甲は、乙のテレビのデータ放送を通じて、行政情報を発信できる。災害時または災害が発生する恐れのある場合、甲はこのデータ放送に防災情報を送信できる。乙は、甲の送信した防災情報をデータ放送で放送するほか、乙のテレビおよびラジオ、ならびにホームページ等での発信に努める。また、甲が発信した防災情報を乙はMBCアプリを通じて当該エリアに通知し、地域住民に対して重層的に防災情報の伝達を図る。

（平常時の連携）

第4条 甲および乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する映像や写真、画像等を相手方に提供する。

2 甲は、地域の小中高校生や住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は学習会への講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

（連絡担当者）

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲および乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和3年1月14日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町

さつま町長 日高 政勝

乙 鹿児島県鹿児島市高麗町5番25号
株式会社南日本放送

代表取締役社長 中野 寿康

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と社会福祉法人さつま町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、さつま町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、さつま町内において災害が発生した場合に、さつま町地域防災計画に基づき行う災害時応急対応活動として、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、さつま町社会福祉協議会内に設置するものとする。ただし、甲は、当該施設が罹災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等により、センターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が運営するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付

- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせ等への対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) さつま町災害対策本部等との以下の情報共有
 - ア 被災状況・避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との連携・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況のわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法（昭和22年法律第35号）に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害時におけるボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱い、災害ボランティアセンターの設置運営で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、令和3年2月18日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月18日

甲 住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町

職・氏名 さつま町長 日高 政勝 ㊞

乙 住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1
社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会

職・氏名 会 長 二階堂 清一 ㊞

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と北さつま農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、さつま町内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が、乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合における手続きを定めるものとする。

（対象者の定義）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等一般の避難所生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の要配慮者の存在を確認した場合は、乙に対し、当該要配慮者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第5条 乙が福祉避難所として要配慮者の受入れに要した経費の負担については、次に掲げる事項で定めたとおりとする。ただし、長期又は広範囲に被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

- (1) 乙の従業員で、要配慮者の介助に当たる者に要する人件費は、原則、甲の負担とする。
- (2) 乙が要配慮者に提供した食費及びオムツ等物資の経費は、原則、要配慮者の負担とする。

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として当該要配慮者の家族及び支援者が行うが、移送が困難な場合については、乙は、甲の依頼により自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時からの乙の施設における受入れ可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱い、福祉避難所の設置運営で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月18日

甲 所在地 さつま町宮之城屋地1565番地2
名 称 さつま町
代表者 さつま町長 日 高 政 勝 ㊞

乙 所在地 さつま町虎居745番地
名 称 北さつま農業協同組合
代表者 代表理事組合長 春 田 和 則 ㊞

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内（以下「管内」という。）において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「処理等」という。）の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害廃棄物について、その処理等が特に必要と判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 再利用及び再資源化に留意し、その分別に努めること。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、さつま町域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、鹿児島県と乙が平成21年5月26日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、管内の被災及び復旧の状況等について、乙に必要な情報提供をするものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況について、甲に情報提供をするものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力を要請する場合は、次の事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 協力希望日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理した災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態になった場合は、それを補償する。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においてはさつま町町民環境課、乙においては一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能台数等の状況について、毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 日 高 政 勝

乙 鹿児島県鹿児島市錦江町11番40号
一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会
会 長 永 田 雄 一

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県石油商業組合さつま支部（以下「乙」という。）は、さつま町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救護活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（供給及び運搬）

第3条 石油類燃料の供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」とする。）が行うものとする。

2 甲は、乙等が石油類燃料の運搬をするために使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（引き渡し）

第4条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における燃料単価契約書の単価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(対価及び費用の支払)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月14日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町永野937番地1
鹿児島県石油商業組合さつま支部
支部長 水口 敏文

※ さつま支部構成会員は別表のとおり。

別 表

番号	会社名	住所	電話番号
1	水口商会	さつま町永野 937-1	0996-58-0822
2	株式会社 共栄	さつま町船木 81	0996-52-2020
3	有限会社 桑波田商店	さつま町湯田 968-6	0996-55-9171
4	南国殖産 株式会社	さつま町旭町 9-1	0996-53-2748
5	有限会社 福山石油	さつま町広瀬 1305	0996-53-3487
6	株式会社 M i s u m i	さつま町柏原 2883-4	0996-53-0554

災害時における地域の安全確保及び交通等の業務に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社サンプラスワン（以下「乙」という。）は、さつま町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、地域安全の確保及び交通等に係る業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の実施）

第1条

- (1) 被災地における安全パトロール、避難場所や車中避難者等の警戒業務
- (2) 備蓄品及び救援物資に関する警備業務
- (3) 被災状況等の情報提供業務
- (4) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導業務
- (5) その他甲において必要と認める警備業務

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、さつま町のみで十分な応急措置を講ずることができないときは、実情に応じて乙に対し、前記に掲げる業務の実施を文書により要請することができることとする。その場合、当該業務の内容、出動警備員数、要請の日時及び場所を指示するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施した業務に要する費用は甲が負担する。

（災害の補償）

第5条 第2条の要請を受けて、乙が派遣した警備員が本協定に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

（損害の負担）

第6条 本協定に基づく業務の実施により生じた損害は、乙または当該警備員が負担するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、この協定に基づく業務を実施するため、平素から要請のあった防災訓練への参加及び災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
町長 上野 俊市

乙 鹿児島市与次郎2丁目3-41
株式会社サンプラスワン
代表取締役 巽 誠宣

災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と公益社団法人薩摩郡医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

（医療救護班の編成）

第4条 医療救護班は、乙において編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防吏員等の応援を求めることができる。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 死亡の確認
- (4) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(輸送)

第8条 医療救護班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費の負担)

第10条 救護所等で実施された医療救護活動に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。

ただし、救護所等から搬送された医療機関で実施された医療行為については、原則として傷病者等が負担とするものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町轟町510番地
公益社団法人薩摩郡医師会
会 長 堀之内 都基

災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と公益社団法人薩摩郡医師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

（緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

（連絡調整事項）

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 死亡に関すること。
- (4) 後方医療施設に関すること。
- (5) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (6) その他医療救護活動に関すること。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、医療班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定により医療救護班を派遣したときは、「医療救護班緊急派遣報告書」（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、当該医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の額)

第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。

4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要した額とする。

(費用弁償等の請求)

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が医療救護班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」（第7号様式）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町轟町510番地
公益社団法人薩摩郡医師会
会 長 堀之内 都基

別表（第6条関係）

区 分	日当（1人1日）	超過勤務手当	旅 費
医師	鹿児島県災害救助法施行細則（昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条）に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額	さつま町職員等の旅費に関する条例（平成17年さつま町条例第45号）に規定する一般職に属する職員の例により算定した額
看護師	同上	同上	同上

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2（第11条関係）による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

記

班 名	医療救護班 活 動 場 所	医療救護班員 出 動 数	活 動 状 況	災害の概要
		医師 名 看護師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他（ ）	
		医師 名 看護師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他（ ）	
		医師 名 看護師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他（ ）	

第2号様式（第4条関係）

医 療 救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所

第3号様式（第4条関係）

医療品等使用報告書

班名 _____

品 名	規 格	数 量	実 費	
			単価（円）	金額（円）

第4号様式（第4条関係）

医療救護班緊急派遣報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、緊急に医療救護班を派遣する必要がある、下記のとおり医療救護班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

班 名	医療救護班 活 動 場 所	医療救護班員 出 動 数	活 動 状 況	災害の概要
		医師 名 看護師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他（ ）	
		医師 名 看護師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他（ ）	
		医師 名 看護師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他（ ）	

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故（傷病、死亡）者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	
職種		所属医療機関・団体名			
住所					
傷病名		程度	重症・中等症・軽傷	死亡	
受 傷 （ 発 病 ） 日 時					
受 傷 （ 発 病 ） 場 所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第6号様式（第7条関係）

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会

会長

印

_____地域で発生した_____災害における 年 月 日から 年
月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長 様

申請者住所

氏名

印

_____地域で発生した_____災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

記

氏名		性別	男・女		年齢	
職種		所属医療機関・団体名				
住所				申請者との続柄		
受 傷 （ 発 病 ） 日 時						
受 傷 （ 発 病 ） 場 所						
死 亡 原 因						
死 亡 日 時						
死 亡 場 所						
傷病名、傷病の程度 及び身体の状態						
休 業 日 数		年 月 日から 年 月 日まで 日間				
休業期間中における業務上の収入の有無					有 ・ 無	
扶助金支給基礎額	円	請求する扶助金の種類				
負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額	氏名	続柄	生年月日	職業	備考	

添付書類

- 1 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 2 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 3 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの）
- 4 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 5 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 6 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 7 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、歯科医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

（歯科医療救護班の編成）

第4条 歯科医療救護班は、乙において編成する。

2 班長は、歯科医師とする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4) 身元確認作業に関する協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する歯科医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うとする。

(輸送)

第8条 歯科医療救護班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費の負担)

第10条 救護所等で実施された医療救護活動に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。

ただし、救護所等から搬送された医療機関で実施された医療行為については、原則として傷病者等が負担とするものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡歯科医師会
会 長 川越 佳昭

災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

（緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

（連絡調整事項）

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 死亡に関すること。
- (4) 後方医療施設に関すること。
- (5) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (6) その他医療救護活動に関すること。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「歯科医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、「歯科医療救護班緊急派遣報告書」（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、当該歯科医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の額)

第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。

4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要した額とする。

(費用弁償等の請求)

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が歯科医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」(第6号様式)により、甲に請求するものとする。

2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が歯科医療救護班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」(第7号様式)を取りまとめ、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡歯科医師会
会 長 川越 佳昭

別表（第6条関係）

区 分	日当（1人1日）	超過勤務手当	旅 費
歯科医師	鹿児島県災害救助法施行細則（昭和 35 年 11 月 1 日鹿児島県規則第 106 条）に定める額	日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額	さつま町職員等の旅費に関する条例（平成 17 年さつま町条例第 45 号）に規定する一般職に属する職員の例により算定した額
歯科衛生士	同上	同上	同上

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第 2（第 11 条関係）による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

記

班 名	歯科医療 救護班 活動場所	歯科医療 救護班員 出 動 数	活 動 状 況	災害の概要
		歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他（ ）	
		歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他（ ）	
		歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他（ ）	

第2号様式（第4条関係）

歯科医療救護班員名簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所

医 療 品 等 使 用 報 告 書

班名 _____

品 名	規 格	数量	実 費	
			単価（円）	金額（円）

第4号様式（第4条関係）

歯科医療救護班緊急派遣報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、緊急に歯科医療救護班を派遣する
必要があり、下記のとおり歯科医療救護班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

班 名	歯科医療 救護班 活動場所	歯科医療 救護班員 出 動 数	活 動 状 況	災害の概要
		歯 科 医 師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他（ ）	
		歯 科 医 師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他（ ）	
		歯 科 医 師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他（ ）	

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故（傷病、死亡）者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	
職種	所属医療機関・団体名				
住所					
傷病名		程度	重症・中等症・軽傷	死亡	
受 傷 （ 発 病 ） 日 時					
受 傷 （ 発 病 ） 場 所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第6号様式（第7条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会

会長

印

_____地域で発生した_____災害における 年 月 日から 年 月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長 様

申請者住所

氏名

印

_____地域で発生した_____災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

記

氏名		性別	男・女		年齢	
職種		所属医療機関・団体名				
住所				申請者との続柄		
受 傷 （ 発 病 ） 日 時						
受 傷 （ 発 病 ） 場 所						
死 亡 原 因						
死 亡 日 時						
死 亡 場 所						
傷病名、傷病の程度 及び身体の状態						
休 業 日 数		年 月 日から 年 月 日まで 日間				
休業期間中における業務上の収入の有無					有 ・ 無	
扶助金支給基礎額		円	請求する扶助金の種類			
負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額	氏名	続柄	生年月日	職業	備考	

添付書類

- 8 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 9 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 10 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの））
- 11 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 12 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 13 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 14 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、薬剤師班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に薬剤師班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の薬剤師班は、甲の要請に基づく薬剤師班とみなすものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

（医療救護班の編成）

第4条 薬剤師班は、乙において編成する。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の供給、調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導
- (4) その他、甲と乙が双方に必要と認めた業務

（指揮命令）

第6条 薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する薬剤師班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が供給する。ただし、緊急の場合は、当該薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

(調剤費等の負担)

第10条 救護所等における調剤等に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更につ

いて意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡薬剤師会
会 長 向井 秀光

災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して薬剤師班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

（緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

（連絡調整事項）

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (4) その他医療救護活動に関すること。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「薬剤師班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定により薬剤師班を派遣したときは、「薬剤師班緊急派遣報告書」（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、当該薬剤師班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の額）

第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。

- 2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
- 3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあつては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。
- 4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要した額とする。

（費用弁償等の請求）

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が薬剤師班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が薬剤師班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」（第7号様式）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

（支払）

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡薬剤師会
会 長 向井 秀光

別表（第6条関係）

区 分	日当（1人1日）	超過勤務手当	旅 費
薬剤師	鹿児島県災害救助法施行細則（昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条）に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額	さつま町職員等の旅費に関する条例（平成17年さつま町条例第45号）に規定する一般職に属する職員の例により算定した額

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2（第11条関係）による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

記

班 名	薬剤師班 活動場所	薬剤師班員 出 動 数	活 動 状 況	災害の概要
		薬剤師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動（ ） 医薬品等仕分品目数 品目 その他（ ）	
		薬剤師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動（ ） 医薬品等仕分品目数 品目 その他（ ）	
		薬剤師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動（ ） 医薬品等仕分品目数 品目 その他（ ）	

第2号様式（第4条関係）

薬 剤 師 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所

第3号様式（第4条関係）

医療品等使用報告書

班名 _____

品 名	規 格	数 量	実 費	
			単価（円）	金額（円）

第4号様式（第4条関係）

薬剤師班緊急派遣報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会
会長

_____地域で発生した_____災害において、緊急に薬剤師班を派遣する必要がある、下記のとおり薬剤師班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

班 名	薬剤師班 活動場所	薬剤師班員 出 動 数	活 動 状 況	災害の概要
		薬剤師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動（ ） 医薬品等仕分品目数 品目 その他（ ）	
		薬剤師 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動（ ） 医薬品等仕分品目数 品目 その他（ ）	

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故（傷病、死亡）者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	
職種		所属			
住所					
傷病名		程度	重症・中等症・軽傷	死亡	
受 傷 （ 発 病 ） 日 時					
受 傷 （ 発 病 ） 場 所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第6号様式（第7条関係）

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会

会長

印

_____地域で発生した_____災害における 年 月 日から 年
月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長 様

申請者住所

氏名

印

_____地域で発生した_____災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

記

氏名		性別	男・女		年齢	
職種		所属				
住所				申請者との続柄		
受 傷 （ 発 病 ） 日 時						
受 傷 （ 発 病 ） 場 所						
死 亡 原 因						
死 亡 日 時						
死 亡 場 所						
傷病名、傷病の程度 及び身体の状態						
休 業 日 数		年 月 日から 年 月 日まで 日間				
休業期間中における業務上の収入の有無					有 ・ 無	
扶助金支給基礎額		円	請求する扶助金の種類			
負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額		氏名	続柄	生年月日	職業	備考

添付書類

- 15 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 16 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 17 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの）
- 18 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 19 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 20 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 21 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

13-8 国との協定

鶴田ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省九州地方整備局鶴田ダム管理所長（以下「甲」という。）と、さつま町長（以下「乙」という。）は、乙がさつま町周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等が発生し、又は発生が予想される場合（以下「洪水時等」という。）に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とする。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、さつま町周辺における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供に限る。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

- (1) 洪水時等に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- (2) 甲が設置している情報表示設備を用いた電光表示情報

2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1，2に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより水防体制に有る場合、又は警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない場合がある。

2 乙は、原則としてさつま町周辺において災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合以外には、警報設備等を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年5月22日

甲 国土交通省九州地方整備局
鶴田ダム管理所長 今井 徹

乙 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2
さつま町長 井上 章三

別表－１ 警報局所在地

警報局等の名称	警報所の所在	摘 要
鶴田ダム	鹿児島県薩摩郡さつま町神子字打込 3988-2	
神子	鹿児島県薩摩郡さつま町大字神子字中間前畑 5916	
前田	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字川口前田 5294-4	
柏原	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字頭無シ 4503-2	
餅坂	鹿児島県薩摩郡さつま町湯田字餅坂 2870-6	
屋地	鹿児島県薩摩郡さつま町時吉字轟ノ上 44-1	
城之口	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地字城之口 1039	
園田	鹿児島県薩摩郡さつま町西新町 23-11	
川口	鹿児島県薩摩郡さつま町大字虎居字下川口 5509	
船木	鹿児島県薩摩郡さつま町船木字鋪之段 1582-2	
山之口	鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字山之口 4686-3	
須杭	鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字桑田 3745-2	
石橋	鹿児島県薩摩郡さつま町大字二渡字石橋 1135-2	

別表－２ 電光表示板所在地

表示板の名称	表示板の所在	摘 要
神子	鹿児島県薩摩郡さつま町大字神子字清水	
柏原	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原	
宮都大橋	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地川原地先	
虎居	鹿児島県薩摩郡さつま町虎居	
柏原橋	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原	両面
轟の瀬	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町	両面

川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「甲」という。）とさつま町長（以下「乙」という。）は、それぞれが整備する川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

本協定は、甲と乙が整備する光ファイバー網を相互に接続し、河川に関する情報等を相互に交換し共有することにより、広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条 対象範囲

本協定の対象範囲は、光ファイバー網の相互接続及び甲乙による相互交換情報とする。

第3条 相互の接続先

光ファイバー網の相互接続及び情報の交換は、九州地方整備局とさつま町の間で行うものとする。

第4条 接続の方法

接続にあたっては、甲乙が十分に調整のうえ施工するものとする。

- 2 相互接続運用を行う場合には、接続相手先の業務（河川管理等の情報伝達）に支障のないように施工するものとする。

第5条 情報の内容

甲及び乙が交換し共有する情報の内容は、甲乙が所掌する施設管理業務や防災活動などにおいて有用な情報とする。

第6条 施設の設置

第2条に規定する光ファイバー網の相互接続及び情報を交換するために必要な施設（光ファイバー、情報端末機等）は、甲乙がそれぞれ設置するものとする。施設（光ファイバー、情報端末機等）の設置に要する費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

第7条 施設の維持管理

前条に規定する施設（光ファイバー、情報端末機等）の維持管理は、甲乙がそれぞれ行い、維持管理に要する費用は甲乙がそれぞれ負担するものとする。

第8条 財産の帰属

第6条に基づき設置した施設（光ファイバー、情報端末機等）については、施設の設置に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

第9条 細目協定

本協定を実施するために必要な細目事項については、別途細目協定を定めるものとする。

第10条 従前の協定の取扱

本協定は、従前より甲乙の間で締結された協定などに変更を加えるものではなく、本協定の締結以前に締結されている事項に一切変更を及ぼすものではない。

第 11 条 疑義の解決

この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

第 12 条 協定の改廃

この協定は、甲乙の協議により改廃できるものとする。

附 則

この協定は平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 21 年 3 月 30 日

甲 国土交通省九州地方整備局長

岡 本 博

乙 さ つ ま 町 長

井 上 章 三

川内川河川管理用光ファイバー網等の相互接続等に関する細目協定書

国土交通省九州地方整備局企画部長及び河川部長（以下「甲」という。）とさつま町長（以下「乙」という。）は、平成21年3月30日付けで、国土交通省九州地方整備局長とさつま町長とで締結した「川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第9条に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

第1条 情報の伝送手段

河川に関する情報等の伝達手段は、原則として光ファイバー網によるものとする。

第2条 相互の接続先及び接続時期

基本協定書第3条に規定する相互の接続先は、九州地方整備局川内川河川事務所とさつま町とする。

また、接続時期は原則として平成21年度とする。

第3条 情報の内容

甲及び乙が交換し共有する情報の内容は別表1のとおりとする。

ただし、別表1を変更する必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

なお、情報の交換は、甲及び乙の整備状況の進捗にあわせて行うものとする。

第4条 情報の取扱

基本協定書第2条の規定に基づき交換する情報に係る一切の権利は、当該情報を保有する機関に帰属する。

2 基本協定書第2条の規定に基づき情報の提供を受けた機関は、基本協定書第1条の目的の範囲内において当該情報を使用するものとする。

また、当該情報を自己の関係機関を除く第三者に提供する場合は、事前に相手の了解を得るものとする。

第5条 関係機関

前条第2項に規定する関係機関は、別表2のとおりとする。

ただし、別表2を変更する必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

第6条 情報の交換時間

情報の交換は常時行うものとする。

ただし、甲及び乙の職員を配置しなければならない時間は、災害の発生が予想される場合、その他必要があると認められる場合を除きそれぞれの勤務時間とする。

第7条 施設の運用

甲及び乙は、定期点検等により施設の運用及び情報の交換を計画的に停止する場合は、事前に相手方と連絡調整する。

また、施設の故障や事故等による突発的な原因により運用が停止し、情報の交換に支障が発生した場合は、相互に協力して復旧に努めるものとする。

- 2 前項に規定する連絡調整を行う場合の連絡先は、九州地方整備局川内川河川事務所調査課及びさつま町総務課とする。

第8条 工事等による運用中断等に係る協議

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は事前に相手方と協議して処置を定めるものとする。

- 一 光ファイバー網の改築・修繕及び災害復旧により運用の中断が予測される場合。
- 二 第三者が実施する工事等の原因により甲又は乙の所有する光ファイバー網の運用の中断が予測される場合。

- 2 甲及び乙は、前項の規定に係わらず緊急やむを得ない理由により運用が中断した場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

第9条 施設の施工区分及び管理区分

基本協定書第6条の規定に基づき設置する施設の施工区分及び基本協定書第7条に規定する管理区分は原則として別図1のとおりとするが、これによりがたいときは甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

- 2 施設の施工及び管理については、甲は九州地方整備局川内川河川事務所が、乙はさつま町がそれぞれ実施するものとする。

第10条 施設の変更

甲及び乙は、基本協定書第6条の規定に基づき設置した施設を変更する場合は、事前に協議するものとする。

ただし、相手方に費用の負担を発生させない軽微なものは除くものとする。

第11条 従前の協定の取扱

本細目協定は、従前より甲乙間で締結された協定などに変更を加えるものではなく、本細目協定の締結以前に締結されている事項に一切変更を及ぼすものではない。

第12条 疑義の解決

この細目協定に定めがない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

第13条 細目協定の変更

この細目協定は、甲及び乙の協議により変更できるものとする。

附 則

この細目協定は、平成21年 3月31日から施行する。

本細目協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 3月31日

甲 国土交通省九州地方整備局

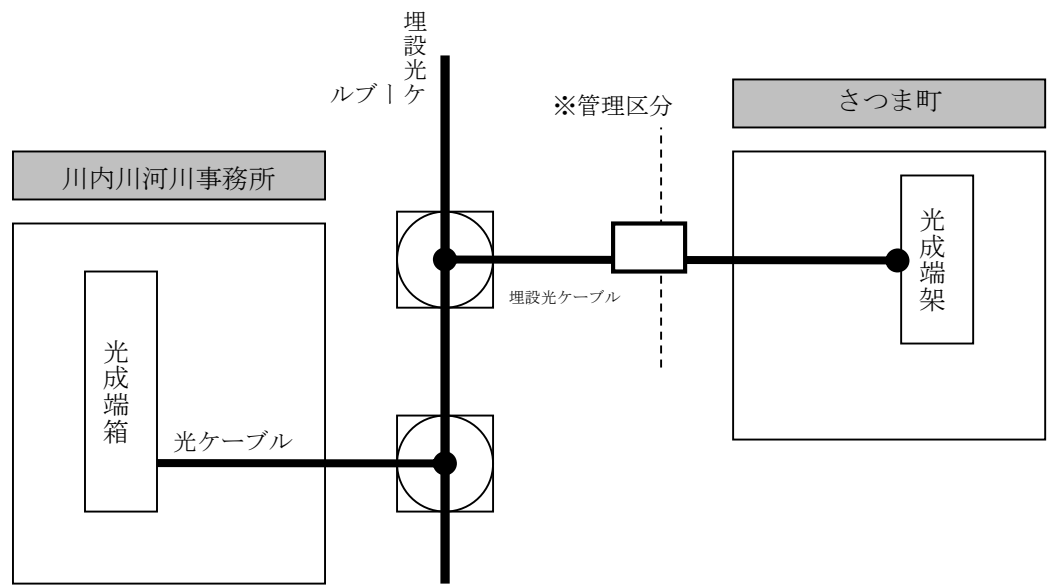
企画部長 森 北 佳 昭

河川部長 藤 澤 寛

乙 さつま町

町 長 井 上 章 三

別図 1 光ファイバーケーブル等の施工及び管理区分の責任分界



別表 1 情報の内容（案）

川内川河川情報	① 河川監視画像
	② 気象観測情報（雨量、水位、風向風速）
	③ ダム諸量情報
	④ レーダ雨量情報
	⑤ 水閘門情報
その他	① 防災情報等の広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上に寄与する情報

別表 2 関係機関

情報受信機関	関係機関
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所	1 国土交通省及び国土交通省所属の各機関
	2 国土交通省及び国土交通省所属の各機関が送信または受信を行う政府関連機関
	3 川内川流域関係県（鹿児島県、宮崎県）
	4 川内川流域関係市町（薩摩川内市・伊佐市・湧水町・えびの市）
さつま町	1 さつま町及びさつま町所属の各機関
	2 さつま町管内にある常備消防関係機関

さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）とさつま町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、九州地方整備局とさつま町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員をさつま町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生の恐れがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局川内川河川事務所長又は鹿児島 国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書 にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けたさつま町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、

局長は、あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第６条 第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第１条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第１条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則としてさつま町の負担とするが、第１条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第７条 九州地方整備局企画部防災課とさつま町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第８条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

２ この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、さつま町においては総務課長とする。

(運用)

第９条 この協定書は、平成２３年８月１７日から適用する。

平成２３年８月１７日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目１０番７号

国土交通省九州地方整備局長 中 嶋 章 雅

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地１５６５番地２

さつま町長 日 高 政 勝

別紙－ 1

文 書 番 号
年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

さ つ ま 町 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり
応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

別紙－２

文 書 番 号
年 月 日

さ つ ま 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあった標記については、「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第４条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- １ 期間
- ２ 場所
- ３ 要請内容
- ４ その他

別紙－３

文 書 番 号
年 月 日

さ つ ま 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第５条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- １ 期間
- ２ 場所
- ３ 要請内容
- ４ その他

1 4 様式等関係

14-1 災害概況即報

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分						
		都 道 府 県								
		市 町 村 (消防本部名)								
		報告者名								
災害名		(第 報)								
災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

14-2 被害状況即報

都道府県				区 分		被 害			
災 害 名	災害名			そ	田	流失・埋没	ha		
報 告 番 号	第 報				冠	水	ha		
報 告 者 名	(月 日 時現在)				畑	流失・埋没	ha		
					冠	水	ha		
					文	教 施 設	箇所		
					病	院	箇所		
					道	路	箇所		
					橋	り よ う	箇所		
					河	川	箇所		
					港	湾	箇所		
区 分	被 害			の	砂	防	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			清 掃 施 設		箇所		
	行 方 不 明 者	人			崖 く ず れ		箇所		
	負 傷 者	重 傷	人		鉄 道 不 通		箇所		
		軽 傷	人		被 害 船 舶	隻			
住 家 被 害	全 壊	棟			他	水	道	戸	
		世帯				電	話	回線	
	半 壊	棟				電	気	戸	
		世帯				ガ	ス	戸	
	一 部 破 損	棟				ブ	ロ ッ ク 塀 等	箇所	
		世帯							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
	床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数		世帯			
		世帯		り 災 者 数		人			
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	建	物 件			
	そ の 他	棟			危 険 物 件				
					そ の 他 件				

区分		被害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 市 町 村						
公 立 文 教 施 設	千円					災 適 用 市 町 村 法 名	計				
農 林 水 産 業 施 設	千円										
公 共 土 木 施 設	千円										
そ の 他 の 公 共 施 設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数	団体										
そ の 他	農 業 被 害	千円						消防職員出動延人数	人		
	林 業 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円									
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
	そ の 他	千円									
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人						
備 考	災害発生場所										
	災害発生年月日										
	災害の種類概況										
	応急対策の状況										
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況										

※被害額は省略することができるものとする。

14-3 災害報告の判定基準

区 分		被 害 の 判 定 基 準
死	者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明	者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷	者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住	家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家		住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

14-4 広報案文

1 風水害時の広報案文

〔共通事項〕

（放送文の前の放送）

◎ こちらは、ぼうさい〇〇〇〇です。

◎ ぼうさい〇〇〇〇から、お知らせします。

（以下放送文は、2回繰り返す）

〔案文1〕 気象情報の伝達

◎ 台風〇号は、本日〇時、〇分現在〇〇の〇〇にあって、毎時〇〇kmの速さで〇〇に進んでいます。

このため、ただ今、県下に〇〇警報（注意報）が発令されました。

この情報によりますと、これから〇〇にかけて、暴風域に入り、風雨ともに強くなると考えられます。

今後の気象情報に十分注意し、厳重に警戒してください。

〔案文2〕 避難指示、避難時の注意事項

◎ 台風〇号による大雨のため、〇〇地区では浸水の恐れができました。

〇〇地区の皆さんは、全員〇〇学校、体育館に避難してください。

なお、避難する時は、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎ 台風〇号の影響による、〇〇川の増水のため〇〇附近の堤防が決壊する恐れができました。このため、〇〇地区の皆さんは、万一に備え全員〇〇学校、体育館に避難してください。

なお、避難するときは、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎ 皆さん、避難時には最小限の着替え、食料、飲料水、懐中電灯、貴重品の携帯を忘れないで下さい。避難は、関係者の誘導に従って行動して下さい。

また、避難先では、家族の安全確認を行い、責任者の方または町職員に報告して下さい。

〔案文３〕 避難の指示（がけ崩れ）

- ◎ 町内〇〇地区で、がけ崩れが発生しました。〇〇地域の危険区域の方は、至急避難して下さい。
 避難所は、〇〇学校、体育館です。
- 最寄りの避難所へ、隣近所誘い合って避難して下さい。
- また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず落ち着いて行動して下さい。

〔案文４〕 避難の指示（洪水）

- ◎ 〇〇地区で、〇〇川が氾濫しました。氾濫区域が広がる恐れがあります。〇〇地区の人は、直ちに〇〇学校、体育館に避難して下さい。
- お互いに助け合って直ちに避難して下さい。
- （係員の指示に従って下さい。）

〔共通事項〕

（放送文の後に放送）

- ◎ こちらは、ぼうさい〇〇〇〇です。

２ 地震時の広報案文

〔案文１〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震直後〕

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。〇〇の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- （津波の危険が予想される場合は、津波関係広報案文も含めて伝達する）
- ◎ まわりの建物を見て下さい。建物が壊れていたら、中に人がいないか近所の人と確かめてください。人がいるときは、近所の人と協力して、助け出して下さい。助け出すことが出来ないときは、自主防災組織の人、消防団の人に伝えてください。

〔案文２〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震後間もなく〕

- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。
- 〇〇〇の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。
- 今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。
- ◎ 先程の地震に伴う余震が、今後予想されます。
- 皆さん！ 余震をおそれず、落ち着いて行動して下さい。
- 崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。

〔案文 3〕 火災発生状況

- ◎ ○○○付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、○○地区の火災は、(○○方面へ) 燃え広がっています。
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ) 避難して下さい。

〔案文 4〕 避難の準備の周知〔火災、土砂災害などによる二次災害危険に対し〕

- ◎ 現在、△△地区は○○のため危険な状態になりつつあります。
いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は、2 食分程度の水と食料、非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
- ◎ ○民の皆さん、避難の用意をして下さい。○○付近で発生した火災は、いぜん延焼中です。風下にあたる□□地域では、お年寄りや子供さんを安全な△△公園へ早めに避難させて下さい。また、元気な方は、消防団の消火活動に協力してください。

〔案文 5〕 避難の指示、避難誘導

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難して下さい。
- ◎ お知らせします。○○周辺は、○○のため避難勧告(指示)が出されました避難先は○○小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
- ◎ ○○の方は○○公園、○○小学校に避難して下さい。
- ◎ ただいま、○○一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで○○公園に避難して下さい。

〔案文 6〕 避難所(避難収容所)の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
避難所は、△△地区の避難所は○○と○○に設置されています。また、□□地区の避難所は◎◎に設置されています。

〔案文 7〕 重傷者受け入れ可能医療機関

- ◎ 地震により重傷を負われた方の診療・受け入れは、○○医院、○○病院で行っております。
しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災組織などで、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。
なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

〔案文 8〕 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
- ・亡くなった方 〇〇人 ・行方のわからない方 〇〇人
 - ・重傷者 〇〇人 ・軽傷者 〇〇人
 - ・全壊家屋 〇〇棟 ・半壊家屋 〇〇棟
- ◎ 現在、□□地区の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
- テレビやラジオからの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔案文 9〕 交通の状況

- ◎ 現在、町内のすべての道路（〇〇通り）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。町内の皆さん、自動車は使用しないで下さい。
- ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

15 その他

15-1 町内指定文化財一覧

1 県指定

番号	種 別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者
1	記念物 史跡	宗功寺墓地	虎居 5254・5255	所有者 島津忠之 管理者 さつま町
2	有形民俗 文化財	虎居の庚申塔	虎居 1781	西郷優子
3	天然記念物	カワゴケソウ科	さつま町	さつま町
4	有形文化財 建造物	興詮寺（本堂）内陣	広瀬 1175	宗教法人 興詮寺
5	有形民俗 文化財	鶴田の庚申塔	鶴田 3830	さつま町
6	記念物 史跡	柏原大願寺跡墓塔群（開山堂跡・薬師堂跡）	柏原字上大願寺 2636 及び 2630	さつま町、徳永秀人
7	〃	永野別府原古墳群	永野別府原	さつま町
8	無形民俗 文化財	鷹踊	求名下手	鷹踊保存会

2 町指定

番号	種 別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者
1	有形民俗 文化財	佐志切開殿の供養塔群	広瀬 376	前目公民会
2	〃	十三佛	田原 718—乙—2	あながわ公民会
3	無形民俗 文化財	狩おどり	泊野	宮田集落
4	有形文化財 書籍	宮之城記	宮之城屋地 1547	相良徹
5	〃	宮之城記	宮之城歴史資料センター収蔵	関盛充
6	〃	祁答院記	宮之城歴史資料センター収蔵	さつま町
7	有形民俗 文化財	二渡石塔殿	二渡 5062	水流フクエ
8	有形文化財 絵画	島津長丸肖像画	宮之城歴史資料センター収蔵	盈進小学校
9	有形民俗 文化財	市野の田の神像	泊野	市野集落
10	〃	荒瀬の六地藏石塔	山崎	荒瀬公民会
11	〃	湯田の磨崖仏	湯田 3303	辻園一幸

12	有形民俗 文化財	悪四郎石	平川 7677—1	下平川公民会
13	〃	一ツ木の六地藏	虎居	一ツ木公民会
14	〃	天長寺法印有海塔	湯田	後藤禎二
15	〃	興全寺墓地	広瀬	宗教法人 興詮寺
16	有形文化財 古文書	山崎郷仮屋文書	宮之城歴史資料センター収蔵	さつま町
17	有形民俗 文化財	佐志の摩利支天像	広瀬 摩利支天内	内田治行
18	〃	湯田の方柱板碑	湯田 947	堀池弘
19	記念物 史跡	大道寺歴代住職の石塔群	宮之城屋地字峯下 1482 番地 1 ほか	さつま町
20	〃	宗功寺歴代住職の石塔群	虎居字松尾地内	松尾キミ、福留香
21	有形文化財 古文書	徳川家康起請文 写	宮之城歴史資料センター収蔵	図師勉
22	〃	西南戦争薩軍の回達	宮之城歴史資料センター収蔵	大磯巖
23	記念物 史跡	島津金吾歳久等の供養塔群	宮之城屋地 1006 番地 3	南方神社氏子総代 井上和夫
24	有形文化財 彫刻	伝 島津尚久の木像	宮之城歴史資料センター収蔵	宇治野真一朗
25	無形民俗 文化財	時吉の金山踊り	時吉地内	時吉区公民館
26	記念物 史跡	権太郎石	五里国有林 45 ち林小班	北薩森林管理署
27	〃	神興寺僧侶の墓石塔群	紫尾町口 3452～3480	さつま町
28	〃	快善法印入定の碑	紫尾十良 2198—1	外園政秋
29	有形民俗 文化財	紫尾の田の神	紫尾荒井ノ手 5398—1	さつま町
30	〃	神子轟の水神祠山神祠	神子水天ノ元 516	さつま町
31	天然記念物	竹林寺跡の銀杏	鶴田諏訪防 2928—3	鶴田区
32	記念物 史跡	方柱石塔婆	紫尾十良 2163	紫尾区
33	〃	首塚	鶴田田間田 289	さつま町
34	〃	町石	紫尾（県道脇）	田島伸一ほか
35	〃	空覚塔	紫尾十良 2163	紫尾区
36	〃	湯田原古墳	鶴田上ノ原 2438—9	朝隈八重
37	〃	小松原古墳	柏原小松原 2174—3	福岡利巳
38	有形文化財 古文書	鶴田再撰方札帳	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町

39	有形文化財 古文書	祁答院記	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町
40	〃	鶴田惣廻縄引帳	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町
41	記念物 史跡	紫尾権現跡・紫尾山神興寺跡	紫尾十良 2164	紫尾区
42	〃	紫尾山神興寺跡の六地藏	紫尾十良 2164	紫尾区
43	〃	柏原山下の供養塔群	柏原山下 1610—1	さつま町
44	〃	鶴田郷の地頭仮屋跡	鶴田赤坂 3423—1	さつま町
45	〃	旧道の柳野橋	神子柳野（柳野川）	さつま町
46	天然記念物	鶴田のイチイガシ	鶴田樋脇 884	増田チリ
47	記念物 史跡	梅君ヶ城跡	鶴田城内 3129—1	城内集落
48	〃	太閤陣跡	鶴田竹下 1071	鶴田区
49	〃	竹林寺跡の石塔群	鶴田諏訪防 2926	さつま町
50	有形文化財 工芸品	銅鏡	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町
51	〃	五社大明神の神体五像	鶴田諏訪防 2926	鶴田区
52	有形民俗 文化財	仮面	鶴田萩ノ平 3567	井上武則
53	記念物 史跡	興禅寺跡の石塔群	柏原興禅寺 772	前畑経喜
54	有形文化財 工芸品	柏原鎮守神社の神体五像	柏原夜星川 615—3	大願寺集落
55	無形民俗 文化財	紫尾幣舞い	紫尾	紫尾区
56	有形文化財 工芸品	崇廟諏訪大明神の神体二像	神子櫃ヶ迫 771	岩崎平一
57	記念物 史跡	逢萊善福寺跡の石塔群	鶴田島廻り 581	朝隈八重
58	〃	下丁場の磨崖物	永野岩元	岩下源蔵ほか 11 名
59	〃	長福寺跡古石塔群	求名下手	下手公民会長
60	無形民俗 文化財	北方町の俵踊り	中津川北方町	代表者 中原美佐子
61	〃	岩元の秋津舞	永野岩元	代表者 岩下源蔵
62	〃	上中福良の痘瘡踊り	求名上中福良	上中福良公民会長
63	記念物 史跡	小永田の笠塔婆	求名下手	土器知恵子
64	〃	嘉元の三重石塔	中津川 大石神社境内	代表者 一丁田昭信
65	有形文化財 彫刻	伽藍神	求名境田	湯田ちく

66	有形文化財 歴史資料	求名字絵図	求名 12753— 3	さつま町
67	有形文化財 絵画	釈迦涅槃図	永野 2625	宗教法人 浄土真宗 本願寺派 泉福寺
68	天然記念物	稲富神社古木群	求名 2681— 1	宗教法人 稲富神社 宮司 赤崎弘道

15-2 災害救助法施行細則（別表第 1 及び第 2）

別表第 1（第 4 条関係）

〈救助の程度；方法及び期間〉

1 収容施設の供与

(1) 避難所

- ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。
- イ 「避難所」は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して実施する。
- ウ 「避難所」設置のための支出費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて「避難所」での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する「福祉避難所」を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。

（基本額）

避難所設置費 100 人 1 日当たり 30,000 円以内

（加算額）

冬季（10 月から 3 月まで）については、別に定める額を加算する。

- エ 「避難所」の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

- ア 「応急仮設住宅」は、住家が全壊し、全焼し、又は流出して居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容する。
- イ 「応急仮設住宅」の 1 戸当たりの規模は 29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための支出費用は 2,342,000 円以内とする。
- ウ 「応急仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがあり、1 施設当たりの規模及びその設置のための支出費用はイにかかわらず、別に定めるところによる。
- エ 「応急仮設住宅」は、高齢者等であつて日常生活において特別な配慮を要する複数のものを収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設として設置することがある。
- オ 「応急仮設住宅」は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- カ 「応急仮設住宅」の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項後段に規定する期限までとする。
- キ 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 「炊き出しその他による食品の給与」は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。
- イ 「炊き出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物による。
- ウ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施するための支出費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。
- エ 「炊き出しその他による食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することがある。

(2) 飲料水の供給

- ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- イ 「飲料水の供給」を実施するための支出費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品並びに資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 「飲料水の供給」の実施期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のための支出費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200
冬季	10月から3月まで	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 5,600	円 7,500	円 11,300	円 13,700	円 17,400	円 2,400
冬季	10月から3月まで	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300

(4) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。

イ 「医療」は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において「医療」（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがある。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行う。

- ・ 診療 ・ 薬剤又は治療材料の支給 ・ 処置、手術その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容 ・ 看護

エ 「医療」のための支出費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。

イ 「助産」は、次の範囲内において行う。

- ・ 分べんの介助
- ・ 分べん前及び分べん後の処置
- ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のための支出費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

エ 「助産」の実施期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

- (1) 「災害にかかった者の救出」は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出とする。
- (2) 「災害にかかった者の救出」のための支出費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 「災害にかかった者の救出」の実施期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 「住宅の応急修理」は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。
- (2) 「住宅の応急修理」は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のための支出費用は、1 世帯当たり 500,000 円以内とする。
- (3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊し、全焼し、又は流失して災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 「生業に必要な資金の貸与」としての貸付金額は、次の範囲内の額とする。
 - ア 生業費 1 件当たり 30,000 円
 - イ 就職支度金 1 件当たり 15,000 円
- (4) 「生業に必要な資金の貸与」には、次の条件を付する。
 - ア 貸与期間 2 年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「障害児教育諸学校」という。）の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び障害児教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、障害児教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- (2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 「学用品の給与」のための支出費用は、次の額の範囲内とする。
 - ア 教科書代
 - ・ 小学校児童及び中学校生徒
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費
 - ・ 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具費及び通学用品費

小学校 児童 1人当たり 4,100 円
 中学校 生徒 1人当たり 4,400 円
 高等学校 生徒 1人当たり 4,800 円

- (4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
 (2) 「埋葬」は、埋葬又は火葬を実際に実施する者に対して原則として次に掲げる現物を支給する。
 ア 棺（附属品を含む。）
 イ 埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員等雇上費を含む。）
 ウ 骨つば及び骨箱
 (3) 「埋葬」のための支出費用は、1体当たり大人199,000円、小人159,200円以内とする。
 (4) 「埋葬」は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 「死体の搜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
 (2) 「死体の搜索」のための支出費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 (3) 「死体の搜索」は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
 (2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行う。
 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 イ 死体の一時保存
 ウ 検案
 (3) 検案は、原則として救護班によつて行う。
 (4) 「死体の処理」のための支出費用は、次に掲げるところによる。
 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。
 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。
 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 (5) 「死体の処理」は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 障害物の除去

- 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
 (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
 (2) 「障害物の除去」のための支出費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とする。
 (3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 救助のための輸送及び賃金職員等雇上のための支出費用は、次の救助等の範囲内とする。
 ア 被災者の避難
 イ 飲料水の供給
 ウ 医療及び助産
 エ 災害にかかった者の救出
 オ 死体の搜索
 カ 死体の処理
 キ 救済用物資の整理配分
 (2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

別表第 2（第 11 条関係）

〈実費弁償の基準〉

1 災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

区分	日当（1 人 1 日）	超過勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	17,400 円以内	県職員の医療職給料表(1)の 2 級 1 号給を給されている者が受けることができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表 4 級の職務にある者の旅費相当額以内
薬剤師	11,900 円以内	県職員の医療職給料表(2)の 5 級 1 号給を給されている者が受けることができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表 4 級の職務にある者の旅費相当額以内
保健師、助産師及び看護師	11,400 円以内	県職員の医療職給料表(3)の 3 級 1 号給を給されている者が受けることができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表 3 級の職務にある者の旅費相当額以内
土木技術者及び建築技術者	17,200 円以内	県職員の行政職給料表の 3 級 1 号給を給されている者が受けることができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表 3 級の職務にある者の旅費相当額以内
大工、左官及びとび職	20,700 円以内	県職員の行政職給料表の 2 級 2 号給を給されている者が受けることができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表 2 級の職務にある者の旅費相当額以内

2 災害救助法施行令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

15-3

和5年3月31日

鹿児島県危機管理防災局

災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針

1 趣 旨

災害時における死者・行方不明者等の氏名等の公表について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）の規定の趣旨を踏まえ、以下のとおり公表方針を定める。

2 用語の定義

- (1) 災害：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- (3) 安否不明者：行方不明者となる疑いのある者
- (4) 死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

3 公表の基準（個人情報の取扱い）

(1) 個人情報の利用目的

法第61条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的を下記のとおり取り扱うものとする。

① 個人情報取扱事務の名称

- ・ 災害時における死者・行方不明者等のリストの取扱いに関する事務

② 個人情報の利用目的

- ・ 行方不明者及び安否不明者（以下「行方不明者等」という。）の搜索
- ・ 救出・救助活動の効率化・円滑化に資するため、行方不明者等の絞り込みが必要である場合における行方不明者等の氏名等の公表

③ 個人情報の収集先

- ・ 市町村

(2) 行方不明者等

行方不明者等の氏名等は、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。次の要件をすべて満たす場合は、法の規定の趣旨を踏まえ、氏名等を公表する。なお、公表した後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その時点から非公表とする。

- 〔 ア 氏名等を公表することが、救出・救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれること。
イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。 〕

(3) 死 者

死者に関する情報については、法の対象ではないが、死者に関する情報が、遺族等に関する個人情報になる場合があることから、次の要件をすべて満たす場合に限り、氏名等を公表する。

- 〔 ア 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
イ 氏名等を公表することについて、遺族等の同意があること。 〕

【行方不明者等及び死者の公表基準（総括）】

区 分	救出・救助活動の効率化・円滑化に資する	住民基本台帳の閲覧制限	家族（遺族）等の同意の状況	公表・非公表
行方不明者等	○	なし		公表
		あり		非公表
	×			
死 者		なし	同意	公表
			不同意	非公表
		あり		

- 4 被災状況と併せて、公表する情報は、原則として氏名、住所（市町村（大字まで））、性別、年齢又は年代とする。

5 公表方法

報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載する。

6 公表に係る役割分担

- (1) 県 : 死者・行方不明者等情報の一元的な集約、調整
氏名等の公表に係る可否判断
死者に係る遺族等の同意確認（災害の規模・状況に応じて市町村と連携して対応）
氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応
- (2) 市町村：市町村域における、死者・行方不明者等に関する情報の収集・精査
死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び死者に係る遺族等の同意確認
死者・行方不明者等のリストの作成及び県への提供
※同意を確認する遺族等の範囲は、原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者など、状況に応じて判断する。
- (3) 警察本部・第十管区海上保安本部：
人的被害の事実確認、県及び市町村との情報共有

7 その他

- (1) 県は、3に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し対応する。
- (2) この公表方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき取扱う。
- (4) 令和4年5月13日初版、令和5年3月31日見直し